

平成20年度

包括外部監査結果報告書

テーマ 財政的援助団体等の財務に
関する事務の執行について

岐阜県包括外部監査人
公認会計士 堀 幸 造

目 次

	頁
第 1 部 包括外部監査の概要	
第 1 . 監査の種類	1
第 2 . 選定した特定の事件	1
第 3 . 監査対象年度	1
第 4 . 監査実施期間	1
第 5 . 事件を選定した理由	1
第 6 . 外部監査の方法	1
1 . 監査の要点	1
2 . 監査対象部署	2
第 7 . 監査従事者	3
第 8 . 利害関係	3
第 2 部 岐阜県の財政状態と外郭団体の分析	
第 1 . 岐阜県の財政状態の分析	4
1 . 歳入実績の推移	4
2 . 歳出実績の推移	5
3 . 岐阜県債残高と利払額の推移	6
4 . 財源対策として活用可能な積立基金の推移	7
5 . 岐阜県の財政状況の総括	8
第 2 . 岐阜県の外郭団体の分析	9
1 . 外郭団体数の推移	9
第 3 部 全体的な指摘事項と意見	
第 1 . 選定した外郭団体の概括的評価	10
1 . 選定した外郭団体の一般会計に占める事業費と管理費の割合	10
2 . 事業費比率から見た外郭団体の総評	10
第 2 . 外郭団体における概要について	11
1 . 財団法人 花の都ぎふ花と緑の推進センター	11
2 . 財団法人 ソフトピアジャパン	12
3 . 財団法人 岐阜県建設研究センター	13
4 . 財団法人 岐阜県健康長寿財団	14
5 . 財団法人 岐阜県産業経済振興センター	15
6 . 財団法人 岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	16
7 . 財団法人 岐阜県研究開発財団	17
8 . 財団法人 岐阜県教育文化財団	18

	頁
9 . 社団法人 岐阜県森林公社	19
第3 . 外郭団体の理事・職員について	21
1 . 平成 20 年 3 月 31 日現在の理事・職員の状況	21
2 . 県からの派遣理事・職員の人件費負担について	21
3 . 形骸化した理事会及び理事構成の再検討について	22
4 . 監事の出席の無い理事会開催について	22
第4 . 補助金について	23
第5 . 委託料について	25
第6 . 固定資産・物品の取得、管理、廃棄について	27

第4部 選定団体の概要分析と監査結果(指摘及び意見)

【財団法人 花の都ぎふ花と緑の推進センター】	29
. 財団の概要	29
1 . 団体名	29
2 . 所管課	29
3 . 設立年月日	29
4 . 沿革	29
5 . 設立目的	30
6 . 主な業務内容	30
7 . 組織体制	33
8 . 事業状況	34
. 外部監査の結果	36
1 . 岐阜県の当該公園に対するビジョンと公園運営の今後の方針について	36
2 . 花の都ぎふ推進基金について	38
3 . P R 活動について	39
4 . 指定管理者制度における事業評価について	41
5 . 指定管理料の決定方法について	42
6 . 理事会について	43
7 . 時間外勤務簿、休日勤務及び夜間勤務命令簿の記載について	44
8 . 県派遣職員について	44
9 . 役員人事について	46
10 . 閑散期におけるゲートの閉鎖及び茶室、花ポットの稼働状況の改善	46
11 . 基金事業として花の都ぎふ推進基金助成事業について	47
12 . 委託料について	50
13 . 固定資産、物品について	54
【財団法人 ソフトピアジャパン】	59
. 団体の概要	59

	頁
1 . 団体名	59
2 . 所管課	59
3 . 設立年月日	59
4 . 沿革	59
5 . 設立目的	60
6 . 主な業務内容	60
7 . 組織体制	64
8 . 事業状況	65
. 外部監査の結果	67
1 . ソフトピアジャパンプロジェクトについて	67
2 . (財)ソフトピアジャパンの実施している主な事業について	67
3 . 財団の今後の方向性について	75
4 . 理事会について	78
5 . ソフトピアジャパン進出企業販路開拓支援事業費補助金について	79
6 . ソフトピアジャパン入居促進事業負担金支出について	80
7 . 委託料について	80
8 . 固定資産、物品について	83
【財団法人 岐阜県建設研究センター】	87
. 団体の概要	87
1 . 団体名	87
2 . 所管課	87
3 . 設立年月日	87
4 . 沿革	87
5 . 設立目的	88
6 . 主な業務内容	88
7 . 組織体制	90
8 . 事業状況	91
. 外部監査の結果	93
1 . 各事業区分における原価計算について	93
2 . 設計積算等事業の採算性について	94
3 . 財団の今後の方向性及びあり方について	96
4 . 理事会について	98
5 . 出勤簿と週休日・休日の振替え等の通知書、休日代休日指定簿との不整合	98
6 . 時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿の承認印について	99
7 . 正味財産増減計算書上の退職給付費用の計上について	100
8 . 人材チャレンジセンター事業の技術力向上研究会について	100

	頁
9 . 人材チャレンジセンター事業の経営合理化 I T 研修会について	101
10 . 委託料について	102
11 . 固定資産、物品について	105
12 . E T C カードの利用について	110
【財団法人 岐阜県健康長寿財団】	111
. 団体の概要	111
1 . 団体名	111
2 . 所管課	111
3 . 設立年月日	111
4 . 沿革	111
5 . 設立目的	111
6 . 主な業務内容	111
7 . 組織体制	113
8 . 事業状況	113
. 外部監査の結果	116
1 . 理事会について	116
2 . 会費収入	117
3 . 財団が所有する土地について	118
4 . 岐阜県温泉協会の事務代行について	119
5 . 複十字シール募金特別会計について	120
6 . 事業評価について	121
7 . 財団の方向性について	123
8 . 健康法実践リーダー友の会活動助成金	124
9 . 青年期における肥満者減少調査研究事業助成金	127
10 . 結核予防普及啓発活動助成金	128
11 . 県補助金収入（公衆衛生向上対策事業費補助金収入（事業費分））	128
12 . 収支計算書の表示	130
13 . 委託料について	130
14 . 固定資産、物品について	132
【財団法人 岐阜県産業経済振興センター】	135
. 団体の概要	135
1 . 団体名	135
2 . 所管課	135
3 . 設立年月日	135
4 . 沿革	135

	頁
5 . 設立目的	135
6 . 業務内容	135
7 . 組織体制	138
8 . 事業状況	138
. 外部監査の結果	141
1 . 理事会について	141
2 . 地域ベンチャーキャピタル支援事業について	141
3 . 設備導入事業	144
4 . 岐阜県小規模企業者等設備貸与事業等円滑化事業費補助金	147
5 . デザインセンター「TAKUMI工房」	149
6 . ひだ・みのじまん振興基金助成金	150
7 . 商店街競争力強化推進助成金	151
8 . 役職員の勤怠管理	152
9 . 委託料について	153
10 . 固定資産、物品について	156
【財団法人 岐阜県イベント・スポーツ振興事業団】	160
. 団体の概要	160
1 . 団体名	160
2 . 所管課	160
3 . 設立年月日	160
4 . 沿革	160
5 . 設立目的	161
6 . 主な業務内容	161
7 . 組織体制	161
8 . 事業状況	161
. 外部監査の結果	165
1 . 設備の稼働率	165
2 . 理事会について	168
3 . 組織	169
4 . 施設利用料	170
5 . 県民への一般開放	172
6 . 名誉顧問・スーパーバイザー設置事業	174
7 . 指導者養成派遣事業	175
8 . 優秀指導者配置事業	176
9 . 「武道フェスティバル in 岐阜」負担金	177
10 . スポーツ教室参加料収入	178

	頁
1 1 . 役職員の勤怠管理について	179
1 2 . 収支計算書における表示について	180
1 3 . 委託料について	181
1 4 . 固定資産、物品について	183
【財団法人 岐阜県研究開発財団】	187
. 団体の概要	187
1 . 団体名	187
2 . 所管課	187
3 . 設立年月日	187
4 . 沿革	187
5 . 設立目的	187
6 . 主な業務内容	187
7 . 組織体制	194
8 . 事業状況	194
. 外部監査の結果	197
(本部・テクノプラザ)	
1 . 理事会について	197
2 . 総務・経理部門の集約	197
3 . 経済産業省受託事業	198
4 . 県補助金収入について	199
5 . 産学官共同研究助成事業の公平性	200
6 . 産学官共同研究助成事業の採算性	202
7 . 収支計算書の表示	205
8 . 委託料について	205
9 . 固定資産、物品について	208
(サイエンスワールド)	
1 0 . 出前実験講座事業	211
1 1 . 入館者数の増加	212
1 2 . サイエンスショー、スペシャルワークショップ	214
1 3 . 岐阜県先端科学技術体験センター後援会	215
1 4 . 委託料について	218
(岐阜県国際バイオ研究所)	
1 5 . 自主財源の確保	221
1 6 . 庁舎管理費負担金支出	222
1 7 . 研究資材等購入支出	223
1 8 . 役職員の勤怠管理について	225

	頁
19 . 固定資産、物品について	225
(音楽療法研究所)	
20 . 事業活動の効率性	227
21 . 音楽療法の実績	227
22 . 講座受講料	228
【財団法人 岐阜県教育文化財団】	230
. 団体の概要	230
1 . 団体名	230
2 . 所管課	230
3 . 設立年月日	230
4 . 沿革	230
5 . 設立目的	231
6 . 主な業務内容	231
7 . 組織体制	231
8 . 事業状況	231
. 外部監査の結果	234
1 . 理事会について	234
2 . 生涯学習センター	235
3 . 音楽振興事業	237
4 . 岐阜県歴史資料館	239
5 . 岐阜県県政資料館	241
6 . 文化振興事業助成金	242
7 . 収支計算書の表示	247
8 . 役職員の勤怠管理について	248
9 . 委託料について	249
10 . 固定資産、物品について	251
【社団法人 岐阜県森林公社】	254
. 団体の概要	254
1 . 団体名	254
2 . 所管課	254
3 . 設立年月日	254
4 . 沿革	254
5 . 設立目的	255
6 . 主な業務内容	256
7 . 組織体制	258

	頁
8 . 事業状況	258
. 外部監査の結果	262
1 . 分収造林事業について	262
2 . 白山林道事業について	265
3 . 理事会について	269
4 . 出勤簿の記載について	269
5 . 保育保護事業費支出の契約について	270
6 . 入札について	272
7 . 委託料について	273
8 . 固定資産、物品について	275

第1部 包括外部監査の概要

第1. 監査の種類

地方自治法第252条の37の規定に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件

財政的援助団体等の財務に関する事務の執行について

第3. 監査対象年度

平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

但し、必要に応じ他の年度についても監査の対象とした。

第4. 監査実施期間

平成20年4月1日から平成21年3月24日

第5. 事件を選定した理由

第2部の第1で分析するように岐阜県の財政状態は大変厳しい状況にある。

このような状況においては、外郭団体も、効率的・効果的・合理的運営を行う必要がある。

また、岐阜県ではこのような財政状況の厳しさを受け、第2部の第2で分析するように外郭団体の整理統合を進めてきている。

従って、本年度の包括外部監査では、岐阜県からの補助金や貸付金及び岐阜県との取引が多い外郭団体を任意に選定し、効率的・効果的・合理的に運営されているか否か、具体的には、補助金の支出手続きの合規性及び金額の妥当性、委託料の支出手続きの合規性及び金額の妥当性、人件費の支払い手続き及び金額の妥当性、財産の購入手続き及び管理状況の適切性に付き監査し、併せて外郭団体の更なる統廃合に向けた検討状況を監査することは、岐阜県民にとって重要なものであると判断し、特定の事件として選定した。

第6. 外部監査の方法

1. 監査の要点

(1) 外郭団体における実施事業等について

実施事業は団体の設立目的に準拠しているか。

実施事業は社会的必要性に合致しているか。

事業規模と団体の組織体制はバランスが取れているか。

団体の収支状況と財務の健全性は確保されているか。

(2) 補助金の支出に関する事務の執行

補助金の支出に関する事務の執行が、関連法令及び条例・規則等に準拠しているか。

補助金の支出に関する事務の執行が、経済性・効率性、有効性及び公平性を考慮し実施されているか。

(3) 委託料の支出に関する事務の執行

委託料の支出に関する事務の執行が、関連法令及び条例・規則等に準拠しているか。

委託料の支出に関する事務の執行が、経済性・効率性、有効性及び公平性を考慮し実施されているか。

(4) 人件費に関する事務の執行

人件費に関する事務の執行が、関連法令及び条例・規則等に準拠しているか。

人件費に関する事務の執行が、効率性、合理性を考慮し実施されているか。

団体の業務量と職員の人数のバランスは適切であるか。

(5) 物品の購入及び資産の管理事務の執行

公有財産及び備品等の購入に関する事務の執行が、関連法令・規則等に準拠しているか。

公有財産及び備品等の購入に関する事務の執行が、経済性・効率性、有効性及び公平性を考慮し実施されているか。

公有財産及び備品等の管理に関する事務の執行が、関連法令・規則等に準拠しているか。

公有財産及び備品等の管理に関する事務の執行が、経済性・効率性及び有効性を考慮し実施されているか。

2. 監査対象部署

岐阜県の財政的援助団体の中から、補助金や貸付金及び岐阜県との取引が多い下記の法人を監査対象とした

団 体 名		所 管 課
財団法人	花の都ぎふ花と緑の推進センター	街路公園課
財団法人	ソフトピアジャパン	情報産業課
財団法人	岐阜県建設研究センター	建設政策課
財団法人	岐阜県健康長寿財団	健康福祉政策課
財団法人	岐阜県産業経済振興センター	産業政策課
財団法人	岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	スポーツ健康課
財団法人	岐阜県研究開発財団	研究開発課
財団法人	岐阜県教育文化財団	人づくり文化課 社会教育文化課
社団法人	岐阜県森林公社	治山課

第7. 監査従事者

包括外部監査人	堀 幸造	(公認会計士)
監査補助者	豊田 裕一	(公認会計士)
監査補助者	桑原 雅行	(公認会計士)
監査補助者	後藤 篤志	(公認会計士)
監査補助者	下條 俊幸	(公認会計士)
監査補助者	井上 学	(公認会計士)
監査補助者	河村 崇志	(公認会計士)
監査補助者	青山 高士	(公認会計士)
監査補助者	花村 亨	(会計士補)

第8. 利害関係

外部監査の対象とした事件に付き、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係は無い。

第2部 岐阜県の財政状態と外郭団体の分析

第1. 岐阜県の財政状態の分析

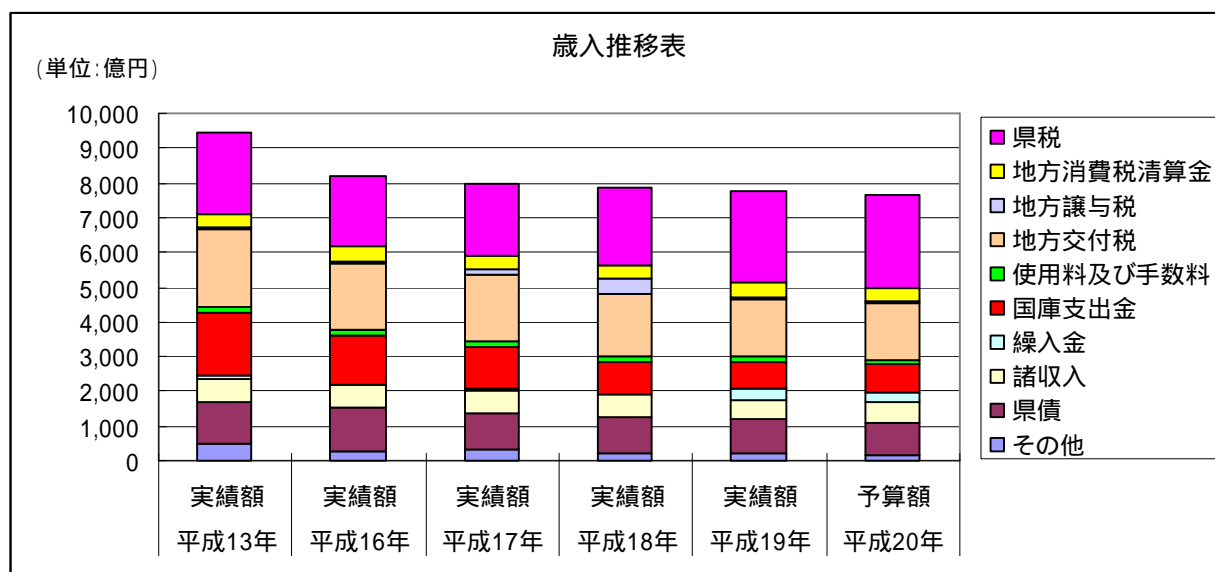
1. 歳入実績の推移

岐阜県の歳入実績及び平成20年度当初予算を表及びグラフで示すと下記のようになる。

歳入実績の推移(一般会計)

(単位：億円)

区分	年 度					
	平成13年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
	実績額	実績額	実績額	実績額	実績額	予算額
県税	2,331	2,022	2,090	2,254	2,636	2,660
地方消費税清算金	382	418	388	408	402	385
地方譲与税	32	83	157	400	46	44
地方交付税	2,254	1,929	1,915	1,817	1,660	1,621
使用料及び手数料	162	151	148	142	138	140
国庫支出金	1,808	1,394	1,186	928	814	798
繰入金	116	43	50	25	282	309
諸収入	639	660	657	675	591	574
県債	1,228	1,225	1,073	1,030	975	947
その他	485	278	315	204	204	148
計	9,437	8,203	7,979	7,883	7,748	7,626



岐阜県の歳入はピークである平成13年度を100とすると、平成19年度実績は82.1%に減少しており、その主な原因は、地方交付税と国庫支出金の減少によるものである。

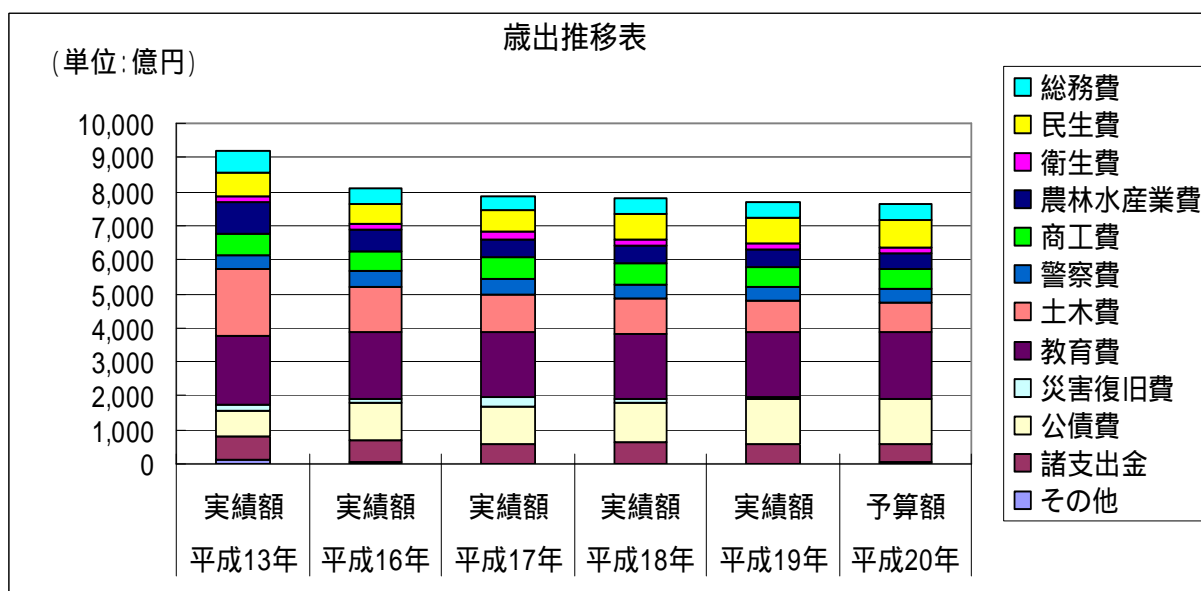
2. 歳出実績の推移

岐阜県の歳出実績及び平成 20 年度当初予算を表及びグラフで示すと下記のようになる。

款別歳出実績の推移(一般会計)

(単位：億円)

款別	年度					
	平成 13 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
	実績額	実績額	実績額	実績額	実績額	予算額
総務費	653	465	454	460	460	475
民生費	652	577	640	725	749	777
衛生費	185	187	186	179	165	171
農林水産業費	952	631	527	529	488	488
商工費	606	605	623	638	577	561
土木費	1,923	1,324	1,064	1,029	939	866
警察費	439	448	497	428	433	438
教育費	2,065	1,949	1,946	1,921	1,919	1,940
災害復旧費	161	136	254	109	58	13
公債費	756	1,116	1,102	1,159	1,273	1,326
諸支出金	690	612	569	594	583	542
その他	102	54	25	24	23	29
計	9,184	8,104	7,887	7,795	7,667	7,626

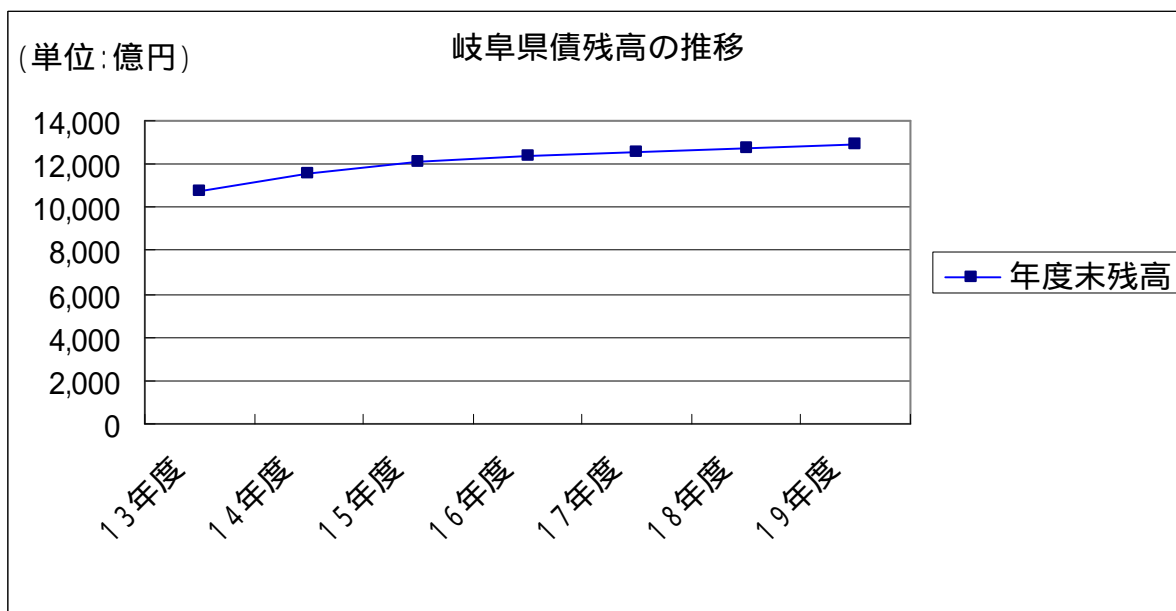


歳出についても歳入の減少に合わせて減少している、特に、土木費の減少が顕著である。

3. 岐阜県債残高と利払額の推移

岐阜県債の推移表

年度	年度末残高	新規発行額	償還額	(単位：億円)	
				利払額	
13年度	10,769	1,228	701	281	
14年度	11,595	1,598	772	274	
15年度	12,109	1,347	833	254	
16年度	12,338	1,225	996	248	
17年度	12,546	1,074	866	234	
18年度	12,780	1,030	796	232	
19年度	12,927	975	828	225	



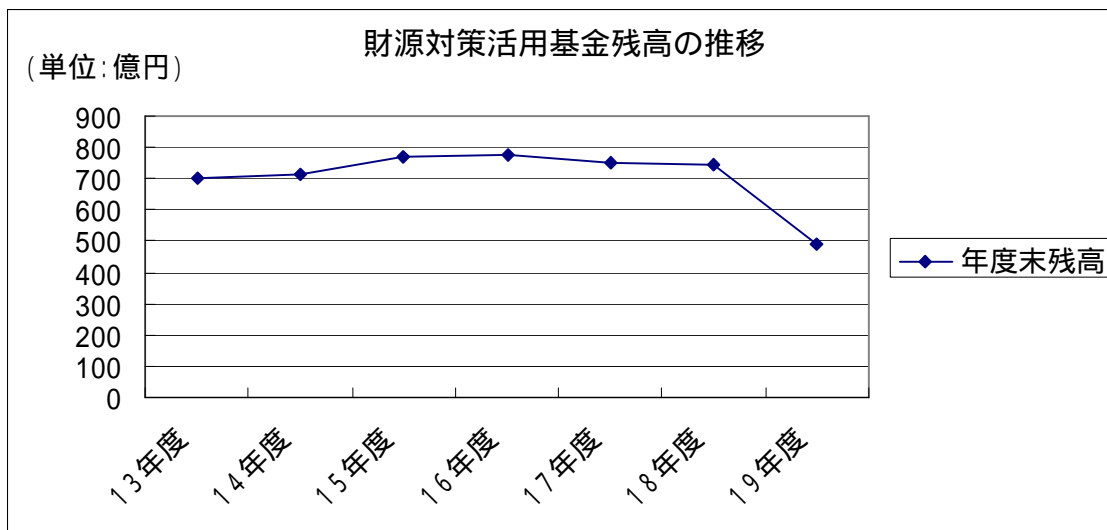
県債残高は年々増加しており、平成19年度末残高は1兆2,927億円となり、岐阜県の単年度予算額を大きく上回る水準になっている。

4. 財源対策として活用可能な積立基金の推移

財源対策活用基金の推移表

(単位：億円)

年度	年度末残高	新規積立額	取崩額
13年度	700	28	-
14年度	712	12	-
15年度	772	60	-
16年度	773	1	-
17年度	754	-	19
18年度	747	-	7
19年度	488	-	259



財源対策活用基金は平成 18 年度までほぼ横這いで推移してきたが、平成 19 年度に 259 億円取崩し、平成 20 度においても 266 億円の取崩が予算化されており、今後、特段の対策を講じなければ数年で枯渇することが予想される。

5 . 岐阜県の財政状況の総括

岐阜県の歳入は平成 13 年度の 9,437 億円をピークとして減少を続けており、平成 19 年度の歳入実績は 7,748 億円（平成 13 年度の 82.1%）となっている。

歳入減少の主な要因は、地方交付税及び国庫支出金の減少である。

また、現在の景気後退局面では県税収入の減少も懸念され、歳入の増加は見込めない状況にある。

歳入の減少に合わせて歳出も平成 13 年度の 9,184 億円から、平成 19 年度は 7,667 億円（平成 13 年度の 83.4%）まで削減している。

歳出削減の主な項目は、農林水産業費と土木費である。

また、県債の残高は平成 19 年度末には岐阜県の年間予算規模を大きく上回る、1 兆 2,927 億円まで積み上がっており、一方で財源対策活用基金は、平成 19 年度に 259 億円を取崩して 488 億円まで減少している。

財源対策活用基金は平成 20 年度においても 266 億円の取崩が予算化されており、今後特段の対策を講じなければ、平成 21 年度若しくは平成 22 年度には枯渇することが予想される。

更に、米国のサブプライムローン問題を発端とした金融危機は、实体经济に波及し、世界同時不況の様相を呈しており、平成 18 年度、19 年度と順調であった県税収入も平成 20 年度以降は大幅に減少することが予想される状況にあり、岐阜県の財政状況は大変厳しい状況に置かれている。

従って、岐阜県においては更なる歳出削減が急務であり、その一環として、財政的援助団体の効率的運営と、団体によっては統廃合を含めた抜本的な見直しが不可欠であると思料する。

第2. 岐阜県の外郭団体の分析

1. 外郭団体数の推移

外郭団体数の推移表

年 度	年 度 中		年度末 団体数
	増加	減少	
平成 9 年度	岐阜名産販売（株）	愛のともしび基金	53
平成 10 年度	(財)セラミックパーク美濃	(財)岐阜メモリアルセンター (財)岐阜県公園緑地協会 (財)岐阜県福祉・農業会館 (財)岐阜県野菜安定基金協会	50
平成 11 年度	(株)新産業支援テクノコア	(財)岐阜県農業公社	50
平成 12 年度		(財)岐阜県いきがい長寿財団 (財)岐阜県産業経済研究センター (財)岐阜県企画設計センター (財)岐阜県国民年金福祉協会	46
平成 13 年度		(財)グリーンピア恵那 (財)岐阜県子ども会育成連合会	44
平成 14 年度		(財)岐阜県婦人生活会館	43
平成 16 年度		(財)小里川ダム対策基金	42
平成 18 年度		(財)岐阜県広報センター (財)地球環境村ぎふ (財)岐阜県県民ふれあい会館	39
平成 19 年度		(財)岐阜県国際バイオ研究所 (株)放送センター	37

岐阜県の外郭団体はピークである平成 9 年度末の 53 団体から順次統廃合され、平成 19 年度末では 37 団体まで減少している。

しかしながら、現在残っている団体の中にも、設立当初の目的をほぼ終了したと思われる団体や、事業の内容の再検討により他の団体との統合が可能と思われる団体が存在すると思料する。

第3部 全体的な指摘事項と意見

第1. 選定した外郭団体の概括的評価

1. 選定した外郭団体の一般会計に占める事業費と管理費の割合

平成19年度の一般会計に占める事業費と管理費の内訳表

(単位：千円)

外 郭 団 体 名	事業費と 管理費総額	内 訳		事業費 比率(%)
		事業費	管理費	
(財)花の都ぎふ花と緑の推進センター	117,355	73,692	43,663	62.8
(財)ソフトピアジャパン	328,081	246,735	81,345	75.2
(財)岐阜県建設研究センター	963,092	832,455	130,636	86.4
(財)岐阜県健康長寿財団	123,091	44,763	78,328	36.4
(財)岐阜県産業経済振興センター	710,573	587,498	123,075	82.7
(財)岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	738,869	505,889	232,980	68.5
(財)岐阜県研究開発財団	394,082	169,581	224,501	43.0
(財)岐阜県教育文化財団	247,982	111,897	136,085	45.1
(社)岐阜県森林公社	1,003,902	948,063	55,839	94.4

2. 事業費比率から見た外郭団体の総評

財団法人や社団法人には特別会計が存在するため、一般会計のみによって団体の評価を決定することは出来ないが、一般会計の事業費と管理費の比率も団体の現状を判断するための指標の一つになりうると考える。

事業費比率が低いと言うことは、岐阜県からの事業に対する補助金が少ないということであり、換言すれば、行っている事業が岐阜県及び他の外郭団体が行う事業の中で相対的に優先度が低い事業であるということを示していると思われる。

上記団体の中にも事業費比率及び事業費額が低い団体も散見されるが、岐阜県はこのような団体について、特別会計も加味した上で、外郭団体の事業の必要性について再検討すべきであると思料する。

第2. 外郭団体における概要について

1. 財団法人 花の都ぎふ花と緑の推進センター

(1) 「花フェスタ記念公園」に対するビジョンと採算性について

現在岐阜県の「花フェスタ記念公園」に対するビジョンは明確ではなく、公園全体に対して複数の目的を集約させた状態となっている。

即ち、当該公園には(ア)公共施設(都市公園)としての位置づけ、(イ)観光施設としての位置づけ、(ウ)学術的・文化的施設としての位置づけ、(エ)農政施設としての位置づけがあると考えられ、(イ)以外は採算が取れなくてもその効果が測定できれば事業の継続について説明が可能であるが(イ)の観光施設としての位置づけについては、事業の採算性を考慮し事業の継続を判定する必要がある。

具体的には、現在の公園全体を利用するサービスの対価としての一括での料金徴収ではなく、今後はバラ園や観光施設としての展望台などを都市公園部分と分離し、都市公園部分については無料、観光施設についてはそれぞれ料金を徴収する方法に変更し、目的に応じ採算性をモニタリングすると共に、それぞれの施設の設置運営の継続性を検証する必要がある。

(2) 財団の今後の方向性について

現在、当財団は、「花フェスタ記念公園」の指定管理者となっており、平成19年度において岐阜県は、当財団に対し、入園料収入188百万円を含む事業収入合計327百万円を上回る、92百万円の補助金と、326百万円の管理委託費を支払っている。

更に平成20年3月31日現在、23名の県職員を派遣しているが当該職員のうち21名の人件費は一部手当を除いて県が負担しており、実質的には更に1億円以上の補助金(または管理委託費)を支出していることになる。

しかしながら、現在のように岐阜県から多くの派遣職員を受け入れる等、岐阜県と財団が密接な関係であることは指定管理者制度における公平性を害する可能性があると言える。

今後、県と財団の関係を整理し、自立性を確保すると共に、指定管理者が民間業者へ移行し財団存続の必要性が乏しくなった場合には財団の廃止を検討する必要がある。

更に、平成20年12月から施行される予定の公益法人改革関連法によれば、現在の当財団の状態では税制上の優遇措置を受けられる公益財団法人に移行することは困難と考えられる。従って、当財団は、上記指定管理者制度導入による財団の廃止理由に加え、公益法人改革により公益財団としての存続が困難であることも考慮し、県は財団の必要性を検討すべきである。

(3) 花の都ぎふ推進基金について

当財団は2,311百万円の基金を有しており、主に岐阜県債及び国債で運用している。

一方で、当財団は毎年1億円程度の補助金と3億円以上の受託料を岐阜県から收受しているが、県民の負担を最小限にするためには当該基金の使用を優先させ、補助金及び受託料の支給を停止させるか、または補助金及び受託料により発生した過去の剰余金である基金相当額を県に寄付（返還）する必要がある。

現在適用されている「花の都ぎふ推進基金の設置及び管理に関する規程」では基金の使用目的に公園の維持管理費等や岐阜県への寄付が含まれていないが、岐阜県は財団に対し規程を変更するよう働きかけ、当該基金相当額を県民のために有効に活用できるようにすべきである。

2. 財団法人 ソフトピアジャパン

(1) ソフトピアジャパンプロジェクトについて（岐阜県への提言）

（財）ソフトピアジャパンとソフトピアジャパンプロジェクトは別物であるが、県民のうち相当数が（財）ソフトピアジャパンとソフトピアジャパンプロジェクトを同義語に混同していると考えられること及びソフトピアジャパンプロジェクトの動向、特に今後の推移については県民の関心も高いと思われることから、ソフトピアジャパンプロジェクトについて触れたいと考える。

ソフトピアジャパンプロジェクトは、今から約20年前に高度情報化社会の到来を予測し、情報産業が集積する拠点「ソフトピアジャパン」を中心にして、産業、教育、福祉等あらゆる分野が情報化された「暮らしよい岐阜県」の実現を目指した岐阜県の地域情報化推進政策である。

岐阜県等はこの政策実現のためにソフトピアジャパンプロジェクトに対し下表の通り平成19年度までの累計で約700億円の投資を行ってきた。

項目	金額
施設整備費（土地造成費及び建設費等）	556億円
施設管理費（委託費及び修繕費等）	67億円
（財）ソフトピアジャパンへの補助金等	72億円
合計	695億円

平成19年度においても指定管理者に対する管理委託費や（財）ソフトピアジャパンへの補助金等で年間704百万円の支出がある。

財団の説明によればこの効果により、現在ソフトピアジャパンは、約140社、1,800人が働くIT拠点となっており、県外大手企業も進出してきているとの事である。

一方で、分譲地の売却状況は約80%、センタービルをはじめとする4つの施設の入居状況は50%～70%に留まっており、同様の目的で設置された他県の施設よりは入居率が高いとは言え、絶対的には空室率が高いといわざるを得ない状況である。

また、財団への補助金を含めた維持費の他に今後発生することが予想される施設の修繕費等も考慮する必要がある。

このような状況の中で岐阜県としてはソフトピアジャパンプロジェクトを今後如何にするかのビジョンを明確にし県民に示す事が重要であると考えます。

(2) 財団の今後の方向性について

当財団では平成 19 年度には以下の 4 つのコア事業

- (ア) 人材育成事業
- (イ) 産業高度化支援事業
- (ウ) 研究開発支援事業
- (エ) 地域情報化支援事業

を中心に事業を行ってきたが、平成 20 年度からは当該 4 つのコア事業を

- (ア) 人材育成事業
- (イ) 産業高度化支援事業

の 2 つへ集約し、事業の効率化を進めている。

更に、財団は岐阜県からの補助金を削減し、国からの補助金を増額させるよう努力をしておりその成果も認められるが、それでも年間 3 億円近くの岐阜県からの補助金が必要であり、かつ、そのうち約 2 億円が人件費を中心とした運営補助金であり、事業を効率化しただけでは県からの補助金は大きくは削減できない。

このような状況の中で、岐阜県及び財団は当財団の方向性について検討し、財団の実施事業のうち民間で実施可能な事業は民間へ委ね、財団でのみ実施可能な財団固有の業務を確認して財団の方向性を吟味し、効率的な組織運営を行う必要がある。

3. 財団法人 岐阜県建設研究センター

(1) 各事業区分における原価計算の実施について

現在、財団が作成する収支計算書では事業費支出に係る人件費を一括集約計上しているため事業ごとの正確な収支が表示されない。

財団の事業に係る支出の多くは人件費が占めているため、事業ごとに人件費の工数等を集計し、実際に事業に費やした人件費を事業単位に適正に配賦し、適正な事業収支を把握する必要がある。

(2) 設計積算事業等の採算性について

当財団は平成 18 年度、平成 19 年度の事業活動収支が大幅なマイナスとなっているが、その原因として主な業務の一つである設計積算事業の非効率性が考えられる。

更に、設計積算事業が非効率な主な要因は人件費の多さにあると言える。

財団の設計積算事業等受託収入は平成 12 年度をピークに減少傾向であり、平成 19 年度の設計積算事業収入は平成 12 年度に比べ 4 分の 1 程度まで減少しているが、財団の人員の減少は 4 割程度に留まっている。

従って、業務量に応じた適正な人員数に減少させる必要がある。

また、1 時間あたりの人件費単価も標準原価に比べ高額であるため、人件費単価

の引き下げや人員の入れ替えを実施する必要がある。

(3) 財団の今後の方向性及びあり方について

当財団は、現在、主な業務の一つである設計積算等受託事業において実質的に赤字の状態である、しかしながら、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年3月31日法律第18号)の施行に伴い、公共工事発注者支援機関の認定を受けている財団は、市町村等の補完支援を行う必要がある為、今後も継続して設計積算受託等事業を行い、かつ、赤字が発生しないよう効率的な運営が求められる。

その解決策の一つとして、業務を受託している市町村からの役員の増員及び出捐を受け入れ、委託先の市町村との連携を強化することにより受託業務を効率化し赤字を減少させ、財政状態の健全化を図る必要がある。

また、民間で出来る事業については民間に参加機会を与え、財団は中立性が求められ民間事業者への委託にそぐわない積算業務などの発注者補完業務を中心として存続すべきである。

その際にも、現在、職員の3分の1程度の派遣を受けている岐阜県からの人員派遣を出来る限り削減し、岐阜県から自立した団体となる必要がある。

4. 財団法人 岐阜県健康長寿財団

(1) 岐阜県温泉協会の事務について

民間団体である、岐阜県温泉協会の事務所が当財団内に置かれており、同協会の事務を当財団の職員が行っているが、岐阜県温泉協会と当財団は関係の無い団体であり、対外的に誤解を生じさせないためにも、事務の辞退及び事務所の移転について速やかに岐阜県の担当課と協議すべきである。

(2) 所有する2筆の土地について

当財団は、過去からの経緯により、岐阜市須賀(661.36 m²)と岐阜市藪田南(225.23 m²)の土地を有しており、岐阜市須賀の土地は民間会社へ駐車場として簿価の1%程度の利回りで賃貸しているが岐阜市藪田南の土地は遊休状態である。

取得の経緯はともかく、現在の当財団が土地を保有する必然性は乏しいと考えられることから、上記の土地は岐阜県又は他の適切な団体に寄付または譲渡することにより土地の有効活用の機会を増やすようにすべきである。

(3) 財団の方向性について

当財団の事業費支出は岐阜県からの補助金の削減により、5年前の平成15年度の213百万円に対し、平成19年度は44百万円と激減している。

一方で、管理費支出は129百万円から78百万円と微減にとどまっている。

財団が行っている、県民全ての健康づくり、高齢者のいきがづくりを柱とした事業の意義を否定するものではないが、行政の効率化のためには、岐阜県は財団への職員派遣、補助事業及び委託事業の廃止を検討し、併せて財団の存廃についても

検討すべきである。

5. 財団法人 岐阜県産業経済振興センター

(1) 地域ベンチャーキャピタル支援事業に関する損失処理について

当財団は、平成8年に岐阜県に事業所を有し株式公開を目指す企業を支援するために、主に岐阜県内の金融機関が母体となって設立された投資事業組合6組合に対し、岐阜県からの借入金28億円を出資した(いわゆる第1ファンド)。また、第1ファンドから回収した資金の一部を平成16年に設立された投資事業有限責任組合4組合に対し380百万円の出資をした(いわゆる第2ファンド)。

第1ファンドは、当初の期限10年と2年間の清算期間が終了し平成20年に解散時期を迎えているが、平成20年8月7日現在の当財団の出資額28億円に対する累積損失は731百万円である。

また、第2ファンドの平成19年12月31日現在の累積損失は出資額380百万円に対し51百万円である。

この損失要因の1つは、契約に基づく業務執行者への管理報酬(年間3%)であり、第1ファンド694百万円、第2ファンド35百万円を負担している。

岐阜県への返済期限は平成29年3月31日であり、平成20年3月31日現在の借入金残高は第1ファンドの回収資金を返済し1,213百万円となっているが、現在活動を行っているのは規模の小さい第2ファンドのみであり、現在の資金不足額775百万円を全額返済することは難しいと考えるのが合理的である。

返済不能額については、「岐阜県地域ベンチャーキャピタル支援事業実施要領」に基づき岐阜県から償還免除を受けることになっているが、それは岐阜県民の税金によって投入された投資原資の一部が返還されないことを意味するものである。

岐阜県は、財団への貸付金が回収されない可能性があることを当報告書のみならず、様々な方法により開示することによって、県民に対する説明責任を十分に果たしていく必要がある。

(2) 設備導入事業について

当財団は、県内に工場又は事業所を有する個人及び会社に対し設備資金貸付事業(予算額3億円)と設備貸与事業(割賦販売5億円、設備リース5億円)を行っている。

(ア) 債務者の形式区分の基準について

当財団は債権管理のルールとして全国的な標準である「設備導入資金債権管理規程集」(平成16年3月 財団法人全国中小企業設備貸与機関協会)を原則として採用しつつも、当財団独自の基準を部分的に設けており、結果的に債権分類が甘くなっている。

当財団が行う設備貸与事業は金融業務の一つであるため、債権の分類方法を上記「管理規程」の内容に合わせるか、これに準じた厳しい内容に見直すべきである。

また、現在は債務者区分を行っていないが民間の金融機関同様、債務者区分を行ったうえで債権分類を行うべきである。

(イ) 違約金の徴収について

「財団法人岐阜県産業経済振興センター未収貸与料債権管理要領」によれば、支払いを延滞した場合には年利率 10.75%の違約金を徴収することになっており、契約書にもその旨が謳われているが、現実に違約金は、原契約または契約条件緩和後の約定支払いが遅れた場合に徴収し、長期未収が発生している一部の企業については、全額支払いを受けるまでは元金、利息を優先して充当し、その後に違約金を請求することになっているが、違約金計算の管理がなされていない。

長期未収債権について収入の都度違約金の計算を行い、請求・徴収すべきである。

(3) デザインセンター「TAKUMI 工房」について

TAKUMI 工房運営事業には 114,986 千円のコストが発生しており、その要因は人件費 29,271 千円、賃借料 30,437 千円及び支払負担金 15,945 千円である。なかでもワールドデザインギャラリー運営事業には合計で 46,363 千円のコストが発生している。

デザイン情報の発信拠点としての「TAKUMI 工房」運営事業の一環として実施している「ギャラリー運営事業」については、新しいデザイン文化の創出や地場産業の振興、JR岐阜駅周辺の賑わいづくりに一定の寄与度は認められるものの、費用対効果、経済的合理性の観点から、実施方法について再検討する必要がある。

6. 財団法人 岐阜県イベント・スポーツ振興事業団

(1) 岐阜県のOB職員の処遇について

当財団は、第3部の第3. 外郭団体の理事・職員について、に示した表からも明らかのように、岐阜県職員及び教員OB（併せてOB職員と称する）が平成20年3月末時点で15名と他団体と比較して多いのが特徴である。

OB職員は、プロパー職員に比べ勤続年数が短い割には職位が高く優遇されている観がある。しかも主幹3名及び課長補佐6名は組織図上は一般職員と同列に扱われていることから、指揮命令系統上はほぼ末端に位置しており、職位と実際に果たしている役割とのアンバランスが見られる。

OB職員とプロパー職員の処遇の公平性及び職位と業務の整合性に配慮すべきである

(2) 名誉顧問設置事業について

スポーツ科学トレーニングセンターの機能を高めるため、スポーツ科学分野において特に顕著な実績と経験を持つ大学院教授A氏を名誉顧問に委嘱し、平成15年8月から運営全般に亘って指導・助言を受けている。平成19年度は3回の来館指導と、

随時指導及び助言を受け、報償費として約 100 万円を支払っている。

名誉顧問からは 1 回の訪問につき 2 ～ 4 テーマについて、講演・会議・懇談会の形式で指導が行われているようであるが、指導記録の保存が十分でないため、指導を受けてもその知識・ノウハウが一時的なものになる危険がある。

名誉顧問側から指導内容結果報告書を受領するか、財団側で指導記録を作成するかにより指導内容の蓄積と共有を図るべきである。

7. 財団法人 岐阜県研究開発財団

(1) 総務・経理部門の集約

当財団は複数の財団が統合された経緯と、事業拠点が 4 ヶ所に分かれていることから、それぞれの拠点に総務・経理担当者を配置し、それぞれの拠点で総務・経理業務を行っているため、財団全体としては総人員約 60 名に対し総務・経理担当者の総員は 9 名となっており過剰と思われる。

一拠点の規模は小さくなく、それぞれの拠点で総務・経理業務を行うのは経済合理性に欠けるとと思われる。

複数の財団が統合した目的の一つに経費削減が意図されていることから、その効果を高めるため総務・経理部門の集約に早期に着手すべきである。

(2) 岐阜県先端科学技術体験センター後援会の処遇について

当財団の一拠点である「サイエンスワールド」関連で、平成 13 年 2 月に以下の事業内容で当後援会が設立された。

事業内容 (ア) センターが行う事業の宣伝・普及

(イ) センターに対する技術・情報の提供、イベントの支援

(ウ) 情報誌等各種刊行物の発行

(エ) ミュージアムショップの運営 等

ミュージアムショップの運営は、レジ係(アルバイト職員)以外の業務は全て総務課の県派遣職員 1 名及び日日雇用職員 1 名の計 2 名が、職務専念義務免除手続きを取った上で実施している。

ミュージアムショップの会計では毎年僅かな利益が計上されているが、上記応援者 2 名の人件費は全く負担しておらず財団の負担となっており、実質は赤字経営である。

岐阜県および財団は、当後援会の処遇について以下の事項を検討すべきである。

(ア) 後援会の財団への統合

(イ) 財団からの人的支援の廃止

(ウ) 財団からの人的支援が必要な場合、財団は対価を後援会より収受する

(エ) 県派遣職員には後援会業務に関与させない

(3) 音楽療法研究所について

音楽療法研究所の事業費支出は平成 15 年の 22,679 千円から平成 19 年度の 15,574 千円に減少している。

一方、管理費支出は平成 15 年度の 35,797 千円から平成 19 年度においては 36,998 千円と増加している。

事業費・管理費合わせても 52 百万円の事業ではあるが、

(ア) 音楽療法が医学的に効果が証明されたものではないこと

(イ) 音楽療法士の資格は岐阜県を主として通用する資格であること

等から、岐阜県の厳しい財政状況の中で事業を継続すべきか否かを再検討すべきである。

8. 財団法人 岐阜県教育文化財団

(1) 生涯学習センターについて

生涯学習センターは「地域づくり型生涯学習」実践事業と「地域づくり型生涯学習」支援事業をとおして、地域づくり活動を創出することの出来る人材の養成、地域づくり型生涯学習モデル事業の実施等を行っているが、地域密着型の生涯学習は各地域の事情に精通している市町村で十分推進できるのであれば各市町村が本来行うべき事業である。

しかし、必ずしも十分に推進できるとはいえない市町村がある現状を踏まえて、岐阜県及び当財団は補完的に、広域的な人材の育成、先導的な事例の支援、広域的な情報の提供を果たして行くべきである。

(2) 岐阜県歴史資料館について

当資料館は主に下記の 2 事業を行っている。

(ア) 収蔵資料保存事業

歴史民俗資料の保存、行政文書の保存、資料調査

(イ) 収蔵資料活用事業

収蔵資料の常設展示、企画展示等

入館者数は平成 19 年度で出前講座を含めて年間 5,814 人（一日平均 19.6 人）と年々増加してはいるが、絶対数としては少数というべき範疇である。

一方で、役職員数は館長のほかに常勤者 8 名であり、業務が資料の調査・整理・保存・研究と多岐にわたっているとはいえ、費用対効果が整合しているか否かについては疑問がある。

収蔵物は、常設展示を見る限りは古文書が中心と思われるが、これらの展示（主にレプリカやパネルである）であれば、例えば県庁舎やふれあい会館内にスペースを設ければ代替可能であり、その方が現在より多くの人の目に触れ、効果も上がるものと思われる。

また、収蔵物の保存には温度・湿度管理やセキュリティのシステムの整備が必要であり、その面では現在の設備が有効である。

この様に考えると、歴史資料館が本当に現在の形（資料の保存・研究・展示というフルセット）で必要か否かを再検討する余地が生じるが、収蔵物が歴史的価値のある物なので、岐阜県は、費用対効果が整合しているか否かを含め、専門家を入れて歴史資料館のあるべき姿を再検討すべきである。

（３）岐阜県県政資料館について

当資料館は岐阜県が伊奈波・山県（やまがた）・本巢の３県事務所を統合し、山県県事務所が廃止されたため、山県県事務所であった建物を改造し、平成 13 年から岐阜県県政資料館として使用しているものである。

主な事業としては下記の 2 事業を行っている。

（ア）県政資料の常設展示

（イ）コミュニティルーム、企画展示室の運営

しかしながら、所在場所が不便なことや知名度が低いことから入館者数は平成 19 年度で年間 6,858 人（1 日平均 22.5 人）と少数にとどまっており、コミュニティルームの利用も近在の住民が中心であり、全県的な利用とはなっていない。

その様な施設に館長のほか 2 名の常勤職員を配置し、事業費と併せ年間約 20 百万円の支出を続けることは費用対効果の観点から疑問である。

従って、岐阜県は、当資料館について閉館を含めた抜本的な見直しを検討すべきである。

9. 社団法人 岐阜県森林公社

（１）多額な借入金等の存在と長期収支計画の公表について

岐阜県森林公社では、平成 19 年度末で公庫・県・金融機関から 30,734 百万円の借入金と岐阜県への借入金未払利息 5,488 百万円があり、合計 36,222 百万円の負債を抱えている。

これの返済に向けて、森林公社では長伐期施業（契約期間 100 年）に転換して増収を図ることとしている。

森林公社は、この方針に基づき長期の収支計画を作成しているが、それによると主要な伐採期は平成 58 年以降という一般的に考えると超長期の計画であり、現時点でその正確性を議論しても 40 年先の木材価格を正確に予測することは困難であり、意味の無いことである。

従って、岐阜県及び森林公社はこの様な多額の負債を抱えていること及び将来の木材価格によっては県民の負担になる可能性があることを広く県民に対し公表すべきである。

（２）白山林道事業について

一般には余り知られていないと思われるが、白山スーパー林道の岐阜県部分は岐阜県森林公社が管理する林道である。

白山林道事業については以下のような重要な検討事項が存在する。

(ア) 利用料収入の配分割合について

(イ) 利用促進のための活動について

(ウ) 事業計画の正確性

(エ) 岐阜県から公社へ支出する補助金について

(オ) 白山林道事業の民間企業の活用(または売却等)について

岐阜県及び森林公社は白山林道事業に対する県の負担額を少しでも減額できるよう、上記検討事項について改めて真剣に検討すべきである。

(3) 岐阜県森林公社の今後の方針について

他県においては森林公社を廃止した県も存在する、具体的には、岩手県、大分県が平成 19 年度に森林公社(または林業公社)を廃止した。

また、岡山県は平成 16 年度末に公社の公庫等債務を県が一括立替払いしているが、他の約 40 団体は岐阜県と同様の問題を抱えつつ存続させている。

廃止した岩手県、大分県の廃止理由とその後の動向やメリット・デメリットを十分検討する必要がある。

一方で、森林公社の問題は全国的な課題であり、国が公社支援のための対策を講じていることから、公社を存続するのであれば国の支援を受けながら経営改善策を進めると共に、岐阜県及び公社は今後の方針について方向性を示し、県民の理解を得られるよう努める必要がある。

第3. 外郭団体の理事・職員について

1. 平成20年3月31日現在の理事・職員の状況

平成20年3月31日現在の常勤理事・職員の状況

(単位：人)

外郭団体名	常勤理事				正規職員			
	総数	県派遣	県OB	その他	総数	県派遣	県OB	その他
(財)花の都ぎふ花と緑の推進センター	3	1	2	-	28	22	1	5
(財)ソフトピアジャパン	1	-	-	1	32	22	-	10
(財)岐阜県建設研究センター	3	2	1	-	65	20	-	45
(財)岐阜県健康長寿財団	2	-	2	-	13	9	1	3
(財)岐阜県産業経済振興センター	3	2	-	1	35	20	-	15
(財)岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	3	-	3	-	56	18	15	23
(財)岐阜県研究開発財団	4	1	2	1	43	26	1	16
(財)岐阜県教育文化財団	3	-	3	-	64	49	5	10
(社)岐阜県森林公社	2	-	2	-	18	5	-	13

2. 県からの派遣理事・職員の人件費負担について

上記の表に示すとおり、各団体には岐阜県から多くの理事・職員が派遣されているが、県から外郭団体へ派遣されている理事・職員の人件費のうち、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当（即ち人件費の大部分）を岐阜県が負担しているため、団体の人件費には表されていない。

この方法は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第6条第2項及び岐阜県条例「岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」第4条第1項に従ったものであり、法的には問題は無いが、各団体の収支実績表を見た場合に、当該金額だけ人件費と岐阜県からの補助金が過少に表示される結果となっており、団体の収支の実態を表さない状況になっている。

派遣職員の身分を保証するということと、団体の本来の数字を収支実績表に表すと言うことは別問題であり、団体の人件費には、団体で働く人の全てを表すべきであり、それにより補助金が必要であれば補助金を増額すべきである。

そうすることにより、収支実績表の読者は初めて団体の本来の姿を知ることが出来ると言える。

3．形骸化した理事会及び理事構成の再検討について

外郭団体を設立した意義の一つに、県独自では行いにくい事業を効率的に行うことがあげられる。

その意味において意思決定機関である理事会は自主的で効率的な運営が求められることになるが、現状の各団体の運営は必ずしもそうなっていないと思われる。

これは非常勤理事の総数が多いことや、理事会開催に書面表決が認められる等によって年数回の理事会すら実際の出席者が過半数に及ばない状態等となって表れている。

また、平成 14 年度の包括外部監査において「欠席理事については代理出席を促し、少なくとも情報交換を交わすようにすべきである」との指摘があったにもかかわらず、代理出席の制度は殆ど利用されておらず、指摘事項が生かされていないことも判明した。

平成 20 年度より始まる新公益法人制度においても各団体の運営方法の改革が求められており、今後公益法人として存続を目指すならば現在の状態は早急に改める必要があり、具体的には、肩書きだけの非常勤理事を減らし、団体の活動を真に理解し実効性の有る理事構成にする、理事会をより多く開催し、かつ、大多数の理事が出席するような理事構成に改める等の対応が必要である。

4．監事の出席の無い理事会開催について

各団体の理事会の状況を確認したところ、監事が一人も出席しないまま開催されている理事会が多数確認された。

監事は理事の業務執行を監査するという重要な任務を負っており、監事の出席の無い理事会の開催は回避すべきである。

監事が出席できない時は日時を変更し、監事の出席できる日時に改めて開催すべきである。

第4. 補助金について

1. 財団法人 花の都ぎふ花と緑の推進センター

(1) 助成期間を超過した補助について

「花の都ぎふ推進基金助成事業」の交付要綱によれば、同一団体への連続助成は2年までと定められているが、3年以上連続して補助対象としている類似性の高い団体がある。要綱を遵守するか、必要であれば要綱を変更すべきである。

2. 財団法人 ソフトピアジャパン

指摘すべき重要な問題は無い。

3. 財団法人 岐阜県建設研究センター

(1) 共催で開催する研修の開催費用の把握について

「技術力向上研修」を当財団が企画・主催し、社団法人岐阜県建設業協会と共催で開催しており、建設業協会も費用の一部を負担しているが、負担内容及び負担割合が研修毎に異なっている。

財団は、共催する建設業協会との間で覚書を交わし、研修の費用負担の内容と割合を明確にすべきである。

4. 財団法人 岐阜県健康長寿財団

(1) 健康法実践リーダー友の会の活動助成金について

「健康法実践リーダー友の会」の助成金の中に会員が自己負担したレクリエーション関連経費の一部に対し助成金が支出されているケースがあった。

今後「実績報告書」のチェックに留意すると共に、助成交付要綱について、具体的な助成対象経費や対象外経費を明文化すべきである。

5. 財団法人 岐阜県産業経済振興センター

(1) 特認事業の認定の妥当性の検討について

「ひだ・みのじまん振興基金助成金」の1団体への助成の上限は200万円であるが、特認事業に該当するものとして500万円の交付を受けている団体が1件存在した。

上記助成が特認事業の要件を満たしているか否かが、助成金交付決定通知に特段の記載が無かった。

今後は、特認事業の要件を満たしているか否かの検討結果を記載すべきである。

6. 財団法人 岐阜県イベント・スポーツ振興事業団

(1) 「武道フェスティバル in 岐阜」の負担金について

金額は少額ではあるが、「武道フェスティバル in 岐阜」の負担金申請の中に交付要綱に該当しない経費が申請されていたにも拘らず、交付決定がなされていたものが6団体中3団体において検出された。

交付決定に当たっては、収支予算書における対象経費と申請額のチェックを徹底すべきである。

7. 財団法人 岐阜県研究開発財団

(1) 産学官共同研究助成事業における助成認定の公平性について

「産学官共同研究助成事業」は、助成申請団体である企業の共同研究先が県の試験研究機関であるケースもあり、今年度も4件の助成中2件が該当した。

当該助成金認定審査会の審査委員(5名)の中に県の研究開発課の課長が含まれているが、当該課長は、県の試験研究機関の利害関係者である。

このようなケースにおいては、利害関係者である、県の研究開発課の関係者を審査会の委員にしないようにすべきである。

(2) 産学官共同研究助成事業の採算性

全61テーマのうち共同研究実施中の4テーマを除いた57テーマの中で継続的に販売実績があり、利益を上げているテーマは5テーマ(8.8%)であり、利益面からの評価では成功割合が低い。

助成テーマの選定を厳格にするなど、成果が上がる体制を整える必要がある。

8. 財団法人 岐阜県教育文化財団

(1) 伝統文化後継者育成事業における超過助成について

伝統文化後継者育成事業において、少額ではあるが、超過助成となっているものが対象8団体のうち2団体あった。

今後超過助成が生じないよう実績報告書の様式を再検討し、助成限度額や助成対象経費を明示させるようにすべきである。

(2) 文化振興特別助成の助成額について

文化振興特別事業助成の助成額について、要綱上「理事長が別に定める額」と定めるのみで、上限額が定められていない。

他の助成事業については全て上限額が定められており整合性に欠ける。従って、一定の上限額を定めるべきである。

9. 社団法人 岐阜県森林公社

(1) 保育保護事業費支出の契約について

岐阜県からの保育保護事業補助金収入を財源として支出される、保育保護事業費支出は属地にある森林組合との随意契約が継続されている。

この背景としては、公庫融資における有利な扱いを受けるためや分収造林事業の特異性から来るものであると思われるが、経費削減の観点からも、公平性の観点からも民間業者との競争入札の可能性や相見積もりの実施を検討すべきである。

第5. 委託料について

1. 財団法人 花の都ぎふ花と緑の推進センター

(1) 花フェスタ記念公園の公園管理運営委託について

各業務における委託先が限定的であり、かつ、落札率も高率であり、入札制度の実効性が確保されていない可能性がある。そのため指名業者を再検討するなど、入札の実効性を確保できるよう改善する必要がある。

(2) 花フェスタ記念公園イベント関連業務委託について

各種のイベントを実施することで公園の周知や入場者数の増加を図っているが、費用対効果が認められない。イベントの開催に関し見直しをした上で、今後イベントを開催するに当たってはその中身や採算性を慎重に吟味すべきである。

2. 財団法人 ソフトピアジャパン

平成18年度以降指定管理者制度が導入され、民間業者が当財団に代わり施設管理を行うことになったため、当財団の委託料は激減しているが、減少した委託料の支出手続きや支出内容に指摘すべき問題は無い。

3. 財団法人 岐阜県建設研究センター

(1) 委託料に関する入札の実効性について

委託先が複数年継続して同一業者である場合が散見された、落札率も5年間平均で92.8%であり、入札の実効性が確保されていない可能性がある。

そのため指名業者の選定を見直すなど入札の実効性を確保できるような仕組みに改善する必要がある。

4. 財団法人 岐阜県健康長寿財団

(1) ラジオ番組放送事業について

年間6百万円～7百万円をかけてラジオ番組放送を継続して行っているが、限られた予算の中で今後も継続すべきか否かを再検討すべきである。

例えば、インターネットの利用が格段に進んだ現在においてはホームページの充実などの方法も考えられる。ラジオ放送事業を今後も継続する場合は放送の効果測定を実施し、他の方法より優れていることを明示する必要がある。

5. 財団法人 岐阜県産業経済振興センター

(1) 随意契約額の予定価格に対する比率について

当財団の委託業務は、国からの専門性が高い受託事業が多く再委託先は特定業者となり、随意契約となることが多い。

平成19年度の随意契約88件のうち契約額と予定価格が同額な契約が58件(65.9%)と多い。

随意契約といえども、可能な限り低い価格で契約を締結するよう努力すべきである。

6．財団法人 岐阜県イベント・スポーツ振興事業団

(1) 長期に亘る同一業者への委託について

委託契約の多くが長期間同一業者が落札し、落札率も予定価格の98%を超えるものが多く、入札の実効性が確保されていない可能性がある。

そのため指名業者の入れ替えを増やす等、競争入札の実効性確保のための措置を講ずる必要がある。

7．財団法人 岐阜県研究開発財団

(1) 長期に亘る同一業者への委託について

財団の拠点の一つである「サイエンスワールド」においては、委託契約の多くが長期間同一業者が落札し、落札率も予定価格に近いものが多く、入札の実効性が確保されていない可能性がある。

そのため指名業者の入れ替えを増やす等、競争入札の実効性確保のための措置を講ずる必要がある。

8．財団法人 岐阜県教育文化財団

(1) 委託業務単位について

一体の事業と見れば100万円を超える第61回美術展の「会場構成・作品展示業務」と「作品搬出入・輸送業務」を、それぞれ99万円台の予定価格2件に分割し随意契約をし、かつ、契約額も予定価格の98%以上で同一業者が受注しているという事例が見された。

敢えて二つの事業に分割する必要性は乏しく、今後は両業務を一括し、本来なされるべき指名競争入札による契約方法に変更すべきである。

9．社団法人 岐阜県森林公社

(1) 白山林道事業における春季除雪事業の入札結果について

委託料では無いが、白山林道事業の春季除雪事業が開通以降継続して同一業者が落札しており、落札率もここ5年間は95%以上である。

その他の事業に関しても落札率は高く、落札業者も複数年連続して落札しているため、現状の入札制度では、入札の実効性が確保されていない可能性がある。

指名業者の選定に当たり、地元業者に限定せずに地域外の業者を入札に参加させる等により、入札の実効性が確保されるような仕組みを検討すべきである。

第6 . 固定資産・物品の取得、管理、廃棄について

1 . 財団法人 花の都ぎふ花と緑の推進センター

(1) 資産管理体制の整備について

広大な施設範囲での資産管理が求められるため、保有する資産に関し不明な点が存在する。現物の調査も平成 18 年度に初めて行われ、その時点で保有する資産のリストを作成しているが、監査の結果、現物と一致していないものが散見された。

財団の保有資産を明らかにして、適切な資産管理ができる体制を整える必要がある。

2 . 財団法人 ソフトピアジャパン

(1) リース資産の管理について

リース資産にはIT関連機器やコピー機等があるが、IT関連機器についてはリストを作成して管理されているが、コピー機等については契約書があるのみで一覧性のある書類での管理がなされていない。

リース資産についても台帳を作成し、年1回以上は台帳と現物を照合し適切に管理すべきである（(社)岐阜県森林公社も同様の指摘あり）。

3 . 財団法人 岐阜県建設研究センター

(1) 資産管理体制の整備について

過去に法人の統合があり、更に事務所・出張所の統廃合も重なり、その間、適切な処理がされなかったため現物の管理が不十分であり、現物の管理や固定資産台帳・備品台帳の整理などに管理が行き届いていない面が認められる。

財団の保有資産を明らかにして、適切な資産管理ができる体制を整える必要がある。

4 . 財団法人 岐阜県健康長寿財団

(1) 証憑書類の日付の記載漏れについて

見積書、納品書、請求書等に日付が記入されていないものが散見された（(財)岐阜県産業経済振興センターも同様の指摘有り）。

民間企業では考えられないことであり、財団による資産購入の日付調整を疑われる可能性もあるため、今後は必ず日付を入れたものを入手すべきである。

5 . 財団法人 岐阜県産業経済振興センター

(1) 備品票について

固定資産現物に添付する票と備品に添付する票が酷似しており、かつ、管理番号もそれぞれ1番から連番を付けているため、固定資産と備品の区別が困難である。

添付票の様式を変えるか、管理番号を別体系にすべきである。

6 . 財団法人 岐阜県イベント・スポーツ振興事業団

(1) 物品購入起案書の決裁日付等の記載漏れについて

物品購入起案書に決裁日付、施行日、保存期間が記載されていないものが散見された（（財）岐阜県産業経済振興センターも同様の指摘有り）。

日付を必ず記載すべきである。

7. 財団法人 岐阜県研究開発財団

(1) 固定資産、物品の現物照合について

固定資産の現物実査を行っているが、その結果を纏めた資料が作成されていないため、第三者に説明するには不十分である。

また、出先機関では消耗什器備品の現物照合した日付のみを本部へ連絡し、結果の報告はされていない。

いずれも、結果を纏めた資料を作成し上席者の承認を得て保管すべきである。

8. 財団法人 岐阜県教育文化財団

(1) 現物実査について

固定資産の現物実査を行っているが、その結果を纏めた資料が作成されていないため、第三者に説明するには不十分である。

結果を纏めた資料を作成し上席者の承認を得て保管すべきである。

9. 社団法人 岐阜県森林公社

(1) 資産管理体制の整備について

過去に取得した資産に関し不明な点が多く、所有している資産に関する認識が不十分である。現状は過去の固定資産台帳や証憑からリストを作成し現物と突合することで実態把握を進めている段階である。

実態把握を早急に完了させ、公社として所有している資産の実態を明らかにする必要がある。

(2) 売却、除却、廃棄について

固定資産や物品の売却、除却、廃棄にあたり、10万円以上のもののみ決裁を受けており、10万円未満のものは決裁を受けていない。

公社の規程によれば金額の多寡に拘わらず決裁を受けるものとされているため、10万円未満のものについても決裁を受けるべきである。

また、固定資産の売却、撤去、廃棄に関する理事長への報告書が作成されていない。

今後は、規程に従って適切に実施する必要がある。

第4部 選定団体の概要分析と監査結果(指摘及び意見)

【財団法人 花の都ぎふ花と緑の推進センター】

・団体の概要

1. 団体名

財団法人 花の都ぎふ花と緑の推進センター

2. 所管課

岐阜県 都市建築部 街路公園課

3. 設立年月日

平成3年4月1日(平成10年4月1日 財団法人岐阜県公園緑地協会と統合)

4. 沿革(花フェスタ記念公園を含む)

平成元年4月 「県営可児公園」として(花トピア区域4ha)を開設

平成3年4月 「(財)花の都ぎふ花と緑の推進センター」設立

平成3年4月 語らい広場、日本庭園の設置

平成4年4月 野球場(平成14廃止)、テニスコート(平成14廃止)、花壇の設置

平成7年4月 花のタワー、花の地球館の設置

「花フェスタ'95ぎふ」開催(平成7年4月26日～6月4日)

平成8年4月 世界のバラ園、音楽広場、プリンスホール雅の設置

平成9年5月 原種バラの谷の設置

平成10年10月 茶室、西駐車場の設置

平成12年3月 花ひかり、花トリエ(飲食物販)の設置

平成15年2月 管理事務所、小型飲食物販、西ゲート、友好庭園(フルトシップガーデン)設置

平成16年11月 花のミュージアム、バラのテーマガーデン、回廊施設の設置

平成17年3月 「花フェスタ2005ぎふ」開催(平成17年3月1日～6月12日)

平成18年4月 指定管理者として財団が特定者指名を受ける(平成21年3月まで)事務所を県民ふれあい会館より公園内へ移転

平成20年5月 駐車場整備(171台:繁忙期対策)

平成20年1月 モロッコ・ロイヤルローズガーデンの整備着手

平成20年10月 モロッコ・ロイヤルローズガーデンオープン

5. 設立目的

(1) 寄附行為に定める目的

花と緑の溢れる県土づくりをめざして、県民総参加による「花づくり」、「花かざり」の普及啓発推進と岐阜県が設置する公園・緑地等の管理運営を行い、もって「日本一住みよいふるさと岐阜県」「世界のふれあい広場ぎふ」づくりの推進に寄与することを目的とする。

(2) 設立の経緯

岐阜県は、1990年（平成2年）に開催された国際花と緑の博覧会の「自然と人間の共生」の道を探ろうとする理念を継承し、成熟社会の中で「ゆとりをもって生活を楽しむ」といういわば21世紀型生活文化の先取り施策として、全国に先駆けて、「花の都ぎふ」運動を展開している。「花の都ぎふ」運動は、「花づくり」と「花かざり」が一体となって県民総参加で推進し、日本一美しい岐阜県を目指している。人と人、人と自然との「共生」の舞台づくりが進展し、それが「日本一住みよいふるさと・ぎふ」となり、多くの人が集まり地域の活性化につなげようとするものである。この運動を推進するため、平成3年4月1日に基本財産5,000千円（岐阜県の全額出資）をもって、財団法人花の都ぎふ推進センターが設立された。

平成10年4月1日には、県の行政改革の一環としての財団統廃合政策により、岐阜県が設置する公園・緑地等の管理運営等の業務を行っていた財団法人岐阜県公園緑地協会が3月31日に解散したことに伴い、同協会の事業を引き受け、名称を「財団法人 花の都ぎふ花と緑の推進センター」と変更した。また、平成10年9月1日に公園緑地協会の残余財産の寄附を受け、その一部を基本財産に積み立て、基本財産の総額も8,000千円となっている。

6. 主な業務内容

(1) 寄附行為に定める事業内容

- 花づくり、花かざりのための情報の収集及び提供
- 花づくり、花かざりに関する調査及び研究
- 花づくり、花かざりに関する研修会、講習会等の実施
- 花に関するイベント、コンクール等の実施
- 岐阜県内の公共団体、公共的団体等の行う花に関する事業に対する支援及び調整
- 花き、花木種苗の需給調整及び斡旋並びに種苗関連資材の斡旋
- 岐阜県が設置する公園、緑地等の管理運営
- 公園施設の設置及び管理運営
- 管理運営に付随して行う物品販売、有料駐車場整理等の事業
- 岐阜県内の公共団体、公共的団体等の行う公園、緑地等の事業に係る調査及び設計の受託
- 公園、緑地等に関する研究及び指導

公園、緑地等に関する愛護精神の啓蒙及び普及
その他寄附行為に定める目的を達成するために必要な事業

(2) 具体的な実施事業

花の都ぎふ運動推進事業

平成12年の「花の都ぎふ」運動の10周年を機に、次なる活動の展開として「花の楽園ぎふづくり」を目指した積極的な住民参加型の運動を進めてきた。この一環として、広報誌「花の都ぎふだより」の作成・配布による各種花き関連情報の提供、または地域の特性を活かした花かざりを習得してもらうための実践講座をテレビで制作放映するなどの事業を実施した。(財)花の都ぎふ花と緑の推進センターが委嘱している花のアドバイザーの知識や技術の向上と、地域での花かざりの普及等に努めるための研修会を行っている。

基金事業

県下を花いっぱいにかざり「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実施を図るため県内の市町村及び民間団体・ボランティア団体等が行う花の都ぎふ推進事業助成金を交付している。また、平成17年に戦後60年を迎え、平和を願う企画として新聞社と共同して寄付を募り、「アンネのバラ基金」を設立し、「アンネのバラ」を、全国の学校、公共施設に配布している。

花フェスタ記念公園管理運営事業

世界のバラ園、グラデーション花壇、デザイン花壇、花の地球館、花のミュージアムにおけるフラワーショーなど花に関する諸施設を有する全国的にも特色を持った「花のリゾート基地」「花のすべてが分かるテーマパーク」として、来園者に花と接する喜びや感動を提供するとともに、プリンセスホール雅を使ったイベントや各種花のコンクール・展示会・花トピアにおける「花き講座」など、年間を通じて各種催事を積極的に展開し、より多くの入園者の確保と経営の改善・強化に努めている。

バラ、春の花、秋の花の見頃の時期を中心に効果的なイベントを展開し集客力の向上や知名度のアップを図るとともに、テレビ・ラジオ・インターネットなどを活用してタイムリーなPRを展開した。県民に愛され誇りにされる施設、また、何度も訪れたいと思われる施設にするため、地域への貢献やホスピタリティの向上を図っている。

(3) 花フェスタ記念公園の概要

花フェスタ記念公園の概要

花フェスタ記念公園は、可児市の北東部に位置し、総面積80.7ha(可児市からの無償貸与21.8ha)、7,000品種、61,000株のバラを植栽するバラ園をはじめ、花に関

する諸施設を擁する花の公園である。総整備費は約248億円である。当公園は、昭和59年に都市計画決定し、用地買収・各種整備工事を進め、平成元年に花トピア部分（約3ha）を供用開始し、平成4年に公園事務所、野球場、テニスコートを含む21haを供用開始した。その後「花フェスタ'95ぎふ」開催に向けて、花のタワー、花の地球館、プリンセスホール雅、日本一のバラ園、霧のプレリウド等の施設整備を進めてきた。平成7年4月26日から6月4日までの40日間にわたって開催した「花フェスタ'95ぎふ」は、県内外から約191万人におよぶ入場者を集め、花や自然に対する関心の高さ、イベント立県を目指す岐阜県を全国に情報発信する大きな契機となった。これを基に、「花の都ぎふ」づくりの中核拠点として、花づくり・花かざりを提案・紹介する花の公園にふさわしい施設整備を進めるとともに、管理運営にあたっては従来の公園経営から脱皮した効率的な運営を目指すとともに、イベント等各種事業の実施により集客を図ってきた。なお、平成16年度に西ゾーン（14のテーマガーデン、花のミュージアム等）が整備され、「花フェスタ2005ぎふ実行委員会」により平成17年3月1日（6月12日までの104日間）に、当公園で「花フェスタ2005ぎふ」が開幕され県内外から約143万人におよぶ入場者を集めた。また、当公園は平成16年12月に一旦閉園し、通常管理を当財団が行い、同実行委員会が公園施設を平成17年6月12日まで使用し、6月13日から再度開園した。公園の管理運営は、平成17年まで（財）花の都ぎふ花と緑の推進センターに管理委託後、平成18年度からは指定管理者として財団が管理運営している。

来園者数

（単位：人）

年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
有料入園者	266,805	159,759	71,699	307,427	293,659
無料入園者	53,976	59,379	76,670	183,986	174,034
（うち無料開園）	-	-	31,010	105,859	86,045
計	320,781	219,138	148,369	491,413	467,693

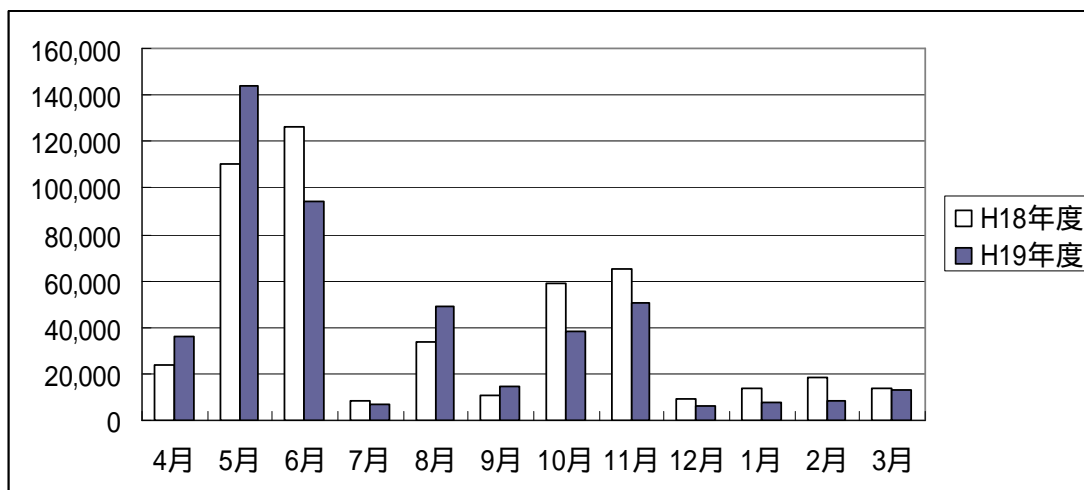
（注）平成17年度は上記のほか、「花フェスタ2005」入場者数1,426,708人がある。「花フェスタ2005」は「花フェスタ2005実行委員会」が運営主体であるため（財）花の都ぎふ花と緑の推進センターの来園者に含まれていない。また、平成16年度1月～2月は「花フェスタ2005」開園のための準備のため休園、平成16年度3月～平成17年度6月まで「花フェスタ2005」開園のため（財）花の都ぎふ花と緑の推進センターでの来場者はない。

岐阜県内の小学校、中学校、高等学校に在籍しているもの等は利用料金が免除となっている。その他、花火大会などのイベント開催日は記念公園の入園料を無料にしている。上記の表のとおり、年間の来園者のうち相当割合（2割程度）が無料開

園時に来園しているのがわかる。

なお、平成 18 年度及び 19 年度の月別の来場者数は以下の通りである。

(単位：人)



7. 組織体制

(1) 人員

(平成 20 年 3 月 31 日現在)

区分	現員数	県派遣	県OB	その他
常勤理事	3	1	2	-
正規職員	28	22	1	5
計	31	23	3	5

日日雇用職員 79 人は含まない。

8. 事業状況

(財)花の都ぎふ花と緑の推進センターの過去5年間の収支計算書及び貸借対照表は以下の通りである。なお、各年度で事業内容に変動があり期間比較が困難であるため、平成19年度の事業内容である花フェスタ記念公園管理運営事業、基金事業、花の都ぎふ運動推進事業の3事業についてを再度集計し過去5年間の収支計算書を作成した。

(1) 収支計算書

(単位：千円)

科目 / 年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
基本財産運用収入	112	112	112	112	112
基金運用収入	26,144	27,859	26,678	31,664	37,369
事業収入	258,170	165,704	72,152	325,642	327,293
入園料収入	167,657	102,639	49,402	204,967	188,937
利用料等収入	8,413	6,651	3,172	10,885	8,381
販売収入	61,442	42,599	11,845	73,879	93,135
出店料等収入	15,282	10,194	5,345	29,910	31,493
手数料収入等	5,375	3,619	2,386	5,999	5,345
補助金等収入	347,606	523,993	639,665	432,378	419,148
県補助金収入	89,994	120,677	249,044	100,678	92,247
県受託事業収入	257,612	403,315	390,621	331,699	326,901
その他	431	848	2,232	2,621	18,832
事業活動収入合計	632,464	718,517	740,840	792,418	802,755
2. 事業活動支出					
花の都ぎふ運動推進事業費			955	45,752	81,087
花づくり・花かざり事業費			955	36,833	28,896
基金事業費				8,918	52,191
花フェスタ記念公園管理運営事業費	542,928	637,138	660,841	554,606	560,661
公園管理運営費	388,717	531,793	517,261	440,820	433,049
その他	154,210	105,345	143,579	113,786	127,611
管理費	63,743	53,116	52,843	154,238	164,534
事業活動支出合計	606,671	690,254	714,639	754,596	806,282
事業活動収支差額	25,793	28,262	26,201	37,821	3,527

科目 / 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
投資活動収支の部					
1 . 投資活動収入					
特定資産取崩収入	559		1,722	2,797	
投資活動収入合計	559		1,722	2,797	
2 . 投資活動支出					
特定資産取得支出	277	431	287	1,781	529
固定資産購入支出	632	102	7,199	4,178	1,558
投資活動支出合計	909	534	7,487	5,959	2,087
投資活動収支差額	350	534	5,765	3,162	2,087
財務活動収支の部					
1 . 財務活動収入					
2 . 財務活動支出					
財務活動収支差額					
当期収支差額	25,442	27,728	20,435	34,658	5,615

(2) 貸借対照表 (要約)

(単位 : 千円)

科目 / 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
資産の部					
1 . 流動資産	359,752	378,935	320,317	306,478	252,953
2 . 固定資産	2,412,358	2,150,026	2,344,333	2,342,436	2,345,919
基本財産	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
その他の固定資産 (特定資産含む)	2,404,358	2,142,026	2,336,333	2,334,436	2,337,919
投資有価証券 *	2,365,817	2,064,520	2,302,489	2,311,034	2,306,296
その他	38,540	77,506	33,844	23,401	31,623
資産合計	2,772,110	2,528,961	2,664,651	2,648,915	2,598,873
負債の部					
負債合計	309,696	332,935	219,557	176,867	132,328
正味財産の部					
正味財産合計	2,462,414	2,196,026	2,445,093	2,472,047	2,466,544
負債及び正味財産合計	2,772,110	2,528,961	2,664,651	2,648,915	2,598,873

* 平成 19 年度は投資有価証券 (国債等) を時価評価している。

外部監査の結果

1. 岐阜県の当該公園に対するビジョンと公園運営の今後の方針について

(1) 概要

花フェスタ記念公園は、バラ園部分、芝生等の都市公園部分、花のミュージアム・地球館・花トピアなど花飾りや展示を行う施設部分、展望台（タワー）などにより構成されている。当該公園には、地域の都市公園としての公共施設としての位置づけがある一方、岐阜県の名産であるバラを主体とした観光資源としての位置づけ、7000品種という世界でも有数の品種数を有している「世界のバラ園」は学術的・文化的な位置づけ、また、バラの育成や新しい花かざりを通して花き園芸を振興する農政施設としての位置づけが存在しているといえる。

「花フェスタ記念公園管理運営業務仕様書」には以下のように記載されている。

第2 花フェスタ記念公園管理運営業務の基本方針

- 1 公園を広く県民の健全な利用に供するとともに、維持管理費の節減に努めながら公園の適正な管理を期するものとする。
- 2 本公園の設置目的は、岐阜県が進める「花の都ぎふ」運動の中核施設として、「花、自然」を通して、幅広い世代に対する教育と情報発信を行うことである。そこから導き出される位置づけは、公園を地域における「花の情報発信基地」とし、地域産業、交流促進、園芸技術の発展に寄与することである。また、県下の交流産業の発展のため世界に誇るバラの公園として整備した公園であり、日本はもとより世界中に「花の都ぎふ」をアピールして行くことである。

仕様書には、公園の位置づけを「地域における『花の情報発信基地』とし、地域産業、交流促進、園芸技術の発展に寄与すること」としており、当該公園が地域の都市公園としての公共施設なのか、観光施設なのか、農政施設なのか明確になっていない。

また、当該公園は公園の出入口で利用料金を徴収し、公園内の各施設（バラ園、タワー等）は無料となっている。

(2) 監査の結果

ビジョンの明確化と採算性について（指摘）

上記の(1)概要に記載のとおり、現在岐阜県の当該公園に対するビジョンは明確ではなく、公園全体に対して複数の目的を集約させた状態となっている。また、現在、公園の利用料金を徴収しているが、収入のうち岐阜県からの補助金及び受託料が過半数を占めており、入園料等のみでは大きく採算が取れない状態である。

当該公園には、(ア)公共施設（都市公園）としての位置づけ、(イ)観光施設としての位置づけ、(ウ)学術的・文化的施設としての位置づけ、(エ)農政施設としての位置づけがあると考えられる。このうち(ア)(ウ)(エ)については公共性があると考えられ、たとえ採算が取れなくてもその効果（地域の憩いの場としての

活用、学術的に大きな成果の達成、農業普及など)が測定できれば、事業の継続について説明が可能であると考えられる。しかし、(イ)の観光施設としての位置づけについては、その事業の採算性を考慮し、事業の継続を判定する必要がある。

当該公園では、バラ園の部分とその他芝生や森の部分、タワーなどが混在している。岐阜県は公園設置当初は公園全体を都市公園として認識してきたが、現在、バラ園やタワーなどには観光施設としての機能が含まれていると考えられる。バラ園など観光施設としての機能を有する施設とその他のエリアを区分し、その目的に応じ採算性などを検討していく必要がある。つまり、具体的には、現在は公園全体を利用するサービスの対価として入り口で料金を徴収しているが、今後はバラ園(植物園)や観光施設としての展望台(タワー)などを都市公園部分(無料)と分離し、それぞれ料金を都市公園部分は無料、観光施設についてはそれぞれ料金を徴収する方法に変更し、目的に応じ採算性をモニタリングするとともに、それぞれの施設の設置運営の継続性を検証する必要がある。

財団の今後の方向性(財団の必要性)について(指摘)

上記に記載のとおり、現在公園の運営のために岐阜県から毎年多額の補助金及び受託料を収入している。当該公園には都市公園としての機能も存在しているが、上記に記載のとおり、公園を目的別に区分していない現状においては、現在支出している補助金や受託料の金額の説明としては困難な状況であるといえる。補助金及び受託料は県民の負担となるものであるから、その支出額については必要性を十分に説明し、県民の納得を得られるものでなくてはならない。

当該公園は「世界一のバラ園」をテーマにPRしている。確かに岐阜県は全国有数のバラの生産地であるが、公園の位置する可児市ではバラの生産は行われておらず、可児市に位置する当該花フェスタ記念公園の存在を除き、可児市自体をバラの街と認識するのは困難な状況である。しかし、可児市のHPでは可児市の観光資源としてバラをメインに紹介している。可児市は岐阜県に対して一部人員の派遣等により、公園維持管理の費用を一部負担しているが、岐阜県が大半を負担している状況である。つまり、岐阜県としても観光施設として一部位置付けているが、可児市も同様に観光資源として利用し、相応の恩恵を享受している可能性があるため、岐阜県と可児市の運営費負担の割合を見直し、公平に費用負担するよう努める必要がある。

また、バラ園については、1995年及び2005年に開催された「花フェスタ」で使用された庭園をそのまま維持・使用している。通常「花フェスタ」のような大きなイベントを開催した場合、そのイベントが終了した時点で規模の縮小・撤去を行うのが一般的であると考えられる。他県で行われた万博や花博などでは、イベント終了後、大部分の施設を撤去し公園などの施設の規模を縮小させている。

一方、岐阜県はバラ園について「花フェスタ」終了後も「花フェスタ」開催時と概ね同等の維持管理を行っているが、「花フェスタ」等のイベントが無い場合には、費用対効果の考えで維持管理に関する支出を縮小する必要があると考えられる。

また、現在当該公園施設は指定管理者制度が導入されている。指定管理者制度は多様化する住民ニーズに対して、より効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上を図ることを目的とした制度である。現在のように岐阜県から派遣職員を受け入れる等、岐阜県と財団が密接な関係であることは指定管理者制度における公平性を害する可能性がある。今後、県と財団との関係を整理し、自立性を確保すると共に、指定管理者制度による民間業者の参入により財団存続の必要性が乏しくなった場合には財団の廃止を検討する必要がある。

さらに、公益法人制度は、平成 20 年 12 月から施行される予定の公益法人改革関連法によって大きく変化すると考えられる。外郭団体の多くは、現在、財団法人または社団法人であることから、移行期間である法施行から 5 年の間に公益財団法人・公益社団法人に移行するか、一般財団法人・一般社団法人となるかを選択することになる。

一般的に現在の活動内容が、主として県の施設の管理や県からの受託事業である財団法人または社団法人は、現在の状態では公益性に乏しい状態であるため、税制上の優遇措置等がある公益財団法人・公益社団法人に移行することは困難であるとされる。従って、当財団は、上記指定管理者制度導入による財団の廃止理由に加え、現在の財団の業務内容から、今後公益法人制度改革により公益財団としての存続が困難であることも考慮し、財団の必要性を検討（財団の廃止）するべきである。

2. 花の都ぎふ推進基金について

(1) 概要

現在、(財)花の都ぎふ花と緑の推進センターでは、23 億円以上の基金(余剰資金)を有している。当該基金の残高推移は以下の通りである。

平成 19 年度末基金残高

(単位：千円)

年度	基金金額			摘要
	県費	民間	合計	
3 年度	500,000	219,517	719,517	
4 年度	500,000	31,173	531,173	
5 年度	-	32,126	32,126	
6 年度	-	30,000	30,000	
7 年度	-	993,000	993,000	うち 954,341 千円は花フェスタ' 95 実行委員会より入金
8 年度	-	30,000	30,000	
9 年度	-	30,000	30,000	
16 年度	259,900	-	259,900	花フェスタ 2005 のため左記金額を県へ負担金として支出

17年度	205,117	-	205,117	花フェスタ 2005 のため 332,372 千円を県へ負担金支出し、その後 537,489 千円県より収入
計	945,217	1,365,817	2,311,034	

上記基金のうち、平成 19 年度末で 2,307,160 千円を岐阜県債及び国債で運用し、残額については預金として保有している。当該岐阜県債及び国債の利息で年間 35,000 千円以上の収入を得ている（収支計算書の基金運用収入）。

（２）監査の結果（指摘）

上記（１）概要に記載の基金は、岐阜県及び民間より負担金及び寄付により収入しているが、現在に至るまで「花フェスタ 2005」に際し約 55,000 千円程度使用したのみでほとんど利用していない。上記に記載のとおり、23 億円以上の資金は余剰資金となり主に岐阜県債などの有価証券として運用されている。

現在（財）花の都ぎふ花と緑の推進センターでは、岐阜県より毎年 1 億円程度の補助金と 3 億円以上の受託料を県民の負担で享受している。この毎年県より収入される金額で運営等を行っているため、当該基金を事業のために使用することは当面無い。

当該基金は岐阜県及び民間から（財）花の都ぎふ花と緑の推進センターが行う事業への負担金として収入されたものである。しかし、現在、岐阜県及び（財）花の都ぎふ花と緑の推進センターは基金を余剰資金として運用し、実際の運営資金については県から補助金を継続的に享受し、県民に負担を強いている状況である。

また、岐阜県は花フェスタ記念公園の建設に約 248 億円の資金を投下した。建設費以外にも運営費及び負担金で多額の資金を県民の負担を財源に投下してきた。（財）花の都ぎふ花と緑の推進センターが保有している基金は岐阜県の県民の負担による資金が様々な名目を通じた結果、還流し保管されている状態とも言える。

今後、（財）花の都ぎふ花と緑の推進センターの行う事業については、県民の負担を最小限にするために、当該基金の使用を優先させ補助金及び受託料の支給を停止させるか、または補助金及び受託料により発生した過去の剰余金である基金相当額を県に寄付（返還）する必要がある。現在適用されている「花の都ぎふ推進基金の設置及び管理に関する規程」では基金の使用目的に公園の維持管理費等が含まれていないため、今後当該基金を維持管理等に使用、または、実質的に過去の剰余金相当額である基金を岐阜県へ寄付（返還）することはできない。従って、岐阜県は理事会に働きかけることにより規程を変更させ、当該基金相当額について整理し、資金を県民のために有効に活用する必要がある。

3. PR 活動について

（１）概要

（財）花の都ぎふ花と緑の推進センターでは、記念公園の集客のために PR 活動を行っている。平成 19 年度の主な PR 活動は、以下の通りである。

(単位：千円)

科目	金額	内容
一般会計 / 基金事業費 / 飛騨・美濃プロジェクト推進事業費	38,623	ディスティネーションキャンペーン、うち5,098千円はサーカス代金(1日)
特別会計 / 花フェスタ記念公園管理運営費 / 広告費	42,472	春・秋のバラシーズンを中心とした新聞広告、テレビ広告など
特別会計 / 花フェスタ記念公園管理運営費 / 委託費	53,595	年間広報委託、うち8,925千円は天功のイリュージョン代金(1日)

(2) 監査の結果(指摘)

(財)花の都ぎふ花と緑の推進センターでは、上記記載のように公園の集客のためにPR活動を実施している。しかし、上記のようにPR活動に費用を費やしているが、効果の測定を行っていない。

上記(1)概要の表の記載のサーカス及び記載の天功のイリュージョンそれぞれイベント実施日の来場者数はイベントを行わない他の日にちの来場者数と比較して概ね同等の人数であった。このことから、PR活動のために多額の費用を費やし、イベントを行ってきたが、当日の集客効果には乏しいといえる。しかし、天功のイリュージョンについては平成20年秋にも行う予定で、費用も平成19年度より増額の14,000千円程度費やす予定である。平成19年度のような失敗がないようにモニタリングする必要がある。

また、現在、(財)花の都ぎふ花と緑の推進センターでは、PR活動の効果の測定として、PR活動によりどの程度周知されているかなどの効果の測定を行っていない。公園の知名度普及のためのPRであるから本来、来場者に対するアンケートを実施し、如何なる広報(新聞、テレビ、HPなど)により公園について知ったかなどの情報を収集する必要がある。(財)花の都ぎふ花と緑の推進センターの実施しているアンケートは年2回、来場者に対して施設の満足度を中心としたものを行っている。現在実施しているアンケートの内容をさらに充実かつ回数を増加させ、PR活動の効果の測定を行い、さらには来場者だけではなく、無作為に抽出した県民に対して、公園の知名度、印象などのアンケートを実施する必要がある。

また、記念公園はバラをメインにPRしているため、来場者数の季節変動が激しく、特に冬季は著しく来場者は少ない。この状況に対し(財)花の都ぎふ花と緑の推進センターは平成19年度に予算を998千円投じ、冬のイルミネーションを行った。しかし、PR活動を行わず、規模が小さく魅力がないため十分な成果が得られなかった。このような中途半端な提案は成果を見出せず予算の無駄といえる。民間の植物園のようなイルミネーションを行うのであれば、内容を十分に吟味し、効果が得られるようなPR活動を積極的かつ効率的に行う必要がある。冬季の来場者を増加させるアイデアの創造が困難な場合は、採算性の向上のため、冬季は現在常時開設している2つのゲート

を1つにするなどのコストカットを行わなくてはならない。PR活動を通じ、来場者を拡大させるか、維持管理の規模を縮小させるかの判断が重要であるといえる。

4. 指定管理者制度における事業評価について

(1) 概要

(財)花の都ぎふ花と緑の推進センターは、平成18年度から指定管理者として花フェスタ記念公園の管理運営を行っている。(財)花の都ぎふ花と緑の推進センターは、指定管理者として事業報告書を作成し、事業計画で掲げた各種目標や、事業内容などについて簡潔に実績と対比させる形式で纏めている。

指定管理者制度における事業評価として、上記事業報告書等を基礎に、平成18年度及び平成19年度で年2回、県営公園事業評価委員会を開催し意見交換を行っている。

委員会開催日時	委員会出席者	結論
平成18年7月21日	評価委員8名、都市建築部次長、街路公園課長	改善を求める指摘事項なし
平成19年2月14日	評価委員6名、都市建築部次長、街路公園課長	改善を求める指摘事項なし
平成19年7月12日	評価委員6名、都市建築部次長、街路公園課長	改善を求める指摘事項なし
平成20年2月18日	評価委員6名、都市建築部次長、街路公園課長	改善を求める指摘事項なし

(2) 監査の結果(指摘)

現在、岐阜県では指定管理者の事業評価について統一したフォームによる評価基準は作成していない。各所轄部局が評価しやすいように独自にフォームを作成している。街路公園課が作成している花フェスタ記念公園の指定管理者の事業評価は、各委員が意見を述べ、協議し改善を求めるか否かを決定する簡便的なものである。実際、上記の表に記載のとおり、協議はしているが改善を求める指摘事項は一切無い。

本来、事業評価は客観性を担保するために項目ごとに数値化し、点数をつける方法が客観性があり好ましいと考えられる。また、(財)花の都ぎふ花と緑の推進センターは事業報告書を作成し、その中で事業計画と事業の実績等を比較しているが、単に結果の報告資料であり、事業評価とはなっていない。

今後、事業評価の正確性及び客観性、検証可能性のため、街路公園課は事業評価基準を作成し、各項目を5段階に評価するなどの点数を用いるなどの方法を用いるべきである。その他、財団では現在、指定管理者としての満足度の情報を収集する目的のアンケート調査を実施しているが、整備状況のニーズだけでなくソフト面でのニーズの把握も必要であると考えられる。県民に対して無作為アンケートを行い、来場経験の有無や評判、施設の必要性などを5段階程度で評価し、各種要望などのソフト面のニーズを把握し経営に役立てる必要がある。

5. 指定管理料の決定方法について

(1) 概要

「(財)花の都ぎふ花と緑の推進センター」に対する指定管理料は、平成18年度予算を財団が県へ示し、県と協議の上、平成18年度から平成20年度までの3年分の指定管理料を決定している。平成18年度予算及び平成18年度、平成19年度の対応する実績は以下の通りである。なお、指定管理料に係る部分のみの抜粋であるため収支決算書の科目金額と合致しない部分がある。

(単位：千円)

	18年度予算	18年度決算	19年度決算
収入の部			
事業収入	213,064	215,852	197,319
入園料収入	200,000	204,967	188,937
利用料等収入等	13,064	10,885	8,381
補助金等収入	307,515	323,025	323,025
県受託事業収入	307,515	323,025	323,025
その他			4,400
当期収入合計(A)	520,579	538,877	524,744
支出の部			
花フェスタ記念公園管理運営事業費	460,039	465,084	442,003
公園管理運営費	439,842	434,077	418,123
イベント開催費	20,197	31,006	23,879
管理費	50,011	54,231	63,633
人件費	21,395	30,802	34,669
事務局運営費	28,616	23,428	28,963
その他	10,529	4,178	2,087
当期支出合計(C)	520,579	523,495	507,724
当期収支差額(A)-(C)		15,382	17,019

(2) 監査の結果(指摘)

平成18年度から平成21年度までの指定管理者は、「(財)花の都ぎふ花と緑の推進センター」に決定し、その指定管理料(3年間同額)については財団が平成18年度予算を岐阜県へ提出し、その予算金額を基礎として決定される。平成18年度からの指定管理料は上記予算金額及び協議の結果323,025千円となっている。

上記の表のとおり、入園料等の事業収入は当初予算編成時の計画より下回り、業績が悪化しているにも関わらず、収支差額はプラスとなっている。事業収入のマイナス相当額に対して企業努力により支出を削減した結果ともいえるが、結果として支出の削減が実際に可能であるならば、当初の指定管理料決定時に指定管理料自体を削減できたといえる。つまり、当初予算の金額は、実際に何ら企業努力を行うことなく費や

される金額であったといえる。今後は、指定管理料の決定時に指定管理業務に費やされる支出予定額を正確に吟味するとともに、3年間の指定管理料を定額にするのではなく、常時見直し、当初予算と事業規模が乖離した場合には金額を改定する必要がある。

6. 理事会について

(1) 概要

直近の理事会の出席状況は以下の通りであった。

		人数	出席者	欠席者の代理出席	欠席者の書面表決
平成 20 年 3 月 平成 20 年度事業計画及び 平成 20 年度予算案の承認	理事	21(3)	13(3)	-	8
	監事	2	2	-	-
	合計	23(3)	15(3)	-	8
平成 20 年 6 月 平成 19 年度決算の承認	理事	20(2)	9(2)	2	10
	監事	2	1	-	-
	合計	22(2)	10(2)	2	10

当初から書面投票による決議を予定している理事会は掲載していない。

理事の人数欄の()は常勤理事の人数(内数)である。

平成 20 年 6 月理事会における欠席者の代理出席者 2 人については書面表決をしている。

(2) 監査の結果

非常勤理事の出席状況について(指摘)

平成 20 年 6 月に開催された平成 19 年度決算の承認は重要な議題であるため、出席を求める形式で理事会を開催している。しかし、実際には出席できない非常勤理事が多く、書面表決がなければ過半数出席という定足数が満たされず、理事会が成立しない状況である。

非常勤理事は無報酬であることから、経済的負担はないが書面の入手に手間がかかるなど、財団の運営を非効率にしている面は否めない。理事の削減を図り、真に財団のことを検討できる理事のみによる円滑な意思決定が可能な役員組織にしておくべきである。

理事の代理出席、書面表決について(指摘)

平成 20 年 6 月の理事会について、理事人数 20 人、出席者 9 人、欠席者の代理出席 2 人(書面表決をしている)、欠席者の書面表決 10 人となっている。代理出席も書面表決もしていない欠席者が 1 人いる。

欠席理事については代理出席または書面表決を促し、少なくとも情報交換を交わすようにすべきである。

7. 時間外勤務簿、休日勤務及び夜間勤務命令簿の記載について

(1) 概要

(財)花の都ぎふ花と緑の推進センターでは時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務について、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」という管理簿にて命令、従事、決裁が行われ、管理簿に承認印が押印される。

(2) 監査の結果(指摘)

時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務について「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」を通査したところ、命令権者の印、命令権者の検印の押印漏れが散見された。

時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務時間の決裁行為は労務管理及び給与計算の正確な計算を確保する観点から重要な行為である。上席者は時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務時間の正確性をチェックし、チェックが完了したことを証拠として残す意味で「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」に承認印を必ず押印することが必要である。

当該ケースは上席者の承認印の押印が徹底されていないこと及び庶務担当者チェック上の見落としによるものと推測されるが、こうした運用上の誤りを回避するためには、以下のような対策を講じるべきである。

ア) チェック実施者を複数とし相互牽制機能を働かせる

イ) 庶務担当者による月次チェックの前に、各職員本人による確認を周知徹底する

8. 県派遣職員について

(1) 概要

(財)花の都ぎふ花と緑の推進センターの職員構成を見ると、県からの派遣職員の数が多いことが分かる。

役職員の内訳は、平成20年3月末において県派遣職員23人、県職OB3人(内、役員2人)、専門職2人、嘱託員1人、市派遣1人、プロパー職員1人の計31人である。日日雇用者は79人である。

全役職員31人(日日雇用者79人を除く)のうち、県派遣職員は23人であり、全役職員の74%を占める。これに県職OB3人を加えると全役職員の83.8%を占める。

収支計算書より人件費関連の費用(役員報酬、給料手当、臨時賃金、福利厚生費)を抽出すると合計で222,909千円である。

県派遣職員の給料122,954千円(1人当たり平均5,345千円)については県にて支払われ財団の負担とならないため、収支計算書には計上されない。県派遣職員については諸手当のみが収支計算書に計上される。県派遣職員についての諸手当とは「財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センター給与等規程」に下記のとおり記載されている。

第8条 県職員の身分を有する役員及び職員には、この章各条の規定は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、調整手当（管理職手当に係るものに限る。）通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職手当及び勤勉手当並びに第13条に規定する旅費については、県職員の例により財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センターが支給する。

（2）監査の結果

県派遣職員の給料の処理（指摘）

県派遣役職員23人のうち21人についての給料122,954千円は県が負担しており、財団が県派遣職員について負担している人件費は諸手当（残業代、通勤手当等）のみである。従って財団の決算書上、人件費が実体よりも過小に計上されている。

県派遣職員の人件費も財団で負担すべきであり、必要とあらば同額だけ補助金受取額を増額すべきである。

効率化（意見）

職員のほとんどが県からの派遣職員であり、実態は県の直接実施機関である。

職員の平均勤続年数は2年2ヶ月であり、職務に慣れたころには交代という状況にあり、これでは職務の効率化は図れないと考えられるため職務の効率化が図れるような勤務期間にする事が望ましい。

人件費（意見）

派遣職員の給与ベースは県職員と同一の水準が保証されており、給料1人当たり平均5,345千円である。プロパー職員、専門職員の給与ベースは給料1人当たり平均3,562千円である。派遣職員を減らし、プロパー職員、専門職員を活用した方が人件費は節約できるといえる。

人件費の節約・業務効率化を図るには県派遣職員の引揚げ・プロパー職員、専門職員、嘱託への切替を検討することが望まれる。

9. 役員人事について

(1) 概要

(財)花の都ぎふ花と緑の推進センターの常勤理事は平成20年3月31日現在で、理事長、専務理事、理事の3名である。過去の常勤理事の在任期間は1年から3年以内である。

過去の理事の推移を表で示すと下表のとおりとなる。

年度	理事長	副理事長	副理事長	専務理事	常務理事	常務理事	常務理事	常務理事	常務理事	常務理事	理事
平成8年度	A	B		欠	C	D					
平成9年度	B	欠		欠	D						
平成10年度	E	F()	G()	欠	H()	I	J	K()			
平成11年度	E	L	G()	欠	M()	I	N	O()			
平成12年度	P	Q()	L	欠	M()	I	N	R()			
平成13年度	P	S()		欠	T()	U	V	W	X	Y()	
平成14年度	P	Z()		欠	U	AA()	BB()	X			
平成15年度	P	CC()		欠	U	AA()					
平成16年度	DD	EE()		欠	FF()						
平成17年度	DD	GG()		欠	FF()						
平成18年度	HH	欠		欠							II()
平成19年度	HH	欠		JJ	欠						II()
平成20年度	HH	欠		JJ	欠						

()は県派遣職員

(2) 監査の結果(意見)

(財)花の都ぎふ花と緑の推進センターの常勤理事は県OBや県派遣職員が概ね1年から3年の周期で交代し就任している。利用料収入が少なく、補助金や委託料なしでは運営できない状況が継続しており、経営改革が必要な財団において、短期間の周期で常勤理事が交代しては十分に能力を発揮できるか疑問である。

財団は、常勤理事の選任に当たり、県職員の退職後の就職先確保のための人事と疑われることの無いよう、財団の経営を長期的展望に立ってなしうる人事が望ましい。

10. 閑散期におけるゲートの閉鎖及び茶室、花ポップの稼働状況の改善

(1) 概要

花フェスタ記念公園のゲートには西ゲートと東ゲートの2箇所が設置されており、各ゲートには常時2~3人が配置されている。閑散期や平日の入園者数は少なく、各ゲートに配置されている人員の仕事量は繁忙期と比較し、かなり少ない状況にある。

また、茶室による抹茶の販売及び花ポップによる園内運行を行っているが、閑散期の利用者数は現状では少ない。

(2) 監査の結果

西ゲートと東ゲートの2箇所の設置について(意見)

花フェスタ記念公園のゲートのうち、いずれかのゲートを閑散期において閉鎖す

れば人件費を含めコストの節約を図ることが可能ではないか。

人件費削減の試算をしてみると以下のとおりとなる。

平成20年7月時点において営業事務職は16人、賃金支給額は1,864千円である。

仮に西ゲート2名、東ゲート2名のうち、東ゲートを閑散期に閉鎖すると、月233千円の費用削減となる。

$1,864 \text{ 千円} \div 16 \text{ 人} \times \text{東ゲート} 2 \text{ 人} = 233 \text{ 千円}$

従って、閑散期における東ゲートの閉鎖を検討することが望まれる。

茶室による抹茶の販売及び花ポップによる園内運行について（意見）

茶室による抹茶の販売及び花ポップによる園内運行を行っているが、閑散期の利用者数は現状では少ない状況にある。

平成19年度において茶室管理運営費は13,887千円、花ポップ運行費は5,433千円かかっている。閑散期の平日は利用者数が少ない状況にあり、費用対効果が乏しいため、茶室及び花ポップの運行の利用状況を高めるよう改善策を検討することが望まれる。

11. 基金事業として花の都ぎふ推進基金助成事業について

(1) 概要

基金事業として花の都ぎふ推進基金助成事業が行われている。県下を花いっぱいにかざり「日本一住みよいふるさと岐阜県」づくりの実現を図るため、県内の市町村及び民間団体・ボランティア団体等が行う花の都ぎふ推進事業に助成金を交付している。

平成19年度における市町村に対する助成額は2団体に対し合計2,220千円を交付している。民間・ボランティア団体等に対する助成額は20団体に対し合計5,289千円を交付している。

交付要綱上、対象者、対象事業、対象経費等について以下のように定められている。

事項	内容
対象事業	花づくり・花かざりのための調査・研究事業 花づくり・花かざりのための団体等の活動事業 花の森・花の並木により、花の都ぎふの名所づくりを行うための市町村等の事業 その他基金の目的を達成するために必要な事業
対象経費	・花の増殖、花の品種改良、新しい花の苗づくり、プランターの開発等に必要は資材費 ・講師費用、資材費用、テキスト費用等 ・地域広報誌の作成費用、地域の花かざりコンクール費用等 ・種子代、苗代、肥料代、土代、農薬代等花壇等の造成に必要な資材

	費
助成額	県内の民間団体、ボランティア団体等に対しては10万円から50万円。市町村等に対しては200万円まで。
助成期間	県内の民間団体、ボランティア団体等に対する助成は、連続2カ年を限度とする。市町村等に対しては単年度とする(同市町村内でも場所が異なれば良い)。

(2) 監査の結果

助成期間を超過した補助(指摘)

補助金交付要綱によれば、補助金の助成期間は連続2年以内とされている。

過去の補助金交付先を通査すると、連続2カ年超えで補助金が交付されている類似性の高い団体が存在しており、形式的には要綱違反とは言えないが実質的には規定する要件に合致していないものと判断される。

当該団体は地域ぐるみで国道沿いに花を植える活動をしており、当団体が属する市と財団から補助金を入手し財源としている。財団がこの積極的な地域活動を今後も支援するというのであれば、要綱の要件を改定することが必要である。または、補助金交付の機会の公平性を考えるならば、当団体に対する補助金の交付は取りやめ当団体が属する市と地域住民による自主財源で行っていく必要がある。

支出明細書の算出基礎が不明瞭(指摘)

交付要綱によれば事業の実績報告を補助金交付団体に対して求めている。実績報告の添付資料として収支計算書と支出明細書が必要とされる。支出明細書を見ることにより、補助金がどのように使用されたかが明確となる。

しかし、当該様式が団体ごとに様々で統一されておらず明瞭性に欠ける。今後は様式の統一が必要である。その際、物品の購入単価と数量を明記し算出基礎を明確にし、財団ごとに比較可能性を確保することが求められる。財団はこのように作成された書類をチェックする際、単価が不当に高くないか、無駄な支出がされていないか等調査することが必要である。

補助対象外経費(指摘)

「大垣 花華回廊」事業の収支決算書上、補助対象外経費とするべき支出があった。補助対象経費は概要に記載のようなものが認められるが、収支決算書上事務局費50,000円とされており、領収書が添付されておらず、その内容が明確でないにも係らず補助対象経費として認められていた。

このような経費は内容が不明瞭であるので補助金交付団体に問い合わせる補助対象経費として良いか検討すべきである。

< 収支決算書より >

区分	金額	備考(日付)
印刷製本費(春)	5,000	5/18 用紙代、印刷代、資料代
印刷製本費(秋)	5,000	10/5 用紙代、印刷代、資料代
花苗代・土代等(春)	182,380	5/18 プランター代、消費税
	30,000	5/18 用土代、消費税
	325,000	5/18 花代 5,000 株、消費税
花苗代・土代等(秋)	432,642	10/15 花代 5,000 株、土 100 袋、消費税
会場費	800	5/18、10/5(説明会)
事務局費	50,000	
合計	1,030,822	

現場視察(指摘)

当該事業に関して当財団は事業の報告、現場写真、領収書のコピーを補助金交付先から徴収している。当財団は現状では資料の提出を求め、当該資料の検査を実施しているだけである。

現状では書類審査のみを行っているが、現場視察も実施すべきではないか。全ての事業に対し現場視察を実施することは費用がかかるので現実的ではないが、サンプルベースで何件かのサンプルを抽出し事業現場に赴き徴収資料に虚偽の報告がないかの視察を実施しその報告書をまとめるべきである。また、補助金の交付趣旨に適合した事業が行われているかチェックをすべきである。

特に複数年にわたり補助金を交付している先については現場視察を実施し、徴収資料の内容の確認と補助金の交付趣旨に適合した事業であるかのチェックをすべきである。

交付地域が東濃地方に偏重(意見)

当該事業の補助金交付団体の所属市町村は平成 17 年度から平成 19 年度において中津川市の割合が多い状況にある。財団は補助金の交付要綱を各市町村に送付しているが、申請を行う地域は東濃地方に偏重している。

その理由として、市町村合併の結果、旧市町村の末端まで補助金の存在が周知されていないため申請をする団体が少ないとか、花のアドバイザーの育成が十分でないため、補助金の要請が高まらないことがあげられる。

財団は、岐阜県全域において花の都ぎふ推進基金助成事業が推進されるようにより細やかな申請を募ることが望まれる。

12. 委託料について

(1) 概要

委託料の主な内訳ごとの過去5年間の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名/年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
花フェスタ記念公園 (公園管理、施設管理に係る委託)					
バラ関連業務委託(除草等)	39,260	14,962	24,147	25,200	26,316
芝生・植栽維持管理委託	21,945	30,394	19,162	23,310	25,664
建物常勤清掃委託	-	17,705	17,388	15,267	9,381
空調設備等保守点検委託	-	6,405	6,557	6,615	6,615
植物系廃棄物処理業務委託	-	1,680	2,100	1,837	5,062
花フェスタ 2005 ぎふ関連業務委託	-	-	99,108	-	-
その他	12,920	55,556	82,406	29,902	24,415
事業計	74,126	126,703	250,870	102,132	97,454
花フェスタ記念 (公園管理以外、スポット委託含む)					
年間イベント広報委託	-	-	-	-	53,595
イベント(スポット)実施委託	33,332	28,275	16,245	44,486	53,525
事業計	33,332	28,275	16,245	44,486	107,121
花フェスタ記念公園 (広告関連)					
新聞広告掲載	-	-	4,025	3,150	5,880
雑誌掲載、テレビCM、テレビ番組	-	-	1,260	5,899	3,060
電車・バス、地下鉄広告掲出業務	-	-	9,965	2,961	1,953
年間広報委託	-	-	7,612	13,637	-
花フェスタ 2007 春まつり広報委託	-	-	-	9,104	-
その他	-	1,312	4,200	-	2,100
事業計	-	1,312	27,063	34,751	12,993
花フェスタ記念公園 (その他)					
売店関連運営委託	-	-	-	27,460	30,687
経理事務等委託	-	2,954	1,817	6,993	6,531
緊急雇用創出事業委託(草刈等)	-	9,712	-	-	-
その他	-	2,234	-	6,048	2,900
事業計	-	14,901	1,817	40,502	40,119

その他 (本部等)					
本部	1,176,545	676,078	293,969	-	-
その他	25,063	47,506	48,236	38,549	47,073
事業計	1,201,609	723,584	342,206	38,549	47,073
合計	1,309,068	894,777	638,203	260,423	304,760

平成 15 年度は 1,309 百万円を超えており多額である。内訳は以下の通りである。

- ・本部分が約 1,176 百万円（以下は本部分内訳）
 - ・「日本昭和村」管理運営業務委託が 845 百万円
 - ・「百年公園」管理運営業務委託が約 61 百万円
 - ・「各務原公園」管理運営委託業務が約 22 百万円
 - ・「岐阜メモリアルセンター」植栽維持管理業務が約 15 百万円
 - ・「岐阜県立看護大学」植栽維持管理業務が約 14 百万円
 - ・養老公園分が約 82 百万円
- ・花フェスタ記念公園分が約 107 百万円（内イベント関連が約 33 百万円）

平成 16 年度は平成 15 年度より減少し約 894 百万円となっており内訳は以下の通りである。

- ・本部分が約 676 百万円（以下は本部分内訳）
 - ・「日本昭和村」管理運営業務委託が約 403 百万円
 - ・「百年公園」管理運営業務委託が約 61 百万円
 - ・「各務原公園」管理運営委託業務が約 21 百万円
 - ・「岐阜メモリアルセンター」植栽維持管理業務が約 16 百万円
 - ・「岐阜県立看護大学」植栽維持管理業務が約 13 百万円
 - ・養老公園分が約 85 百万円
- ・花フェスタ記念公園分が約 171 百万円（内イベント関連が約 28 百万円）

平成 17 年度はさらに減少し約 638 百万円となっており、内訳は以下の通りである。

- ・本部分が約 293 百万円（以下は本部分内訳）
 - ・「日本昭和村」管理運営業務委託が約 146 百万円
 - ・「百年公園」管理運営業務委託が約 26 百万円
 - ・「各務原公園」管理運営委託業務が約 9 百万円
 - ・「岐阜メモリアルセンター」植栽維持管理業務が約 16 百万円
 - ・「岐阜県立看護大学」植栽維持管理業務が約 13 百万円
 - ・養老公園分が約 38 百万円
- ・花フェスタ記念公園分が約 295 百万円
（内イベント関連が約 16 百万円、広告関連が約 27 百万円）

平成 18 年度からは、指定管理者制度への移行に伴い、花フェスタ記念公園以外の施設が当財団の管理下でなくなったことにより約 260 百万円と大きく減少している。その内訳は以下の通りである。

- ・公園管理関連委託が約 102 百万円
- ・イベント関連業務委託が約 44 百万円
- ・広告関連業務委託が約 34 百万円
- ・売店関連業務委託が約 27 百万円

平成 19 年度は平成 18 年度より少し増加し約 304 百万円であり、内訳は以下の通りである。

- ・公園管理関連委託が約 97 百万円
- ・イベント関連業務委託が約 107 百万円
- ・広告関連業務委託が約 12 百万円
- ・売店関連業務委託が約 30 百万円

以上のように委託料については指定管理者制度への移行に伴い、平成 18 年度から現在に至るまでの委託料支出のほとんどが花フェスタ記念公園に関する公園管理運営委託、イベント関連業務委託、広告関連業務委託、売店管理運営委託、経理事務等委託である。そのためこれらの委託料支出について以下で検討する。

(2) 監査の結果

花フェスタ記念公園の公園管理運営委託について（指摘）

花フェスタ記念公園の公園管理、施設管理委託は平成 18 年度から 19 年度にかけて 1 億円程度で推移している。

平成 19 年度の主な内訳は、バラ園やバラのテーマガーデンなどの除草業務委託、薬剤散布委託に約 26 百万円、芝生植栽維持管理委託料に約 26 百万円、建物常勤清掃委託に約 9 百万円、空調設備保守点検委託に約 7 百万円等である。これらの委託業者の選定にあたっては指名競争入札が行われており、過去 5 年の落札金額、落札業者、落札率は以下の通りである。

(単位：千円)

事業名/年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
バラ園薬剤 散布業務委託	10,762	9,849	15,750	15,750	17,220
	C 社	A 社	D 社	C 社	A 社
	87.7%	87.1%	90.7%	88.2%	91.1%
世界のバラ園	5,250	5,250	8,400	9,450	3,097/3,780

バラのテーマ ガーデン 除草業務委託	C社	A社	A社	A社	B社/B社
	93.1%	100.0%	79.2%	90.0%	100%/99.2%
合計	16,012	15,099	24,150	25,200	24,097

(単位：千円)

事業名/年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
芝生植栽 維持管理委託	11,445/10,500	28,350/1,890	19,215/19,162	23,310	11,550/11,025
	E社/A社	F社/F社	E社/F社	E社	E社/F社
	79.7%/53.6%	94.5%/94.5%	98.7%/98.5%	95.5%	96.5%/91.3%
合計	21,945	30,240	38,377	23,310	22,575

(単位：千円)

事業名/年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
建物常勤 清掃委託	4,296/15,216	17,325	17,388	15,267	9,129
	H社/H社	H社	H社	H社	H社
	96.1%/94.8%	92.2%	96.7%	94.5%	82.8%
合計	19,513	17,325	17,388	15,267	9,129

(単位：千円)

事業名/年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
空調設備 保守点検	7,749	6,405	7,035	6,615	6,615
	I社	I社	I社	I社	I社
	96.3%	96.6%	96.5%	97.6%	96.9%
合計	7,749	6,405	7,035	6,615	6,615

(上掲の表において、上段は落札金額、中段は落札業者、下段は落札率である。)

上掲の表のようにいずれの委託業務も委託先は非常に限定的であることに加え落札率も高水準で推移しており、入札の実効性が確保されていない可能性がある。そのため指名業者を再検討するなど、入札の実効性を確保できるよう改善する必要がある。

花フェスタ記念公園イベント関連業務委託について(指摘)

当業務委託については平成18年度で約44百万円発生しており、「世界一のバラ園秋まつり」実施委託に約15百万円、「世界一のバラ園春まつり」実施委託に約18

百万円支出されている。また「NHK趣味の園芸フェア」実施委託についても約5百万円支出されている。しかしこれらのイベント実施による成果の測定や検討がなされていないため、その実施が来場者数増加、ひいては入園料収入等の増加につながったかは不明である。

また平成19年度は約107百万円発生しており、これは年間イベント広報業務をプロポーザル方式で外部の業者に約53百万円で委託したことが主な要因である。その中身は主にプリンセステンコートーク&イリュージョンやキャラクターショーである。当該イベント委託についてはその効果が不明であることから平成20年度の実施が最後であり、平成21年度からは実施されない見込である。

その他にもJRグループ主催ぎふデスティネーションキャンペーンの一環として5つのイベントが行われており、その内「フォークソングちょいやるコンテストコノユビトマレ」実施業務委託に約14百万円支出されているが、入園料収入、飲食物販売上は1百万円程度しかなく約13百万円の赤字である。また「加藤登喜子トーク&ライブ」実施業務委託にも約7百万円支出されているが、これも約2百万円の赤字である。

これらを含め計14件のイベント実施委託が行われているがその効果は芳しくなく、その実施の良否に関し適宜適切な検討が行われていない。

以上のように財団では各種のイベントを実施することで公園の周知や入場者数の増加を図っているが、費用対効果が認められない。そのためまずイベントの開催に関し見直しをした上で、今後イベントを開催するにあたってはその中身や採算性を慎重に吟味すべきである。

花フェスタ記念公園広報関連業務委託について（指摘）

当業務委託については平成18年度で約34百万円発生しており、年間広報委託料が約13百万円、「花フェスタ2007春まつり」広報委託料が約9百万円、その他新聞、テレビ、電車、バスなどの広告委託料が約12百万円である。

また平成19年度は総額で約13百万円に減少してはいるが、新聞、テレビ、電車、バスなどの広告委託料が約10百万円で前年度とほぼ同額支出されている。

このように広報活動に対しても多額の委託料が支出されているが、その効果は不明である。そのため広報活動についても改めて見直しをした上で、今後は効果のあるものだけに限定して行うべきである。

13. 固定資産、物品について

(1) 概要

(財)花の都ぎふ花と緑の推進センター（以下「花の都センター」という。）では、「(財)花の都ぎふ花と緑の推進センター会計処理規程」(以下「規程」という。)が定められており、これは花の都センターの経理処理の基本を定めるとともに、収入及び支出の状況並びに財政状態について、それぞれの内容を正確かつ迅速に把握し、花の

都センターの事業活動の計数的統制とその効率的運営を図ることを目的としている。

【財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センター会計処理規程】(一部抜粋)

第8章 固定資産

(固定資産の範囲)

第69条 この規程において「固定資産」とは、次の各号をいい、基本財産とその他の固定資産に区分するものとする。

(省略)

(2) その他の固定資産

イ 建物 ロ 構築物 ハ 機械 ニ 車両運搬具 ホ 什器備品 ヘ 茶室備品
ト 電話加入権 チ ソフトウェア (以下省略)

2 その他の固定資産に掲記した有形固定資産は、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の使用目的の資産をいう。

(購入)

第71条 出納員は、固定資産を購入しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 購入しようとする固定資産の名称、種類、数量等

(省略)

2 前項の書類には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添付しなければならない。

(固定資産の管理)

第78条 経理責任者は、職員のうちから固定資産及び次章の物品(以下「固定資産等」という。)の管理者を指名するものとする。

2 前項の固定資産等の管理者は、固定資産台帳に取得、移動、保全状況等について所要の記録をして管理しなければならない。

(売却等)

第81条 固定資産等の管理者は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称、種類、数量等

(省略)

2 前項の固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達していない場合に限るものとする。

(売却等に関する報告)

第82条 固定資産等の管理者は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄したときは、速やかに当該売却、撤去又は廃棄に関する報告書を作成して、理事長に報告しなけ

ればならない。

(現物との照合)

第 84 条 固定資産等の管理者は、固定資産を常に良好な状態で管理し、少なくとも毎会計年度 1 回以上固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合にはその旨を経理責任者に報告し、その指示を受けて帳簿の整備等を行うものとする。

第 9 章 物品

(物品の範囲)

第 85 条 この規程において「物品」とは、有形固定資産以外のもので、次の各号のものをいう。

(1) 消耗品 事務用消耗品、事業用消耗品等で、消耗什器備品以外のもの

(2) 消耗什器備品 耐用年数 1 年以上の物で、かつ、その取得価額が 2 万円以上 10 万円未満のもの

(物品の購入)

第 86 条 物品を購入しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 購入しようとする物品の名称、種類、数量等

(省略)

(物品の管理)

第 88 条 物品は、常に良好な状態で管理されなければならない。

2 固定資産等の管理者は、原則として、備品出納簿及び物品受払簿を設けて、所要の記録を行い、その所在の状況及び残高を明らかにしておかななければならない。

(備品票の貼付)

第 89 条 固定資産等の管理者は、第 69 条第 1 項 2 号の車両運搬具及び什器備品並びに消耗什器備品に、品名、番号及び花の都センター名を記載した備品票を貼付しなければならない。

(不用品の処分)

第 90 条 固定資産等の管理者は、不用となり、又は使用に耐えなくなった物品を不用品として整理し、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けて、これを売却することができる。ただし、買受人がない場合、売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合その他売却することが適当でないと認められる場合には、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けて、これを廃棄することができる。

(現物との照合)

第 91 条 固定資産等の管理者は、少なくとも毎会計年度 1 回以上備品出納簿及び物品受払簿と現物と照合しなければならない。この場合において、差異があるときは第 84 条の規定を準用する。

(2) 監査の結果

資産管理体制の整備について(指摘)

花の都センターでは広大な施設範囲での資産管理が求められるため、保有する資産に関しまだ不明な点が存在する。初めて現物の確認を行ったのは平成 18 年度であり、その時点で保有している現物を確かめたうえでリストを作成し現物管理を行っているが、そのリストが現物と整合していないことに加えリストにあがっている現物の所有権の帰属も明らかにされていない。例えば西ゲート発券機は一部がレンタル品であるにも拘らず自己所有資産用の備品シールを誤って貼っていたり、茶室の手提げ金庫は同種の現物が 2 つあるにもかかわらずリスト上は 1 つとなっているなどである（1 つは消耗品扱いとしてリスト計上されていない）。そのためまず花の都センターとして所有している資産を明らかにして、適切な資産管理ができる体制を整える必要がある。

固定資産と物品の区分について（指摘）

花の都センターでは固定資産と物品の区分が適切になされていないものがある。規程第 85 条は、物品とは有形固定資産以外の物と定めているため固定資産として計上されている資産に関しては物品として管理するのではなく固定資産として管理すべきである。しかし平成 19 年 10 月に取得したミュージアム簡易ステージや平成 20 年 3 月に取得した事務室ノートパソコンなどは固定資産として計上されている資産であるにも拘らず、物品として管理されてしまっている。そのため固定資産と物品を適切に区分した上で管理を徹底するよう改善する必要がある。

備品票について（指摘）

西ゲート事務所の電子レンジや放送室の音楽機材等備品票が貼付されていないものが散見される。そのため花の都センター所有の資産については備品票を貼付し適切に管理する必要がある。

台帳整備について（指摘）

花の都センターでは、固定資産については固定資産管理台帳、物品については物品品目別一覧表、物品受払簿を作成して管理している。しかし物品品目別一覧表には固定資産として固定資産台帳に計上されているものも含まれてしまっており、固定資産と物品が混在している。物品品目別一覧表を規定第 88 条で求められる備品出納簿として用いるとしても、備品出納簿で管理するものは、規程第 85 条及び 88 条によれば物品のうち 2 万円以上 10 万円未満で耐用年数 1 年以上のものとなっているため、物品品目別一覧表には固定資産として計上されているものは含めずに作成して管理する必要がある。

またレンタル物品も物品品目一覧表に混入してしまっているが、レンタル物品に関しては自己所有資産と区分して管理する必要がある。

現物照合について（指摘）

固定資産の現物との照合について、平成 18 年度は実施されているが平成 19 年度は実施されていない。規程第 84 条上は年に 1 回以上と定めているため、固定資産の現物との照合は毎年必ず実施する必要がある。また現状では照合に当たり現物の有無のみを確かめており、陳腐化していないかなどの状態の確認や、遊休資産か否かなどの使用状況の確認がなされていない。これでは資産の買換え時期の予定が立てられず、また不要な資産の早期処分等が適切に実施できないため、使用状況の確認も併せて実施すべきである。

物品に関しても固定資産と同様、現物との照合が平成 18 年度に実施されているのみで平成 19 年度は実施されておらず、またその照合に当たり現物の有無のみを確かめているにすぎない。物品の現物との照合についても固定資産と同様に規定第 91 条に従って毎年必ず実施する必要がある、その実施にあたっては物品の状態や使用状況にも留意する必要がある。

売却、除却、廃棄について（指摘）

平成 20 年 3 月にカラープリンターが廃棄されているが、物品不要処分決定調書は作成されておらず物品品目別一覧表に記載されたままとなっている。規程第 90 条によれば物品の売却、除却、廃棄にあたっては事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けるものとされているため、適切な決裁権者の決裁を受ける必要がある、決裁を受けるにあたり随意契約の場合は「随意契約説明書（別紙 4）」の添付が必要である。

また平成 19 年 8 月にプリンター 2 台を処分したとして物品不要決定調書で廃棄の決裁を受けているが、当該資産は台帳上 1 台しか所有していないこととなっている。この取扱では台帳に記載されていないためもともと所有していないはずの資産を処分していることとなってしまい実態と乖離してしまっている。そのため廃棄の決裁段階においても台帳との整合性を確かめて実態に即した処理をするよう修正する必要がある。

さらに規程第 82 条で求められている固定資産の売却、撤去、廃棄に関する理事長への報告書が作成されていない。そのため今後は規定に従って適切に実施する必要がある。

【財団法人 ソフトピアジャパン】

．団体の概要

1．団体名

財団法人 ソフトピアジャパン

2．所管課

岐阜県 産業労働観光部 情報産業課

3．設立年月日

平成6年3月31日

4．沿革（ソフトピアジャパンプロジェクトを含む）

昭和63年 3月	「岐阜県ソフトピアジャパン構想調査報告書」策定
平成2年 7月	「ソフトピアジャパンマスタープラン」策定
平成5年 8月	土地造成工事着工（岐阜県土地開発公社）
平成5年12月	ソフトピアジャパンセンタービル建設工事着工
平成6年 3月	財団法人ソフトピアジャパン設立
平成6年 9月	ソフトピアジャパン民間分譲地第1期分譲開始
平成7年 3月	土地造成工事第1期竣工（岐阜県土地開発公社）
平成8年 4月	国際情報科学芸術アカデミー（IAMAS）開学
平成8年 6月	「ソフトピアジャパンセンタービル」オープン
平成8年 4月	「福祉メディアステーション」設立
平成10年 2月	「ソフトピアジャパンアネックス/大垣市情報工房」オープン
平成11年10月	「地域結集型共同研究事業」実施（財団法人ソフトピアジャパン）
平成12年 8月	「ソフトピアジャパン・ドリームコア」オープン
平成12年 4月	情報科学芸術大学院大学（IAMAS）開学 戦略的アウトソーシング事業実施（～平成20年3月）
平成14年 5月	「ソフトピアジャパンワークショップ24」オープン
平成15年 4月	「ITビジネスモデル地区」指定（総務省） 「構造改革特区」第1号認定（～平成19年3月） 雇用直結型IT人材養成事業実施（実施中）
平成18年 4月	指定管理者制度導入（センタービル・ドリームコア・アネックス） 「情報通信セキュリティ人材育成センター」オープン

5. 設立目的

(1) 寄附行為に定める目的

情報科学技術に関する研究開発・支援、人材育成、情報提供、情報交流啓蒙普及等を促進することにより、岐阜県の情報産業の高度化、産業の情報化及び地域の情報化を推進し、もって「高度情報基地ぎふ」づくりに寄与することを目的とする。

(2) 設立の経緯

1989年(平成元年)に「岐阜県大垣ソフトパーク建設基本構想」が作成され、1994年(平成6年)に(財)ソフトピアジャパンが設立された。

(財)ソフトピアジャパンはソフトピアジャパンプロジェクトの推進母体であり、平成17年度まではソフトピアジャパンの一部施設管理事業も行っていたが、平成18年度から指定管理者制度を導入し施設管理事業は民間業者が行い、財団は情報科学技術に関する研究開発・支援、人材育成、情報提供、情報交流啓蒙普及、産業の支援等の事業を行っている。

6. 主な業務内容

(1) 寄附行為に定める事業内容

情報科学技術に関する研究開発・支援事業
情報科学技術に関する人材の育成事業
情報科学技術に関する情報の提供事業
情報科学技術に関する交流事業
情報科学技術に関する啓蒙普及事業
情報科学技術に関する産業の支援事業
その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 具体的な実施事業

平成19年度の実施事業は以下の通りである。

人材育成事業

中部圏のIT人材育成の拠点として高度情報化社会をリードする人材の輩出を目指し、以下の事業を行う。

- ・ソフトピアジャパン研修管理事業
- ・情報通信セキュリティ人材育成事業
- ・高度ICT人材育成事業
- ・雇用直結型IT人材養成事業支援

産業高度化支援事業

ビジネスサポートセンターを設置し、ベンチャー企業の育成をはじめ、研究開発

支援・技術支援など、進出企業に以下の支援を行う。

- ・ソフトピアジャパン入居促進事業
- ・ソフトピアジャパン進出企業経営支援事業
- ・地域中小企業競争力向上支援事業
- ・研究開発型ベンチャー創出事業
- ・広域的事業支援ネットワーク拠点重点強化事業

研究開発支援事業

バイオメトリックスとセキュリティをテーマに、画像処理およびネットワーク技術の研究開発を行い、それらの研究成果の技術移転を行う。また、最新技術の提供、技術相談の対応など、研究開発企業の技術支援を行う。

- ・共同研究開発事業
 - ア 共同研究開発支援事業
 - イ 情報セキュリティ研究開発事業
- ・IT 研究開発支援事業

地域情報化支援事業

新しい産業である情報産業が次々と生まれ、従来の産業構造が情報化の進展により大きく変化する中で、地方自治体や地域で活動し、そこに暮らす人々が、真に IT を有効に活用するために、地域の情報化が急がれている。集積する企業力を活用することで、地域の情報化におけるさまざまな課題を円滑且つスピーディーに解決するためのサポートを進め、子供からお年寄りまで IT の恩恵を享受できる、豊かな社会の実現を目指す。

- ・地域情報化推進支援事業
- ・ウェブアクセシビリティ確保・向上事業

コア機能支援事業

上記 ~ のコア事業を支援するため以下の事業を行う。

- ・企画調査事業
- ・ソフトピアジャパン広報事業
- ・グローバルネットワーク推進事業
- ・ソフトピア LAN 構築事業

中部 IT 経営応援隊事業（特別会計、財源：国庫委託金）

中部圏の IT 拠点づくりの一環として、経済産業省の「CIO 育成・活用型企業経営革新促進事業」を受託し、中部圏の各支援機関等との連携強化を図り、中小企業の IT 経営を普及促進し、産業競争力の強化を図る。

- ・IT 経営ネットワーク構築事業

- ・ IT 経営実践企業エリア拡大事業
- ・ IT 経営キャラバン隊連携事業
- ・ IT 経営成功事例発掘・表彰事業、一日 IT 経営応援隊事業
- ・ 中部 IT 経営応援隊事務局事業

戦略的基盤技術高度化支援事業（特別会計、財源：国庫委託金）

中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定を受けた中小企業及び支援機関で組織する産学官連携グループの事業管理者として、国の事業を受託し、「組込ソフトウェア」等の関連産業の高度化に資する開発研究を実施する。

その他

上記の他、以下の事業を行っている。

- ・ 不正資金返還措置
- ・ 収益事業
 - ア WEB 広告事業
 - イ 特許権等活用事業
 - ウ 地域結集型共同研究事業フェーズ 移行状況報告事業
 - エ 中小企業産学連携製造中核人材育成事業
- ・ 情報セキュリティ普及啓発事業

（３）ソフトピアジャパンプロジェクトの概要（参考）

ソフトピアジャパンプロジェクトの概要

ソフトピアジャパンプロジェクトは、今から約 20 年前に高度情報化社会の到来を予測し、情報産業が集積する拠点「ソフトピアジャパン」及び、高度 IT 人材育成の拠点「IAMAS（専修学校と大学院大学の総称）」の 2 つの拠点を活用して、産業、教育、福祉等あらゆる分野が情報化された「暮らしよい岐阜県」の実現を目指した岐阜県の地域情報化推進政策である。産業をはじめ、教育福祉等地域社会のあらゆる分野の情報化を進めることにより、暮らしよい岐阜県を実現させるため、情報化を支える情報産業の力を育成、振興することが必要であり、そのために、ソフトピアジャパンを情報産業の育成、振興するための中核施設として位置づけ、岐阜県の情報化支援基地として機能する拠点として整備したものである。

当該施設は岐阜県及び岐阜県の外郭団体が中心となり土地造成及び建設投資を行った。岐阜県及び岐阜県の外郭団体が投資したソフトピア関連施設に対する平成 19 年度末までの累計投資金額は以下の通りである。

【岐阜県等のソフトピア関連投資額（平成19年度までの累計金額）】

項目	金額
施設整備費（土地造成費及び建設費等）	556億円
施設管理費等（委託費及び修繕費等）	67億円
（財）ソフトピアジャパンへの補助金等	72億円
合計	695億円

ソフトピアジャパンプロジェクトでは、ソフトピア「エリア」である情報化支援基地の施設の整備（ハード面）、情報産業の育成、振興、中小企業の情報化支援等の支援業務（ソフト面）の2つの業務を総括している。現在、上記ソフト面について（財）ソフトピアジャパンが運営者として業務を遂行している。また、上記ハード面についての所有者及び管理者は以下の通りである。

【ソフトピア関連施設の所有者及び管理者】

施設名	摘要	所有者	管理者
土地（未分譲）	企業用分譲地及び施設底地	岐阜県土地開発公社	同左
センタービル	建設費約350億円	岐阜県	*
アネックス	大垣市と共同建設。 建設費約20億円（岐阜県負担分）	岐阜県 （3F、4Fのみ、他は大垣市）	*
ドリーム・コア	建設費約43億円	岐阜県	*
ワークショップ 24	建設費約32億円	岐阜県住宅供給公社等	同左

* 平成17年度までは（財）ソフトピアジャパンが施設の管理運営の母体であったが、平成18年度より指定管理者制度導入により民間企業が管理運営を行っている。

上記のとおり、岐阜県等はソフトピアジャパンプロジェクトに対して約700億円の投資を行い情報化支援基地の整備を行ったが、その他、施設の管理費及びソフト面での運営費等の関連支出が毎年発生している。平成19年度の岐阜県のソフトピア関連支出額は以下の通り約7億円の支出が行われている。

【岐阜県のソフトピア関連支出額（平成19年度）】

項目	金額
ソフトピアジャパンセンター管理委託費（指定管理制度）	342,659千円
ソフトピアジャパンセンター施設修繕費	8,595千円
（財）ソフトピアジャパンへの補助金（運営及び事業等）	293,193千円
その他（施設管理機器リース、研修関連機器リース等）	60,091千円
合計	704,538千円

ソフトピア関連施設の入居者数等
 ソフトピアジャパンの分譲地売却状況、入居者の推移及び入居率の推移は以下の通りである。

(単位：団体)

	分譲地	センタービル	アネックス	ワークショップ 24	ドリームコア
平成 14 年 5 月	16 (69.6%)	30 (76.9%)	15 (71.4%)	8 (10.7%)	66 (66.0%)
平成 15 年 4 月	18 (78.3%)	28 (71.8%)	12 (57.1%)	41 (46.6%)	64 (64.0%)
平成 16 年 4 月	18 (78.3%)	29 (76.3%)	13 (56.5%)	66 (75.0%)	56 (56.0%)
平成 17 年 4 月	18 (78.3%)	24 (63.2%)	18 (78.3%)	82 (93.2%)	58 (58.0%)
平成 18 年 4 月	19 (79.2%)	26 (65.0%)	17 (70.8%)	73 (78.5%)	59 (59.0%)
平成 19 年 4 月	19 (79.2%)	30 (71.4%)	17 (70.8%)	43 (46.2%)	68 (68.0%)
平成 20 年 4 月	19 (79.2%)	30 (71.4%)	12 (50.0%)	40 (44.0%)	72 (72.0%)

上記の表のとおり、現在、施設への入居率は 50% ~ 70% 程度であり空室割合が比較的高いといえる。また、分譲地の 20% 程度は現在売却できておらず、遊休地となっている。施設への入居促進の統括は岐阜県産業労働観光部が行っている。

7. 組織体制

(1) 人員

(平成 20 年 3 月 31 日現在)

区分	現員数	県派遣	県OB	その他
常勤理事	1	-	-	1
正規職員	32	22	-	10
計	33	22	-	11

正規職員には嘱託員11人、日日雇用職員2人、民間派遣4人、市町村研修生4人、C I R (国際交流員) 3人は含まない。

8. 事業状況

(財)ソフトピアジャパンの過去 5 年間の収支計算書及び貸借対照表は以下の通りである。

(1) 収支計算書

(単位：千円)

科目 / 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
基本財産運用収入	15	15	15	15	16
特定資産運用収入					59
事業収入					620
補助金等収入	1,463,493	1,221,547	1,159,362	374,102	444,587
県補助金等収入	1,110,831	1,100,307	1,048,411	359,622	293,684
国補助金等収入等	352,661	121,239	110,951	14,479	150,902
その他	4,385	201	754	24,262	11,831
事業活動収入合計	1,467,894	1,221,763	1,160,132	398,379	457,114
2. 事業活動支出					
事業費 (一般会計の人件費除く)	1,213,703	985,838	923,735	180,463	250,420
施設管理費	542,038	539,380	523,372		
その他事業費 (特別会計含む)	671,665	446,458	400,362	180,463	250,420
人件費 (一般会計)	206,270	200,721	206,458	187,297	175,615
その他管理費	42,776	31,384	24,850	26,750	20,267
事業活動支出合計	1,462,750	1,217,944	1,155,044	394,511	446,303
事業活動収支差額	5,144	3,819	5,088	3,868	10,811
投資活動収支の部					
1. 投資活動収入	289	842	614		
2. 投資活動支出	5,434	4,662	5,703	3,868	6,839
投資活動収支差額	5,144	3,819	5,088	3,868	6,839
財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
2. 財務活動支出					
財務活動収支差額					
当期収支差額					3,971

(2) 貸借対照表 (要約)

(単位 : 千円)

科目 / 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
資産の部					
1 . 流動資産	364,766	272,883	453,077	131,716	253,540
2 . 固定資産					
基本財産	5,000	5,000	5,000	5,000	5,002
特定資産	18,047	20,353	22,927	25,542	32,216
その他の固定資産	63,757	43,482	124,746	100,374	78,329
小計	86,804	68,835	152,674	130,917	115,548
資産合計	451,571	341,719	605,751	262,633	369,088
負債の部					
1 . 流動負債	364,766	272,883	453,077	131,716	259,386
2 . 固定負債	18,047	20,353	22,927	25,542	32,216
負債合計	382,814	293,236	476,004	157,258	291,602
正味財産の部					
正味財産合計	68,756	48,482	129,746	105,374	77,485
負債及び正味財産合計	451,571	341,719	605,751	262,633	369,088

(財) ソフトピアジャパンは、平成 18 年度までは、補助対象事業で余剰金が生じた場合には補助金を精算しているため収支はゼロとなっている。平成 19 年度については、平成 19 年度より財団が開始した戦略的基盤技術高度化支援事業 (特別会計) で国からの受託金 (98,233 千円) の範囲内で事業を行った等の理由により若干の剰余金が生じている。

外部監査の結果

1. ソフトピアジャパンプロジェクトについて（岐阜県への提言）

（財）ソフトピアジャパンとソフトピアジャパンプロジェクトは別物であるが、県民のうち相当数が（財）ソフトピアジャパンとソフトピアジャパンプロジェクトを同義語に混同していると考えられること及びソフトピアジャパンプロジェクトの動向、特に今後の推移については県民の関心も高いと思われることから、ソフトピアジャパンプロジェクトについて触れたいと考える。

ソフトピアジャパンプロジェクトは、今から約20年前に高度情報化社会の到来を予測し、情報産業が集積する拠点「ソフトピアジャパン」を中心にして、産業、教育、福祉等あらゆる分野が情報化された「暮らしよい岐阜県」の実現を目指した岐阜県の地域情報化推進政策である。

岐阜県等はこの政策実現のためにソフトピアジャパンプロジェクトに対し下表の通り平成19年度までの累計で約700億円の投資を行ってきた。

項目	金額
施設整備費（土地造成費及び建設費等）	556億円
施設管理費（委託費及び修繕費等）	67億円
（財）ソフトピアジャパンへの補助金等	72億円
合計	695億円

平成19年度においても指定管理者に対する管理委託費や（財）ソフトピアジャパンへの補助金等で年間704百万円の支出がある。

財団の説明によればこの効果により、現在ソフトピアジャパンは、約140社、1,800人が働くIT拠点となっており、県外大手企業も進出してきているとの事である。

一方で、分譲地の売却状況は約80%、センタービルをはじめとする4つの施設の入居状況は50%～70%に留まっており、同様の目的で設置された他県の施設よりは入居率が高いとは言え、絶対的には空室率が高いといわざるを得ない状況である。

また、財団への補助金を含めた維持費の他に今後発生することが予想される施設の修繕費等も考慮する必要がある。

このような状況の中で岐阜県としてはソフトピアジャパンプロジェクトを今後如何にするかのビジョンを明確にし県民に示す事が重要であると考ええる。

2.（財）ソフトピアジャパンの実施している主な事業について

（1）概要

（財）ソフトピアジャパンでは、「 団体の概要」に記載のとおり4つのコア事業及びその他の事業を行っている。平成19年度に（財）ソフトピアジャパンが実施した事業の事業費及び事業費に占める県補助金の金額は以下の通りである。なお、事業費

の財源が岐阜県からの事業補助金で、かつ、その補助金額(人件費補助は除く)が3,000千円以上の事業については下記 ~ で個別事業名称を表示し、次ページ以降で各々の事業内容及び目的、平成19年度決算事業費の主要科目を記載し、また(2)監査の結果で各々の事業について記載している。

平成19年度 一般会計事業費(人件費は除く)及び事業補助金 (単位:千円)

コア事業名	事業名(~ は次ページ以降対応)	事業費	うち県補助金	
一般会計	人材育成事業	計	11,907	2,502
	産業高度化事業	ソフトピアジャパン入居促進事業	10,552	10,552
		ソフトピアジャパン進出企業経営支援事業	8,733	7,941
		地域中小企業競争力向上支援事業	3,626	3,626
		その他	10,993	1,549
		計	33,906	23,671
	研究開発支援事業	共同研究開発事業	39,818	39,818
		共同研究開発支援事業 (情報セキュリティー研究開発支援事業)	3,550	3,550
		その他	1,081	1,081
		計	44,451	44,451
	地域情報化支援事業	地域情報化推進支援事業	5,800	5,800
		その他	616	-
		計	6,416	5,800
	その他の事業	ソフトピア LAN 構築事業費支出	11,213	11,213
		その他	4,717	3,772
		計	15,931	14,986
	一般会計 事業費合計(人件費は除く)		112,613	91,411

なお、上記の各事業に係る財団の人件費については、財団は岐阜県より運営補助金(平成19年度201,541千円)を別途収入しているため、上記の表には含めていない。

ソフトピアジャパン入居促進事業

事業内容 目的	映像・情報・通信情報関連分野における優秀な起業家・人材の集積促進を図るため、安価な研究開発環境の提供、賃料の一部助成を行うとともに、入居ベンチャー企業を対象にした販路開拓支援や法律・税務・特許関連のコンサルティングを通じたベンチャー企業の育成プログラムなど各種支援事業を財団で実施している。
------------	---

事業費	金額（千円）	財源	金額（千円）
広告料	1,811	県補助金	10,552
補助金	5,389	その他	-
その他	3,352		
合計	10,552	合計	10,552

ソフトピアジャパン進出企業経営支援事業

事業内容 目的	ソフトピアジャパンエリアに進出した企業のビジネス連携の促進及び競争力の強化を多方面から総合的に支援し、経営力の向上を図るため、公益性のある財団で経営支援事業を実施している。
------------	--

事業費	金額（千円）	財源	金額（千円）
負担金	5,524	県補助金	7,941
補助金	696	その他	791
その他	2,512		
合計	8,733	合計	8,733

地域中小企業競争力向上支援事業

事業内容 目的	地域中小企業の IT 活用を促進するとともに、競争力向上を支援するため、IT コーディネーターなどの専門家を活用し、経営から生産、設計までの幅広い相談への対応、訪問指導等を実施し、各企業の課題解決に向けた助言・支援を行うものである。 IT 化を行うきっかけ作りが目的であり、中小企業の経営者に IT 化の有効性を気付かせることにより底上げを図り、競争力の向上につなげる。
------------	--

事業費	金額（千円）	財源	金額（千円）
諸謝金	2,670	県補助金	3,626
旅費	411	その他	-
その他	545		
合計	3,626	合計	3,626

共同研究開発事業

事業内容 目 的	<p>IT 産業の振興、地域産業の情報化・高度化・活性化を推進するとともに、新技術・新産業の創出を促す。</p> <p>共同研究制度では、先端情報技術の研究を産学官が連携して実施することにより、将来の産業・経済・生活などに大きなインパクトを与える研究成果の獲得を目指す岐阜県内企業を支援し、その成果や培われたノウハウを岐阜県内産業界へ還元・普及することを目的としている。</p> <p>共同開発制度では、共同研究制度等で財団及び企業等が得た研究成果を活用し、岐阜県内企業が製品や開発を共同で実施することで、岐阜県内からの新技術・新産業の創出を促すことを目的としている。</p>
-------------	--

事業費	金額（千円）	財源	金額（千円）
委託料	11,373	県補助金	39,818
補助金	26,082	その他	-
その他	2,363		
合計	39,818	合計	39,818

共同研究開発支援事業（情報セキュリティー研究開発支援事業）

事業内容 目 的	<p>地域結集型共同研究事業が平成 11 年から平成 16 年まで当財団で実施された。そのフォローアップとして、知的財産等の普及・管理、保有技術・開発製品の PR、研究開発成果の活用促進等参画研究者の人的ネットワークや技術の保持・維持・拡大を目的とした研究者ミーティングを実施する。</p>
-------------	---

事業費	金額（千円）	財源	金額（千円）
手数料	607	県補助金	3,550
使用料及び賃借料	2,077	その他	-
その他	864		
合計	3,550	合計	3,550

地域情報化推進支援事業

事業内容 目 的	<p>財団法人ソフトピアジャパンの目的の一つである「地域の情報化の推進」を果たし（財団法人ソフトピアジャパン寄附行為第 3 条）地域産業の振興や県民 IT リテラシーの向上を図り、地域を活性化させ、安全・安心で豊かな地域社会の形成を目指し、当事業を実施する。</p>
-------------	---

事業費	金額（千円）	財源	金額（千円）
諸謝金	1,865	県補助金	5,800
委託料	1,688	その他	-
その他	2,247		
合計	5,800	合計	5,800

ソフトピア LAN 構築事業費支出

事業内容 目的	財団職員の事務用パソコンと、ファイル共有やイントラネット構築のためのサーバーのリース料、保守料、事務用プリンタの保守料、インターネット接続費用などが主な支出内容である。 財団事務遂行の基礎を成すインフラであり、未導入の状態と比較して、迅速な意思決定及び職員の情報共有等、効率的な運営と顧客へのサービス向上を図るためである。
------------	--

事業費	金額（千円）	財源	金額（千円）
消耗品費	946	県補助金	11,213
使用料及び賃借料	9,198	その他	-
その他	1,069		
合計	11,213	合計	11,213

(2) 監査の結果

上記「(1) 概要」で記載した ~ の事業に対する監査の結果は以下の通りである。

ソフトピアジャパン入居促進事業（意見）

当該事業で実施している各種支援事業の一部に、「インキュベートルーム入居者募集活動及び入居審査会の開催」がある。これはソフトピアジャパンプロジェクトの施設であるドリームコア（インキュベートルーム）に多くの優秀なベンチャー企業を確保するために入居募集活動を行い、入居審査委員会を開催するものである。入居審査会は年6回程度行われ、平成19年度は新規18社（合格16社）、継続24社（合格23社）の審査が行われた。

現在入居している企業等のうち3社については、既存の大企業または中小企業が出資した子会社または関連会社であった。ドリームコアへの入居対象者の条件は、「ソフトピアジャパンセンター・インキュベートルーム入居企業等選定要綱」に記載されており、当該要綱では「創業後5年以内の国内中小企業者（法人・個人）または、情報産業分野及び関連業種に進出して1年以内の国内中小企業者（法人・個人）」としている。このため、既存の大企業または中小企業が出資した子会社または関連会社でも入居条件は満たすことになっている。

ドリームコアへの入居促進事業は、ノウハウ及び資金面で未成熟なベンチャー企業の育成を目的に、入居者に通常より低い賃料でのオフィス賃貸や、無料のコンサルティング派遣など多くの優遇措置を与えるものであり、同時に、情報産業分野に進出する企業に対しては、情報産業分野の促進目的のため上記同様の優遇措置を与えるものである。現在、岐阜県の財政は逼迫しており、県税の効率的な利用の点から、相対的に資金を有していると考えられる既存の企業の出資法人に対しては、上記の要綱を改正し、賃料等の割引や無料のコンサルティング派遣事業は行わず、適正な賃料を得る純粋な貸オフィス事業として実施することが望ましいと考えられる。

ソフトピアジャパン進出企業経営支援事業（指摘）

当該事業で実施している各種支援事業の一部に、「競争力強化支援（首都圏等ビジネス支援・販路開拓支援）」がある。これは、首都圏等で開催される大規模な企業展、製品展示会等にソフトピアジャパンプースの出展を行い、入居企業等のPR、販路開拓支援等を行うものである。

（財）ソフトピアジャパンでは、上記の「競争力強化支援（首都圏等ビジネス支援・販路開拓支援）」で負担金5,524千円支出しているが、その事業に対する効果測定が不十分である。財団では首都圏等で開催された企業展、製品展示会等で出展企業にアンケートを実施し、商談成立、見積依頼など商談実績を集計しているが、出展直後に実施したのみで、イベント後の定期的なアンケートは実施していない。実際、イベントではデモや名刺交換等のみのケースが大半であり、その後商談に至ったのか否かが不明である。多額の負担金を支出している以上、今後財団は、出展後3ヶ月及び半年といった一定期間経過した時点での商談件数を集計し、事業に対する効果を測定する必要がある。

地域中小企業競争力向上支援事業（指摘）

当該事業では、各種セミナーの開催を行っているが、その他「IT経営相談支援事業」を行っている。これは、財団が一般の中小企業から経営課題に係る相談等を受け付け、申込者に対してITコーディネーター（財団職員または外部アドバイザー）を派遣しIT活用による課題解決等を行うものである。

平成19年度のIT経営相談支援事業は253回実施しており、支援内容は以下の通りである。また、平成19年度のIT経営相談支援事業253回のうち164回（64.8%）を財団職員が実施し、残りの89回（35.2%）を外部のアドバイザー（うち約50%がソフトピアジャパン等岐阜県のベンチャー企業支援施設の在籍者または卒業生）が実施している。

支援内容	回数	比率
経営全般	17	6.7%
人材育成	17	6.7%
ホームページ改良	58	22.9%
販売管理	5	2.0%
生産管理	8	3.2%
パブリシティ	14	5.5%
CAD	0	0.0%
インキュベーション	12	4.7%
EXCEL	9	3.6%
DB構築	17	6.7%
ホームページ構築	48	19.0%

IT 活用全般	19	7.5%
インフラ構築	20	7.9%
情報セキュリティー	9	3.6%
合計	253	100.0%

上記の表に記載のとおり、「IT 経営相談支援事業」は、具体的には HP 作成やエクセルなどのアドバイスをコーディネーターが行うものであるが、現在 HP 作成やエクセルなどのアドバイスは民間業者でも対応可能な分野であり、財団が公共性を主張し県民の負担を強いてまで、中小企業に対する「IT 経営相談支援事業」を実施する必要性は乏しいと考えられる。

財団では、中小企業が特定のメーカーに依存しない第三者的な支援を期待しており、民間企業では手の出しにくい分野と位置付けているが、実際上記の実施事業内容及び財団に支援を依頼せず民間業者へ依頼している中小企業も多数存在しているため、財団の主張する公共性は不十分な位置付けであると考えられる。

また、当該事業に係る支出の大部分を占めるコーディネーターの人件費（財団職員給与及び外部アドバイザーへの謝金（1 回あたり 30,000 円））は補助金を通して岐阜県が負担しているが、現在岐阜県の財政状態を考慮すると支援業務を縮小することにより県民の負担を軽減できると考えられる。

更に、当該事業について、県税で運営している財団と民間企業が競合すれば自由競争に支障を生じ、公平性を害する原因となる可能性もある。従って財団は再度、現在実施している当該事業内容を吟味し、公共性の高い事業に特化し、民間企業で実施可能な支援事業は民間業者へ移管することにより事業規模を縮小する必要がある。

共同研究開発事業（指摘）

当該事業では、共同研究及び共同開発において、申請者に対して補助金を支給するものである。また、共同研究制度では申請企業の共同研究者としての大学に対して委託料を支出している。平成 19 年度の共同研究及び共同開発の補助金等は以下の通りである。

制度	科目	申請者	金額（千円）
共同研究制度	補助金	5 企業（各 1 テーマ）	9,244
	委託料	上記 1 テーマごとに 1 大学	11,203
共同開発制度	補助金	4 企業（各 1 テーマ）	16,837
合計	補助金		26,082
	委託料		11,203

財団では、上記のとおり多額の補助金等を支給しているが、補助金支給に対する効果の測定が不十分である。財団では、補助金支給に対する効果の測定として、共同開発制度について評価表（簡便な 3 つの質問によるアンケート）の実施を行って

いる。共同開発の評価表は以下の通りである。

評価項目	評価点
1. 共同研究成果等を活用した製品化・商品化の方法等が適当か	1 2 3 4 5
2. 単年度で製品化・商品化が可能か	1 2 3 4 5
3. 岐阜モデルとして、製品化・商品化が県内外の情報産業の育成・振興に寄与するか	1 2 3 4 5
合計	/ 15

上記評価表は、簡便であり、補助金の効果の測定に使用するには不十分であるといえる。今後、評価表の内容を吟味し、詳細な評価結果を得ることにより、詳細なニーズ等を把握でき、補助金の有効性に寄与するものと考えられる。

また、財団は補助金支給年度の翌年から5年間の売上の推移を集計して補助金支給の効果についてモニタリングしている。上記売上推移の集計結果によると、補助金支給年度の翌年度は支給した補助金と概ね同額程度の売上が計上されるが、以後毎年売上は大きく減少している。これはIT関連製品の特徴である製品寿命のサイクルが短いことによるものと思われるが、結果として補助金支給による効果が短期的であり、中長期的には効果が持続していないと考えられる。

従って、財団は補助金の効果測定を充実させるとともに、補助金の支給後、短期的にしか効果の存続が認められない場合には、岐阜県の財政状態も勘案し、補助金の支給を縮小させるなど対策を検討する必要がある。

共同研究開発支援事業（情報セキュリティー研究開発支援事業）（指摘）

当該事業では、保有技術・開発製品のPRとして、常設デモによるプレゼンテーションを年間22回実施している。これはソフトピアセンタービルの一室を、年間を通じて賃借し、年間22回（平成19年度）プレゼンテーションを実施したものである。

上記「(1)概要」の使用料及び賃借料2,077千円は全額上記プレゼンテーションのための年間賃料である。プレゼンテーションでは年間22回（22日）しか使用せず、その他の利用としては、研究者ミーティング（年4回）、研究成果についての技術相談指導・迷惑フィルターの開発及び開発製品の倉庫であるが、そのために年間賃借契約を締結しているのは非効率であるといえる。プレゼンテーション回数の増加や常時展示会場として積極的な展示を行うなど、施設の有効活用を行うべきである。

また、プレゼンテーション等の実施時における参加人数の集計等の事業評価を行っていない。上記記載のとおり年間使用回数が僅少であることに加え、プレゼンテーション開催日にも参加者が僅少である場合には、PRを目的とした事業の効果は乏しいといえる。今後は事業評価を適正に行い、効果が希薄な場合は事業の縮小または廃止の検討を行う必要がある。

地域情報化推進支援事業（指摘）

当該事業では、地域ブランチ推進支援事業として、(財)ソフトピアジャパンと市町村が協議で地域情報化を進めることを約束するブランチ協定締結市町村を締結している。平成 19 年度も、岐阜県下の 3 市町村（小規模で IT について後進的なエリア）に対して締結した。

地域ブランチ推進支援事業は、IT の講座について各市町村の会場に講師を派遣し、テキスト等も財団で用意するものである。たしかに、平成 19 年度に締結した 3 市町村は小規模で IT について後進的なエリアであるから、市町村が主体となるには IT 講座のノウハウ不足、テキスト作成能力の欠如等の弊害が生じる可能性はある。しかし、IT について後進的な各市町村に対してノウハウなどの指導を行う必要性はあると考えられるが、本来、各市町村が自己の負担で IT 講座を開催するべきであり、講師への謝金やテキスト代金等については、各市町村が負担する必要があると考えられる。

従って、今後、財団は各市町村に対してノウハウ等の提供に留め、講師の派遣、テキスト支給を行った場合には、各市町村より費用を徴収する必要がある。

ソフトピア LAN 構築事業費支出（指摘）

当該事業は、財団の事務遂行のために必要なパソコンを全職員に配置することと、各パソコンとサーバーを LAN で結ぶことにより、財団内のデータ共有を図り各職員のパソコンからインターネット接続とインターネットメール送受信を可能とすると共に、財団内イントラネットを構築することにより、グループウェアや経理処理を共有するものである。

平成 19 年度の支出額のうち 9,198 千円がパソコン等のリース料である。パソコンは平成 19 年で 71 台をリースしており、またその他に財団が所有しているものが 73 台あり、合計で 144 台財団に常備している。平成 19 年度の職員数は 56 名（日日雇用職員含む）であり、余剰のパソコンについては予備または研修用として保管している。なお、財団の職員数の推移は、平成 17 年度末 71 名（日日雇用職員含む）、平成 18 年度末 67 名（日日雇用職員含む）、平成 19 年度末 58 名（日日雇用職員含む）である。財団の在籍人員及び研修状況から判断すると、現在保有している台数は過剰の傾向がある。今後リプレースする場合には実際に使用する台数を正確に把握し、支出を削減するよう努力する必要がある。

また、当該事業は、財団の管理運営に係る費用であるから、本来管理費として会計処理すべきであるため、今後は管理費として会計処理する必要がある。

3. 財団の今後の方向性について

(1) 概要

(財)ソフトピアジャパンが実施している事業の財源は、岐阜県からの補助金及び国庫補助金が大半を占めている。平成 18 年度までは財団の収入の約 9 割が岐阜県からの補助金であったが、平成 19 年度からは国庫補助金が増える事業の比重を増加させ、

事業内容を一部転換したため、財団の収入に占める岐阜県からの補助金の割合を 65%程度まで引き下げている。なお、岐阜県から支給される補助金の金額は、「財団法人ソフトピアジャパン補助金交付要綱」に従い支給されるが、金額については財団で発生する管理運営費及び事業運営費（国庫補助金等の収入金額控除後）の全額を支給することになっている。平成 19 年度の財団の支出金額及び支出に占める県補助金は以下の通りである。

【平成 19 年度 財団の支出金額及び支出に占める県補助金】（単位：千円）

科目		支出金額	うち県運営 補助金	うち県事業 補助金	県補助金 合計
一 般 会 計	人件費	175,615	174,709		174,709
	事業費（上記 1（1）に対応）	112,613		91,411	91,411
	管理費	20,267	18,066	491	18,557
	投資活動支出	6,839	6,673	165	6,839
	計	315,336	199,449	92,068	291,518
特別会計事業費（補助金は繰入金経由）		137,806	2,092	74	2,166
合計		453,143	201,541	92,143	293,684

また、岐阜県は現在のビジョン（政策の方向性）について、平成 18 年 1 月の「岐阜県政策総点検結果」のなかで以下の通り示している。

1 政策の方向性

中部圏のソフトピアジャパンとして、ここに集積されている施設、ノウハウ、立地企業やベンチャー企業等の貴重な財産を活用し、地元企業の強みを活かして、IT 産業を担う人材育成機能や中小企業の IT 化をはじめとする産業高度化機能などに重点をおいた事業を実施するとともに、進出した大手 IT 企業等のブランド力を活かして地域の情報化を進める。

また、施設管理については、指定管理者制度を平成 18 年 4 月から導入する。

岐阜県は、上記の方向性のとおり、平成 18 年度より施設管理については指定管理者制度を導入し、民間の企業へ業務を移管している。また、財団においては、平成 19 年度には「 . 団体の概要」に記載の 4 つのコア事業（人材育成事業、産業高度化支援事業、研究開発支援事業、地域情報化支援事業）を中心に事業を行ってきたが、平成 20 年度からは当該 4 つのコア事業を 2 つのコア事業（人材育成事業、産業高度化支援事業）へ集約変更するなど事業の効率化を進めている。

（2）監査の結果（指摘）

上記「岐阜県政策総点検結果」で記載した政策の方向性に従い、事業目的を遂行すべく事業を実施する一方、岐阜県の財政に対する考えが引き締め傾向であることから、

県費負担を軽減し国庫補助金を利用する考えは、岐阜県及び財団の企業努力の姿勢として評価できると考える。

しかし、事業費は県費から国庫へ財源を一部移管したとしても、財団の人件費及び管理費については継続して県費により財源を賄っている。上記の表に記載のとおり、岐阜県からの補助金のうち2 / 3以上は財団の運営補助金であり、事業転換により事業補助金を削減しても、人件費を中心とした運営費の削減を行わなければ、削減の効果は限定的であるといえる。なお、過去3年間の財団の職員数及び岐阜県からの運営補助金収入金額は以下の通りである。

項目	17年度末	18年度末	19年度末
人員（日日雇用職員は除く）	67名	63名	54名
県運営補助金額（千円）	234,104	214,834	201,541

人員数及び運営補助金額は減少傾向にあるが、現在財団で実施している事業のうち、国庫で財源が確保できる部分については継続して県費の負担を軽減すると共に、その他の事業内容も再度見直し、財団の実施している事業のうち民間で実施可能な事業は民間へ委ね、財団の事業を見直すことにより県費の負担（運営補助金及び事業補助金）を更に減少させる必要がある。

一般的に外郭団体の行っている事業を他の公益を担う主体（NPO、民間企業）でも担いうるケースについては、特定の外郭団体のみへの人的・財政的関与は、これら他の公益を担う主体との平等な競争などを阻害する要因になるといえる。これらを見直すとともに、多様な主体が参入することにより、創意・工夫をし、刺激しあって競争する中で、県民がニーズに応じたサービスを選択できるような仕組みを実現する必要がある。

当該財団では、自らの存在意義について、「民間企業とは違い公共性を有する一方、行政機関にはない専門知識・技術を保有」していることを挙げて、民間企業と比較しての優位性について主張している。具体的には、現在財団が国庫補助金を得て実施している事業のうち一部については、民間業者では国庫補助金を受給する資格がない事業が存在し、結果として低い価格で県民に対してサービスを提供できない事業が存在する等の理由により、財団は存続し続ける必要があると主張している。

財団は現在に至るまで、上記の主張は行いながらも、岐阜県の財政に配慮し、事業を少しずつ縮小してきた。今後財団は、更に事業内容を再度見直し、岐阜県が実施可能な事業については岐阜県へ、民間で実施可能な事業は民間へ委ね事業規模を縮小した上で、公共性、効率性の観点から真に必要な事業に特化した効率的な組織として存続していく必要があると考えられる。

また、現在、財団実施の事業に対する事業評価を年1回、大学教授を中心とした有識者により議論形式で行っているが、各事業について個別に統一の形式で点数等を用いた手法等は用いておらず、客観性に乏しい評価方法であるといえる。客観性を確保した事業評価方法の確立と共に、各事業の必要性について重要な意思決定を行う岐阜県が十分にモニタリングすることが必要であるといえる。

以上から、岐阜県及び財団は財団の方向性について検討し、今後の実施事業（平成20年度からのコア事業（人材育成事業、産業高度化支援事業）等）について、財団の実施事業のうち民間で実施可能な業務については民間へ委ね、財団でのみ実施可能な財団固有の業務の有無を確認して財団の方向性を吟味し、効率的な組織運営を行う必要がある。

4. 理事会について

(1) 概要

直近の理事会の出席状況は以下の通りであった。

		人数	出席者	欠席者の代理出席	欠席者の書面表決
平成20年3月 平成19年度補正予算及び 平成20年度予算案の承認	理事	24 (1)	6(1)	10	7
	監事	2	2	-	-
	合計	26	8	10	7
平成20年6月 平成19年度決算の承認	理事	24 (1)	4(1)	12	5
	監事	2	1	-	-
	合計	26(1)	5(1)	12	5

当初から書面投票による決議を予定している理事会は掲載していない。

理事の人数欄の()は常勤理事の人数(内数)である。

(2) 監査の結果

非常勤理事の出席状況について(指摘)

平成20年3月に開催された平成20年度予算案の承認及び平成20年6月に開催された平成19年度決算の承認は重要な議題であるため、出席を求める形式で理事会を開催している。しかし、実際には出席できない非常勤理事が多く、代理人による委任状持参や書面表決がなければ過半数出席という定足数が満たされず、理事会が成立しない状況である。

非常勤理事は無報酬であることから、経済的負担はないが書面の入手に手間がかかるなど、財団の運営を非効率にしている面は否めない。理事の削減を図り、真に財団のことを検討できる理事のみによる円滑な意思決定が可能な役員組織にしていくなすべきである。

理事の代理出席、書面表決について(指摘)

各理事会の出席状況は概要に記載のとおりであり、欠席者について代理出席も書面表決もしていないときがある。平成20年3月に開催された理事会では1名、平成20年6月に開催された理事会では3名が代理出席も書面表決も行っていない。

欠席理事については代理出席または書面表決を促し、少なくとも情報交換を交わ

すようにすべきである。

5. ソフトピアジャパン進出企業販路開拓支援事業費補助金について

(1) 概要

(財)ソフトピアジャパンは販路開拓を目的とし国内の展示会等への出展を行なおうとするソフトピアジャパン進出企業を積極的に支援するため補助金を支給している。交付要綱上、対象者、対象事業、対象経費等について以下のように定められている。

事項	内容
対象事業	国内で開催される展示会等への出展事業、その他理事長が特に認める事業。但し、財団主催の展示会等又は財団共同出展分は除く。
対象経費	展示会等の出展に伴う会場小間料。
助成額	補助対象経費(会場小間料)の2分の1以内とする。
助成期間	補助申請の事業が終了するまで。

(2) 監査の結果(意見)

平成19年度における補助金金額は696千円である。

当該補助金制度を利用した企業は平成19年度においては4社であり、入居者数158社(平成19年4月)と比較するとかなり小数である。出展会場は東京ビックサイト、幕張メッセを開催地としており、上場企業が多数出展しており、宣伝効果も期待できるが、出展するにはそれなりのものを出展する必要があり参加企業が少数に留まっている。

雑誌等への掲載による宣伝効果、受注の場を確保する効果、製品の市場認知を広める効果等が期待できる。

財団としては当該補助金制度の活用が図られるよう企業に対する指導助言をしていくことが望まれる。

6. ソフトピアジャパン入居促進事業負担金支出について

(1) 概要

(財)ソフトピアジャパンは入居促進事業として下記の負担金を支出している。

団体名	内容	金額
(財)ベンチャー エンタープライズセンター	経済産業省のドリームゲートプロジェクトをはじめとした、各種新産業創出事業を実施	60,000 円
日本新事業支援機関協議会	IM 研修をはじめとした、各種研修セミナーを実施	30,000 円
早稲田大学 アントレプレヌール研究会	ベンチャー企業に関する各種のシンポジウムやファールームを実施	40,000 円
日本ベンチャー学会	ベンチャー企業及びアントレプナーに関するシンポジウム・講座・セミナー等を実施	100,000 円
株式会社ケイエスピー	KSP 主催のマッチング商談会及びマッチングサイトへの参加	100,000 円
独立行政法人 日本貿易振興機構	ジェトロが自ら調査・収集・分析した経済貿易動向に関する最新の情報を提供	73,500 円
計		403,500 円

(2) 監査の結果(意見)

財団は毎期上記負担金支出を行っている。現在の財団の活動から見てすでに必要でなくなった負担金支出があるか検討し、過去に契約したから漫然と毎期支払うのではなく、現状において必要な支出であるか見直すことが望まれる。

7. 委託料について

(1) 概要

委託料の主な内訳ごとの過去5年間の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
総合マネジメント管理費	15,106	13,564	9,510	9,309	6,888
広報事業	2,468				
ソフトピアジャパン広報事業		2,394			
共同研究事業	32,705	24,157			
地域共同研究事業	2,031				

公共サービスIT化推進事業	3,330				
米国IT・映像産業連携調査事業	10,000				
ソフトピアLAN構築事業	1,245				
地域結集型共同研究受託事業	64,245	31,303			
国際情場学会運営支援業務	1,573				
電子認証システム推進事業	52,500				
共同アウトソーシング事業	38,997				
シリコンバレー ソフトピアブランチ事業	8,698	2,821			
世界ソフトウェアテクノロジー 会議開催事業		9,449			
共同アウトソーシング 普及促進事業		1,900			
研究用ネットワーク推進事業		3,985			
複数市町村等共同アウトソーシング・ システム開発実証事業		96,075			
機械システム高度化実証事業		16,500			
共同研究開発事業			25,854	13,001	11,204
施設管理費	373,084	359,686	363,746		
企画調査事業			5,158		
広域的新事業支援ネットワーク 拠点重点強化事業			1,974	2,987	
高校生JAVAR研修事業		9,456	7,424		
高度IT人材育成 システム開発事業	36,225				
情報通信セキュリティ人材 育成センター整備事業			176,925		
情報通信セキュリティ 人材育成事業				20,780	
中部IT経営応援隊事業					19,286
戦略的基盤技術高度化支援事業					32,276
その他(1,000千円未満)	28,531	17,759	21,002	21,076	17,721
計	670,738	589,049	611,593	67,153	87,375

平成15年度は約670百万円と多額に発生している。その内訳は以下の通りである。

- ・センタービルやアネックス、ドリームコアなどの施設管理費が約373百万円
- ・地域結集型共同研究受託事業が4件で約64百万円(最も高額のものが「実証用小

型前方向ステレオシステム制作請負」で約 38 百万円)

- ・電子認証システム推進事業として「鍵ペア生成装置動作確認ツール開発事業」に約 52 百万円
- ・共同アウトソーシング事業として「共同アウトソーシング・システム開発実証に関する調査研究」に約 38 百万円
- ・高度 IT 人材育成システム開発事業として「ITSS 人材育成システム開発事業」に約 36 百万円
- ・共同研究事業が 12 件で約 32 百万円
- ・総合マネジメント管理費が約 15 百万円
- ・米国 IT・映像産業連携調査事業として「ITベンチャー企業育成及び映像産業振興に係るアドバイザー業務」に 10 百万円

平成 16 年度は平成 15 年度より減少し約 589 百万円となっている。その内訳は、以下の通りである。

- ・施設管理費がやや減少し約 359 百万円
- ・複数市町村等共同アウトソーシング・システム開発実証事業が約 96 百万円
- ・地域結集型共同研究受託事業が 5 件で約 31 百万円(最も高額なのが「半球型ステレオシステム制作」で約 13 百万円)
- ・共同研究事業が 9 件で約 24 百万円
- ・機械システム高度化実証事業として金型製作、実証実験、環境協整備等に約 16 百万円
- ・総合マネジメント管理費が約 13 百万円

平成 17 年度は平成 16 年度よりもさらに減少し約 611 百万円となっている。その内訳は以下の通りである。

- ・施設管理費が約 363 百万円
- ・共同研究開発事業が 11 件で約 25 百万円
- ・情報通信セキュリティ人材育成センター整備事業が約 176 百万円
- ・総合マネジメント管理費が約 9 百万円

平成 18 年度からは、指定管理者制度の実施に伴いすべての施設が当財団の管理下でなくなったことに加え実施している事業も大きく減少しこれに伴う委託料負担が減少したことにより、約 67 百万円と大きく減少している。その内訳は以下の通りである。

- ・情報通信セキュリティ人材育成事業が約 20 百万円
- ・共同研究開発事業が 5 件で約 13 百万円
- ・総合マネジメント管理費が約 9 百万円

平成 19 年度は、平成 18 年度より少し増加し約 87 百万円となっている。その内訳は以下の通りである。

- ・ 戦略的基盤技術高度化支援事業が 5 件で約 32 百万円
- ・ 中部 I T 経営応援隊事業が 6 件で約 19 百万円
- ・ 共同研究開発事業が 5 件で約 11 百万円
- ・ 総合マネジメント管理費が約 7 百万円

(2) 監査の結果 (指摘、意見共に無し)

平成 19 年度、財団の委託料総額は 87 百万円ほどであり、5 年前の委託料総額の 13% 程度にまで減少している。そのうち、主なものは総合マネジメント管理費、共同研究開発事業、I T 経営応援事業、技術高度化支援事業である。

総合マネジメント管理費について

総合マネジメント管理費は、当財団の理事長が在籍する慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスが委託先であるが、財団の活動規模縮小に伴って年々減少傾向にあり、財団の存続と関連して今後も減少してゆくことが見込まれている。

共同研究事業について

当事業については、平成 19 年度は約 11 百万円発生しているが平成 20 年度からは実施しないため今後は発生しない。

I T 経営応援事業、技術高度化支援事業について

これらの事業については財団が今後注力する見込の事業であり、経済産業省からの委託を受けて実施している事業である。100% 国庫負担であるため、特段指摘すべき事項はない。

以上のように現在、財団の委託料支出は限定的であり、特段指摘すべき事項は無い。

8 . 固定資産、物品について

(1) 概要

(財) ソフトピアジャパン (以下「財団」という。) では、「(財) ソフトピアジャパン会計処理規程」(以下「規程」という。) が定められており、これは財団の経理処理の基本を定めるとともに、収入及び支出の状況並びに財政状態について、それぞれの内容を正確かつ迅速に把握し、財団の事業活動の計数的統制とその効率的運営を図ることを目的としている。

【財団法人ソフトピアジャパン会計処理規程】(一部抜粋)

第7章 固定資産

(固定資産の範囲)

第59条 この規程において「固定資産」とは、次の各号をいい、基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分するものとする。

(省略)

(3) その他固定資産

イ 車両運搬具 ロ 什器備品 ハ ソフトウェア ニ 特許権 ホ 実用新案権

(省略)

2 その他固定資産に掲記した固定資産は、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の使用目的の資産をいう。

(購入)

第61条 出納役は、固定資産を購入しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 購入しようとする固定資産の名称、種類、数量等

(省略)

2 前項の書類には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添付しなければならない。

(固定資産の管理)

第66条 経理責任者は、職員のうちから固定資産及び次章の物品(以下「固定資産等」という。)の管理者を指名するものとする。

2 前項の固定資産等の管理者は、固定資産台帳に取得、移動、保全状況等について所要の記録をして管理しなければならない。

(売却等)

第69条 固定資産等の管理者は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称、種類、数量等

(省略)

2 前項の固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達していない場合に限るものとする。

(売却等に関する報告)

第70条 固定資産等の管理者は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄したときは、速やかに当該売却、撤去又は廃棄に関する報告書を作成して、理事長に報告しなければならない。

(現物との照合)

第72条 固定資産等の管理者は、固定資産を常に良好な状態で管理し、少なくとも毎会計年度1回以上固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合にはその旨を経理責任者に報告し、その指示を受けて帳簿の整備等を行うものとする。

第8章 物品

(物品の範囲)

第73条 この規程において「物品」とは、有形固定資産以外のもので、次の各号のものをいう。

- (1) 消耗品 事務用消耗品、事業用消耗品等で、消耗什器備品以外のもの
- (2) 消耗什器備品 耐用年数1年以上のもので、かつ、その取得価額が2万円以上10万円未満のもの

(物品の購入)

第74条 物品を購入しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

- (1) 購入しようとする物品の名称、種類、数量等
(省略)

(物品の管理)

第76条 物品は、常に良好な状態で管理されなければならない。

2 固定資産等の管理者は、原則として、消耗什器備品台帳及び物品受払簿を設けて、所要の記録を行い、その所在の状況及び残高を明らかにしておかなければならない。

(備品票の貼付)

第77条 固定資産等の管理者は、第59条第1項3号口の什器備品及び消耗什器備品に、品名、番号及び財団名を記載した備品票を貼付しなければならない。

(不用品の処分)

第78条 固定資産等の管理者は、不用となり、又は使用に耐えなくなった物品を不用品として整理し、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けて、これを売却することができる。ただし、買受人がない場合、売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合その他売却することが適当でない認められる場合には、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けて、これを廃棄することができる。

(現物との照合)

第79条 固定資産等の管理者は、少なくとも毎会計年度1回以上消耗什器備品台帳及び物品受払台帳と現物と照合しなければならない。この場合において、差異があるときは第72条の規定を準用する。

(2) 監査の結果

台帳整備について(指摘)

財団では固定資産については固定資産台帳、物品については消耗什器備品一覧、消耗品出納簿(切手、収入印紙、駐車券)を作成し管理しているが、廃棄済みで現

物がないものまで廃棄年月日記入の上で台帳にそのまま綴られているため、廃棄済みのは台帳や一覧からは除くべきである。

売却、除却、廃棄について（指摘）

物品の売却、除却、廃棄については消耗什器備品台帳に関係書類一式が綴られており、稟議も適切になされ必要な書類も添付されてはいたが、処分決定通知書（案）に日付の記載もれが散見されるため、適宜記入する必要がある。

また規程第70条で求められている固定資産の売却、撤去、廃棄に関する理事長への報告書が一切作成されていない。そのため今後は規程に従って適切に実施する必要がある。

リース資産の管理について（指摘）

財団が保有するリース資産にはIT関連機器やコピー機等がある。IT関連機器に関してはIT管理者の下でリスト化した上で管理されているが、コピー機等は契約書があるのみでありリース資産に関する台帳の整備としては不十分である。また各リース資産に管理ナンバーは付されておらず管理票の貼付もなされていないことに加え、現物との照合も実施されていない。

日常的に現物を確認できる状況であっても、毎会計期間に1回以上は台帳と現物を照合し記録して適切に管理する必要がある。

今後の課題について（意見）

現在財団の管理下には県所有備品等と財団所有備品等が混在している。これは平成6年の財団設立時に県所有の建物に財団が入居し業務を開始したため、当初から存在する県所有資産と、財団が業務開始後取得した資産とが混在する結果となったためである。どちらの所有資産に関しても管理は適宜適切になされているため、特段問題とすべき事項は認められない。ただ財団所有資産で金額的重要性が高いものは大部分がIT関連機器やソフトウェア等であるが、これらについては数年で陳腐化してしまうものがほとんどで、それらの中には財団の実施する研修等の事業に必須のものも多々ある。そのため今後経済産業省や岐阜県からの補助との関係上、研修等の事業実施に必要な新しいIT関連機器に更新して行くことが可能かどうかは不透明であり、補助が受けられずにそれらIT関連機器の更新等が行われない場合は、財団の実施する事業に大きな支障をきたす可能性があることに留意することが望まれる。

【財団法人 岐阜県建設研究センター】

．団体の概要

1．団体名

財団法人 岐阜県建設研究センター

2．所管課

岐阜県 県土整備部 建設政策課

3．設立年月日

昭和 45 年 4 月 10 日 (財) 岐阜県建設技術センター設立

平成 2 年 4 月 1 日 (財) 岐阜県企画設計センター設立

平成 12 年 4 月 1 日 両財団が統合合併し、(財) 岐阜県建設研究センターと称する

4．沿革

昭和 45 年 4 月 (財) 岐阜県建設技術センター設立認可(岐阜総合庁舎内)

昭和 48 年 4 月 全国府県建設技術センター等連絡協議会入会

昭和 49 年 4 月 恵那出張所 開設 (恵那総合庁舎内)

昭和 52 年 4 月 高山出張所 開設 (飛騨総合庁舎内)

土木建築材料試験事業を恵那及び高山試験室において開始

昭和 53 年 4 月 美濃試験室において試験業務開始

昭和 58 年 11 月 島根県西部災害復旧事業へ技術職員派遣

昭和 59 年 4 月 美濃出張所 開設 (美濃総合庁舎内)

平成 6 年 1 月 センター本部をふれあい会館に移設

4 月 岐阜出張所 開設 (岐阜総合庁舎内)

平成 8 年 4 月 大垣出張所 開設 (大垣市農協駅前支店 2 F)

平成 9 年 4 月 アスファルト試験業務開始

設計積算システム市町村で導入開始

平成 12 年 4 月 (財) 岐阜県建設技術センターと(財) 岐阜県企画設計センターを統合再編し(財) 岐阜県建設研究センター発足(ふれあい会館内)

平成 13 年 11 月 岐阜県ふるさと地理情報センター(GIS)開設

平成 15 年 4 月 建設業再生人材チャレンジセンター 設置(本部センター内)

平成 17 年 10 月 公共工事発注者支援機関として認定を受ける

平成 18 年 4 月 岐阜県ふるさと地理情報センター(GIS)本格稼働

平成 19 年 10 月 岐阜県公共事業執行共同化協議会の実務機関となる

5. 設立目的

(1) 寄附行為に定める目的

センターは、建設事業に関する総合的な調査研究を実施するとともに、岐阜県及び同県内の市町村等の公共事業に係る各種の業務を補完支援すること等により、公共事業の効率的かつ円滑な推進を図り、もって県内の社会資本の整備充実に資することを目的とする。

(2) 設立の経緯

(財)岐阜県建設研究センターは、建設事業全般にわたる総合的な調査研究を実施するとともに、県及び市町村の建設行政の補完・支援機関として、公共事業に係る設計・積算・施工管理等の受託及び建設技術職員の資質の向上を図るための技術研修会の開催等、本県建設行政の円滑かつ効率的な執行に寄与することを目的として設立された。

また、近年のIT革命に対応するため「岐阜県ふるさと地理情報センター」を開設し、時代のニーズにあった公益法人として事業を推進することとしている。

6. 主な業務内容

(1) 寄附行為に定める事業内容

建設事業に関する調査、研究及び相談
建設事業における情報化の促進
地理情報の電子化、維持管理及び提供
建設技術の普及及び啓発
公共事業に関する調査、設計積算、施工管理等の業務の受託
公共事業の推進及び普及のための広報
公共土木施設の災害復旧事業に関する支援
建設資材に関する材料試験の実施及び受託
その他上記の目的を達成するために必要な事業

(2) 具体的な実施事業

県及び市町村の発注者を支援する業務として、公益法人としての特性を生かした、公正・中立な立場で公共工事の企画立案・調査設計・積算発注・工事監督・完成検査業務までの全ての段階の業務を受託し支援を行っている。

建設事業の課題の総合的な調査研究として、県内建設業界の技術力の向上・活性化を目指し、産業界・大学と当センターの産学官が連携して設立した「岐阜社会基盤研究所」に参画し建設業の活性化に結びつく具体的な課題の解決のための研究や検討を行っている。

また、公共投資が激減する中、基幹地場産業である県内建設産業の再生・生き残り

を図るため「建設業再生人材チャレンジセンター」において、県内建設業者を対象に技術力向上や経営に優れた建設業者の育成を目的に研修会、研究会、セミナーなどを開催している。さらに、魅力ある公共施設やまちづくりの整備計画策定に関する調査設計、建設行政に携わる県及び市町村職員の技術力・行政能力向上のための各種研修会を実施している。

建設関係のIT総合支援として、岐阜県県土整備部のデジタル化5ヶ年プランに基づくシステム開発や運用支援を行うとともに、自治体職員を対象としたGIS操作研修やヘルプデスク業務を実施し、岐阜県域統合型GISシステムの普及、促進に取り組んでいる。

具体的には以下の事業を実施している。

【一般会計 受託部門】

建設技術課題に関する調査研究を県から受託して行うとともに、県や市町村が行う社会基盤整備や公共施設の調査研究・基本構想策定等の助言や提言を行っている。

また、公共事業の執行体制が十分でない市町村や下水道事業のような長期間で大規模なプロジェクトを行う際の一時的な技術者不足等に対応した発注者支援を行っている。さらには、建設行政のデータセンターとして、自治体のコスト縮減、業務効率化を図るための各種台帳の電子化及びシステム構築の支援を行っている。

調査研究事業（プロジェクト研究）

設計積算等事業

試験事業

設計積算システム事業

情報化推進事業

データセンター推進事業

【一般会計 建設研究部門】

調査研究事業では、産学官で設立した岐阜社会基盤研究所に参画し、建設行政の効率的な執行のための研究など、明日の建設産業の発展や建設行政の推進に役立つ具体的な研究に取り組んでいる。

相談事業では、公共施設の計画・実施段階における相談に対し提言・助言を行い、情報調査事業では、建設行政の課題に関する情報の蓄積を図っている。

研修事業では、県・市町村の建設関係職員等の資質の向上を図るため各種研修を開催している。

岐阜県が取り組んでいる「自然の水辺復活プロジェクト推進事業」として、自然工法管理士養成講習会並びに岐阜県自然共生工法研究会の運営を行った。また、「人材チャレンジセンター事業」として研修会、研究会やセミナー等を開催している。

調査研究事業

企画調査事業

人材チャレンジセンター事業
 研修事業
 自然の水辺復活プロジェクト推進事業
 防災モニター事業

【GIS 特別会計】

岐阜県が目指す「県域統合型GIS」は、これまで土木・林政・農政等の部署や県・市町村といった自治体がそれぞれで作成していた地図（都市計画基本図等の基図）を一体化し、県・市町村及び県民が共通に利用できるようにするものである。

これにより県や市町村の各所属の情報を電子地図上で共有でき、業務の効率化・高度化が図られる。また、県民等へは防災等の各種行政情報を電子地図上にわかりやすく提供でき、県民等からの書き込みも可能であるため、地域に密着した行政の推進が図られる。岐阜県ふるさと地理情報センターでは平成15年度から17年度の3ヶ年計画で岐阜県共有空間データ(基図)の整備、システム開発及びコンテンツ開発を行い、全県下の共通基図と全体システムの初期整備を完了し、「県域統合型GIS」は平成18年4月から本格稼働している。

GIS 運営事業
 品質検証事業

7. 組織体制

(1) 人員

(平成20年3月31日現在)

区分	現員数	県派遣	県OB	その他
常勤理事	3	2	1	-
正規職員	65	20	-	45
計	68	22	1	45

正規職員には嘱託員3人、日日雇用職員5人は含まない。

8. 事業状況

(財)岐阜県建設研究センターの過去5年間の収支計算書及び貸借対照表は以下の通りである。

(1) 収支計算書

(単位：千円)

科目/年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
基本財産運用収入	2	2	2	4	33
特定資産運用収入	-	-	-	-	2,888
事業収入	1,824,992	1,086,084	948,945	1,017,051	841,485
補助金等収入	291,461	1,259,084	648,744	72,172	67,958
雑収入	9,015	665	3,685	3,920	1,717
事業活動収入合計	2,125,472	2,345,837	1,601,377	1,093,148	914,083
2. 事業活動支出					
事業費支出	1,855,898	1,949,701	1,233,851	1,086,321	925,860
管理費支出	159,571	171,961	149,053	148,458	130,636
事業活動支出合計	2,015,470	2,121,663	1,382,905	1,234,780	1,056,497
事業活動収支差額	110,001	224,173	218,472	141,631	142,413
投資活動収支の部					
1. 投資活動収入	31,380	56,449	13,379	695	71,232
2. 投資活動支出	20,965	248,107	268,464	64,608	83,686
投資活動収支差額	10,415	191,657	255,084	63,912	12,453
財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
2. 財務活動支出					
財務活動収支差額					
当期収支差額	120,416	32,516	36,612	205,544	154,867
前期繰越収支差額	803,744	924,161	956,677	920,064	714,520
次期繰越収支差額	924,161	956,677	920,064	714,520	559,653

(2) 貸借対照表 (要約)

(単位 : 千円)

科目 / 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
資産の部					
1 . 流動資産	1,562,352	1,891,056	1,451,209	1,097,394	895,524
2 . 固定資産	793,576	850,482	926,421	782,603	607,391
資産合計	2,355,929	2,741,538	2,377,630	1,879,997	1,502,916
負債の部					
1 . 流動負債	631,181	898,337	518,155	375,075	357,590
2 . 固定負債	412,277	337,068	284,061	279,164	221,977
負債合計	1,043,459	1,235,405	802,217	654,240	579,568
正味財産の部					
正味財産合計	1,312,469	1,506,133	1,575,413	1,225,756	923,347
負債及び正味財産合計	2,355,929	2,741,538	2,377,630	1,879,997	1,502,916

固定負債は全額、退職給付引当金である。退職給付引当金は期末自己都合要支給額から中小企業退職金積立制度による積立額を控除した金額を計上している。

・外部監査の結果

1. 各事業区分における原価計算について

(1) 概要

現在、財団が作成する収支計算書では、科目上、事業費支出に係る人件費を一括集約計上しており、個々の事業費支出に区分して計上していない。収支計算書を基礎に一般会計（受託部門）の各種事業の収支を記載すると以下ようになる。

(単位：千円)

事業名	収入	事業費	差引 A	人件費	差引収支
調査研究事業	7,115	2,524	4,591	/	/
設計積算等受託事業	542,417	213,948	328,469		
試験業務受託事業	36,506	34,661	1,845		
設計積算等システム事業	31,669	14,830	16,838		
情報化推進事業	12,269	61	12,207		
データセンター事業	111,575	66,250	45,324		
合計	741,553	332,277	409,276		

上記の表のとおり、現在財団が作成している収支計算書では、事業に係る人件費が一括計上されているため、各事業で収入から事業費（人件費を除く）を控除した上記 A の段階では各事業の収支は判明するが、人件費を控除した差引収支では合計での収支しか判明していない。また収支計算書以外の管理用（原価計算）収支も作成していない。

(2) 監査の結果（指摘）

現在、財団が作成している収支計算書では、上記のとおり事業に係る人件費が各事業に配賦されていないため、事業ごとの適正な原価計算が作成されていない。本来、各事業の適正な収支を把握するために、事業ごとに人件費の工数等を集計し、実際に事業に費やしたコストを集計記載する必要がある。

今回、監査にあたり、上記の表の人件費について実際の工数及び人件費で事業に配賦（直課）した結果が以下の表である。

(単位：千円)

事業名	収入	事業費	差引 A	人件費	差引収支
調査研究事業	7,115	2,524	4,591	10,412	5,821
設計積算等受託事業	542,417	213,948	328,469	391,428	62,958
試験業務受託事業	36,506	34,661	1,845	7,615	5,769
設計積算等システム事業	31,669	14,830	16,838	11,021	5,817
情報化推進事業	12,269	61	12,207	6,072	6,135
データセンター事業	111,575	66,250	45,324	49,020	3,695
合計	741,553	332,277	409,276	475,568	66,291

上記の表のとおり、実際に費やした人件費を各事業に配賦（直課）することにより事業ごとの収支が明瞭になる。なお、上記の表では設計積算等受託事業の人件費に非経常的支出である退職金 77,052 千円が含まれているため収支は大きくマイナスとなっているが、退職金を控除すると差引収支は 14,094 千円のプラスとなる。

財団の事業に係る支出金額の多くは人件費が占めている。今後財団は、事業成果を正しく認識するために、事業に係る重要経費である人件費を適正に配賦（直課）し、適正な事業収支（管理費控除前）を把握する必要がある。

2. 設計積算等事業の採算性について

(1) 概要

財団では、事業活動収入全体の 70% を超える収益の中心として設計積算等事業を実施している。設計積算等事業は、県及び市町村の要請に基づき、公正・中立・守秘性を求められる公共施設の設計・積算及び現場管理業務等を行うものである。具体的には以下の 4 つの業務を行っている。

- 一般土木設計・積算業務
- 下水道業務
- 施工管理業務
- 管理業務

財団が得る設計積算等受託事業収入の金額は「実施設計書に使用する単価表（農政部・林政部・県土整備部・都市建築部）」及び「設計業務等標準積算基準書（監修：国土交通省大臣官房技術調査課）」に記載の所与の人件費単価及び計算式で決定される。単価及び計算式が所与の値で決定されているため上記 ~ の業務委託単価は固定値となる。当該計算式で算出された業務委託料の所与の構成内訳（業務価格の計算過程を逆算）は以下の通りである。すべて固定値である。

業務内容	直接人件費 (事業費)	直接経費 (事業費)	技術経費 (事業費)	諸経費 (一般管理費)	業務価格
上記	37%	11%	15%	37%	100%
上記	46%	14%		40%	100%

平成 19 年度の財団の設計積算等事業の事業収入（542,417 千円）を上記内訳で分類した結果（標準構成内訳）は以下の通りである。

【平成 19 年度 設計積算等事業の標準構成内訳】 (単位：千円)

業務内容	事業収入	事業費	人件費	管理費
上記	418,181	108,727	154,726	154,726
上記	124,236	17,393	57,149	49,694
合計	542,417	126,120	211,875	204,420

また、平成 19 年度の財団の設計積算等事業での事業収入及び実際に費やした各種支

出金額（決算書を基礎に実態に合わせ調整）は以下の通りである。

【平成 19 年度 設計積算等事業の実際収支内訳】（単位：千円）

事業収入	事業費	人件費	管理費	摘要
542,417	213,948	391,428	66,694	事業収入及び事業費は決算書より転記。 人件費は上記 1（2）より転記。 管理費は決算書（95,277 千円）の 70%（事業収入全体に占める設計積算等事業収入）とした。
	76,215	76,215		事業費のうち委託費（152,430 千円）の 50%を実質人件費として振替。
		77,052		退職金（77,052 千円）は一過性の支出であるため控除する。
542,417	137,733	390,591	66,694	上記調整後の各種支出金額

また、上記の設計積算等事業の標準構成内訳と実際収支内訳を比較すると以下の通りである。

【平成 19 年度 設計積算等事業の標準構成内訳と実際収支内訳の比較表】(単位：千円)

項目	事業収入	事業費	人件費	管理費	差引収支
上記標準構成内訳	542,417	126,120	211,875	204,420	
上記調整後実際収支	542,417	137,733	390,591	66,694	52,600
差異（実際 標準）		11,613	178,716	137,726	52,600

標準構成内訳では収支差額が発生しないように計算式が作成されている。また、上記比較表では管理費について実際数値が標準数値より過少に計上されているが、これは業務量の拡大により単位あたり固定費が減少したため、事業収入に比べ管理費が標準数値に比べ過少に計上されているものである。

(2) 監査の結果（指摘）

財団では平成 19 年度の事業活動収支がマイナスとなっているが、その原因として主な業務の一つである設計積算等事業の非効率性が考えられる。上記にも記載したとおり、事業収入は業務内容により固定金額で決められている。事業収入は固定されている人件費単価及び標準工数等により決定されているから、実際に費やすコスト等は標準の人件費単価及び標準工数以内でないと利益が得られない仕組みとなっている。従って、当該事業で利益を得るためには効率的に作業を行い、事業費及び人件費等の支出を低く抑える必要がある。

上記【平成 19 年度 設計積算等事業の標準構成内訳と実際収支内訳の比較表】に記載のとおり、人件費が標準数値に比べ多額に支出されている。人件費が多額に計上されている原因として、作業人員の 1 人あたりの人件費単価が高い、同一の作業を行うにあたり作業時間が過大であり非効率である等が考えられる。実際、財団で当該設計積算等事業業務を行う人員は職歴が長く、人件費単価が高い傾向にあるといえる。

財団の実施している設計積算等受託事業収入は平成 12 年度をピークに減少傾向であり、平成 19 年度の設計積算等受託事業収入は平成 12 年度に比べ 1/4 程度まで減少している。これに対して財団の人員は、平成 19 年度は平成 12 年度に比べ 4 割程度の減少である。設計積算等事業の平成 19 年度の委託費（委託費・事業収入比率 28.1%）は平成 12 年度（委託費・事業収入比率 49.6%）に比べ減少しているため、平成 19 年度の人員について、設計積算等受託事業収入の減少割合（ $1/2.4$ 倍（計算式 = $1/(1-0.4) \times 1/4$ ））まで現在の人員から減少させる必要はないと考えられるが、人員が過剰であることは、作業効率を悪化させる原因であるといえるため、業務量に応じた適正な人員数に調整する必要がある。また、1 時間あたりの人件費単価についても標準単価に比べ高額であるため、人件費単価の引き下げ、人員の入れ替えを実施する必要があるといえる。

3. 財団の今後の方向性及びあり方について

(1) 概要

財団は、建設事業に関する総合的な調査研究を実施するとともに、岐阜県及び同県内の市町村等の公共事業に係る各種の業務を補完支援すること等により、公共事業の効率的かつ円滑な推進を図り、もって県内の社会資本の整備充実に資することを目的として設置され、収入面では設計積算等受託事業を中心とした事業を実施している。

岐阜県及び財団が県内の市町村等の公共事業に係る補完支援を行わなければならない根拠として、すでに施行されている「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年三月三十一日法律第十八号）」が挙げられる。

【公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年三月三十一日法律第十八号）第十五条（一部抜粋）

発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。（以下省略）

上記法令は平成 17 年 4 月 1 日より施行であるが、財団では昭和 45 年の設立以来、当該法令と同様の趣旨で市町村の補完支援を行っている。

また、現在財団は岐阜県からの派遣職員について、全体の 1/3 程度の人数を採用しており、財団は岐阜県から自立している存在ではなく、岐阜県と密接に関与している状態であるといえる。

(2) 監査の結果(指摘)

財団では、現在、主な業務の一つである設計積算等受託事業等において実質的に赤字となっている。しかしながら、上記に記載のとおり「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年三月三十一日法律第十八号)」の施行に伴い、公共工事発注者支援機関の認定を受けている財団は市町村等の補完支援は行わなくてはならない。今後、市町村が行う公共事業は限られた財政、人材の中で住民ニーズの多様化、高度化等に対応することが求められることから、それらの課題の解決に必要な下水道業務等の設計積算等受託事業や調査研究、人材育成や災害復旧事業などの補完支援事業等を行い、かつ、赤字が発生しないよう効率的な事業運営が求められる。

(財)岐阜県建設研究センターと類似した財団は他県でも存在している。現在、全国で40都道府県に各々類似した財団が1団体ずつ存在している。(財)岐阜県建設研究センターの特徴は、出捐金は岐阜県が全額出捐し、理事は市長会及び町村会の代表として会長の市町村長がそれぞれ1名ずつ参加、監事及び評議員には町村会代表として町村会事務局長が監事に就任しているだけである。他県の状況は、40団体のうち過半数の団体について出捐金の一部を業務の委託している市町村が出捐し、また40団体のうち過半数の団体について監事または評議員の最低でもいずれか一方に市町村からの役員就任が行われていた。

財団は、県内の市町村に対して「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年三月三十一日法律第十八号)」に従い、補完支援業務を行っているが、市町村からの役員の就任または出捐金の一部出捐を依頼することにより、業務の効率化等が促進されると考えられる。委託元である各市町村に対して財団への関与を依頼し、連携を図ることにより、受託業務を効率化し赤字を減少させ財政状態の健全化を図る必要がある。

また、財団では、県及び市町村の行う公共工事の積算、調査研究事業などを実施してきたが、民間が対等な参加機会の保証を求めている事業分野(例えば設計事業など)については、民間事業者への委託にそぐわない積算業務などの発注者補完業務(上記法律対応部分)を除いて、民間事業者が参入しやすい環境を創出していく必要がある。民間事業者への委託にそぐわない積算業務などの発注者補完業務(上記法律対応部分)については、中立性や市町村補完の観点から引き続き財団が実施する必要があるが、財団は現在の岐阜県との密接な関係を見直し、財団として自立した団体として存続する必要がある。つまり、現在のように、岐阜県から財団人員の1/3程度にあたる人員を派遣している状態を解消するとともに、一部補助金の受給で運営している事業(データセンター推進事業)等についてはその事業の必要性及び効率性を吟味し、必要があれば事業を岐阜県に移管し、財団は積算業務を中心とした業務を行う岐阜県から自立した団体となる必要がある。

4. 理事会について

(1) 概要

直近の理事会の出席状況は以下の通りであった。

		人数	出席者	欠席者の代理出席	欠席者の書面表決
平成 20 年 3 月 平成 20 年度事業計画及び 平成 20 年度予算案の承認	理事	16(3)	8(3)	-	8
	監事	2	1	-	-
	合計	18(3)	9(3)	-	8
平成 20 年 6 月 平成 19 年度決算の承認	理事	17(4)	13(4)	-	4
	監事	2	2	-	-
	合計	19(4)	15(4)	-	4

当初から書面投票による決議を予定している理事会は掲載していない。

理事の人数欄の()は常勤理事の人数(内数)である。

(2) 監査の結果

非常勤理事の出席状況について(指摘)

平成 20 年 3 月に開催された平成 20 年度予算案の承認は重要な議題であるため、出席を求める形式で理事会を開催している。しかし、実際には出席できない非常勤理事が多く、書面表決がなければ3分の2以上出席という定足数が満たされず、理事会が成立しない状況である。

非常勤理事は無報酬であることから、経済的負担はないが書面の入手に手間がかかるなど、財団の運営を非効率にしている面は否めない。理事会の意思決定に参加できない名目的な理事の削減を図り、真に財団のことを検討できる理事のみによる円滑な意思決定が可能な役員組織にしていくべきである。

5. 出勤簿と週休日・休日の振替え等の通知書、休日代休日指定簿との不整合

(1) 概要

財団法人岐阜県建設研究センターの役職員は始業時刻までに出勤し、自ら出勤簿に押印しなければならない。また、休日出勤をする場合、代休日を明確にするため週休日・休日の振替え等の通知書、休日代休日指定簿の記載が必要とされている。

(2) 監査の結果(指摘)

休日出勤について出勤簿と休日代休指定簿、週休日・休日の振替え等の通知書との整合性を確認したところ以下の誤りが発見された。

休日出勤のため、休日代休指定簿により代休申請をしているが、出勤簿上適切に反映されておらず誤った記載となっていた。具体的には土曜日、日曜日欄に出勤

したにも関わらず出勤簿に出勤印が押印されておらず、振替休日日には出勤簿に振替休日印を押印すべきところ、誤って出勤印が押印されており、押印が適切に行われていない。

また、祭日に出勤した場合は休日代休指定簿により代休申請をし、土曜日、日曜日に出勤した場合は週休日・休日の振替え等の通知書による代休申請をするルールとなっている。しかし、実際の運用は土曜日、日曜日に出勤した場合に休日代休指定簿により代休申請を行っており、誤った使用をしておりルールに従った運用がなされていない。

いずれも単純な誤りではあるが、書類作成の不備であり、今後ルールに則った処理が必要である。

6. 時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿の承認印について

(1) 概要

財団法人岐阜県建設研究センター給与規程の第4条によれば、職員の給与について以下のとおり規定されている。

職員の給与は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当とする。

財団法人岐阜県建設研究センターでは時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務について、管理簿にて命令、従事、決裁が行われる。

(2) 監査の結果(指摘)

時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務について「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」を調査したところ、命令権者の印、命令権者の検印の押印漏れが散見された。

時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務時間の決裁行為は労務管理及び給与計算の正確な計算を確保する観点から重要な行為である。上席者は時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務時間の正確性をチェックし、チェックが完了したことを証拠として残す意味で「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」に承認印を必ず押印することが必要である。

当該ケースは上席者の承認印の押印が徹底されていないこと及び庶務担当者チェック上の見落としによるものと推測されるが、こうした運用上の誤りを回避するためには、以下のような対策を講じるべきである。

(ア) チェック実施者を複数とし相互牽制機能を働かせる

(イ) 庶務担当者による月次チェックの前に、各職員本人による確認を周知徹底する

7. 正味財産増減計算書上の退職給付費用の計上について

(1) 概要

財団法人岐阜県建設研究センター会計処理規程第85条(4)引当金計上基準についてよれば、「退職給付引当金については、期末自己都合要支給額から期末現在における中小企業退職金積立制度による積立額を控除した額を計上する。」とされている。

(2) 監査の結果(指摘)

財団法人岐阜県建設研究センターの正味財産増減計算書上、退職給付費用は計上されるが、現状では一般会計(受託部門)の(2)経常費用 事業費に退職給付費用の全額22,597千円が計上されている。

財団法人岐阜県建設研究センターの決算書は一般会計(受託部門)、一般会計(建設研究部門)、GIS特別会計の部門別に作成されている。各部門の経常費用は 事業費と管理費からなる。

退職給付費用の全額22,597千円は適正な期間損益計算の観点及び適正な部門計算の観点から各部門の事業費、管理費に按分し計上すべきである。

8. 人材チャレンジセンター事業の技術力向上研究会について

(1) 概要

財団法人岐阜県建設研究センターは県内建設業界の低迷を鑑み、厳しい経営環境の変化に対応するため、企業の経営・技術向上の重要性について再認識し、産学官連携し、経営力・技術力に優れた企業、人材の育成を図るため、人材チャレンジセンター事業の技術力向上研究会を開催している。

(2) 監査の結果

研修全体の開催費用の把握について(指摘)

平成19年6月13日(長良川国際会議場)、平成19年6月15日(高山建設産業会館)に行われた技術力向上研修について、当財団は研修全体の開催費用を把握していない。

当該研修の企画・主催者は当財団であり、建設業協会が協賛するかたちで行っており、研修開催にかかる費用の一部を建設業協会が負担している。

当実績報告書には会場費109千円、旅費20千円が記載されており、当財団が負担している。講師に対する謝礼は建設業協会が負担しているがいくら負担したかは明らかではない。

平成19年11月28日(サンレイラ岐阜)、平成19年11月30日(高山建設産業会館)に行われた技術力向上研修についても、同様に研修全体の開催費用を把握すべきである。

この研修についても企画・主催者は当財団であり、建設業協会が協賛するかたちで行っており、研修開催にかかる費用の一部を建設業協会が負担している。

実績報告書には講師に対する謝礼 360 千円、旅費 11 千円、消耗品費 22 千円が記載されており、当財団が負担している。会場代は建設業協会が負担しているがいくらか負担したかは明らかではない。

あくまでも当研修の主催者は当財団であり、研修開催費用の全額を把握することが必要である。具体的には当財団と建設業協会との間において、研修の覚書を交わし、研修開催の費用負担について明文化すべきである。

研修開催費用の当初予算計上について（意見）

これらの研修開催の費用は当初予算計上時において、研修費用の積算が行われる。講師に対する謝礼、会場費、旅費交通費等の見積もり計上を行って予算が作成されている。しかし、予算計上時には研修回数や研修内容が決定されておらず、ある一定金額の予算確保をするための標準的な研修スタイルを想定した形式的な積算を行っている。予算確保のための曖昧な予算作成ではなく、協賛の申し出がある関係機関と事前に開催する研修内容を検討し、意味のある予算作成が望まれる。

9. 人材チャレンジセンター事業の経営合理化 IT 研修会について

(1) 概要

財団法人岐阜県建設研究センターは電子入札、電子納品など建設業界の経営環境が大きく変化していく中、その変化に対応していくため実務担当者を対象とした経営合理化 IT 研修会を開催した。中小、中堅建設業者を対象に業務の効率化、現場担当者の負担軽減のため具体的な IT 化戦略を紹介するとともに、IT 化のメリットを生かした業務手法について理解を深め、IT 化による企業のコスト管理、業務経営の効率化を図ることを目的としている。

(2) 監査の結果（意見）

当財団は現場実務担当者に対して、実際にパソコンを操作し CAD 研修、電子納品研修を開催した。12 月 4 日から 1 月 24 日の間に電子納品研修、CAD 研修を複数回実施した。このうち、12 月 14 日に予定していた CAD 研修について応募者がゼロであったため、研修が開催されなかったが、PC の借り上げ料についてキャンセル料が 10 万円徴収された。

研修開催前に研修受講者を募り研修参加人数をある程度、把握しておればキャンセル料の発生は回避できたのではないかとと思われる。研修は頻繁に開催されるわけではなく、建設業協会関係者及び業者との余裕を持った研修スケジュールを組み立てることが望まれる。

10. 委託料について

(1) 概要

委託料の会計区分ごとの過去5年間の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名/年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
一般会計(受託部門)	490,808	337,669	309,949	405,334	229,338
一般会計(建設研究部門)	4,494	1,650	0	0	10,227
GIS特別会計	505,253	1,100,902	520,486	99,712	77,427
合計	1,000,555	1,440,222	830,436	505,046	316,992

平成15年度は委託料総額が1,000百万円を超えており、一般会計(受託事業)とGIS特別会計がそのほとんどである。一般会計(受託事業)は、一般土木や下水道事業の件数が多いため委託料も高額となっている。GIS特別会計はGIS関連の委託料が多額に発生しており、特に共有空間データ設備で約258百万円発生している。

平成16年度は平成15年度より増加し委託料総額で約1,440百万円を超えている。この年はGIS特別会計で1,100百万円以上発生しており、その内共有空間データ整備に約496百万円の委託料が支出されている。

平成17年度は前年度より減少し約830百万円となっており、一般会計(受託事業)で約309百万円、GIS特別会計で約520百万円であり、共有空間データ整備には約164百万円支出されている。

平成18年度からは、GISの整備が進んだことからGIS特別会計が大きく減少し約99百万円、一般会計(受託部門)が増加し約405百万円となっている。

平成19年度は、平成18年度より減少し約316百万円となっており、一般会計(受託部門)が約229百万円、GIS特別会計が約77百万円である。

過去5年間の推移を比較すると「一般会計(受託部門)」は2億円から5億円の間を推移しており、「一般会計(建設研究部門)」は少額である。「GIS特別会計」はGISの整備が整う平成17年度までは5億円から10億円発生しているが、その後は8千万円から1億円程度で推移している。

一般会計（受託部門）に係る委託料

「一般会計（受託部門）」

(単位：千円)

事業名/年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
岐阜県設計積算システム機器等の保守業務 (指名競争入札)	1,290	1,289	1,285	1,285	1,095
	A社	A社	A社	A社	A社
	99.9%	99.2%	99.6%	99.6%	99.6%
情報ネットワークシステム保守業務委託 (指名競争入札)	5,683	7,182	6,720	5,670	6,090
	B社	B社	B社	B社	B社
	93.6%	96.8%	91.3%	98.6%	93.7%
岐阜県設計積算システム維持管理業務 (一者随意契約)	10,500	10,290	10,500	10,500	10,605
	C社	C社	C社	C社	C社
	98.4%	99.9%	99.1%	98.1%	96.4%
アセットマネジメント手法の検討業務 (17年度から一者随意契約)		3,696	6,615	2,992	
		D社	D社	D社	
		92.4%	94.5%	99.8%	
神戸町公共下水道面整備管渠詳細設計業務委託 (指名競争入札)		8,400	17,491	16,755	
		E社	E社	E社	
		89.8%	90.0%	89.6%	
垂井町公共下水道管渠詳細設計業務 (指名競争入札)			3,213	5,754	
			F社	F社	
			93.3%	93.6%	
小柿地内市道改良地質調査設計業務 (指名競争入札)			1,260	1,575	
			G社	G社	
			92.6%	94.0%	
根古地大場下笠1号線測量・調査予備設計業務委託 (指名競争入札)				3,242	5,152
				H社	H社
				93.7%	69.9%
山県市水道布設替詳細設計 (指名競争入札)				1,144	1,873
				I社	I社
				87.4%	89.2%
脛永浄化センター詳細設計業務 (一者随意契約)				29,400	840
				J社	J社
				87.5%	95.5%
本巣市道路台帳図等作成業務 (指名競争入札)				31,597	26,572
				K社	K社
				96.3%	89.5%

垂井町下水道GISデータ 更新委託業務 (指名競争入札)				1,715	588
				L社	L社
				93.1%	90.5%
共有空間および個別空間デ ータ作成業務 (指名競争入札)				2,074	3,841
				M社	M社
				94.0%	93.6%
一般土木・下水道関連	374,581	199,489	216,435	291,627	172,680
	計 71 社	計 46 社	計 59 社	計 61 社	計 37 社
その他 (下水道事業、測量事業等)	98,753	107,322	46,428		
	計 16 事業	計 20 事業	計 8 事業		
合計	490,808	337,669	309,949	405,334	229,338

(上掲の表において、上段は落札金額、中段は落札業者、下段は落札率である。)

一般会計（建設研究部門）に係る委託料

「一般会計（建設研究部門）」

(単位：千円)

事業名/年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
建設研究関連 (一者随意契約及び指名競争入札)	4,494	1,650			10,227
	計 1 社	計 1 社			計 2 社
	99.9%	100.0%			97.1%
合計	4,494	1,650	0	0	10,227

GIS特別会計に係る委託料

「GIS特別会計」

(単位：千円)

事業名/年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
岐阜県域統合型GISシステム維持管理業務 委託 (一者随意契約)	28,770	27,825	35,910	41,575	44,641
	N社	N社	N社	N社	N社
	99.9%	94.9%	99.5%	99.5%	99.8%
統合型GIS空間辞書整備業務 (一者随意契約)	3,990	18,690	18,900	9,870	9,849
	O社	O社	O社	O社	O社
	90.7%	99.9%	99.5%	99.7%	99.5%
岐阜県共有空間データ全体地図調整業務 (指名競争入札)				38,913	5,685
				P社	P社
				96.8%	93.8%
岐阜県共有空間データシステム データファイル等更新業務 (一者随意契約)				4,200	1,785
				N社	N社
				100.0%	96.5%

高精度デジタルオルソ画像データ 及び標高データ整備委託 (プロポーザルによる一者随意契約)	135,870	132,300	131,985		
	Q社	Q社	Q社		
	99.2%	99.5%	99.9%		
岐阜県域統合型GISシステム機能 拡張委託業務		69,339	74,643		
		計2社	計2社		
垂井町都市計画基本図作成業務航空 写真及びオルソ画像整備 (指名競争入札)		3,675	9,240		
		R社	R社		
		70.3%	94.1%		
その他GIS関連	336,623	849,072	249,808	5,153	15,465
	計13社	計19社	計23社	計3社	計2社
合計	505,253	1,100,902	520,486	99,712	77,427

(上掲の各表は委託事業のうち複数年同一業者との契約を抽出したものである。)

(2) 監査の結果(指摘)

上掲の表からもわかるように、指名競争入札においても委託先が複数年に亘り同じ業者である場合が散見される。また財団における委託業務の5年間の平均落札率は92.8%であり、特に「岐阜県設計積算システム機器等の保守業務」に至っては、継続して99%以上の落札率となっている。この現象は会計区分を問わず、センターで実施しているあらゆる委託事業に見られる現象である。

これらを勘案すると、指名競争入札を行っているにも拘らず入札の実効性が確保されていない可能性が高い。そのため指名業者の選定を見直すなど入札の実効性を確保できるような仕組みに改善する必要がある。

またGISシステム関連の維持管理・更新等システム関連業務の委託に関しては、当初の委託先が著作権を保有していることや開発元によるノウハウの優位性等から一者随意契約の件数も多く金額も多額に発生している。そのため一般競争入札が原則であることに立ち返り、一者随意契約により委託している事業の範囲について再度見直す必要がある。

11. 固定資産、物品について

(1) 概要

(財)岐阜県建設研究センター(以下「センター」という。)では、「(財)岐阜県建設研究センター会計処理規程」(以下「規程」という。)が定められており、これはセンターの経理処理の基本を定めるとともに、収入及び支出の状況並びに財政状態について、それぞれの内容を正確かつ迅速に把握し、センターの事業活動の計数的統制とその効率的運営を図ることを目的としている。

【財団法人岐阜県建設研究センター会計処理規程】(一部抜粋)

第8章 固定資産

(固定資産の範囲)

第60条 この規程において「固定資産」とは、次の各号をいい、基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分するものとする。

(省略)

(3) その他固定資産

イ 建物 ロ 什器備品 ハ 電話加入権 ニ ソフトウェア (以下省略)

2 その他固定資産に掲記した有形固定資産は、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の使用目的の資産をいう。

(購入)

第62条 本部の出納役は、固定資産を購入しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、処務規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 購入しようとする固定資産の名称、種類、数量等

(省略)

2 前項の書類には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添付しなければならない。

(固定資産の管理)

第67条 経理責任者は、職員のうちから固定資産及び次章の物品(以下「固定資産等」という。)の管理者を指名するものとする。

2 前項の固定資産等の管理者は、固定資産台帳に取得、移動、保全状況等について所要の記録をして管理しなければならない。

(売却等)

第70条 固定資産等の管理者は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、処務規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称、種類、数量等

(省略)

2 前項の固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達していない場合に限るものとする。

(売却等に関する報告)

第71条 固定資産等の管理者は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄したときは、速やかに当該売却、撤去又は廃棄に関する報告書を作成して、理事長に報告しなければならない。

(現物との照合)

第73条 固定資産等の管理者は、固定資産を常に良好な状態で管理し、少なくとも毎会計年度1回以上固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合にはその旨を経理責任者に報告し、その指示を受けて帳簿の整備等を行うものとする。

第9章 物品

(物品の範囲)

第74条 この規程において「物品」とは、有形固定資産以外のもので、次の各号のものをいう。

(1) 消耗品 事務用消耗品、事業用消耗品等で、消耗什器備品以外のもの

(2) 消耗什器備品 耐用年数1年以上の物で、かつ、その取得価額が2万円以上10万円未満のもの

(物品の購入)

第75条 物品を購入しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、処務規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 購入しようとする物品の名称、種類、数量等

(省略)

(物品の管理)

第77条 物品は、常に良好な状態で管理されなければならない。

2 固定資産等の管理者は、原則として、備品台帳及び物品受払台帳を設けて、所要の記録を行い、その所在の状況及び残高を明らかにしておかなければならない。

(備品票の貼付)

第78条 固定資産等の管理者は、第60条第1項第3号口の什器備品及び消耗什器備品に、品名、番号及びセンター名を記載した備品票を貼付しなければならない。

(不用品の処分)

第79条 固定資産等の管理者は、不用となり、又は使用に耐えなくなった物品を不用品として整理し、処務規程の定めるところにより決裁を受けて、これを売却することができる。ただし、買受人がない場合、売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合その他売却することが適当でない認められる場合には、処務規程の定めるところにより決裁を受けて、これを廃棄することができる。

(現物との照合)

第80条 固定資産等の管理者は、少なくとも毎会計年度1回以上備品台帳及び物品受払台帳と現物と照合しなければならない。この場合において、差異があるときは第73条の規定を準用する。

(2) 監査の結果

資産管理体制の整備について(指摘)

センターでは、過去に法人の統合や各地の事務所の統廃合を繰り返してきた結果、現在保有している備品等に関し十分に把握できていない点がある。例えば廃棄済みの処理がされているにもかかわらず現物が存在するものや、台帳上計上されている

にもかかわらず現物の所在が把握できていないものなどが散見される。そのため、センターで保有している資産の実態を早急に把握し適切に管理できる状態に整備する必要がある。

備品票について（指摘）

貼付されていないものや、貼付されていても過去の備品番号や整理番号が付されたままになっているものなどが混在している。そのため備品票についてももれなく貼付し適切に管理する必要がある。

台帳整備について（指摘）

センターでは固定資産については固定資産台帳、物品については備品台帳、切手使用記録簿、収入印紙出納簿を作成し管理している。しかし固定資産台帳に計上されている固定資産が備品管理台帳にも記載されているなど重複している部分がある。そのため固定資産と物品とは規定第 60 条、74 条に従って適切に区分した上で、固定資産は固定資産台帳、物品は備品台帳及び物品受払台帳に計上し適切に管理する必要がある。

次に、台帳には複数枚のパーテーションの総額を 1 枚の単価と誤って計算したことによる高額のパーテーションが計上されているため、正しい単価に修正する必要がある。また、パネルに関しては複数枚を数量 1 つとして計上されているが適切な管理を行うためには枚数を計算し数量を正しく計上する必要がある。

また、県から借り入れているテレビが備品台帳に計上されているなど、台帳にセンター所有資産以外のものが計上されてしまっている。備品台帳に計上すべきはセンター所有資産のみであり、県所有資産でセンターが管理しているにすぎないものなどは別に管理資料を設けて管理する必要がある。さらに備品台帳には過年度廃棄済みの物品に関しても、備考欄に廃棄済みとした上で記載されているため過年度廃棄済みのものと現存しているものが混在してしまっているが、過年度廃棄済みのものは削除して台帳整備すべきである。

現物照合について（指摘）

センターでは、備品台帳に基づいて現物と照合し実査を行っている。しかし上述のとおり備品台帳には固定資産計上されている什器備品等も混入しているため、固定資産と物品が混在した状況下で実査している状況である。規程第 73 条、80 条では固定資産は固定資産台帳と現物、物品は備品台帳及び物品受払台帳と現物の整合性を確かめるものとされているため、これに従って実施するよう改善する必要がある。

次に、現物実査にあたり、PCについてはPC管理簿で状態や使用状況の確認がなされているが、それ以外の固定資産や物品については状態や使用状況の確認を実施したことの記録が残されておらず、それらが適切になされているかどうか不明

である。そのため資産の状態や使用状況の確認に関しても適切に実施し記録する必要がある。

また、実査の際に現物と整合させる備品台帳には物品の細目に関する記載のないものが多く現物との照合が困難である。そのため、現物との照合を容易に出来るよう細目に関しても必要十分な記載をすべきである。同様に、保管場所の記載に関しても本部や岐阜事務所、飛騨支所等の配属先の記載のみで具体的な場所の記載はないため、保管場所に関しても必要十分な記載をすべきである。

加えて、整理番号も現物に貼付されている備品票の管理番号と整合しないものがある。これは（財）岐阜県建設研究センターの前身である（財）建設技術センター及び（財）企画設計センターの統合時の混乱などにより適切に処理がなされなかったためとのことであるが、実態を反映していない備品管理では意味がないだけでなく現場の混乱を招きかねないため、正確な備品票の貼付や台帳整備といった管理を適切に行う必要がある。

売却、除却、廃棄について（指摘）

固定資産の処分にあたっては、固定資産台帳内に「固定資産処分等調書」として稟議された書類が綴られているが、残存価値に関する業者の見積りを入手しておらず残存価値の評価がなされていないため全て廃棄されてしまっている。これでは売却可能なものまで廃棄してしまっている可能性があるため、廃棄する際は必ず残存価値に関する見積りを入手する必要がある。

また、平成19年度に中濃事務所と東濃事務所を閉鎖し、飛騨事務所を高山市の下水道センターから岐阜県の飛騨総合庁舎内に移転し支所となっているが、これに伴い廃棄処理された多くの資産に関し、その廃棄理由が全て老朽化によるものとなっているなど廃棄に伴う資料の整備が不十分であり、廃棄が適切であったか不明である。そのため規程第70条、79条に従って適切に書類整備等も実施する必要がある。

次に物品に関しては、備品台帳内に「備品処分等調書」として稟議された書類が綴られており、また売却代金の入金に関しては別冊の雑収入ファイル内に「調定決議書兼収入金調書」として綴られている。しかしこの「調定決議書兼収入金調書」の参考資料として添付されている買取り額の見積り書類には、金額が記載されているのみで業者名や明細等何らの記載もされおらずその根拠が不明である。これでは見積りをとっているとは認められないため、買取り額の明細や業者名、業者の押印等整ったフォームで見積りをとったうえで、その金額の妥当性等の検証を行うよう改善する必要がある。

さらに規程第71条で求められている固定資産の売却、撤去、廃棄に関する理事長への報告書が一切作成されていない。そのため今後は規程に従って適切に実施する必要がある。

12. ETCカードの利用について

(1) 概要

ETCカードの利用に際してはマニュアル上、まずETCカード使用申請簿に利用予定区間を記入の上、使用申請者（かつ返却者）が押印し、旅行命令者の押印による承認を経た後、取扱者（カード保管権者）が押印しカードを渡すこととされている。

また片道50km未満で高速を利用する場合は、用務内容を記載した上で旅行命令者の承認を得るものとされている。

(2) 監査の結果（指摘）

ETCカード使用申請簿を通査した結果、押印もれや押印誤り、記載もれや記入誤りが散見された。これは各担当者が人事異動等により交代していることから、マニュアルに関し徹底されないまま運用されている結果とのことである。そのため申請簿への押印や記入方法に関し周知して適切に管理運用すべきである。

また片道50km未満で高速を利用する場合にマニュアル上要求されている用務内容の記載は岐阜県の規程に準じて定められているとのことであるが、平成19年3月末に岐阜県の「有料道路通行料の支給」の規程が改定され旅行命令者の承認があれば有料道路の利用が可能となっているため、センターの申請簿もこの変更を反映した様式に改定した上で取扱も変更する必要がある。

【財団法人 岐阜県健康長寿財団】

．団体の概要

1．団体名

財団法人 岐阜県健康長寿財団

2．所管課

岐阜県 健康福祉部 健康福祉政策課

3．設立年月日

昭和 49 年 5 月 21 日

4．沿革

昭和 16 年 6 月	財団法人結核予防会岐阜県支部設置
昭和 41 年 3 月	岐阜県対ガン協会設立
昭和 49 年 5 月	岐阜県健康づくり推進協議会設置
平成 3 年 4 月	財団法人岐阜県いきがい長寿財団設立
平成 7 年 3 月	財団法人結核予防会岐阜県支部、岐阜県対ガン協会及び岐阜県健康づくり推進協議会が統合、財団法人岐阜県健康づくり財団設立
平成 12 年 4 月	財団法人岐阜県健康づくり財団と財団法人岐阜県いきがい長寿財団が統合、財団法人岐阜県健康長寿財団設立

5．設立目的

(1) 寄附行為に定める目的

岐阜県民の総合的な健康づくりを促進するとともに、生きがいのある長寿社会づくりを促進するために必要な事業を行うことにより、県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(2) 設立の経緯

県民の健康意識の高まりと 21 世紀の本格的な長寿社会の到来を控え、県民の健康づくりを進める財団法人岐阜県健康づくり財団と高齢者の生きがいと健康づくりを進める財団法人岐阜県いきがい長寿財団の更なる機能の向上を図り、健康対策と高齢対策を一体的・総合的に推進するために両財団を統合し、平成 12 年 4 月に設立された。

6．主な業務内容

平成 19 年度における主な事業の概要は次のとおりである。

(1) 情報収集・提供、普及啓発事業

健康・生きがいづくりに役立つ情報を、ラジオ番組の放送、ニュースレターの発行及び財団ホームページにより提供するとともに、健康づくりのための運動を普及するため、健康運動指導士を市町村等に派遣する。

(2) 健康・いきがいづくり支援事業

高齢者の健康・生きがいづくりと社会参加を促進し、地域社会におけるリーダーを養成するため岐阜県シルバー大学講座、シニアリーダー地域貢献セミナー及び地域リーダー養成講座を開催する。

(3) 健康づくり・ふれあい交流イベント事業

スポーツ、レクリエーション、文化活動を通じ、高齢者の健康・生きがいづくりとふれあい交流を図るため、岐阜県健康福祉祭を開催するとともに、全国健康福祉祭(ねんりんピック)へ選手及び役員を派遣する。

(4) 社会貢献・社会参加支援事業

高齢者がいきいきと活躍できる社会の実現に向けて、ぎふセカンドライフくらぶ及びいきがい・健康づくり推進地区連絡協議会の活動を支援するとともに、豊かな長寿社会ぎふの形成に向けて、小学校6年生を対象にした「長寿社会こどもの夢作文コンクール」を実施した。

(5) 岐阜県独自の健康づくり事業

市町村や事業所との共催による健康づくりセミナーの開催、あるいは岐阜県国民健康保険団体連合会との共催による健康づくり講座の開催により、健康の維持向上を目的とした健康づくりの普及啓発の実施や、健康法実践リーダーを核とした健康づくりを推進するため、健康法実践リーダー友の会の自主活動への支援を図ることを目的に友の会の事業へ助成する。また、県独自の健康づくりの手法の開発・普及に資するために各種健康法の情報収集を行う。

(6) 予防事業研究普及推進事業

生活習慣病予防の取組に意欲的な市町村、企業等を選定し、健康課題解決に向けた対処方策とその効果の検証を行う。また五感健康法推進員の活動を支援するため、5圏域毎で研修会を開催する。

(7) 結核予防会及び対がん協会支部事業

財団法人結核予防会の岐阜県支部として、本部の会議等に参加するとともに、街頭において結核予防の普及啓発を行う。財団法人結核予防会が発行する健康書籍等の斡旋販売及び日本自転車振興会から委託された競輪選手の健康診断を行う。

財団法人日本対がん協会の岐阜県支部として、がん予防の普及啓発を行う。

(8) 学習療法及び啓発事業

認知症の予防を図るため、学習療法について一般県民及び市町村に広く普及するとともに、「脳の健康教室」の事業化を図ろうとする市町村等を支援する。

(9) 複十字シール募金特別会計事業

結核予防事業を推進するため、複十字シールによる募金活動を行うとともに、結核

予防事業に係る経費を助成する。

7. 組織体制

(1) 人員

(平成20年3月31日現在)

区分	現員数	県派遣	県OB	その他
常勤理事	2		2	
正規職員	13	9	1	3
計	15	9	3	3

正規職員に日日雇用職員及び嘱託職員は含まない。

8. 事業状況

(1) 一般会計収支計算書

(単位：千円)

科目 / 年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
基本財産運用収入	52	512	912	912	1,063
特定資産運用収入	721	720	960	960	1,099
特定資産利息収入	1	-	-	-	139
特定資産賃貸料収入	720	720	960	960	960
会費収入	4,407	4,292	3,597	3,382	3,373
個人会員会費収入	272	379	350	308	334
法人会員会費収入	969	947	863	783	781
市町村会員会費収入	3,166	2,966	2,384	2,291	2,258
事業収入	1,698	1,479	1,263	1,278	965
書籍販売事業収入	699	513	307	387	107
検診受託事業収入	998	966	956	891	857
補助金等収入	305,599	284,040	288,957	199,288	111,643
県補助金収入	165,341	151,431	157,368	131,867	87,931
民間助成金収入	2,606	4,414	2,235	745	660
事業受託収入	137,651	128,195	129,353	66,675	23,052
寄付金収入	300	300	400	300	350
負担金収入	14,160	6,135	6,112	12,301	2,445
雑収入	3	346	3,606	319	98
特別会計繰入金収入	1,000	-	-	182	-
事業活動収入計	327,942	297,827	305,810	218,925	121,037
2. 事業活動支出					
事業費支出					

情報収集・提供、普及啓発事業費	9,125	8,783	8,344	8,759	8,196
健康いきがづくり支援事業費	13,444	13,590	10,480	9,795	9,155
健康づくり・ふれあい交流イベント事業費	37,995	38,333	34,457	32,574	12,940
岐阜県独自の健康づくり事業費	65,719	50,865	58,471	19,188	6,998
南飛騨健康道場事業費	32,041	35,478	37,035	20,829	-
その他	55,123	55,552	51,392	22,866	7,473
事業費支出合計	213,450	202,603	200,180	114,014	44,763
管理費支出					
事務局人件費	117,921	92,059	92,436	98,570	72,372
事務局運営費	10,200	8,415	11,131	8,145	5,955
管理費支出合計	129,201	100,475	103,568	106,715	78,328
事業活動支出計	342,651	303,079	303,748	220,730	123,091
事業活動収支差額	14,709	5,251	2,061	1,805	2,054

科目 / 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
投資活動収支の部					
1 . 投資活動収入					
特定資産取崩収入	22,020	3,420	2,798	3,495	1,215
固定資産売却収入	-	-	-	200	-
投資活動収入計	22,020	3,420	2,798	3,695	1,215
2 . 投資活動支出					
特定資産取得支出	1,429	4,432	3,532	1,235	1,302
固定資産取得支出	4,214	1,500	1,459	340	-
投資活動支出計	5,644	5,932	4,992	1,575	1,302
投資活動収支差額	16,376	2,512	2,193	2,120	87
財務活動収支の部					
1 . 財務活動収入	-	-	-	-	-
2 . 財務活動支出	-	-	-	-	-
財務活動収支差額	-	-	-	-	-

当期収支差額	1,667	7,764	132	315	2,141
前期繰越収支差額	11,322	12,990	5,225	5,093	5,408
次期繰越収支差額	12,990	5,225	5,093	5,408	3,267

(2) 一般会計貸借対照表 (要約)

(単位 : 千円)

科目 / 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
資産の部					
1 . 流動資産	67,584	43,548	32,653	26,303	23,581
2 . 固定資産					
基本財産	87,500	87,500	87,500	87,500	87,500
土地	113,945	113,945	113,945	113,945	113,945
その他	47,953	47,846	47,404	43,920	42,173
固定資産合計	249,398	249,291	248,849	245,366	243,618
資産合計	316,983	292,840	281,503	271,669	267,200
負債の部					
負債合計	66,078	50,319	43,053	37,804	38,260
正味財産の部					
正味財産合計	250,904	242,520	238,449	233,865	228,939
負債及び正味財産合計	316,983	292,840	281,503	271,669	267,200

外部監査の結果

1. 理事会について

(1) 概要

直近の理事会の出席状況は以下の通りであった。

		人数	出席者	欠席者の代理出席	欠席者の書面表決
第5回(平成20年3月) 次年度の事業計画及び予算案の議決	理事	26(2)	11	1	14
	監事	2	0	-	-
	合計	28	11	1	14
第2回(平成20年6月) 平成19年度決算の承認	理事	28(3)	10	1	14
	監事	2	1	-	-
	合計	30	11	1	14

(注)平成19年度第3回、第4回及び第6回並びに平成20年度第1回の理事会については、当初から書面投票による決議を予定しているため、掲載していない。

理事の人数欄の()は常勤理事の人数(内数)である。

(2) 監査の結果

非常勤理事の出席状況について(指摘)

毎年度6回程度開催される理事会のうち、2回は決算の承認及び次期事業計画案の議決を目的とする重要な議題であるため、出席を求める形式で理事会を開催している。しかし、実際には出席できない非常勤理事が多く、書面表決がなければ過半数出席という定足数が満たされず、理事会が成立しない状況である。これは欠席する理事は毎年のように欠席しており、名目上の理事が相当数名前を連ねている結果といえる。

非常勤理事は無報酬であることから、経済的負担はないが書面の入手に手間がかかるなど、財団の運営を非効率にしている面は否めない。理事の削減を図り、真に財団のことを検討できる理事のみによる円滑な意思決定が可能な役員組織にしていけるべきである。

理事の代理出席について(指摘)

平成14年度の包括外部監査の指摘事項として、欠席理事については代理出席を促し、少なくとも情報交換を交わすようにすべきである、との指摘があったにもかかわらず、代理出席の制度を利用しているのは岐阜県健康福祉部長だけであり、指摘事項が活かされていない。引続き制度の活用を促す必要がある。

監事の出席状況について（指摘）

第5回理事会において監事は2名とも欠席し、監事が不在の中で理事会が開催されている。監事は理事会に出席し、理事会が適法に成立したこと及び議事運営が適正に行われたことを確認する義務を負っているため、都合により出席困難な場合には監事双方の打ち合わせにより、少なくとも1人が出席できるよう調整すべきであったと言える。財団としても理事会が適正に行われていることを対外的に明確にするため、監事の出席について今後留意する必要がある。

2. 会費収入

(1) 概要

財団は「財団法人岐阜県健康長寿財団寄附行為」第34条に基づき会員を募集し、会員には特典として(1)財団が保有する健康・いきがい情報の提供。(2)財団が主催する講演会等への参加。を優先的に受けることができることとしている。

会費の種類及び平成19年度の収入状況は以下のとおりであった。

会費の種類

区分	分類	分類	金額
賛助会員	個人会員	1口当たり	1,000円
	法人会員	1口当たり	(注)10,000円
市町村会員	均等割額	市	20,000円
		町村	15,000円
	人口割額	10万人以上の市	90,000円
		5万人以上～10万人未満の市	70,000円
		4万人以上～5万人未満の市	50,000円
		3万人以上～4万人未満の市町	30,000円
		2万人以上～3万人未満の市町	20,000円
		1万人以上～2万人未満の町	10,000円
		5千人以上～1万人未満の町	8,000円
		3千人以上～5千人未満の町村	5,000円
		千人以上～3千人未満の町村	3,000円
		千人未満の村	1,000円

(注)平成7年3月31日以前に岐阜県対ガン協会の会員に加入し、財団の会員として引き継がれた法人については、1口1,000円としている。(財団法人岐阜県健康長寿財団会員規程 第4条)

平成19年度の収入状況

	収入予定額 / 登録件数		うち、収入金額 / 件		うち、未収入金額 / 件	
個人会費	538,000 円	420 件	334,000 円	233 件	204,000 円	187 件
法人会費	854,000 円	118 件	781,000 円	93 件	73,000 円	25 件
市町村会費	2,258,000 円	42 件	2,258,000 円	42 件	0 円	0 件
計	3,650,000 円	580 件	3,373,000 円	368 件	277,000 円	212 件

会費収入の推移

(単位:千円)

	会費収入	個人	法人	市町村
15年度	4,407	272	969	3,166
16年度	4,292	379	947	2,966
17年度	3,597	350	863	2,384
18年度	3,382	308	783	2,291
19年度	3,373	334	781	2,258

(注) 市町村からの会費収入の減少は、市町村合併によるものである。

(2) 監査の結果

未収入金額について(指摘)

会員名簿には会員として登録されているにもかかわらず、会費を納めていない者が散見される。特に個人はその4割以上が会費未納となっている。財団は未納者に対して特に請求等を行っておらず3年から5年程度様子を見て、納付の意思がないようなら除名にする取り扱いをしている。このままでは会員としての特典が会費納付の有無に関わらず長期間受けられる結果となり、納めた者とそうでない者との不公平が生じている。また、様子を見るために許容する未納期間も一定ではないため、会員間で公平を欠いている。

未納者に対する請求、様子見期間、除名等の適用は、予め一定のルールを定めこれに基づいて行うことによって公平を図るべきである。

3. 財団が所有する土地について

(1) 概要

当財団は現在2区画の土地、合計886.59㎡を所有している。その内訳は以下の通りである。

所在地	面積㎡	帳簿価額	経緯
岐阜市須賀	661.36	83,397 千円	昭和16年に財団法人結核予防会岐阜県支部の基本財産として岐阜市雲井町で土地の寄附を受け、昭和44年6月に現地と交換により取得。

岐阜市藪田南	225.23	30,547 千円	昭和 44 年 7 月、上記交換時の差額により購入。
	886.59	113,945 千円	

岐阜市須賀の土地については民間会社の駐車場として賃貸しており、これにより財団は年間 960 千円の自主財源を得ている。また、岐阜市藪田南の土地については、利便性に欠けることから賃貸されておらず空地として放置されている。

(2) 監査の結果

土地の所有について (指摘)

土地取得の経緯については、結核患者のための検診センター設置を国が推進していたという事情から、当時岐阜県も土地取得までは動いたという事情があり、一定の理解ができるところである。しかし、今日では当財団として有効な活用方法が見出せず、簿価(坪単価:424 千円)の 1%程度の利回りでの運用がなされているが、現在の 10 年国債利回り 1.48%と比較すると充分とは言えない。また財団が県から各種補助金の交付を受ける場合、この自主財源を差引いた形で交付を受けている実情を踏まえると、むしろ自主財源を放棄して必要な補助金額をそのまま受け取るほうが、資金収支が明確となるため、説明責任の観点からも望ましいと言える。よって財団は所有する土地を岐阜県又は他の適切な団体に寄付または譲渡することにより土地の有効活用の機会を増やすとともに、今後は必要な補助金をそのまま受ける方向で働きかけるべきである。

4 . 岐阜県温泉協会の事務代行について

(1) 概要

当財団に事務所を置く組織は次の 3 団体があり、これらの団体活動に伴う事務も当財団の職員が担当している。

- ・財団法人日本対がん協会岐阜県支部
- ・財団法人結核予防会岐阜県支部
- ・岐阜県温泉協会

この内、財団法人日本対がん協会岐阜県支部の活動及び財団法人結核予防会岐阜県支部の活動は、当財団がその事業目的として行っている活動そのものであり、各岐阜県支部が当財団内に存在することは自然なことと言える。他方、岐阜県温泉協会は、県内で温泉旅館等を営む民間事業者の団体であり、過去の経緯はともかく現在は当財団の活動内容と関わりがなくなっている。

(2) 監査の結果

職務内容の見直しについて (指摘)

財団職員が担当している岐阜県温泉協会の事務については、現在の財団の事業目的とは何ら関連がないことから、公益性の高い当財団としては対外的に誤解を生じさせないためにも、事務の辞退及び事務所の移転について速やかに岐阜県の担当課と協議すべきである。

5. 複十字シール募金特別会計について

(1) 概要

結核予防事業の推進のため、複十字シールによる募金活動を行い、特別会計で収支計算を行っている。過去5年間の主な収支内容は以下の通りである。

(単位：千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
寄付金収入	1,480	1,403	1,620	1,486	1,415
その他収入	0	0	-	0	0
収入合計	1,480	1,403	1,620	1,486	1,416
消耗品費	702	601	235	141	150
広告料	21	21	-	149	127
印刷製本費	25	55	23	99	80
通信運搬費	223	208	203	171	144
事業助成費	400	400	300	300	300
国際協力費	200	200	200	200	200
本部納付金	353	311	243	315	315
その他支出	5	5	7	33	8
一般会計繰入	1,000	-	-	182	-
支出合計	2,931	1,802	1,212	1,593	1,328
収支差額	1,450	398	407	106	88
前期繰越	1,988	537	139	546	439
次期繰越	537	139	546	439	528

(注) 表中0円は千円未満の数字、-(バー)は0円を表わしている。

(2) 監査の結果

一般会計への繰り入れについて(意見)

過去5年間の特別会計収支計算書を閲覧したところ、平成15年度と平成18年度に合計1,182,700円が一般会計へ繰り入れられている。本来、結核予防に必要な経費は全て特別会計で執行すべきであるが、機器等の整備費は他会計への繰出金として処理する旨の結核予防会本部の「会計処理の基準」に準拠したもので、当該支出に問題はなかった。

しかし、他会計への繰出金は、結核予防に賛同して寄附した人の意思に反して他

の目的に支出されるおそれもあることから、より慎重な対応が望まれる。

6. 事業評価について

(1) 概要

当財団の目的は、「財団法人岐阜県健康長寿財団寄附行為」第5条にあるように「岐阜県民の総合的な健康づくりを促進するとともに、生きがいのある長寿社会づくりを促進するために必要な事業を行うことにより、県民の健康及び福祉の向上に寄与すること」にある。

当財団は県や国から補助金や委託料の支払を受けている以上、事業を通じてこれらの目的がどの程度達成できたか報告する義務がある。即ち、県民の健康がどの程度増進したかや、年配者の生きがいをどの程度向上できたかを把握し、報告すべきである。しかしながらこれらの成果は実際には把握が困難であることから、県や国に対しては具体的な活動実績を報告することにより効果の報告に代替している。

当財団の平成19年度の中心的な事業と、その事業内容及び事業効果の報告は以下のとおりである。

	中心的な事業	事業内容	事業効果
健康づくり	健康法実践リーダー友の会育成事業	健康法実践リーダーを核とした健康づくりを推進するため、友の会活動を支援した。 本部友の会及び12地域の地域友の会で構成 会員数 3,645人	地域における健康法実践リーダー友の会の活動を支援することができた。
生きがいづくり	岐阜県健康福祉祭開催事業	スポーツ、レクリエーション文化活動等を通じ、高齢者の健康・生きがいづくりを図るため、第17回岐阜県健康福祉祭を開催した。 スポーツ交流大会・ふれあい交流大会 開催日 平成19年5月23日 場所 岐阜メモリアルセンターほか 種目 スポーツ13種目 ふれあい2種目 参加者数 4,089人 ふれあい文化交流会	参加者が4千人を超えており、高齢者のスポーツ活動、文化活動等が盛んになっている。

		<p>開催日 平成 19 年 6 月 1 日 場所 岐阜市文化センター 競技種目 囲碁、将棋 参加者数 181 人</p>	
生きが いづく り	シルバー大学 講座運営事業	<p>人生 80 年時代の新しいライフ スタイルの確立を目指し、高齢 者に幅広い生涯学習の場を提供 する「岐阜県シルバー大学講座」 を設置した。</p> <p>設置場所（卒業者数） 岐阜校（98 人）大垣校（74 人） 恵那校（75 人）計 247 人</p> <p>講座日数 年間 20 日 カリキュラム内容 入校式、卒業式 一般講座 18 日 36 科目 公開講座</p> <p>開催日 平成 20 年 3 月 6 日 場所 県民文化ホール未来 会館</p> <p>講演 「100 歳まで健康に 生きるために」 映画 「折り梅」 参加者 680 人</p>	平成 5 年度に設置して以来 3,180 人の卒業生を送り出 し、高齢者の新しいライフ スタイルづくりに寄与する とともに、地域のリーダー の養成を図ることができ た。
生活習 慣病予 防	予防事業研究 普及推進事業	<p>生活習慣病予防について、研 究普及を行った。</p> <p>予防事業モデル実施支援事業 の実施</p> <p>生活習慣病予防の取組みに意 欲的な市町村、事業所を対象と して、生活習慣病の予備軍を作 らないことを目標に、生活習慣 改善の動機付けと支援を行いそ の効果の検証を行った。</p> <p>山県市民 12 人 10 回 エーザイ川島工園 24 人 10 回 予防法の普及・啓発</p>	生活習慣病等の予防につい て、モデル実施支援事業の 実施により、動機付けを行 い予防に寄与することがで きた。

		実践指導方法とその効果について、事業報告書等にて広く情報提供に努めた。	
--	--	-------------------------------------	--

(2) 監査の結果

事業成果の把握（意見）

健康法実践リーダー友の会育成事業やシルバー大学講座運営事業では、それらの事業自体がもたらす効果もあるが、むしろそれらによって育成された地域リーダーがどれだけ周辺の県民を巻き込んで地域活動を活発に行うかが、財団の目的の達成度合いを表わすことになると思われる。各地域リーダーが行う活動は財団が直接関与する活動から離れるため、活動状況の多くを財団が把握することは困難であるが、なるべく多くの活動実績を各地域リーダーから情報として拾い上げ、集計することによって、成果が上がっていることを把握するように努めるべきである。

またこれらの情報を公表することにより、横の繋がりを促進することもできると考えられることから、各地域活動の情報交換の中心的存在になるよう努めていくことが望ましい。

7. 財団の方向性について

(1) 概要

財団の収支計算書データから補助金等収入、事業費支出及び管理費支出の金額について、過去5年間の推移を抽出すると以下のとおりであった。

補助金等収入、事業費支出及び管理費支出の推移 (単位：千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
補助金等収入	305,599	284,040	288,957	199,288	111,643
事業費支出 (a)	213,450	202,603	200,180	114,014	44,763
管理費支出 (b)	129,201	100,475	103,568	106,715	78,328
比率(a/b)	1.7	2.0	1.9	1.1	0.6

(注) 補助金等収入の内訳は、そのほとんどが県からの補助金収入及び受託事業収入である。

(2) 監査の結果（指摘）

補助金等収入の推移を見ると5年間で約3分の1と著しい減少が見られ、事業費支出に厳しい制約がかかっていることがわかる。一方管理費支出は固定的な人件費が中

心であり柔軟に減らすことには限界があるため、事業費支出を管理費支出で除した比率(a/b)は平成 19 年度で 0.6 という非常に小さい値になっている。

財団では少しでも管理費の抑制を図るため、役員・職員に係らず多くのポストで職務の兼任を行い、効率的な業務の遂行に努めている。しかし、こうした対策はこれ以上無理であり、さらなる兼任は組織としての体制が維持できないだけでなく、上記の比率を改善するほどの抜本的な対策にはなり得ないと考えられる。

つまり、県の厳しい財政状況を背景として、補助金等収入が極端に絞り込まれる状況の下では、財団が単独で団体をこれ以上維持していくのは困難であると考えられる。県民全ての健康づくり、高齢者の生きがいづくりを柱とした事業そのものの意義を否定するものではないが、行政の効率化のためには、岐阜県は財団への職員派遣、補助事業及び委託事業の廃止を検討し、併せて財団の存廃についても検討すべきである。

8. 健康法実践リーダー友の会活動助成金

(1) 概要

健康法実践リーダー養成講座(平成 11~17 年度)および健康づくり講座(平成 18 年度)の修了者(実践リーダー)相互の交流と、実践リーダーの資質向上を図るとともに、彼らを核とした県民の健康づくり活動を推進することを目的に、彼らの組織である「岐阜県健康法実践リーダー友の会」(本部友の会及び 12 地域の地域友の会で構成)の自主活動に係る経費に対し、助成金を交付するものである。

(2) 監査の結果

助成対象経費について

「岐阜県健康法実践リーダー友の会活動助成金交付要綱」によると、助成対象事業は第 2 条にて以下のように定められている。

『第 2 条助成金の対象となる事業は、友の会が目的を達成するために行う、次の各号に掲げるいずれかの事業に該当するものとする。

- 一 会員の資質の向上のために実施する事業に要する経費
- 二 県民の健康づくりの普及啓発に関する事業に要する経費
- 三 会員の活動条件の改善及び向上に関する事業に要する経費
- 四 南飛騨国際健康保養地の PR 及びその活用に関する事業に要する経費
- 五 その他友の会の目的を達成するために必要と認める事業に関する経費』

このように、「~事業に要する経費」といった対象事業を定めるのみで、具体的な対象経費(あるいは対象外経費)を定めていないため、以下(ア)(ウ)のように、本来の助成の趣旨から認められない性質の経費(レクリエーション関連経費、料理の食材等)が事業実績書に含まれた事例が散見された。また、(イ)のように、事業の非効率な実施(大量の往復はがきによる総会等の出欠確認)に伴う経費が含まれる事例も見受けられた。

(ア) 会員が自己負担していたレクリエーション関連経費(指摘)

西濃地域友の会の事業実績書及び決算書によると、第2回研修会(川島薬記念館)において水族館見学を行っており、バス代や水族館入場料(計162,355円)が所要経費に記載されている。(下表参照)

<西濃地域友の会 平成19年度 事業実績>

(単位:円)

事業実績	実施日	所要経費内訳	備考
第2回研修会	H19.8.29	バス代 113,075	会員一部自己負担 (自己負担額:66,000円) 会員全額自己負担
		水族館入場料 49,280	
(小計)		162,355	
通信費		117,200	往復はがき1,140枚ほか
その他		170,326	
合計		449,881	
補助金額		357,000	交付決定額
差引		92,881	

しかし、当該水族館見学は、川島薬記念館に付随して行われたもので、健康づくり活動に直接結びつかないレクリエーションと考えられる。また、入場料全額(49,280円)及びバス代のうち会員自己負担分(66,000円)は、実際には参加した会員に負担させており、団体としての経費負担は生じていない。よって、これらの合計115,280円は、そもそも助成対象経費に含められないものと考えられる。その結果、当該地域友の会への補助金額357,000円は支出決算額449,881円を92,881円下回っているものの上記バス代・入場料のうち115,280円が助成対象外金額であるため、差引額22,399円は過大申請であったといえる。

従って、実績報告書の明らかな記載誤りであり、財団担当者において実質的なチェックが働いていなかったものと考えられる。実績報告書のチェックにあたっては、対象外経費に該当するものが含まれていないか否か、また自己負担等の収入による団体の経費負担の減少が生じていないか否かについて十分留意すべきである。

(イ) 大量の往復はがきによる総会等の出欠確認(指摘)

同じく西濃地域友の会において、通信費に往復はがき代114,000円が含まれているが、これは同地域友の会の総会と全体研修の出欠確認のために会員全員に対し通知したものであった(100円/枚×1,140枚=114,000円)。担当者によると、他にも郡上・飛騨・下呂の3地域で往復はがきによる周知を行っていた。

しかし、西濃地域を例にとれば、実際の総会等の参加人数は下表のとおりであり、

参加率は例年低水準であること、また支出の約8割が当該通信費という状況となっていることから、この実施方法は非効率であるといえる。

そもそも、出欠確認を行う趣旨は適切な規模の会場の確保にあると考えられるが、過年度実績から見込まれる参加人数を元に会場を準備する等の対応でも特段の問題はないものと考えられる。事前に行われる研修の際における案内配布や、役員による案内配布、会員間の連絡網等による周知など、より効率的な方法を採用すべきである。

<平成19年度 総会等の往復はがき通知人数・実際の参加人数・支出額>

(西濃地域友の会)

(単位：円)

用途	通知人数	参加人数	参加率	通信費	その他
総会案内	569名	156名	27.4%	56,900	15,655
全体研修案内	571名	145名	25.4%	57,100	13,920
合計	1,140名	301名	26.4%	114,000	29,575

(ウ) 会員が試食する料理の食材等(意見)

加茂地域友の会の事業実績書及び決算書によると、ブロック研修会において薬膳料理の実習を行っており、当該実習に使用した食材等の材料費が所要経費に記載されている。(下表参照)

しかし、実習における料理は会員が試食するものであり、会員が直接受益する性質の経費であるから、会員自身がその経費を負担するのが適切なものであり、少なくとも助成対象経費には含まれないものと考えられる。よって、これが助成対象外であるよう要綱上明記することが望ましい。

<加茂地域友の会 平成19年度 事業実績>

(単位：円)

事業実績	実施日	所要経費内訳	備考
ブロック研修会	H20.1.28	薬膳料理 30,000	食材 うち食材 17,732円
	H19.9.7	薬膳料理 18,207	
	H19.9.25	足ツボ健康法 36,175	
(小計)		84,382	
その他		272,654	
合計		357,036	
補助金額		357,000	交付決定額
差引		36	

以上の結果を踏まえると、当該助成金交付要綱について、具体的な助成対象経費

や対象外経費を明文化すべきである。特に、助成対象事業に直接関連しないレクリエーション関連経費や料理の食材も含めた飲食関連費といった対象外経費について、具体例を交え記載することが実務的には有用であると考えられる。

また、会員間の通信費についても、効率的な方法を指導し、その場合に限り対象経費と認めるようにすべきである。

さらに、当該事業実績書や関連証憑をチェックする当財団担当者の側でも、これらの点に留意して厳正にチェックすべきである。

財団職員の従事にかかるコストについて（指摘）

当財団の事務分掌表上、当該助成制度に関連する事務分掌は以下のように規定されている。

職名	事務内容
健康推進課長 (県派遣職員)	健康法実践リーダー友の会の育成に関すること(主) 友の会の助成に関すること 地域友の会の助言指導に関すること
技術課長補佐 (県派遣職員)	健康法実践リーダー友の会の育成に関すること(副) 友の会の助成に関すること

友の会の育成に関して実際の活動状況を担当者に質問したところ、各地域友の会で行われる総会(平成19年度実績合計12回)、役員会(同96回)、研修会(同76回)の全てについて、指導・育成のため上記2名を中心に財団職員が最低1名は現場に立会っていた。自主団体の活動に対する関与のあり方としては、過剰なものといわざるを得ない。財団職員の当該事業従事日数の合計は延べ337日であり、概算では最大で県派遣職員1.4人分の人件費が費やされているものと考えられる。

18年度から本格的に団体活動を開始していることから、友の会という組織は自立した団体としてはまだまだ過渡期にあることは考慮すべきではある。しかし、このままの事業継続は、地域で自主的に健康づくりの活動を実践するリーダーを養成して活動を各地域で広げてもらうという当初の事業目的に適っていない。

従って、友の会の持続的な自立を促進するためにも、中期的な事業計画を策定し、友の会の自立に必要な指導と並行して財団職員の関与を減らしていくべきである。そのうえで友の会の活動が後退するようであれば、その段階で当該助成金の見直しを検討すべきである。

9. 青年期における肥満者減少調査研究事業助成金

(1) 概要

岐阜大学保健管理センターのA教授が行う「青年期における肥満者減少の調査研究事業」について、当財団が肥満予防に有益なものとして認め、一定額(350千円)の助成

金を交付するものである。同事業の目的は、生活習慣が大きく変わる可能性の高い大学生を対象にした実態調査により、生活習慣病に発展する可能性の高い肥満者の減少のための有効な方策の研究と実践を行い、健康指導のモデルを形成することにある。（平成 17～19 年度の三ヵ年で助成は終了。）

交付要綱上、助成対象事業は当該事業であることが明示されているのみであるが、収支予算書及び決算書上採血検査に係る費用（2,500 円×140 人=350,000 円）に充当されている。なお、当該事業は岐阜大学において科学研究費補助金の対象事業ともなっている。

（ 2 ） 監査の結果

実績報告書の関連証憑のチェックについて（指摘）

収支決算書を含む実績報告書は申請者から入手しているが、これに記載されている対象経費（350,000 円；積算は（ 1 ）に記載の明細より変化なし）について、担当者は関連証憑をチェックしていなかった。定額助成であっても、それを上回る経費が助成対象として適正に支出されていたことを確かめるため、関連証憑のチェックを行う必要がある。

10．結核予防普及啓発活動助成金

（ 1 ） 概要

財団法人岐阜県地域女性団体協議会に対し、同協議会の岐阜県結核予防婦人部連合会における結核予防事業に係る経費を一定額（300 千円）助成するものである。

交付要綱上、交付対象経費として 普及啓発経費、財団法人結核予防会の大会参加経費、複十字シール募金事業経費、結核予防に係る関係団体への負担金が明示されている。

（ 2 ） 監査の結果

実績報告書の関連証憑のチェックについて（指摘）

収支決算書を含む実績報告書は申請者から入手しているが、これに記載されている対象経費（300,000 円；総額は申請時と同額）について、担当者は関連証憑をチェックしていなかった。上記 9．と同様に、定額助成であっても、それを上回る経費が助成対象として適正に支出されていたことを確かめるため、関連証憑のチェックを行う必要がある。

11．県補助金収入（公衆衛生向上対策事業費補助金収入（事業費分））

（ 1 ） 概要

県は、「公衆衛生向上対策事業費補助金交付要綱」を定めており、その中で諸団体が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付している。同要綱におい

て、当財団に係る補助対象事業及び対象経費は以下のように定められている。

補助対象事業	補助対象経費
財団法人岐阜県健康長寿財団運営事業	各団体の長が公衆衛生の向上及び増進並びに生活環境の改善に寄与するために実施する事業に必要な報酬、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費等、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医療材料費）、役務費（通信運搬費、保管料、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金、公課費、助成金

(2) 監査の結果

県補助金の精算方法について（指摘）

平成 19 年度における当該補助金収入と関連支出の実績は下表のとおりであった。

<平成 19 年度 公衆衛生向上対策事業費補助金収支決算書（事業費分）（抄）>

（収入）

（単位：円）

区分	予算	決算	差引
補助金収入	15,480,000	13,897,600	1,582,400
特定預金取崩収入	1,800,000	48,450	1,751,550
繰越金	0	1,429,269	1,429,269
合計	17,280,000	15,375,319	1,904,681

（支出）

（単位：円）

事業名	予算	決算	差引
情報収集・提供・普及啓発事業	8,603,000	8,196,362	406,638
岐阜県独自の健康づくり事業	7,079,000	5,964,577	1,114,423
予防事業研究普及推進事業	1,598,000	1,214,380	383,620
合計	17,280,000	15,375,319	1,904,681

事業費の総支出決算額が予算額より 1,904 千円減少したにもかかわらず、補助金収入の対予算比減少額は 1,582 千円とこれを下回っている。その原因は、補助金以外の充当財源（予算：特定預金取崩収入 / 決算：同左及び前期繰越金の取崩し）を予算額より減少させているためである。

補助金を交付する県所管課は、財団の事業の効率的執行等による対象経費の減少はすべて補助金の精算において反映させることが必要であると考えられる。上記の精算方法ではその反映が不完全であり、反面、財団内留保金額が増加していることとなり、

不適切な精算方法が採られたと判断せざるを得ない。

従って、県所管課は、補助金以外の充当財源については、少なくとも予算額と同額を確保し、補助金減少金額は対象事業費の減少金額と同額またはそれ以上になるようにすべきである。

12. 収支計算書の表示

(1) 監査の結果

人件費の表示区分について（指摘）

一部の日日雇用の職員を除き、主要人件費（役員3名、プロパー職員3名、県OB職員1名、県派遣職員9名、非常勤専門職1名、日日雇用1名）が「管理費」に計上されている。

しかし、実際には各事業費に計上されている事業に関与する職員が多数おり、これらの職員は「事業費」で計上されている各事業に主に従事している。他方、施設管理を除いていわゆる管理業務を行うのは、役員3名及び経営管理課のうち3名のみである。

事業費に従事人件費が含まれないと、以下のような問題が生じると考えられる。

(ア) 事業費が本来その事業実施に必要となるコストよりも少なく表示されるため、県補助金以外でその充当財源となる収入（参加者負担金、民間等からの助成金、受託収入など）との見合いで「コストに見合った収入が得られている」あるいは「県補助金のかからない事業である」といった誤った評価が導かれてしまう

(イ) 上記の問題に関連して、参加者負担料や施設使用料の単価の妥当性の検討の元となる基礎データが歪められ、受益者負担の考え方に則した適切な料金設定が困難となる

(ウ) 管理費が相対的に多く表示されるため、総支出額に対する管理費の割合が高くなり、実態以上に管理業務に無駄が多いという評価がなされてしまう

従って、各事業費に主に従事する課の人件費を合理的な方法で管理費から区分し、各事業費に計上することが、上記のような問題点を克服し、事業の実施・継続に係る意思決定や料金改定を適切に行う上で必要である。

13. 委託料について

(1) 概要

委託料の主な内訳ごとの過去5年間の推移は以下の通りである。

(単位：千円)

事業名 / 年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
ラジオ番組放送事業 1	7,140	7,020	6,652	6,652	6,652
シニアリーダー地域貢献セミナー開催事業	1,495	1,060	692	644	427
いきいき福祉フェア開催事業	3,366	3,636	3,726	2,864	-
健康美容産業連携育成総合展示会事業	9,826	10,172	7,058	5,033	-
いきいき福祉フェア開催事業	7,246	6,691	6,706	5,251	-
岐阜県健康福祉祭開催事業	1,386	1,715	1,618	1,318	1,344
健康法実践リーダー事業 2	47,135	29,554	35,545	-	-
競輪選手健康診断事業	962	928	799	750	715
その他	14,193	19,142	18,257	18,773	1,369
合計	92,749	79,918	81,053	41,285	10,507

- 1 平成 19 年度から健康情報発信機能強化事業へ名称変更
- 2 平成 18 年度から健康法実践リーダー友の会への助成へ事業方法を変更

上記の推移の通り、委託料は年々減少し、平成 19 年度においては平成 15 年度の 11% 程度にまで減少している。

平成 19 年度の委託料全体の中で約 63% を占めるラジオ番組放送事業(1)は、健康、生きがいづくりに関する情報を提供する健康運動の普及啓発活動の一環として、平成 7 年度から放送されている週一回 15 分(平成 19 年度から 20 分)の番組放送全般の委託に係るものである。

(2) 監査の結果

ラジオ番組放送事業について(指摘)

ラジオ番組放送事業については、岐阜県内のラジオ放送事業者が限られているため、結果的に平成 7 年度から連続して(株)A 放送が随意契約により受託しているが、契約金額は年々交渉により減少しており、競争がない状況であっても相当程度低い水準に抑えられていると考えられる。

但し、放送事業そのものの必要性を考えた場合、必ず当事業を継続する必要があるのかは疑問である。このような事業は成果の測定が難しく、実際にも番組へのハガキ投稿数ぐらいしか情報収集されていない。一方で、当事業の目的である「健康運動の普及啓発を図る」ための手段はHPの充実など、経済的な方法が他にもあるはずである。従って、委託費予算の削減が図られているなか、今後もラジオ放送事業を継続するか否かを再検討し、継続する場合はその放送による効果を何らかの方法により測定し、目的を達成する上で当事業が他の方法よりも優れていることを明確に示す必要がある。

岐阜県健康福祉祭開催事業について（指摘）

県福祉祭においては、スポーツ・娯楽に関する種々のイベントが開催されているが、これらのイベントに係る各スポーツ団体等への運営費用の支払いについて、将棋・囲碁大会のみ委託費勘定が使用され、その他のイベントに関しては負担金勘定が使用されている。本来は委託費勘定が適切であり、その他のイベントについても委託費勘定を使用すべきである。

14. 固定資産、物品について

(1) 概要

【財団法人岐阜県健康長寿財団会計処理規程】（一部抜粋）

第7章 固定資産

（固定資産の範囲）

第59条 この規程において「固定資産」とは、次の各号をいい、基本財産とその他の固定資産に区分するものとする。

（省略）

（3）その他の固定資産

イ 車両運搬具 ロ 什器備品 ハ 電話加入権 ニ ソフトウェア ホ 敷金・保証金 ヘ 投資有価証券（長期所有を目的とする県債、公社債等をいう。）

2 その他の固定資産に掲記した有形固定資産は、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の使用目的の資産をいう。

（購入）

第61条 出納役は、固定資産を購入しようとするときは、第36条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

（1）購入しようとする固定資産の名称、種類、数量等

（省略）

2 前項の書類には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添付しなければならない。

（固定資産の管理）

第66条 経理責任者は、職員のうちから固定資産及び次章の物品（以下「固定資産等」という。）の管理者を指名するものとする。

2 前項の固定資産等の管理者は、固定資産台帳に取得、移動、保全状況等について所要の記録をして管理しなければならない。

（売却等）

第69条 固定資産等の管理者は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務決裁規程の定めると

ころにより決裁を受けなければならない。

(1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称、種類、数量等
(省略)

2 前項の固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達していない場合に限るものとする。

(売却等に関する報告)

第70条 固定資産等の管理者は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄したときは、速やかに当該売却、撤去又は廃棄に関する報告書を作成して、理事長に報告しなければならない。

(現物との照合)

第72条 固定資産等の管理者は、固定資産を常に良好な状態で管理し、少なくとも毎会計年度1回以上固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合にはその旨を経理責任者に報告し、その指示を受けて帳簿の整備等を行うものとする。

第8章 物品

(物品の範囲)

第73条 この規程において「物品」とは、有形固定資産以外のもので、次の各号のものをいう。

- (1) 消耗品 事務用消耗品、事務用消耗品等で、消耗什器備品以外のもの
- (2) 消耗什器備品 耐用年数1年以上の物で、かつ、その取得価額が2万円以上10万円未満のもの

(物品の購入)

第74条 物品を購入しようとするときは、第36条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 購入しようとする物品の名称、種類、数量等
(省略)

(検査)

第75条 会計規則第122条の規定は、物品を購入する場合に準用する。

(物品の管理)

第76条 物品は、常に良好な状態で管理されなければならない。

2 固定資産等の管理者は、原則として、消耗什器備品台帳及び物品受払台帳を設けて、所要の記録を行い、その所在の状況及び残高を明らかにしておかなければならない。

(備品票の貼付)

第77条 固定資産等の管理者は、第59条第1項3号口の什器備品及び消耗什器備品に、品名、番号及び財団名を記載した備品票を貼付しなければならない。

(不用品の処分)

第 78 条 固定資産等の管理者は、不用となり、又は使用に耐えなくなった物品を不用品として整理し、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けて、これを売却することができる。ただし、買受人がいない場合、売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合その他売却することが適当でないと認められる場合には、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けて、これを廃棄することができる。

(現物との照合)

第 79 条 固定資産等の管理者は、少なくとも毎会計年度 1 回以上消耗什器備品台帳と現物と照合しなければならない。この場合において、差異があるときは第 72 条の規定を準用する。

(2) 監査の結果

証憑書類の日付の記載漏れについて(指摘)

見積書、納品書及び請求書の各証憑書類に日付の記載がないものが散見された(ex. 平成 19 年 3 月 30 日検査のオートスパイロメーターに係る納品書)。日付が無いものについては、財団の收受印が押されていたが、見積時点、検査時点及び請求時点を外部証憑により明らかにするために、必ず業者に対し日付の記載を求めるべきである。

固定資産台帳について(指摘)

固定資産台帳は、表計算ソフト「三四郎」により作成されているが、一部必要な箇所に適切な算式が入れていないため償却計算結果が誤っており、出力した台帳を手書きで修正している。これでは、表計算ソフトを利用している意味が失われるため、早急に台帳のメンテナンスをする必要がある。

貸出資産について(指摘)

当財団が所有する「音畳システム一式」については、下呂市に対し使用貸借契約に基づき平成 18 年 4 月から貸出しており、契約更新に伴い下呂市が 2 年間独占使用する結果となっている(現在も貸出中であり契約終了時点は明確に決まっていない)。これは、当財団が県から委託を受け南飛騨事務所にて運営していた健康増進機器利用・体験等を推進する南飛騨交流センター事業が平成 17 年度末で廃止されたことに伴い、岐阜県から健康増進機器一式が下呂市に貸出された際、その一部である「音畳システム一式」が当財団所有のままであったことが判明し、当財団と下呂市の間で使用貸借契約が締結されたものである。このような経緯からすると、「音畳システム一式」は、本来の使用目的を失った時点で岐阜県に返還し他の健康機器と一括して岐阜県が所有・管理するのが妥当であり、財団としては、速やかに岐阜県への返還手続及び下呂市との使用貸借契約の解除について協議を行なうべきである。

【財団法人 岐阜県産業経済振興センター】

．団体の概要

1．団体名

財団法人 岐阜県産業経済振興センター

2．所管課

岐阜県 産業労働観光部 産業政策課

3．設立年月日

平成 12 年 4 月 1 日

4．沿革

昭和 4 5 年 4 月	財団法人岐阜県中小企業設備貸与公社設立
昭和 4 7 年 4 月	財団法人岐阜県下請企業振興協会設立
昭和 4 9 年 4 月	財団法人岐阜県シンクタンク設立
昭和 5 2 年 4 月	財団法人岐阜県中小企業設備貸与公社と財団法人岐阜県下請企業振興協会を統合し、財団法人岐阜県中小企業振興公社に改組
平成 6 年 1 月	振興公社、シンクタンク共に、「県民ふれあい会館」に事務局を移転
平成 7 年 4 月	財団法人岐阜県シンクタンクの名称を財団法人岐阜県産業経済研究センターに変更
平成 1 2 年 4 月	財団法人岐阜県中小企業振興公社と財団法人岐阜県産業経済研究センターを統合し、財団法人岐阜県産業経済振興センターとして発足
平成 2 0 年 4 月	モノづくりセンター部門を新設するとともに、財団法人岐阜県産業デザインセンターを統合してデザインセンター部門を設置

5．設立目的

岐阜県の産業経済に関する調査及び研究を実施するとともに、中小企業に必要な情報事業を総合的に行い、創業及び経営基盤の強化、経営の合理化・安定化、新産業の育成その他中小企業の経営環境を改善するための事業の推進を図り、もって岐阜県の産業経済の健全な発展に寄与する。

6．業務内容

(1) 寄附行為に定める事業内容

産業経済に関する調査及び研究の実施

中小企業に対する情報の収集及び提供並びに中小企業の情報化の促進及び支援

中小企業の創業及び経営基盤の強化の促進並びに経営の合理化・安定化の促進に関する事業

新産業の育成に関する事業

中小商業の活性化に関する事業、中小企業の振興に関する事業その他地域経済の活性化に関する事業

求職者（若者・中高年齢者）の人材育成、就職支援に関する事業

特定鉱害復旧に関する事業

産業の振興、地域振興等のためのイベントの実施並びに支援に関する事業

デザインを軸とする地場産業企業の新商品開発及び販売促進並びに企業内人材の育成に関する事業

アクティブG「TAKUMI 工房」の企画運営による地場産業製品やデザイン情報の発信に関する事業

その他この法人の目的達成に必要な事業

（２）具体的な実施事業

情報支援事業

調査研究事業

広報事業

人材育成事業

情報化基盤整備事業

ライブラリー運営事業

石油商業環境整備支援事業

産業振興事業

地域資源活用促進事業

高専等活用中小企業人材育成事業

工業高校実践教育導入事業

人材養成等支援事業

中小商業活用化事業

特定鉱害復旧事業

ひだ・みのじまん振興事業

地域活性化ファンド事業

戦略的基盤技術高度化支援事業

地域中小企業知的財産戦略支援事業

エンタープライズ岐阜事業

地域新生コンソーシアム研究開発事業

企業支援事業

総合相談ネットワークプロデューサー等設置事業

事業可能性評価委員会運営事業

支援体制整備事業

専門家派遣事業

地域資源活用プログラムサブマネージャー設置事業

受発注情報等収集提供事業

商談会等開催事業

事業推進諸費

川上・川下ネットワーク構築事業（中小企業基盤整備機構委託事業）

脱下請人材育成事業

海外取引支援事業

海外取引促進事業

海外ビジネス人材育成塾事業

海外展示会参加支援事業

人材チャレンジセンター事業

人材チャレンジセンター事業

若年者地域連携事業

若者と中小企業とのネットワーク構築事業

経営管理事業

経済改革フォーラム事業

岐阜経済交流センター上海事務所運営事業

賛助会員支援事業

設備導入事業（特別会計）

導入事業

指導管理事業

ベンチャー企業等支援事業（特別会計）

地域ベンチャーキャピタル支援事業

ベンチャーキャピタル投資事業

ベンチャー企業支援事業

7. 組織体制

(1) 人員

平成 20 年 3 月 31 日現在

区分	現員数	県派遣	県OB	その他
常勤役員	3	2	-	1
正規職員	35	20	-	15
計	38	22		16

8. 事業状況

(1) 一般会計収支計算書

(単位：千円)

科目 / 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
基本財産運用収入	120	120	120	120	120
基金運用収入	25,393	25,328	23,504	64,816	102,218
会費収入	5,530	5,520	5,790	6,000	5,940
事業収入	6,322	2,484	161	1	4
補助金等収入					
国補助金収入	-	-	-	-	14,320
県補助金収入	329,780	318,948	286,110	335,113	258,545
国受託収入	2,470	388,932	381,470	589,757	366,069
県受託収入	26,496	17,747	8,034	-	-
その他受託収入	9,352	534	522	164	4,295
補助金等収入合計	368,100	726,163	676,137	925,035	643,230
負担金収入	18,242	15,842	13,638	17,561	15,324
寄附金収入	0	-	-	2,848,340	620
その他収入	15,678	11,656	7,831	21,197	14,206
事業活動収入計	439,389	787,116	727,183	3,883,074	781,665
2. 事業活動支出					
事業費支出					
産業経済研究事業費	26,002	26,646	-	-	-
調査研究事業費	-	-	17,330	20,443	-
産業情報化事業費	13,230	15,121	-	-	-
情報支援事業費支出	-	-	-	-	35,669
中小企業支援事業費	143,199	123,189	-	-	-
企業立地支援活動事	15,067	11,717	10,046	12,002	-

業費					
海外取引支援事業費	12,243	16,274	13,045	11,069	7,960
受託事業費	37,896	410,159	-	-	-
産業振興事業費支出	-	-	60,868	349,279	364,641
企業支援事業費支出	-	-	80,309	80,645	81,532
人材チャレンジセン ター事業費支出	-	-	378,660	355,146	88,183
その他	20,464	31,386	13,459	12,010	9,509
事業費支出合計	268,105	634,495	573,721	840,597	587,497
管理費支出					
人件費	106,358	107,888	120,759	128,430	84,024
事務費	28,393	30,687	27,097	36,292	38,991
その他	57	108	71	104	59
管理費支出合計	134,809	138,684	147,928	164,827	123,075
その他	-	-	822	81	14
事業活動支出計	402,916	773,179	722,471	1,005,507	710,587
事業活動収支差額	36,472	13,936	4,711	2,877,566	71,077

(注)平成19年度より各事業費支出に、それに要した管理費支出の額を配分して表示している。

科目 / 年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
特定預金取崩収入	3,458	803,734	1,017,762	1,223,658	1,447,661
固定資産売却収入	-	-	-	-	-
投資活動収入計	3,458	803,734	1,017,762	1,223,658	1,447,661
2. 投資活動支出					
特定預金支出	11,201	31,977	11,293	2,872,095	5,020,045
固定資産取得支出	2,540	900	2,978	1,064	1,474
その他	-	12	49	68	-
投資活動支出計	13,741	32,891	14,321	2,873,227	5,021,519
投資活動収支差額	10,283	770,842	1,003,440	1,649,569	3,573,857
財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					

借入金収入	-	-	-	-	4,010,000
財務活動収入計	-	-	-	-	4,010,000
2. 財務活動支出					
借入金返済支出	-	800,000	1,000,000	1,200,000	450,000
基金運用益返納支出	13,768	2,323	-	19,139	650
財務活動支出計	13,768	802,323	1,000,000	1,219,139	450,650
財務活動収支差額	13,768	802,323	1,000,000	1,219,139	3,559,349
当期収支差額	12,421	17,544	8,152	8,857	56,568
前期繰越収支差額	25,362	37,784	20,239	28,392	37,250
次期繰越収支差額	37,784	20,239	28,392	37,250	93,818

(2) 一般会計貸借対照表(要約)

(単位:千円)

科目/年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
資産の部					
1. 流動資産	108,198	368,676	121,673	496,335	501,471
2. 固定資産	4,974,203	4,195,957	3,187,361	4,832,216	8,405,619
資産合計	5,082,402	4,564,633	3,309,035	5,328,551	8,907,090
負債の部					
1. 流動負債	70,105	348,134	93,150	469,050	419,778
2. 固定負債	4,638,275	3,839,876	2,845,658	1,138,490	4,712,198
負債合計	4,708,380	4,188,010	2,938,808	1,607,540	5,131,977
正味財産の部					
1. 指定正味財産	8,000	8,000	8,000	3,649,598	3,650,975
2. 一般正味財産*	366,022	368,622	362,227	71,412	124,137
正味財産合計	374,022	376,622	370,227	3,721,010	3,775,113
負債及び正味財産合計	5,082,402	4,564,633	3,309,035	5,328,551	8,907,090

．外部監査の結果

1．理事会について

(1) 概要

直近の理事会の出席状況は以下の通りであった。

		人数	出席者	欠席者の 代理出席	欠席者の 書面表決
第14回(平成20年3月) 次年度の事業計画及び予 算案の承認	理事	21 (3)	10	5	6
	監事	2	2	-	-
	合計	23	12	5	6
第4回(平成20年6月) 平成19年度決算の承認	理事	32 (5)	17	7	8
	監事	2	1	-	-
	合計	34	18	7	8

(注)平成19年度に係る理事会のうち、上記以外は書面決議のため掲載を省略している。
理事の人数欄の()は常勤理事の人数(内数)である。

(2) 監査の結果

非常勤理事の出席状況について(指摘)

非常勤理事の出席率が低く、毎回欠席している非常勤理事が目立つ。このため第14回理事会では書面提出者または代理出席者を加えてはじめて定足数を満たしている。第4回理事会でも定足数17人を辛うじて出席理事で満たしているに過ぎない。理事会は財団の最高意思決定機関であり、出席理事による様々な見地からの意見交換がなされることが重要である。このため理事には精力的に出席を求めていくべきである。反対に毎回出席できないことが概ねわかっている理事については、召集手続の手間や書面の回収手続が必要になり、また定足数のハードルが上がるなど円滑な理事会運営が妨げられる弊害があるので、真に財団のことを検討できる理事だけに人数を絞るべきであり、今後の公益法人の認定のなかで理事の人数を検討すべきである。

2．地域ベンチャーキャピタル支援事業について

(1) 概要

本事業の目的は、財団法人岐阜県産業経済振興センターが、県内未公開企業に投資することを目的として設立される組合に出資することにより、県内企業に対する投資を拡充し、県産業の活性化、新産業の創出、育成及び雇用の確保、創出を図る。』というものであり、地域経済の活性化を図ることを主目的として岐阜県が創設し、当財団が実施機関となっているものである。

この目的に従い同センターは平成 8 年に岐阜県から 28 億円を借入れ、県内に事業所を有し株式公開を目指す企業を対象として、設立した投資事業組合（第 1 ファンド 6 組合）に同額の出資を行った。また第 1 ファンドから回収した資金の一部を用いて平成 16 年に設立した投資事業有限責任組合（第 2 ファンド 4 組合）に 3 億 8 千万円の出資を行った。その後、平成 19 年度まで新たな出資は行っていない。

なお、岐阜県からの借入金の返済期限は、平成 29 年 3 月 31 日となっており、第 2 ファンドが終了した時点（平成 26 年 12 月で組合期間が終了、その後 2 年以内に清算）で、償還できない場合は「岐阜県地域ベンチャーキャピタル支援事業実施要領」第 24 条に基づき償還免除の申請を行うこととなる。

各ファンドの投資実績及び損益状況ならびに平成 20 年 9 月末時点における財政状態は以下のとおりである。

投資事業組合の投資実績

第 1 ファンド（平成 8 年度設立）…投資企業数 45 社、2,863,954 千円

うち、株式公開 4 社、倒産・回収不能 10 社

第 2 ファンド（平成 16 年度設立）…投資企業数 14 社、377,000 千円

うち、株式公開 1 社、倒産・回収不能 1 社

ファンドの損益状況

第 1 ファンド（平成 20 年 8 月 7 日現在）

投資事業組合	センター出資額	損益累計額	損失割合
A	500,000 千円	27,816 千円	5.6%
B	500,000 千円	123,240 千円	24.6%
C	500,000 千円	122,142 千円	24.4%
D	300,000 千円	146,474 千円	48.8%
E	300,000 千円	44,614 千円	14.9%
F	700,000 千円	266,876 千円	38.1%
合計	2,800,000 千円	731,165 千円	26.1%

（注）投資事業組合 F は平成 17 年 10 月 31 日をもって解散したため、その時点での最終決算額である。投資事業組合 A～E は平成 20 年 8 月 7 日をもって解散したため、その時点での最終決算額である。

第 2 ファンド（平成 19 年 12 月 31 日現在）

投資事業組合	センター出資額	損益累計額	損失割合
G	100,000 千円	10,550 千円	10.6%
H	100,000 千円	13,429 千円	13.4%
I	100,000 千円	12,059 千円	12.1%
J	80,000 千円	15,234 千円	19.0%
合計	380,000 千円	51,274 千円	13.5%

出資約束金額は 100,000 千円

平成 20 年 9 月末時点における財政状態

(単位：千円)

	資金調達の状況	資金運用の状況		
	借入金	第 1 ファンド	第 2 ファンド	預金
内訳	借入 2,800,000	出資 2,800,000		
	返済 1,586,826	回収 1,995,358	出資 380,000	預入 28,531
				運用益 6,463
			回収 5,690	預入 5,690
		回収 73,476		預入 73,476
	損失 731,165	損失 51,274		
残高	1,213,173	-	実質価額 328,725	114,161
		実質残高合計 437,197 (不足額 775,976)		

(注 1) 第 1 ファンドの組合清算期間(平成 20 年 8 月 7 日)が経過し、最終決算額は 731,165 千円の損失であった。これに伴う最終の回収額 73,476 千円、預入額 73,476 千円及び預金残高 114,161 千円中には投資事業組合からの入金予定額 10,025 千円を含んでいる。

(注 2) 第 2 ファンドの実質価額 328,725 千円は平成 19 年 12 月 31 日時点の各投資事業組合の貸借対照表から計算した持分相当額であり、借入金残高及び預金残高(注 1 参照)は平成 20 年 9 月 30 日現在の数値である。

(2) 監査の結果

損失処理について(指摘)

概要に記載したように、岐阜県からの借入金残高は平成 19 年度末時点で 1,213,173 千円であるが、センターが第 2 ファンドの清算を終了し、平成 29 年 3 月までに完済できない場合には、返済不足額は「岐阜県地域ベンチャーキャピタル支援事業実施要領」に基づき償還の免除を受けることになる。つまり償還免除に至った場合には県民の税金によって投入した投資原資の一部が返還されないことになる。

償還免除の可能性については将来のことであり断定はできないが、平成 20 年 9 月末時点で 8 億円近い資金不足となっていることと、現在の出資金額は第 2 ファンドの 380,000 千円だけであることから判断して、センターが全額を返済することは難しいと考えるのが合理的である。

岐阜県は、財団への貸付金が回収されない可能性があることを、包括外部監査人の監査結果報告書のみならず、様々な方法により開示することによって、県民に対する説明責任を十分に果たしていく必要がある。

3. 設備導入事業

(1) 概要

県内に工場または事業所を有する個人または会社で、設備の導入資金を銀行その他一般の金融機関から融通を受けることが困難で、かつ、貸付金の償還及び賦払割賦料、リース料の支払の見込が将来性等からみて確実に認められる小規模企業者等に対して援助し経営基盤強化の支援を行った。

計画及び実績

(単位：千円)

区 分	計 画 (A)	申 請		決 定		決定比率 (B/A) %	
		企業数	金額	企業数	金額 (B)		
設備資金貸付事業	300,000	17	303,060	16	287,130	95.7	
小 計	300,000	17	303,060	16	287,130	95.7	
設 備 貸 与事業	割賦	500,000	15	135,134	13	115,260	23.1
	リース	500,000	21	254,388	21	253,220	50.6
小 計	1,000,000	36	389,522	34	368,480	36.8	
合 計	1,300,000	53	692,582	50	655,610	50.4	

貸倒引当金繰入率

債権分類	貸倒引当金繰入率
	2 %
	20 %
	70 %
	100 %

(注) 1. 貸倒引当金繰入率は、財団法人全国中小企業設備貸与機関協会（現、財団法人全国中小企業取引振興協会）が発行した、「設備導入資金債権管理規程集」（平成16年3月）に基づき設定している。

2. 「財団法人岐阜県産業経済振興センター設備導入資金債権管理規程」第5条には、以下のように債権分類が定義されている。

- (1) 第 分類とは、第 分類、第 分類及び第 分類に分類されない債権で、回収の危険性又は価値の毀損の危険性について問題のない債権をいう。
- (2) 第 分類とは、債権確保上の諸条件が満足に満たされないため、あるいは信用上疑義が存する等の理由により、その回収について債権の全額回収が見込まれるものの、通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権をいう。
- (3) 第 分類とは、全額回収又は価値について重大な懸念が存在し損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な債権をいう。

(4) 第 分類とは、回収不可能又は無価値と判定される債権をいう。

(2) 監査の結果

決算書の入手（指摘）

債権管理上は設備資金貸付先及び設備貸与先から毎期決算書を入手するのが原則である。また債権区分の評価如何により貸倒引当金の設定金額が変わるため、適正な債権評価を行う必要がある。しかし、決算書を入手していないため債務者の財務内容が把握できず、その内容によっては債権区分が変わるかも知れない設備貸与先が3件あった。確実に決算書を入手するように努める必要がある。

債務者の形式区分の基準（指摘）

センターは債権管理のルールとして全国的な標準である「設備導入資金債権管理規程集」（平成16年3月 財団法人全国中小企業設備貸与機関協会、現財団法人全国中小企業取引振興協会）以下、「管理規程」という。）を原則として採用しつつも、センター独自の基準を部分的に取り入れている。

「管理規程」では、債務者の形式区分の基準における非延滞先を2つに分け、「貸出条件緩和先」と「それ以外の非延滞先」に分類している。これに対して、センターは「貸出条件緩和先」を「完済に到る期間が当初弁済予定期間の1.5倍以内のもの」と「(同)1.5倍を超えるもの」に細分類し、前者の分類については「管理規程」の債権区分よりも1ランク高い評価を行っている。又センターは「それ以外の非延滞先」を「貸付残高2千万円以内のもの」と「貸付残高2千万円を超えるもの」に細分類し、前者の分類について「管理規程」の債権区分よりも1ランク高い評価を行っている。

金融機関による債務者区分の実務では、貸出条件緩和先が正常先に分類されることは無いほか、貸出残高によって債務者区分が変わることも無い。センターが行う設備貸与事業は設備が担保されているものの金融業務の一つで、債権管理のルールとして全国的な標準である「設備導入資金債権管理規程集」（平成16年3月、財団法人全国中小企業設備貸与機関協会）が示されており、債権の分類方法を「管理規程」の内容に合わせるか、あるいはこれに準じて同等の厳しい内容に見直すべきである。又現在は債務者区分が行われておらず直接債権分類が行われているが、債務者区分を行った上で債権分類を行うべきである。

債権区分の正確性（指摘）

割賦販売債権24件及びリース債権33件（いずれも償却済債権を除く）について、債務者の返済状況、財務内容、担保状況等を「財団法人岐阜県産業経済振興センター設備導入資金債権管理規程」（以下、「債権管理規程」という。）に照らして勘案したところ、以下の3件について管理区分の相違が見られた。

会社名称	債権分類		返済状況等
	管理簿	実態	
A 1			両社の経営者は同一人物であり、A 2 の債務から優先して返済している。
A 2			
B			6 か月以上延滞かつ人的・物的担保不十分。
C			3 か月未満延滞かつ人的・物的担保不十分。

(ア) A 1 及び A 2 について

返済状況等に記載のとおり、両社の経営者は同一人物であり、債権管理担当者は両社を総合的に考えるべきとの判断から、両社ともに評価を としてしている。しかし経営者によっては一社を倒産させて残り一社の存続を図ることもあることから、債権分類は個別企業の実態に応じて評価すべきである。また A 2 は単独企業ならばとしてもよい返済状況であるが、同一経営者による他の会社の債権分類が 以下である場合には、実務上 とすることはありえない。

よって、これらの実態を踏まえて A 1 の債権を 、 A 2 の債権を に分類すべきである。その際、前述のように債務者区分を行ってから債権分類を行うべきである。

(イ) B について

6 か月以上延滞している状況や第三者保証人がいないことから、「債権管理規程」に照らせば明らかに評価 には該当しない。より慎重な債権区分の検討により、適正な債権管理にこれまで以上に努める必要がある。なお、債権区分の見直しにより適用すべき貸倒引当金の繰入率は 2 % から 70% に高まるため、貸倒引当金繰入不足額が 337 千円あったことになる。

(ウ) C について

直近 2 か月間延滞しているだけであるが、資金繰りに窮していることは事実であり、「債権管理規程」に照らせば評価を 1 ランク下げる必要があったと言える。より慎重な債権区分の検討により、適正な債権管理にこれまで以上に努める必要がある。なお、債権区分の見直しにより適用すべき貸倒引当金の繰入率は 2 % から 20% に高まるため、貸倒引当金繰入不足額が 1,212 千円あったことになる。

違約金の徴収（指摘）

「財団法人岐阜県産業経済振興センター未収貸与料債権管理要綱」（平成 17 年 4 月 1 日施行）第 2 条（2）には「違約金」を延滞日数×延滞額×年利率 10.75% で計算する旨定義されており、かつ契約書にもその旨が謳われている。但し、現実に違約金は、原契約または契約条件緩和後の約定支払いが遅れた場合に徴収し、長期未収の発生している一部の企業については、当センター未収貸与料債権管理要綱第 12 条に定める充当順序により、全額支払いを受けるまでは違約金より元金、利息を優先して充当し、その後には違約金を請求することになっているものの、違約金計算の管理がなされていない。

このため、長期未収債権について収入の都度違約金の計算を行い、請求・徴収すべきである。

延滞先を判断するための数値基準導入について（意見）

債権分類をしていく際に、延滞先であるか否かを判断する必要があるが、債務者の返済状況を見ていくと、中には毎月定額を返済しているものの、その定額がスケジュールに沿った予定返済額を下回っているケースが散見される。毎月の返済額が予定返済額より著しく少ない場合、延滞していると看做さなければ、月1円の返済でも延滞していないことになり債権分類が歪められてしまうことになる。他方、予定返済額に近い額を毎月返済している場合には、これを延滞と看做した場合、債務者にとり酷な債権分類となることもある。

毎月の返済予定額に対する一定率を定め、これを超える水準で毎月の返済がある場合には、これを延滞と看做しないとすの数値基準を導入することによって、各債務者の取り扱いの客観性と公平性を高めることが望ましい。

4. 岐阜県小規模企業者等設備貸与事業等円滑化事業費補助金

(1) 概要

岐阜県は当財団法人が行う設備導入事業に伴う貸倒損失を補助する目的で、当財団に対し、平成15年度から一定の計算に基づく金額以内の額を補助金として交付している。これは、平成14年度までの貸倒損失については中小企業信用保険公庫（現、日本政策金融公庫）の信用保険制度により、損失額の2分の1がカバーされていたため、当財団は残り2分の1を自主財源で手当すればよかったが、平成15年度以降は信用保険制度が廃止されたため、いきなり100%を自主財源で手当する必要に迫られることから、これを緩和するため経過的な制度として上記補助金を受けるものである。

財団はこの補助金収入額の受入残高と同額を、円滑化貸倒引当金として下記のように貸借対照表に計上している。

（単位：千円）

平成年度	円滑化補助金 収入額	円滑化貸倒引当 金繰入額	円滑化貸倒引当 金戻入額	円滑化貸倒引当 金残高
15年度	18,968	18,968	-	18,968
16年度	42,786	61,754	18,968	61,754
17年度	46,396	108,150	61,754	108,150
18年度	42,394	150,544	108,150	150,544
19年度	17,447	167,991	150,544	167,991

(2) 監査の結果

貸倒引当金の重複（指摘）

センターは債権区分ごとの貸倒引当金繰入率に基づいて、自主財源により貸倒引当金を設定しており、平成 20 年 3 月 31 日の貸借対照表(設備導入特別会計)には「貸倒引当金」92,404 千円が計上されている。これを事業別に分類すると以下の表のようになる。

(単位：千円)

	信用保険対象外事業	信用保険対象事業		合計
	全額県費補助	平成 14 年度以前貸付分	平成 15 年度以降貸付分	
		信用保険対象	信用保険対象外	
資金貸付事業	15,998	-	-	15,998
設備貸与事業	-	15,048	61,070	76,119
県単独設備貸与事業	-	286	-	286
合計	15,998	15,335	61,070	92,404

このうち 76,119 千円は設備貸与事業に係る債権に対する計上額で、平成 15 年度以後に発生した債権に対する計上額 61,070 千円と、平成 14 年度以前に発生した債権の 2 分の 1 (残り 2 分の 1 は信用保険制度でカバーされている) に対する計上額 15,048 千円からなっている。

また「貸倒引当金」とは別に、同じ貸借対照表に概要で述べた「円滑化貸倒引当金」167,991 千円が計上されている。この「円滑化貸倒引当金」は平成 15 年度以後に発生した債権が信用保険制度によって一切カバーされないために岐阜県から経過的に交付される補助金と同額を計上しているものであるが、平成 15 年度以後に発生した債権の貸し倒れに備える引当金である点で、自主的に計上している「貸倒引当金」のうち 61,070 千円部分と重複する結果となっている。

補助金交付額と繋がりのある「円滑化貸倒引当金」残高を変更することは困難であるとしても、「貸倒引当金」を重複計上する必要はないはずである。平成 15 年度以後に発生した設備貸与事業に係る債権の要引当額と「円滑化貸倒引当金」残高を每期比較し、要引当額が「円滑化貸倒引当金」残高を上回らないかぎり当該「貸倒引当金」の計上は必要ないと考えられる。平成 19 年度に関しては該当する「貸倒引当金」残高 61,070 千円が「円滑化貸倒引当金」残高 167,991 千円を下回っているため、61,070 千円を取り崩すべきである。

5. デザインセンター「TAKUMI 工房」

(1) 概要

財団は平成 20 年 4 月に財団法人岐阜県産業デザインセンターを統合してその事業を引き継ぎ、商品開発における商品の付加価値向上のためデザイン力の向上を支援する「デザイン事業部」と、デザインの情報発信拠点事業を行う「TAKUMI 工房事業部」を設置している。このうち「TAKUMI 工房事業」では JR 岐阜駅隣接の「アクティブ G」に情報発信拠点を設置して下記の運営を行っている。

「岐阜匠」の運営	優れた県産品を地元消費者や JR 岐阜駅を利用する観光客に紹介。県産品のうち、陶磁器・和紙・木工・プラスチック・繊維産業のジャンルの中から、先進的でデザイン性に優れた商品や県が誇る伝統的工芸品などを中心に展開。
「ギャラリー」の運営	<p><デザインギャラリー> デザイン等に優れた作品を幅広く紹介するほか、県内企業等のデザイン活動発表の場。</p> <p><県民ギャラリー> 県民の自由な創作活動を発表する場。</p> <p><アートスタジオ> 県内の作家や企業をはじめとした創作活動や新商品発表の場。</p>

上記の運営に要する事業費は、統合前の財団法人岐阜県産業デザインセンターにおける平成 19 年度の資料から要約すると次のとおりであった。

(単位：千円)

1. 岐阜匠運営事業費	内訳	合計
人件費	16,995	
賃借料	9,862	
その他経費	4,079	
岐阜匠運営事業費合計		30,937
2. ワールドデザインギャラリー運営事業費		
人件費	12,275	
委託料	9,929	
賃借料	18,908	
その他経費	5,250	
ワールドデザインギャラリー運営事業費合計		46,363
3. TAKUMI 工房県民参加促進事業		
支払負担金	11,215	
賃借料	504	
その他	2,496	
TAKUMI 工房県民参加促進事業		14,215

4 . TAKUMI 工房運営事務局管理事業費	内訳	合計
賃借料	1,162	
支払負担金	4,730	
その他経費	1,104	
TAKUMI 工房運営事務局管理事業費合計		6,997
5 . その他事業費		16,472
TAKUMI 工房運営事業費合計		114,986

(2) 監査の結果 (指摘)

上記より、TAKUMI 工房運営事業には 114,986 千円のコストが発生しており、その要因は人件費 29,271 千円、賃借料 30,437 千円及び支払負担金 15,945 千円である。なかでもワールドデザインギャラリー運営事業には合計で 46,363 千円のコストが発生している。

デザイン情報の発信拠点としての「TAKUMI 工房」運営事業の一環として実施している「ギャラリー運営事業」については、新しいデザイン文化の創出や地場産業の振興、JR 岐阜駅周辺の賑わいづくりに一定の寄与度は認められるものの、費用対効果、経済的合理性の観点から、実施方法について再検討する必要がある。

6 . ひだ・みのじまん振興基金助成金

(1) 概要

地域の活性化及び産業文化の振興等を図る目的で、地域の歴史、風土、産業等を素材として行う地域振興のためのイベント等に対して助成するものである。平成 19 年度の実績は、助成対象団体 29 件、助成金総額 30,999 千円である。

交付要綱上、対象者、対象事業、対象経費等について以下のように定められている。

事項	内容
対象者	県又は市町村が参加する実行委員会等 複数の市町村が地域の活性化等のために組織する団体 広く県民が地域活性化等のために組織する団体で公益に寄与するもの
対象事業	県、市町村、住民等が一体となり行う事業で、新しい企画と発想に基づいて行うもの又は新しい内容を追加したもので、次のいずれかの要件を満たすものとする 原則として継続的に実施されること 県・市町村からの負担金・補助金等が交付されるか、又はこれと同等の支援が受けられること 単なる物品販売や営利を目的とするものでないこと 建築、土木、用地買収、その他施設設備等を主な目的としないこと

対象経費	実行委員会等において計上する事業に要する経費 (市町村からの負担金・補助金を含む)
対象外経費	入場参加料・出店料、過大な飲食経費・スタッフ食料費、備品購入費、実施主体の運営管理等イベント以外の事業費、他団体への助成、新規事業以外の事業費(助成初年度の場合)、繰越金、予備費等不明な経費、花火大会経費、その他
助成額	次のうちいずれか低い額 限度額 200 万円(理事長が特に認定するもの[特認事業]は 500 万円まで増額) 補助率 対象事業費の 1/2 以内

(2) 監査の結果

特認事業の認定の妥当性の検討について(指摘)

当該助成金の1団体当たりの助成額の上限は通常200万円であるが、平成19年度の対象団体には特認事業に該当するものとして500万円の交付を受けているものが1件(ものづくり岐阜テクノフェア2007)あった。

交付要綱上、特認事業とは、「県内全域を対象として実施する事業で、特に先進的な産業文化の振興且つ活性化に資することを目的として実施する事業」と定められており、認定の公平性の確保や、通常の上限額の2.5倍もの金額の助成を決定するものであることも考慮すると、別途その認定の妥当性の検討が交付決定にあたり必要であると考えられる。

上記イベント自体は県内全域を参加対象としたものであり、要綱に定める特認事業の要件を備えていたものとは思われるが、平成19年度の助成金交付決定通知にかかる決裁を閲覧したところ、特認事業として申請している案件について認定の妥当性を検討したと思われるような特段の記載はなされていなかった。今後はかかる検討の結果を明記して決裁を行うべきである。

7. 商店街競争力強化推進助成金

(1) 概要

中小商業の活性化の推進を図ることを目的として、商店街振興組合、商工会、商工会議所等が行う商店街等における競争力強化のための事業に対して助成するものである。平成19年度の実績は、助成対象団体2件、助成金総額1,528千円である。

交付要綱上、対象者、対象事業、対象経費等について以下のように定められている。

事項	内容
対象事業	基本構想策定事業 高齢者や障がい者が利用しやすい街づくりのための事業 環境の整備・保全又は資源の再利用の促進を図るための事業 テナント・ミックス管理事業 商店街等の創意工夫を活かし、個性の創出・発展を図るための事業
対象経費	外部専門家に対する謝金、外部専門家の旅費、店舗賃借料(×1/3)、会議費(外部専門家が参加)、会場借上料、会場整備費、報告書等作成費その他の事業経費
助成額	50万円以上1,000万円以内
助成期間	原則として単年度かつ1回限り。 ただし、初回の成果が良好と認められるもので、財団が県に事前協議し、特に商店街競争力強化に資するものとして適当と認める場合には、複数年又は複数回助成できる。

(2) 監査の結果

助成継続の妥当性の検討について(指摘)

当該助成金は、原則として単年度のメニューであるが、17年度及び18年度において萩原町商工会(下呂市)に助成していた。初年度の実施内容は萩原町商店街の活性化のための検討会議であり、これを踏まえて2年度目に「いきいきタウン萩原街並探索イベント」を実施したものであった。

交付要綱上、複数年の助成を受けるためには、「初回の成果が良好と認められるもので、財団が県に事前協議し、特に商店街競争力強化に資するものとして適当と認める」必要があると定められており、その認定の公平性の確保のため、初回の成果の評価、県との事前協議の記録、継続の妥当性の検討が交付決定にあたり必要であると考えられる。

18年度の助成金交付決定通知にかかる決裁を閲覧したところ、初回の成果の評価を実施し県と事前協議して継続の妥当性を検討したと思われるような記載はなされていなかった。今後はかかる検討の結果を明記して決裁を行うべきである。なお、18年度から19年度にかけて複数年助成されたものはなかった。

8. 役職員の勤怠管理

(1) 概要

財団の役職員の勤怠管理方法としては、県の方法(電子化される以前)に準じて、紙面の出勤簿に各自で出社時に押印し、休暇や出張については別途休暇届や出張伺いを提出し、上席者の承認後に庶務担当者が一括して事前に押印している。

また、時間外勤務については、別途時間外勤務命令簿に都度記載し上席者の承認を

得ており、月次で庶務担当者が個人別に算出した単価を時間数に乗じて時間外勤務手当を算定している。

(2) 監査の結果

出勤簿の運用について(指摘)

出張したがその前後に出社した場合に、出社したことを示す印を出勤簿に押す職員と押さない職員があり、運用が一定していない。

庶務担当者によると、出勤簿の様式について県が電子化される以前の様式と同じものを使用しているが、財団としての運用規程を明文で定めていないこと等から、上記のような状態となっている。なお、今回監査の対象となった他の財政援助団体も同様に県の過去の様式を使用していたが、運用ルールも過去の県のルールに準じており、出張前後に出社した場合には押印されていた。

財団としての運用規程を定め、出勤簿の運用を一定させたいと、上記の場合には出社したことの証跡として、押印するよう定めるべきである。

9. 委託料について

(1) 概要

委託料の主な内訳ごとの過去5年間の推移は以下の通りである。

(単位：千円)

事業名/年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調査研究・広報事業	3,866	4,440	3,686	-	-
調査分析事業	5,500	538	-	-	-
グループ研究事業	1,939	2,756	2,345	1,547	-
インターネットシステム及び情報検索システム等の運営管理委託	8,673	8,673	7,098	5,880	5,775
岐阜県内の企業情報ファイル作成委託	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890
中小企業支援センター データ入力等委託	1,373	1,323	1,134	2,247	1,134
米国バイヤー等招聘事業	-	2,137	-	-	-
若年者地域連携事業	-	24,854	25,005	19,047	10,459
地域産業活性化人材育成事業 1	-	322,006	320,063	226,088	-
岐阜県中小企業振興基礎調査事業	-	2,697	-	-	-
センター総合マネジメント業務委託	-	1,260	1,732	2,845	-
企業家育成支援事業	-	-	-	5,851	4,901
地域新生コンソーシアム研究開発事業 2	-	-	-	64,774	53,335
地域活性化F・S事業	-	-	-	5,654	-

戦略的基盤技術高度化支援事業	-	-	-	3,723	22,292
若者・中小企業ネットワーク構築事業 3	-	-	-	58,513	25,344
工業高校実践教育導入事業	-	-	-	-	4,718
人材養成等支援事業	-	-	-	-	6,528
ベンチャー企業事業可能性調査事業 4	-	-	-	11,186	-
新事業育成強化事業	-	-	-	-	5,593
その他	8,935	14,646	11,887	13,814	10,156
合計	32,177	387,223	374,842	423,063	152,129

4 新事業育成強化事業へ統合している。

上記の推移の通り、平成 16～18 年度は、国からの受託事業である地域産業活性化人材育成事業（ 1 ）の遂行により大幅に委託料が増加している。この事業は、平成 18 年度に終了したものの、新たに同じく国からの受託事業である地域コンソーシアム研究開発事業（ 2 ）、若者・中小企業ネットワーク構築事業（ 3 ）等が始まったため平成 19 年度も全体として 152,129 千円の委託料が発生している。

（ 2 ）監査の結果

随意契約額の予定価格に対する比率について（指摘）

随意契約全体に関して、予定価格と契約金額が近似または一致している場合が多い（下記表 4・5）。予定価格は、契約の目的となる物件または役務の取引の実例価格、需給の状況等を考慮して決定すべきとされており（岐阜県会計規則第 1 1 1 条第 3 項・第 4 項）、ベンチマークとしての意味を持つにすぎないと考えられる。従って、予定価格をそのまま契約金額とするのは不合理であり、可能な限り予定価格よりも低い価格で交渉を進め契約を結ぶ努力を行うべきである。

<平成 19 年度の随意契約額等に係る比率等>

委託料総額（ A ）	152,129 千円	
委託総件数（ B ）	90 件	
随意契約合計額（ C ）	145,220 千円	
随意契約件数（ D ）	88 件	
随意契約に係る予定価格合計（ E ）	152,360 千円	
指名競争入札による落札額合計（ F ）	6,909 千円	
指名競争入札件数（ G ）	2 件	
（ D ） の	国・県からの委託を受けての再委託件数（ H ）	41 件
	会計検査院が分類する企画随意契約件数（ I ）	8 件

1

内 訳	(H)・(I)以外で少額随意契約(予定価格が100万円以下の契約)に該当する件数 (J)	35件	2
	(H)・(I)・(J)以外の件数 (K)	4件	
(K)の契約金額合計 (L)		31,038千円	
入札を原則とする契約金額合計のうち随意契約額の占める割合 (L) / {(F) + (L)}		81.8%	3
随意契約額の予定価格に占める割合 (C) / (E)		95.3%	4
随意契約額(当初)とその予定価格が一致している件数		58件 / 88件	5

契約事務手続について(指摘)

契約審査会調書を閲覧した結果、審査会調書に出席審査委員1名の押印がなされていない事例が1件あった(審査会日時 平成19年3月27日 名称 人材チャレンジセンター機能強化型若者・中小企業ネットワーク構築事業)。審査会調書への押印は、出席の事実及び承認の意思を表すものであるため、必ず行う必要がある。

また、委託業務契約書を閲覧した結果、印紙の添付漏れが1件あった(名称 中小企業支援センター支援業務 契約金額1,134,000円)。

随意契約について(意見)

当財団は、国からの専門性の高い受託事業が多く、そのため再委託先は特定業者(岐阜県会計規則第141条関係1-(二))利用による随意契約となる場合が多い(下記表1)。これらについては、随意契約により委託せざるを得ないといえる。

但し、委託先を特定業者に限定しなくてもよい随意契約のうち少額随意契約に該当しない、即ち入札を原則とする委託事業4件(下記表2)についても、随意契約金額の占める割合は81.8%と高い水準になっている(下記表3)。この4件の特定業者利用理由書を閲覧した限りでは特に問題は見受けられなかったが、今後も業務単位や委託内容を逐次見直し、原則である入札に変更可能な業務は入札に変更することが望まれる。

新事業育成強化事業におけるベンチャー企業マーケティング・リサーチの対象企業について(意見)

この事業は、県内のベンチャー企業の研究開発について市場性の有無、事業採算性、製品の改良性、販売ターゲット及び販売促進方法等の調査を実施し、ベンチャー企業のマーケティングを支援する目的で行われている。このリサーチの対象企業は、当財団の「事業可能性評価事業」において過去にA評価を受けた者、県内のインキュベーション施設入居者及びエンタープライズ岐阜構成機関から推薦のあった者としている(平成19年度(財)岐阜県産業経済振興センター新事業育成強化事業のご案内2 ベンチャー企業マーケティング・リサーチ事業2-2対象企業 よ

り抜粋)が、上記目的に鑑みると必ずしも上記のような企業に限定する必要はないと考えられる。すなわち、上記のエンタープライズ岐阜構成機関において自己申請できるものの、最終的に当該機関の推薦が必要であり、対象企業の母集団が限られてしまっているといえる。従って、岐阜県内のベンチャー企業の発展という目的を達成するためには、「岐阜県内の中小企業者及び個人事業者で新規事業・新製品の市場調査を必要とする者」程度に対象者を広げ、その上で適切な対象企業を選定することが望ましいと考える。

10. 固定資産、物品について

(1) 概要

【財団法人岐阜県産業経済振興センター会計処理規程】(一部抜粋)

第8章 固定資産

(固定資産の範囲)

第69条 この規程において「固定資産」とは、次の各号をいい、基本財産とその他の固定資産に区分するものとする。

(省略)

(2) その他の固定資産

イ 建物 ロ 什器備品 ハ リース設備 ニ ソフトウェア ホ 特許権
ヘ 敷金・保証金 ト 投資有価証券(長期所有を目的とする県債、公社債等をいう。)

(省略)

2 その他の固定資産に掲記した有形固定資産(前項第2号ハを除く。)は、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の使用目的の資産をいう。

(購入)

第71条 出納役は、固定資産を購入しようとするときは、第36条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 購入しようとする固定資産の名称、種類、数量等

(省略)

2 前項の書類には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添付しなければならない。

(固定資産の管理)

第76条 経理責任者は、職員のうちから固定資産及び次章の物品(以下「固定資産等」という。)の管理者を指名するものとする。

2 前項の固定資産等の管理者は、固定資産台帳に取得、移動、保全状況等について所要の記録をして管理しなければならない。

(売却等)

第79条 固定資産等の管理者は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする

ときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称、種類、数量等
(省略)

2 前項の固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達していない場合に限るものとする。

(売却等に関する報告)

第 80 条 固定資産等の管理者は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄したときは、速やかに当該売却、撤去又は廃棄に関する報告書を作成して、理事長に報告しなければならない。

(現物との照合)

第 82 条 固定資産等の管理者は、固定資産を常に良好な状態で管理し、少なくとも毎会計年度 1 回以上固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合にはその旨を経理責任者に報告し、その指示を受けて帳簿の整備等を行うものとする。

第 9 章 物品

(物品の範囲)

第 83 条 この規程において「物品」とは、有形固定資産以外のもので、次の各号のものをいう。

(1) 消耗品 事務用消耗品、事務用消耗品等で、消耗什器備品以外のもの

(2) 消耗什器備品(貸与資産を除く。以下同じ。) 耐用年数 1 年以上の物で、かつ、その取得価額が 2 万円以上 10 万円未満のもの

(物品の購入)

第 84 条 物品を購入しようとするときは、第 36 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 購入しようとする物品の名称、種類、数量等
(省略)

(物品の管理)

第 86 条 物品は、常に良好な状態で管理されなければならない。

2 固定資産等の管理者は、原則として、消耗什器備品台帳及び物品受払台帳を設けて、所要の記録を行い、その所在の状況及び残高を明らかにしておかなければならない。

(備品票の貼付)

第 87 条 固定資産等の管理者は、第 69 条第 1 項 2 号口の什器備品及び消耗什器備品に、品名、番号及び財団名を記載した備品票を貼付しなければならない。

(不用品の処分)

第 88 条 固定資産等の管理者は、不用となり、又は使用に耐えなくなった物品を不用品として整理し、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けて、これを売却することができる。ただし、買受人がない場合、売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合その他売却することが適当でないと認められる場合には、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けて、これを廃棄することができる。

(現物との照合)

第 89 条 固定資産等の管理者は、少なくとも毎会計年度 1 回以上消耗什器備品台帳と現物と照合しなければならない。この場合において、差異があるときは第 82 条の規定を準用する。

(2) 監査の結果

証憑書類の日付の記載漏れについて (指摘)

見積書、納品書及び請求書の各証憑書類に日付の記載がないものが散見された(ex. 平成 20 年 3 月 28 日検査 A 社から購入したパソコン一式に係る納品書・請求書)。特に A 社が発行する証憑書類については、閲覧した書類の全てに日付が入っていなかった。日付が無いものについては、財団の収受印が押されていたが、見積時点、検査時点及び請求時点を外部証憑により明らかにするために、必ず業者に対し日付の記載を求めるべきである。

物品購入起案書の決裁日付等の記載漏れについて (指摘)

物品購入起案書に決裁日付、施行日付及び保存期間が記載されていない事例が散見された。調書管理を適切に行うため、これらの記載を必ず行う必要がある。

不要物品について (指摘)

産業経済研究センターとの組織統合による引継ぎ資産やリースアップ資産の一部について価額の見積りが困難なため、固定資産台帳や消耗什器備品管理台帳に登録せず、不要物品として管理台帳を作成しこれにより管理されている物品がある。一方で、前述の引継ぎ資産の一部の中には、消耗什器備品台帳に評価額ゼロで登録されているものもあり、処理が不統一となっている。償却計算等には影響しないものの、現物管理上可能な限り処理を統一すべきである。

パソコンの処分について (指摘)

前述の不要物品管理台帳に登録されているパソコン等の大量処分が行われているが、その処分業者の決定に際し、データ消去費用の考慮が十分になされていない。すなわち、処分に際し以下のとおり 2 者から相見積りをとっているが、一方はデータ消去費用が見積書に明示されており、他方は明示されていないにもかかわらず差引金額を単純比較し B 社に決定されている。

A社 a 買取金額 46,725 円 b データ消去費用 72,450 円 c 引取り費用 46,725 円

a - b - c = 72,450 円

B社 a 買取金額 60,480 円 b データ消去費用 - 円 c 引取り費用 31,500 円

a - b - c = 28,980 円

B社から入手している基本契約書等には情報漏えい防止に関する条項が記載されている、情報漏えい問題は非常に重要な事項であり、上記の見積書を入手した時点でデータ消去費用が明示されていない理由を業者に問い合わせ確認した上で決定すべきである。

備品票について（指摘）

現物に貼付する備品票について、固定資産と消耗什器備品はほぼ同じ様式の票が使われており、しかも管理ナンバーが両者とも1番から連番で付られているため、現物につき固定資産と消耗什器備品の判別がつけにくい。日頃の現物管理や、年一回の現物実査が効率的に実施されるためには、少なくとも両者間で同じ管理ナンバーを使用しないようにすべきである。

正味財産増減計算書における減価償却費の記載区分について（指摘）

平成19年度の正味財産増減計算書において、減価償却費が経常外費用の区分に記載されているが、経常費用の事業費または管理費の区分に記載するのが適当である（公益法人会計基準 第3 正味財産増減計算書 4 正味財産増減計算書の様式）ため、翌期以降記載区分を変更する必要がある。なお、事業費か管理費のいずれに記載するかは、その固定資産の使用状況により判断する。すなわち、特定の事業のために直接使用するものについては事業費の区分に記載し、各種事業を管理するため経常的に使用するものについては管理費の区分に記載するのが適当である。

【財団法人 岐阜県イベント・スポーツ振興事業団】

．団体の概要

1．団体名

財団法人 岐阜県イベント・スポーツ振興事業団

2．所管課

岐阜県 教育委員会 スポーツ健康課

3．設立年月日

昭和 53 年 5 月 1 日

4．沿革

昭和53年 5 月	(財)岐阜県スポーツ振興事業団設立、県民体育館の管理運営を受託
昭和54年 5 月	総合運動場及び青少年の家の管理運営を受託
昭和63年 7 月	ぎふ中部未来博覧会開催
平成元年 3 月	(財)岐阜メモリアルセンター設立
平成 3 年 4 月	岐阜メモリアルセンター全施設供用開始
平成 5 年 7 月	長良川スポーツプラザオープン
平成 5 年10月	スポーツ科学トレーニングセンターオープン
平成 7 年 4 月	長良川球技メドウの管理運営を開始
平成 7 年 9 月	「世界イベント村ぎふ」開村
平成10年 4 月	(財)岐阜県スポーツ振興事業団と(財)岐阜メモリアルセンターが統合し(財)岐阜県イベント・スポーツ振興事業団に
平成11年 4 月	県民体育館の管理運営業務を財団法人岐阜県産業文化振興事業団へ移管
平成11年10月	スポーツ科学トレーニングセンターに「高地トレーニング研究室」を開設
平成12年 3 月	岐阜マリンスポーツセンター完成
平成13年10月	世界イベント村南臨時駐車場開設
平成15年 4 月	岐阜アリーナ管理運営を受託
平成18年 4 月	指定管理者制度により岐阜アリーナ、長良川球技メドウの特定者指名を受ける
平成19年3月	世界イベント村ぎふ運営協議会が解散

5. 設立目的

「この法人は、産業・文化・スポーツ等のイベント・コンベンションを積極的に展開し、世界イベント村ぎふの発展を目指すとともに、県民に広くスポーツの普及振興を図り、心身ともに健康な県民の育成と明るく豊かな夢あふれる県土づくりに寄与することを目的とする。」

6. 主な業務内容

(1) 寄附行為に定める事業

産業・文化・スポーツ等のイベント・コンベンションの誘致・開催

生涯スポーツの振興及び競技力向上に関する事業の実施

上記事業の推進に関する情報の収集及び提供

県から委託された岐阜メモリアルセンター及びスポーツ科学トレーニングセンターの管理運営及び指定管理者の指定を受けた岐阜県長良川球技場及び岐阜アリーナの管理運営

県から委託された各種スポーツに関する事業の実施

関係機関及び関係団体の事業への協力

その他前条の目的を達成するために必要な事業

7. 組織体制

(1) 人員

平成 20 年 3 月 31 日現在

区分	現員数	プロパー	県派遣	教員派遣	県OB	教員OB	その他
理事	3	-	-	-	2	1	-
事務職員	56	12	11	7	9	6	11
計	59	12	11	7	11	7	11

(注) その他は、スポーツ研究員、教員研修及び専門職である。

8. 事業状況

(1) 一般会計収支計算書

(単位：千円)

科目 / 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
基本財産運用収入	21,016	19,196	19,180	19,185	23,295
基金運用収入	-	-	-	-	66
事業収入	-	4,728	-	-	-
補助金等収入					
県補助金収入	283,201	292,455	285,790	239,997	222,794
県受託収入	827,083	771,979	758,338	551,481	494,664

民間等助成金収入	730	708	830	1,128	1,120
補助金等収入合計	1,111,016	1,065,143	1,044,959	792,607	718,579
負担金収入	1,880	2,450	2,235	2,035	1,794
寄附金収入	100	100	100	100	100
その他収入	54	43	9,581	5,020	103
事業活動収入計	1,134,067	1,091,662	1,076,057	818,949	743,940
2. 事業活動支出					
事業費支出					
イベント振興事業費	9,175	12,687	7,209	5,203	5,989
生涯スポーツ普及振興事業費	16,470	12,626	3,658	2,990	2,756
競技力向上推進事業費	30,870	42,986	46,462	41,650	32,474
全日本実業団対抗女子駅伝支援事業費	12,213	12,146	12,148	11,725	8,819
情報サービス事業費	2,014	1,806	1,725	1,535	1,426
県有施設管理費					
岐阜メモリアルセンター	486,642	418,839	400,311	388,023	353,534
長良川球技メドウ	42,272	42,149	43,986	38,661	38,585
スポーツ科学トレーニングセンター	-	-	-	31,711	34,571
スポーツ総合情報提供事業費	-	-	-	-	796
岐阜アリーナ	44,738	48,502	50,013	40,291	26,933
長良川スポーツプラザ	157,368	155,488	162,871	-	-
軽スポーツ研修センター	4,048	3,939	4,179	-	-
マリンスポーツセンター	23,500	22,921	23,777	-	-
長良公園	13,051	13,436	13,933	-	-
県有施設管理費合計	771,624	705,277	699,073	498,688	454,421
事業費支出合計	842,368	787,532	770,227	561,793	505,889
管理費支出					
人件費	279,640	285,233	280,254	242,319	229,446
理事会費	63	41	38	34	12
事務局運営費	4,027	4,609	5,512	4,702	3,072
その他	2,635	2,268	1,875	776	448
管理費支出合計	286,367	292,159	287,680	247,833	232,980

その他	-	-	1,025	4,920	-
事業活動支出計	1,128,736	1,079,684	1,058,983	814,547	738,869
事業活動収支差額	5,331	11,978	17,073	4,401	5,070

科目 / 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
投資活動収支の部					
1 . 投資活動収入					
特定預金取崩収入	-	-	-	3,926	-
基本財産取崩収入	-	200,000	-	-	-
投資活動収入計	-	200,000	-	3,926	-
2 . 投資活動支出					
特定預金支出	3,508	4,404	4,231	6,156	4,353
固定資産取得支出	1,823	185,863	4,352	2,171	717
その他	-	21,710	8,490	-	-
投資活動支出計	5,331	211,978	17,073	8,328	5,070
投資活動収支差額	5,331	11,978	17,073	4,401	5,070
財務活動収支の部					
1 . 財務活動収入	-	-	-	-	-
2 . 財務活動支出	-	-	-	-	-
財務活動収支差額	-	-	-	-	-
当期収支差額	-	-	-	-	-
前期繰越収支差額	-	-	-	-	-
次期繰越収支差額	-	-	-	-	-

(注)平成 15 年度収支計算書の事業費支出の内訳科目は、事業の内容を勘案して他の年度の内訳科目と整合するように組替えている。

(2) 一般会計貸借対照表(要約)

(単位:千円)

科目 / 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
資産の部					
1 . 流動資産	232,797	163,502	194,902	141,613	103,856
2 . 固定資産	1,578,594	1,409,594	1,420,855	1,423,170	1,425,529
資産合計	1,811,392	1,573,096	1,615,757	1,564,784	1,529,385

負債の部					
1 . 流動負債	232,797	163,502	194,902	141,613	103,856
2 . 固定負債	25,395	29,800	34,031	36,261	40,614
負債合計	258,193	193,302	228,933	177,874	144,471
正味財産の部					
1 . 指定正味財産	-	-	-	-	-
2 . 一般正味財産	1,553,199	1,379,794	1,386,823	1,386,909	1,384,914
正味財産合計	1,553,199	1,379,794	1,386,823	1,386,909	1,384,914
負債及び正味財産合計	1,811,392	1,573,096	1,615,757	1,564,784	1,529,385

．外部監査の結果

1．設備の稼働率

(1) 概要

各施設の過去5年間の利用状況は以下のとおりである。

岐阜メモリアルセンター

(単位：件)

施設名	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
で愛ドーム	利用可能コマ数	909	933	931	933	940
	利用コマ数	416	433	368	367	368
	利用率(%)	45.8	46.4	39.5	39.3	39.1
ふれ愛ドーム	利用可能コマ数	993	993	1,002	981	971
	利用コマ数	482	539	609	575	650
	利用率(%)	48.5	54.3	60.8	58.6	66.9
柔道場	利用可能コマ数	1,002	1,002	1,007	998	993
	利用コマ数	387	364	398	374	367
	利用率(%)	38.6	36.3	39.5	37.5	37.0
剣道場	利用可能コマ数	1,002	999	1,007	1,000	993
	利用コマ数	201	187	173	184	202
	利用率(%)	20.1	18.7	17.2	18.4	20.3
相撲場	利用可能コマ数	1,005	1,002	1,010	1,002	1,003
	利用コマ数	14	12	14	11	19
	利用率(%)	1.4	1.2	1.4	1.1	1.9
体育室	利用可能コマ数	1,008	1,002	1,008	998	1,007
	利用コマ数	364	406	407	389	364
	利用率(%)	36.1	40.5	40.4	39.0	36.1
弓道場	利用可能コマ数	1,002	996	959	1,002	1,007
	利用コマ数	273	320	222	251	277
	利用率(%)	27.2	32.1	23.1	25.0	27.5
長良川競技場	利用可能コマ数	894	894	711	872	728
	利用コマ数	213	207	231	278	285
	利用率(%)	23.8	23.2	32.5	31.9	39.1
補助競技場	利用可能コマ数	1,005	1,002	971	1,004	1,004
	利用コマ数	494	515	528	609	718
	利用率(%)	49.2	51.4	54.4	60.7	71.5
長良川球場	利用可能コマ数	702	681	712	677	728
	利用コマ数	261	262	294	278	277
	利用率(%)	37.2	38.5	41.3	41.1	38.0

長良川テニス プラザ (センターコート)	利用可能コマ数	1,008	1,005	894	-	-
	利用コマ数	94	85	162	-	-
	利用率(%)	9.3	8.5	18.1	-	-
長良川テニス プラザ (一般コート16面)	利用可能コマ数	11,440	11,416	11,288	11,134	11,078
	利用コマ数	6,806	6,604	6,949	6,530	6,707
	利用率(%)	59.5	57.8	61.6	58.6	60.5
長良川スイミ ングプラザ	利用可能コマ数	594	592	598	601	698
	利用コマ数	594	592	598	601	698
	利用率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	利用者数(人)	40,478	41,305	38,074	46,138	44,060
トレーニング 室	利用可能コマ数	307	306	308	308	309
	利用コマ数	307	306	308	308	309
	利用率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	利用者数(人)	17,111	16,621	15,752	15,095	15,375
会議室	利用可能コマ数	2,010	2,004	2,020	2,004	2,014
	利用コマ数	750	740	689	718	690
	利用率(%)	37.3	36.9	34.1	35.8	34.3

(注) 利用可能コマ数は、休館日及び利用制限日(芝生養生期間、設備点検日等)を除き、1日あたり3コマ(午前、午後、夜間)として算出している。
水泳場とトレーニング室については、施設を開放すれば稼働状態とみなすため、利用率は常に100.0%となっている。

長良川球技メドウ

(単位:件)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
利用可能コマ数	336	342	317	348	356
利用コマ数	201	182	214	279	228
利用率(%)	59.8	53.2	67.5	80.2	64.0

スポーツ科学トレーニングセンター

(単位:人・件)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
体力測定	学生	-	4,609	4,536	5,352	5,081
	一般	-	223	258	128	236
	小計	-	4,832	4,794	5,480	5,317
総合測定	学生	330	-	-	-	-
	一般	38	-	-	-	-
	小計	368	-	-	-	-

部分測定	学生	356	-	-	-	-
	一般	55	-	-	-	-
	小計	411	-	-	-	-
動作分析 測定	学生	150	1,157	1,200	1,381	1,296
	一般	21	21	43	59	35
	小計	171	1,178	1,243	1,440	1,331
メンタルト レーニング	学生	1,287	936	641	687	785
	一般	70	24	15	33	18
	小計	1,357	960	656	720	803
体力トレ ーニング指導	学生	1,586	1,713	1,143	1,592	1,355
	一般	679	376	318	414	588
	小計	2,265	2,089	1,461	2,006	1,943
合計	学生	3,709	8,415	7,520	9,012	8,517
	一般	868	644	634	634	877
	小計	4,572	9,059	8,154	9,646	9,394

(注)平成 16 年度から総合測定、部分測定を 9 つの測定項目からなる体力測定に統合し、9 項目の利用延人数を掲載している。また、メンタルトレーニングと体力トレーニング指導は平成 16 年度から団体料金制が導入されたため、団体の場合は 1 団体を 1 件としてカウントしている。

この他、スポーツ科学トレーニングセンターでは、スポーツボディケア、スポーツ栄養相談を無料で実施している。

岐阜アリーナ

(単位:件)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
種別	スポーツ利用	280	221	248	282	167
	イベント利用	73	134	111	76	47
合計		353	355	359	358	214
稼働率(%)		93.0	98.9	100.0	99.7	100.0

(注)平成 19 年度は 11 月から耐震補強工事により利用できないため、利用件数は少なくなっている。

(2) 監査の結果

利用件数集計方法(指摘)

メンタルトレーニングと体力トレーニングの利用件数については、団体使用料金制が導入された平成 16 年度以降、団体受付の場合その団体を 1 件として集計している。しかし、団体を構成する利用者数は様々であることから、この方法による集計結果は設備やスタッフの稼働率を測定するための尺度としては相応しくない。利用料収入と

相関関係のある団体受付の件数を記録することについて否定はしないが、これとは別に利用統計上は団体・個人に係わらず利用人数を積上げる方法で集計を行い設備等の利用度の指標として活用すべきである。

相撲施設等低稼働設備のあり方（意見）

相撲設備は著しく稼働率が低く、過去5年間を通じて利用率は1%台に留まっている。これはアマチュアレベルでの相撲人口が非常に少ないことが原因だと考えられる。相撲という日本の伝統競技を大切にする必要はあるが、公費を投じる以上、費用対効果も考えなければならない。視察したところ、土俵や観客席の建設費用もさることながら、むしろ格子柄の木目天井がついた本格的な屋根の建設費用が相当なものであると感じられた。岐阜メモリアルセンターは建築後20年経過し、施設全般にわたり大規模改修も視野に入れなければならなくなっているが、その際には長年にわたり施設の運営に直接携わってきた当財団が過去の利用状況を踏まえて、省略または簡易な代替設備でよいものについてはその旨岐阜県に対して具申することにより、建設資金の効果的な投入に寄与し、将来的な費用対効果の向上に貢献することが望ましい。

2. 理事会について

(1) 概要

直近の理事会の出席状況は以下の通りであった。

		人数	出席者	欠席者の 表決委任	欠席者の 代理出席	欠席者の 書面表決
第6回(平成20年3月) 次年度の事業計画及び 予算案の承認	理事	22(3)	10	-	2	9
	監事	2	1	-	-	-
	合計	24	11	-	2	9
第4回(平成20年6月) 平成19年度決算の承認	理事	20(3)	12	1	1	6
	監事	2	1	-	-	-
	合計	22	13	1	1	6

(注)平成19年度に係る理事会のうち、上記以外は書面決議のため掲載を省略している。

理事の人数欄の()は常勤理事の人数(内数)である。

(2) 監査の結果

本人の参加(指摘)

直近2回の出席を求める理事会は、いずれも本人の出席だけでは定足数に到っておらず、書面表決等を加えて定足数を満たしている状況である。また、毎回欠席する理事はほぼ決まっている。円滑な意思決定や経済性の観点から、真に必要な理事に絞っていくべきである。

表決委任（指摘）

「財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団寄附行為」第 30 条(書面表決等) には、「やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事若しくは自らの所属する機関の役職員を代理人として表決を委任することができる。(以下省略) 」と規定されている。つまり、本人が出席できない場合の代替手段として、書面表決制度と他の理事に判断を委ねる表決委任制度及び代理人出席制度が用意されている。

平成 20 年 6 月 23 日の平成 19 年度決算を議題とする理事会では、表決委任を届け出た理事が一人あったが、委ねる理事の氏名が空欄となっていた。これでは白紙委任と同じであり、どの理事の考えを信頼して表決委任を行ったかが対外的に説明できない。財団法人としては、今後表決委任を受け付けるに当たって委任する理事の相手が特定されているか確認してから受け付けるように留意する必要がある。

3 . 組織

(1) 概要

平成 20 年 3 月 31 日現在における財団の非常勤役員を除いた役職員数は 72 人であり、この内県派遣職員又は教員派遣職員、岐阜県 OB 又は教員 OB、プロパー職員、その他に区分し、職位別に分類すると以下に示す表のようになる。

(単位 : 人)

職位 \ 区分	県派遣職員 又は 教員派遣職員	岐阜県 OB 又は 教員 OB	プロパー職員	その他 ()
常勤役員	-	3	-	-
事務局長、部長	3	-	-	-
参事	-	1	-	-
課長	4	-	1	-
主幹	-	3	-	-
課長補佐、係長	6	6	5	-
その他の職位	5	5	6	24
合計	18	18	12	24
財団での 平均勤続年数	1.8 年	2.4 年	12.1 年	1.8 年

() 区分における「その他」は、スポーツ研究員、教員研修、専門職、日日雇用、国際交流員及び優秀指導専門員である。

(2) 監査の結果

OB 職員の処遇（指摘）

一般に外郭団体に対する自治体からの天下り人事が問題視されているが、当財団においても外観上その傾向が見られる。常勤役員3名はもちろんだが、職員についても財団での勤続年数が比較的短い割にはプロパー職員より全体的に職位が高く優遇されている観がある。しかも主幹3名及び課長補佐6名も組織図上は上の表でいう「その他の職位」の人達と同列に置かれていることから、指揮命令系統上ほぼ末端に位置しており、職位と実際に果たしている役割とのアンバランスが見られる。

県のOBと言えども、県を退職して財団に就職する以上は県時代の役職にとらわれることなく、財団で行う業務と実力に応じた役職とすべきである。

プロパー職員の処遇（意見）

組織図を眺めてみると、全体として部長、課長などの主要ポストの多くは県派遣職員または教員派遣職員で占められている。一方、プロパー職員は専門性の強いトレーニング指導課長に1人就いているのみである。県派遣職員や教員派遣職員の財団での平均勤続年数は人事異動直前の3月31日時点でも1.8年と短いのに対して、プロパー職員の平均勤続年数は12.1年であり、勤続1.0年の2名を除いた10名では平均14年以上にもなる。

部署によっては教員派遣職員の人事異動により、所長、課長、課長補佐という連続する3つのポストが短期間に入れ替わっていることから、実質的にはその下で働くプロパー職員の果たしている役割が大きいと考えられる。こうしたプロパー職員の業務に対する意欲をより向上させて組織の活力を高め、もってイベントやスポーツの振興に資するためには、プロパー職員の昇進余地を拡大するという観点からも動機付けが必要であると考えられる。

4. 施設利用料

(1) 概要

各施設の利用料金は、岐阜県が作成した料金表に基づいて定めている。

各施設の利用料の徴収方法は次のとおりである。

施設	徴収方法	客観性を保つための仕組み
で愛ドーム	予約制をとっており、主に事前の口座振込により徴収している。利用者の都合で当日支払となる場合は、事務局で現金を受け取っている。	岐阜県の所管部署や監査委員による監査の際には、予約リストと通帳を閲覧に供することにより、照合できるようにしている。また、現金で受領した場合には領収書を利用者に渡すとともに、その写しである「現金領収済通知書」を施設利用申込書に添付することによ
ふれ愛ドーム		
柔道場		
剣道場		
相撲場		
体育室		
弓道場		
長良川競技場		

補助競技場		り、収入の事実を残している。
長良川球場		
長良川テニス プラザ		
長良川球技メ ドウ		
スポーツ科学トレ ニングセンター		
岐阜アリーナ		
会議室		
長良川スイミ ングプラザ	団体利用の場合は、上記施設と 同様である。 個人利用の場合は発券機によ り入場券を販売することで料 金を徴収している。	団体利用の場合は、上記と同様であ る。 発券機にはロール紙を内蔵してお り、入金記録が連番をもって管理で きるようになっている。
トレーニング 室	発券機により入場券を販売す ることで料金を徴収している。	発券機にはロール紙を内蔵してお り、入金記録が連番をもって管理で きるようになっている。
世界イベント 村南臨時駐車 場	社団法人岐阜市シルバー人材 センターへ駐車場管理業務を 委託しており、必要の都度営業 し、料金収入は、後年原状復帰 するなどのための資金として 財団が積み立てている。	財団が発行した連番付の領収書を 社団法人岐阜市シルバー人材セン ターの駐車場係が利用料金と交換 に手渡している。このため、預けた 領収書の減少枚数分から駐車場収 入を計算でき、収入金額の正確性が 検証できる。
上記以外の有 料駐車場	普通自動車用は全て料金收受 ゲートを通るため発券機が現 金を徴収している。 観光バスについては、予約制で あり現金の徴収は生じない。	普通自動車用発券機にはロール紙 を内蔵しており、入金記録が連番を もって管理できるようになってい る。

(2) 監査の結果

現金払いによる利用料の管理（指摘）

で愛ドーム等の施設利用料については事前振込を原則としているが、利用者の利便性を優先して現金での支払いも受け付けている。利用者からの予約は施設ごとの予約一覧表に記載され多くの事務職員の目に止まるほか、現金領収の際には領収書とともに複写式の現金領収済通知書を岐阜県所定の書類に添付することになっているため、個人レベルでの不正が生じる余地はないと考えられる。

しかし、現在使用している領収書には連番が印字されておらず、財団の担当者が事務処理上の都合で番号を付しているに過ぎない。この結果、仮に財団が組織的に一部の現金利用の記録を抹消しても、県からはその事実を知ることができない。

社会的信頼は不正を行っているかいないかの問題ではなく、不正を行える余地があるかないかの問題であり、余地がないことを外部にアピールすることにより初めて信頼が得られると理解すべきである。従って、岐阜県は、例えば連番付の領収書を用意し財団に使用させる等の方法を講ずることによって、出納管理の透明性をより高めていくべきである。

5. 県民への一般開放

(1) 概要

『岐阜メモリアルセンター使用許可基準』(平成19年7月11日 教スポ第439号)(以下「使用許可基準」という。)は施設の設置目的及び施設運営の基本的な考えを次のように定めている。

1. 施設の設置目的

岐阜メモリアルセンター(以下「センター」という。)の各施設(長良川球技メドウを含む。)は、県下の同種施設の「中核的なスポーツ施設」であるとともに、世界的・全国的なアマチュアスポーツ大会・イベント、プロスポーツ等々を開催し、県民が世界の一流の競技等を楽しく観賞したり、全国的なイベントに参加したりすることができる施設、いわば「世界のイベント村」として機能するような施設として設置するものである。

2. 施設運営の基本的な考え

上記の目的を達成するためには、常時、世界的、全国的なスポーツ大会・イベント、プロスポーツ等が開催できるような状態にしておく必要がある。このため、各施設において芝保護のための休業期間の設定等それぞれの管理運営上必要な措置を講じなければならない。

また、特に、長良川競技場、長良川球場、長良川テニスプラザ(センターコートの部分)及び長良川球技メドウにおいては、その施設の使用が県民の憧れの的、競技者の晴れ舞台、例えば、高校野球における「甲子園球場」、高校ラグビーにおける「花園ラグビー場」、陸上競技における「国立競技場」的な意義付けを持って迎えられよう施設にしていくため、国際的、全国的規模のアマチュアスポーツ大会の開催、プロスポーツ競技の開催等その施設を使用することがふさわしい技術のすぐれたものを中心に使用を許可していくものとする。

上記の考え方に基づいて「3. 使用基準について」では具体的に使用を許可する基準を定めている。これを要約すると以下のとおりである。

特定施設の使用許可基準

対象施設	長良川競技場 長良川球場 長良川テニスプラザのセンターコート 長良川球技メドウ	
使用目的	ア．国際的、全国的、中部・東海ブロック及び全県的なアマチュアスポーツ大会 イ．国際的、全国的、中部・東海ブロック及び全県的な見本市、展示会、集会等の催し物の開催 ウ．プロスポーツ、音楽及び芸能等の興行の開催	
使用制限期間等	長良川競技場	a 4月から6月及び9月から10月におけるフィールド内球技の使用 b フィールド内球技の使用回数は、1週間につき2日間、1日につき3試合を限度とする
	長良川球場	a 12月から翌年の2月までの使用
	長良川球技メドウ	a 4月から6月までの使用 b 使用回数は、1週間につき2日間、1日につき3試合を限度とする（アメリカンフットボールについては、1週間につき1日、1試合を限度とする）

一般施設の使用許可基準

対象施設	特定施設以外の施設
使用目的	各施設の用途、又は目的にあったスポーツ等で、個人又は団体等が使用する場合に施設の使用を認める。ただし、補助競技場における投てき競技については、個人の使用を認めないものとする。
使用制限	ア．各施設について、同一人あるいは同一団体が長期間、かつ継続した専用使用は認めないものとする。 イ．イベント等で補助競技場フィールド内など芝生を有するグラウンドを使用する場合には、芝生保護措置を講じなければ使用を認めないものとする。 ウ．補助競技場については、管理の運営上、上記ア．及びイ．に掲げる事項以外に次の方針により管理運営を行うものとする。 a 4月から6月におけるフィールド内競技の使用は、原則として、認めないものとする。 b フィールド内競技の使用回数は、1週間につき2日間、1日につき3試合を限度とする。

(2) 監査の結果

利用機会の拡大について(意見)

岐阜メモリアルセンターでは、天然芝のコンディションを維持するなど利用期間や使用回数の制限を設け、憧れの的・晴れ舞台という位置づけを保つために利用目的を制限している施設がある。施設の利用度を見ると、前述したように休館日及び芝生の養生期間、設備点検等による利用制限日を除いた利用可能コマ数に対して、平成19年度は陸上競技場で39.1%、野球場で38.0%となっており、利用機会の拡大については、県の収入増に繋がることから、より積極的な利用拡大に努力していく必要がある。

6. 名誉顧問・スーパーバイザー設置事業

(1) 概要

名誉顧問

スポーツ科学トレーニングセンターの機能を更に高めるため、スポーツ科学の分野において特に顕著な実績と経験を持つ東京大学大学院教授A氏を名誉顧問として委嘱し、平成15年8月から運営全般にわたって指導・助言を受けている。平成19年度は3回の来館指導と、随時指導及び助言を受け、報償費として約100万円を支払った。

スーパーバイザー

最新のスポーツ科学情報の収集や個別的、専門的な指導・助言を受けるため、分野ごとに経験と実績のある専門家11名をスーパーバイザーとして委嘱し、職員の指導力向上に向けた指導及び選手への直接指導を受けている。平成19年度は1時間当たり6千円の報償費として約13万円を支払った。

(2) 監査の結果

指導記録(指摘)

名誉顧問設置事業においては、その訪問記録から1回の訪問につき2~4テーマについて、講演・会議・懇談会等の形式で指導が行われているようであるが、指導内容の記録保存が十分ではないため、このままでは貴重な指導を受けてもその知識・ノウハウが一時的なものになる危険がある。

当財団と名誉顧問とは業務の委嘱・受嘱の関係にあることから、本来なら名誉顧問から指導内容の結果報告書を提出することが望ましいと言える。しかし、それが諸事情により困難であるならば、財団側で毎回書記担当を設定し、指導内容の蓄積と共有を図るべきである。

スーパーバイザー設置事業については、平成19年度に実施した5件分の研修報告書が全て作成されていたが、過年度分については不十分な面もあるとのことであった。直接指導を受けるほか、電話相談による随時指導も受けているが、これらの指導内容是对価の支払いを伴う高価なノウハウであることから、可能な限り記録・保

存に努めるべきである。また、ノウハウの共有という意味では、会議での発表会を設けて共有を図っているとのことであるが、一時的なものにしないためにも閲覧しやすい形での記録・保存を図るべきである。

7. 指導者養成派遣事業

(1) 概要

日本一のチームや選手を育てるには、指導者の指導理論や指導方法等の向上が必要不可欠であるため、強化対象チームの指導者を対象にレベルの高い研修を実施し、全国的に通用する指導者の養成を図っている。

平成19年度の実施状況は以下のとおりであり、その事業費総額は1,489千円であった。

研修名等	参加者数等
認定指導者派遣研修	鍼灸、陸上競技、スケート、銃剣道、水泳、トライアスロンの6種目各1名 1人あたり1日ないし2日間。
岐阜県認定スポーツ指導者養成講習会	上級指導者・インテレクチュアルトレーナー養成講習 15名9日間 スポーツトレーナー養成研修 12名(フィジカル分野)4日間 10名(メンタル分野)5日間
「スポーツ王国づくり」研修会	30名(指導者養成講習資格者)および 46名(強化指定校)1日

(2) 監査の結果

研修報告書(指摘)

認定指導者派遣研修は、岐阜県が認定したスポーツ指導者を、競技力向上に係わる国際的・全国的規模の研修会に派遣するものであり、平成19年度は概要に示した6種目について、それぞれ1名が参加したが、財団へ研修結果報告書を提出している者は3名のみであった。

公費により研修を受ける者にとってその結果報告は義務と考えるべきであり、また本人にとっても結果報告書の作成を通じて研修内容をふりかえる良い機会となるはずである。さらには研修に参加しなかった者にも、その報告書の閲覧を通じて知識・ノウハウを取得する機会が得られることから、財団は研修結果報告書の確実な提出を求めていくべきである。

8. 優秀指導者配置事業

(1) 概要

国際的・全国的レベルの競技力を持つ選手やチームを育てた経験を持つ人材を指導者として配置し、日本一・世界一を目指す選手・指導者を直接指導することにより、競技力の向上と指導者の資質向上を推進している。

平成 19 年度は下記 9 名から指導を受け、総額で 12,304 千円の事業費を支出した。

指導者	種目	競技実績等	指導内容	指導回数
1	野球	元慶応大学監督 元野球日本代表監督	対象：高校硬式野球等 県大会上位校への実技指導	15
2	野球	セリーグベストナイン 7回 元プロ野球監督	対象：少年硬式野球 ホークスリーグ・シニアリーグチームの 実技指導	7
3	サッカー	元Jリーグ選手 FC岐阜所属	対象：小中学生 基本プレーを中心とした実 技指導	1
4	陸上競技	オリンピック出場3回 400m H	対象：中高校生 技術指導及びトレーニング 指導	6
5	陸上競技	オリンピック出場 4 × 400mリレー	対象：高校生、大学生等 技術指導、トレーニング指 導	206
6	スケート	国体 21 回出場 国体入賞者育成多数	対象：全般 実技指導、指導者の指導	10
7	ホッケー	全日本男子コーチ	対象：小中高校生 基本技能の指導、 フィールドイング指導	10
8	自転車	朝日大学自転車競技部 監督	対象：小学生～一般 基本技能の指導、ロードレースで の戦術指導、スタンディング指導	10
9	ボート	八百津高校ボート部コ ーチ	対象：小学生～一般 基本技能の指導、ビデオ撮 影、分析、指導	10

(2) 監査の結果

実績の蓄積について（指摘）

各選手に対する指導の効果をより高め、良い成績に結びつく確実性を少しでも高

めるためには、指導を受けた各選手に対して、毎回「何を学んだか」・「自分の問題点は何か」・「今後何に取り組むか」といった受講レポートを提出させるべきである。これによって各選手は自身の課題等を真剣に振り返ることができるため、指導の効果を高めることができるはずである。また、財団は提出されたこれらのレポートを多く蓄積することにより、問題点の克服方法等を共有でき、選手層全体のレベルアップにつなげることができるはずである。

9. 「武道フェスティバル in 岐阜」負担金

(1) 概要

「平成24年ぎふ清流国体」を間近に控え、県内の武道競技団体が相互に連携し、武道競技力の向上と武道人口の拡大を図ることを目的に、武道競技団体が一堂に会した「武道フェスティバル in 岐阜」を開催した。

開催日：平成20年1月20日、26日、27日

実施競技：柔道、剣道、弓道、相撲、銃剣道、空手道、なぎなた、
少林寺拳法、武術太極拳

会場：岐阜メモリアルセンター（で愛ドーム、柔道場、相撲場、弓道場、体育室）

これに当たり、演武披露、武道大会及び武道教室等における指導者の招聘並びに大会開催に向けた会議の経費について負担金を交付するものである。（実際に負担金を支出した団体は6団体であった。）

負担金交付要綱において、対象経費は以下のように定められている。

科目	内容
謝金	前日打合せ 当日指導
旅費交通費	中央講師：交通費および宿泊料 地元講師：交通費
会議費	弁当・茶菓代

(2) 監査の結果

対象経費について（指摘）

交付要綱に定められている対象経費に該当しない性質の経費が申請されているにもかかわらず、交付決定がなされてしまっている事例が見受けられた。（上記負担金対象経費および下表参照）

< 不適切と考えられる経費 >

(単位：円)

団体	内容	金額	備考
県剣道連盟	着物クリーニング代	5,000	

県弓道連盟	荷物運搬費	10,000	車 2 台 × 5,000 円
	借用費	15,000	道具類、装束
県相撲連盟	暖房機器リース料	50,000	
	消耗品費	20,000	砂、塩、医薬品

負担先 6 団体中 3 団体において不適切な事例があったことから、当該負担金事務担当者及び上席者のチェック機能が実質的に働いていなかったと考えられる。交付決定に当たっては、収支予算書における対象経費と申請額のチェックを徹底すべきである。

関連証憑のチェックについて（指摘）

収支決算書を含む実績報告書は申請者から入手しているが、これに記載されている対象経費について、担当者は領収証などの関連証憑をチェックしていなかった。

不適切な実績報告の牽制のため、関連証憑のチェックを行う必要がある。

10．スポーツ教室参加料収入

（1）概要

県民が自発的にスポーツができる機会を提供するため、年間を通じて以下のように各種スポーツ教室を開催している。

<平成 19 年度 スポーツ教室開催実績>

（単位：円）

コース名等	種目	参加人数	1 回当り受講料
前期コース	アクアビクス	44	700
	はじめてのスイミング	7	700
	テニス	25	700
	はじめてのテニス	11	700
	キッズ体操教室	4	700
後期コース	ボート	12	700
	ビームライフル	10	700
	アクアビクス	44	700
	スイミング	13	700
	テニス	52	700
	ヨーガ	23	700
	キッズ親子あそび	2	700
冬期コース	アクアビクス	37	700

	スイミング	13	700
特別企画	テニス	44	700

各種目とも6回または8回コース（受講料は4,200円または5,600円）

（2）監査の結果

参加者負担金の適正化について（指摘）

県民が自発的にスポーツできる機会を提供するため、年間を通じてテニス、水泳、アクアビクスなど各種目の教室を開催しているが、これにかかる参加者負担金は、単価が種目にかかわらず1回（1.5～2H程度）当たり700円と、民間企業が行っている同種の教室に比し非常に安価な水準にあると考えられる。この700円という金額は、県条例上のプールの一般利用料金（630円）を参考に設定されたとのことであった。

決算書上は、スポーツ教室開催事業費支出は1,571千円であり、当該収入1,794千円を下回っている。しかし、実際には当該事業に従事する財団職員がおり、下表のとおり、当該事業従事日数の合計は勤務日数ベースでいうと県派遣職員0.35人分の人件費が費されているものと考えられることから、当該事業の総コストは参加料収入を大幅に上回っているといえる。

従って、必要なコストを勘案し、適切な受益者負担を求めるよう検討すべきである。

<平成19年度 従事職員の当該事業の事務量割合>

職名	事務分掌における事務量割合
生涯スポーツ課普及係長	30%
生涯スポーツ課長	5%

11. 役職員の勤怠管理について

（1）概要

財団の役職員の勤怠管理方法としては、県の方法（電子化される以前）に準じて、紙面の出勤簿に各自で出勤時に押印し、休暇や出張については別途休暇届や出張伺いを提出し、上席者の承認後に庶務担当者が一括して事前に押印している。

また、時間外勤務については、別途時間外勤務命令簿にその都度記載し上席者の承認を得ており、月次で庶務担当者が個人別に算出した単価を時間数に乗じて時間外勤務手当を算定している。

（2）監査の結果

職員の超過勤務手当の算定誤りによる支給不足について（指摘）

超過勤務手当の算定資料を閲覧したところ、平成19年度の4月から11月分の

地域手当の調整率が当年度適用率である２％ではなく前年度適用率である１％で算定されていた。これによる超過勤務手当の不足額は３１千円であった。なお、前年度までは適正に算定されていた。

超過勤務手当については、毎月、庶務担当者が算定・集計した書類を事務局長まで決裁を取っているが、１２月分の算定まで発覚しなかったものであった。その要因としては、上席者のチェック機能が実質的には働いていないことが考えられる。

上席者が実質的にチェック機能を果たせるよう、以下のような改善措置を講じるべきである。

- (ア) 異動に伴う算定誤りのリスクを軽減するため、人件費算定に係る基本的事項について、財団としてのチェック項目を確立する
- (イ) 上席者、担当者ともに、主要な関連規程やその改定事項について、その都度理解の共有を図るようにする

職員の出勤簿の運用について（指摘）

ある専門職職員の出勤簿を閲覧したところ、勤務表兼出張伺い自家用車承認書旅行命令書では「公休日」となっているが、出勤簿上は「出張」となっており、また事務所に出勤したことを示す本人の押印もなされているケースが見受けられた。

担当者に質問したところ、「休暇」や「出張」の押印は、各職員が提出し上席者が承認して回付される休暇届や出張伺いを元に庶務担当者が実施することとなっており、直前で日程変更がなされた場合にも、月次で庶務担当者が上記書類と出勤簿をチェックすることにより整合性を確認しているとのことであった。但し、月次ベースでもチェック項目の庶務担当者の事務負担は相当程度あると推測される。

当該ケースは担当者チェック上の見落としによるものと推測されるが、こうした運用誤りのリスクを軽減するため、以下のような対策を講じるべきである。

- (ア) チェック実施者を複数とし相互牽制機能を働かせる
- (イ) 庶務担当者による月次チェックの前に、各職員本人による確認を周知徹底する

１２．収支計算書における表示について

(１) 監査の結果

人件費の表示区分について（指摘）

一部の専門職や日日雇用の職員を除き、主要人件費(役員３名、財団職員２９名、県派遣職員１９名、専門職８名、日日雇用７名、スポーツドクター２４名)が「管理費支出」に計上されている。

しかし、実際には各事業費に計上されている事業に関与する職員が多数おり、これらの職員は事業費支出で計上されている各事業に主に従事している。他方、施設管理を除いていわゆる管理業務を行うのは、役員３名、事務局長１名及び総務課７名のみである。

事業費支出に従事人件費が含まれないと、以下のような問題が生じると考えられ

る。

- (ア) 事業費支出が本来その事業実施に必要となるコストよりも少なく表示されるため、県補助金以外でその充当財源となる収入（参加者負担金、民間等からの助成金、受託収入など）との見合いで「コストに見合った収入が得られている」あるいは「県補助金のかからない事業である」といった誤った評価が導かれてしまう
- (イ) 上記の問題に関連して、参加者負担金や施設使用料の単価の妥当性の検討の元となる基礎データが歪められ、受益者負担の考え方に則した適切な料金設定が困難となる
- (ウ) 管理費支出が相対的に多く表示されるため、総支出額に対する管理費支出の割合が高くなり、実態以上に管理業務に無駄が多いという評価がなされてしまう

従って、各事業費に主に従事する課の人件費を合理的な方法で管理費支出から区分し、各事業費に計上することが、上記のような問題点を克服し、事業の実施・継続に係る意思決定や料金改定を適切に行う上で必要である。

13. 委託料について

(1) 概要

委託料の主な内訳ごとの過去5年間の推移は以下の通りである。

(単位：千円)

事業名 / 年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
設備運転監視業務及び重油地下タンク 清掃点検業務	27,725	26,339	26,045	25,305	25,283
施設環境整備業務	50,925	48,510	47,250	47,040	43,260
長良川スイミングプラザ管理業務	18,375	13,545	13,440	13,230	15,750
電気通信設備保守点検業務	6,598	6,090	6,557	5,992	6,352
空調設備等保守点検業務	9,995	8,860	8,350	7,927	7,350
芝生管理業務	85,050	84,000	81,900	78,750	76,650
樹木・花壇維持管理業務	22,470	23,478	24,255	20,685	18,900
常駐警備及び駐車場警備業務	51,534	50,400	49,896	36,750	34,776
岐阜アリーナ清掃・設備保守点検業務	12,474	12,348	12,705	11,651	7,539
その他	162,819	152,800	141,888	62,999	53,130
合計	447,966	426,371	412,287	310,330	288,991

平成19年度における業務単位で表示しているため、過去の年度分については平成19年度の業務単位に相当する各業務を集約して表示している。

上記の推移の通り年々委託料総額は減少してきており、特に平成 18 年度からは 1 億円程度減少している。これは、主に委託業務の集約等の仕様見直し及び県が直接修繕等を行う施設範囲の見直しによるものである。なお、平成 19 年度の岐阜アリーナ清掃・設備保守点検業務が大きく減少しているのは、アリーナの耐震補強工事による休館に伴い 5 ヶ月間清掃・保守業務が不要であったためである。

(2) 監査の結果

長期に亘る同一業者への委託について（指摘）

上記内訳に示した業務は、ほとんどが以下のように長期に亘り高い落札率で同一業者に継続して委託する結果となっている。なかには、平成元年の開館当時から継続して同一業者が落札している業務もあり、指名競争入札の実効性が失われている可能性がある。同一業者による長期間の受託は、業務遂行が効率的になる一方でサービスの低下を招く恐れがあるため、指名業者の入れ替えを増やす等、競争入札の実効性確保のための措置を講ずる必要がある。

過去 5 年間の主な業務の落札者及び落札率は以下のとおりである。

（単位：千円）

事業名 / 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
設備運転監視業務及び重油地下タンク清掃点検業務	27,657	26,271	25,956	25,305	25,283
	A 社	A 社	A 社	A 社	A 社
	平均落札率 98.6%				
施設環境整備業務	50,925	48,510	47,250	47,040	43,260
	B 社	B 社	B 社	B 社	B 社
	平均落札率 98.1%				
長良川スイミングプラザ管理業務	18,375	13,545	13,440	13,230	15,750
	C 社	C 社	C 社	C 社	C 社
	平均落札率 94.4%				
電気通信設備保守点検業務 2	6,598	6,090	6,557	5,992	6,352
	D 社他	E 社他	E 社他	E 社他	E 社
	平均落札率 98.1%				
空調設備等保守点検業務 2	9,995	8,860	8,350	7,927	7,350
	F 社	F 社	F 社	F 社他	F 社
	平均落札率 97.5%				

芝生管理業務	85,050	84,000	81,900	78,750	76,650
	G社	G社	G社	G社	G社
	平均落札率 98.9%				
樹木・花壇維持管理業務 2	22,470	23,478	24,255	20,685	18,900
	H財団 法人及 びI社	H財団 法人及 びI社	H財団 法人及 びI社	I社	J社
	平均落札率 97.6%				
常駐警備及び駐車場警備業務	51,534	50,400	49,896	36,750	34,776
	K社	K社	K社	K社	K社
	平均落札率 98.3%				
岐阜アリーナ清掃・設備保守点検業務	12,474	12,348	12,705	11,651	7,539
	A社	A社	A社	A社	A社
	平均落札率 98.4%				

- 1 上記の表において、上段は落札金額、中段は落札業者、下段は落札率（過去 5 年間の平均値で算定している）である。
- 2 集約された事業については、各事業を集約単位で合計して落札率を算出している。

契約事務手続について（指摘）

各委託業務契約書を閲覧した結果、印紙税の過払いが 1 件あった（名称 警報機械警備業務 契約金額 3,729,600 円）。契約金額が 500 万円以下であるため 2,000 円の印紙を貼付すればよいが、誤って 20,000 円の印紙が貼付しており、18,000 円の過払いとなっている。単純な手続きミスであり、割り印の押印前に契約書が上席者によってチェックされれば防げるはずである。

14 . 固定資産、物品について

(1) 概要

【財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団会計処理規程】（一部抜粋）

第 7 章 固定資産

(固定資産の範囲)

第 59 条 この規程において「固定資産」とは、次の各号をいい、基本財産とその他の固定資産に区分するものとする。

(省略)

(3) その他の固定資産

イ 建物（付属設備を含む。） ロ 構築物 八 車両運搬具 ニ 什器備品
ホ 土地 ヘ 建設仮勘定（建設中又は製作中の有形固定資産で、工事前払金、手
付金等を含む。）

（省略）

2 その他の固定資産に掲記した有形固定資産は、耐用年数が1年以上で、かつ、取
得価額が10万円以上の使用目的の資産をいう。

（購入）

第61条 出納役は、固定資産を購入しようとするときは、第36条の規定にかかわら
ず、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務決裁規程の定めるところ
により決裁を受けなければならない。

（1）購入しようとする固定資産の名称、種類、数量等

（省略）

2 前項の書類には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするた
めの書類を添付しなければならない。

（固定資産の管理）

第67条 経理責任者は、職員のうちから固定資産及び次章の物品（以下「固定資産等」
という。）の管理者を指名するものとする。

2 前項の固定資産等の管理者は、固定資産台帳に取得、移動、保全状況等について
所要の記録をして管理しなければならない。

（売却等）

第70条 固定資産等の管理者は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする
ときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務決裁規程の定めるところ
により決裁を受けなければならない。

（1）売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称、種類、数量等

（省略）

2 前項の固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の
理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達していな
い場合に限るものとする。

（売却等に関する報告）

第71条 固定資産等の管理者は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄したときは、
速やかに当該売却、撤去又は廃棄に関する報告書を作成して、理事長に報告しなけ
ればならない。

（現物との照合）

第73条 固定資産等の管理者は、固定資産を常に良好な状態で管理し、少なくとも毎
会計年度1回以上固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合にはその旨を経理
責任者に報告し、その指示を受けて帳簿の整備等を行うものとする。

第8章 物品

(物品の範囲)

第74条 この規程において「物品」とは、有形固定資産以外のもので、次の各号のものをいう。

(1) 消耗品 事務用消耗品、事務用消耗品等で、消耗什器備品以外のもの

(2) 消耗什器備品 耐用年数1年以上の物で、かつ、その取得価額が2万円以上10万円未満のもの

(物品の購入)

第75条 物品を購入しようとするときは、第36条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 購入しようとする物品の名称、種類、数量等

(省略)

(検査)

第76条 会計規則第122条の規定は、物品を購入する場合に準用する。

(物品の管理)

第77条 物品は、常に良好な状態で管理されなければならない。

2 固定資産等の管理者は、原則として、消耗什器備品台帳及び物品受払台帳を設けて、所要の記録を行い、その所在の状況及び残高を明らかにしておかなければならない。

(備品票の貼付)

第78条 固定資産等の管理者は、第59条第1項3号二の什器備品及び消耗什器備品に、品名、番号及び財団名を記載した備品票を貼付しなければならない。

(不用品の処分)

第79条 固定資産等の管理者は、不用となり、又は使用に耐えなくなった物品を不用品として整理し、事務処理規程の定めるところにより決裁を受けて、これを売却することができる。ただし、買受人がない場合、売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合その他売却することが適当でないと認められる場合には、事務処理規程の定めるところにより決裁を受けて、これを廃棄することができる。

(現物との照合)

第80条 固定資産等の管理者は、少なくとも毎会計年度1回以上消耗什器備品台帳及び物品受払台帳と現物と照合しなければならない。この場合において、差異があるときは第73条の規定を準用する。

(2) 監査の結果

物品購入起案書の決裁日付等の記載漏れについて(指摘)

起案書に決裁日付、施行日付及び保存期間が記載されていない事例が散見された。

調書管理を適切に行うため、これらの記載を必ず行う必要がある。

不要決定手続き漏れについて（指摘）

物品処分等調書を閲覧した結果、不要決定手続（上記会計処理規程第 79 条）を経
ていないのに既に廃棄されている消耗什器備品が数件あった。特に、国際交流員に
貸与していた全自動洗濯機・冷蔵庫については、帰国時に無断で処分されており、
今後このような事が起きないように事前に交流員に説明しておく必要がある。

【財団法人 岐阜県研究開発財団】

．団体の概要

1．団体名

財団法人 岐阜県研究開発財団

2．所管課

岐阜県 総合企画部 研究開発課

3．設立年月日

平成6年10月25日

4．沿革

平成6年10月	財団法人岐阜県研究開発財団設立
平成10年7月	「テクノプラザ」の管理運営を開始
平成11年4月	「岐阜県先端科学技術体験センター（サイエンスワールド）」 の管理運営を開始
	「岐阜県音楽療法研究所」の運営を開始
平成18年3月	指定管理者制度導入に伴いテクノプラザの管理運営を終了
平成18年4月	サイエンスワールドの指定管理者となる
平成19年4月	財団法人岐阜県国際バイオ研究所を統合

5．設立目的

研究開発に関する情報収集、情報提供、交流、支援、啓発普及等を促進すること及びバイオテクノロジーの先端的技術に関する研究開発を実施することにより、新しい技術の開発、新技術の地域産業への応用、実用化を通して、地域産業の高付加価値化を推進し、県民生活の向上に貢献する科学技術の振興に寄与することを目的とする。

6．主な業務内容

(1) 寄附行為に定める事業内容

研究開発に関する情報の収集事業

研究開発に関する情報の提供事業

研究開発に関する交流事業

研究開発に関する支援事業

研究開発に関する啓蒙普及事業

バイオテクノロジーに関する研究事業

岐阜県の指定管理者の指定を受けて行う岐阜県先端科学技術体験センターの管理運営事業

岐阜県から委託される岐阜県音楽療法研究所の管理運営事業
その他目的を達成するために必要な事業

(2) 本部・テクノプラザにおける具体的な実施事業

研究開発の支援事業

(ア) 研究開発情報の収集、提供事業

岐阜県研究開発財団ホームページにより、財団が収集した科学技術関連情報や研究開発に関する情報を研究者・技術者に提供し、財団のPRにも努めている。また、メールマガジンにより催事情報、公募情報などを会員に提供、配布先数の増加に努めている。

ホームページ更新 35回

メールマガジン配信 2回/月(号外15回)

メールマガジン会員 1041人(平成20年3月31日現在)

(イ) 研究開発のコーディネート事業

研究開発コーディネート事業

産学官によるネットワーク及び研究開発の成果を活用し、産学官が連携した共同研究を推進するため、コーディネータを中心に岐阜大学産官学融合センター等と協働して地域シーズの発掘・マッチング、技術移転等のコーディネートを行いました。

・国提案公募型事業応募・橋渡し件数 16件

プロジェクト創出研究会支援事業

岐阜大学等の研究者が保有する研究シーズの技術移転を目的として下記の産学官プロジェクト創出研究会を6課題行い、調査・実験・研究開発・試作、見学等の活動に必要な経費の一部を支援しました。

・環境保全を目指したセラミックスナノテク技術研究会(名古屋工業大学セラミック基礎工学研究センター)

・発電・蓄電システム用ナノ結晶材料の技術研究会(岐阜大学工学部)

・ワサビ栽培技術開発研究会(岐阜大学応用生物科学部)

・遺伝子情報に基づく花卉育種研究会(岐阜大学教育学部)

・環境配慮型ものづくりの研究会(岐阜大学工学部)

・アレルギー克服に有用な天然物の探索研究会(岐阜薬科大学)

(ウ) 研究開発・交流促進事業

大学等の講師による少人数の技術者・研究者の出会いの提供、ベストパートナー確保のチャンス、技術の融合化、技術課題解決の手掛かりとなる技術講演会を開催している。

テーマ「食品と健康」

平成20年3月10日 参加人数21人

テーマ「太陽電池の開発の現状」 平成20年3月18日 参加人数12人

研究開発の推進

(ア)産学官共同研究助成事業

県内企業が大学等の保有する優れた研究シーズを実用化・製品化するために大学等と共同で行う研究開発に必要な研究経費の一部を助成し、新技術、新商品の開発を促進している。

採択テーマ数4件

ローヤルゼリー及びローヤルゼリー蛋白質の機能性研究 ほか

(イ)研究開発推進調査事業

岐阜大学との産学官連携協力体制を強化するため、岐阜大学産官学融合センターに職員1名を随時派遣し、地域企業のニーズと大学のシーズのコーディネート活動を推進している。

人材チャレンジセンター事業

(社)岐阜県工業会への委託事業として、「ナノテク導入技術者研修事業」を実施してきた。

研修内容 接合技術8課題(座学4回、現地実習4回)

延べ参加人数 193人

知的所有権センター運営事業

(ア)地域中小企業等特許情報利用円滑化事業

特許流通支援事業

アドバイザー(2名)及びアシスタントアドバイザー(2名)が企業訪問を中心に活動し、特許権が有効利用されるように企業間や産学間における媒介を行っている。

特許情報活用支援事業

特許情報活用支援アドバイザー(1名)が来訪者や企業訪問によって、特許情報に関連する規則や活用の仕方などを支援している。

(イ)知的所有権センター運営事業

知的所有権情報提供サービス事業

設置端末を来訪者に利用してもらい特許情報を提供したり、特許公報の利用等に関する指導、相談等を行っている。

知的クラスター創成事業(特別会計)

地域新生コンソーシアム研究開発事業(特別会計)

都市エリア産学官連携促進事業(特別会計)

地域資源活用型研究開発事業(特別会計)

(3) 岐阜県先端科学技術体験センター（サイエンスワールド）

当財団は岐阜県からサイエンスワールドの運営管理業務を指定管理者として受託している。

サイエンスワールドでは先端科学技術をテーマに多彩な科学技術体験を通じて、青少年の科学への興味を喚起し、知性豊かな創造性に満ちた人材の育成を図るための実験体験型科学館として、科学実験ライブショーや、各種ワークショップ等を学校児童生徒、子供会等の団体、一般来館者に対して実施している。

施設の管理

県との管理運営協定に基づき、施設・設備等の保守管理を行っている。

常設事業

(ア) サイエンスショー

科学の面白さを実感させるエンターテインメント性あふれる科学実験ライブショーを実施している。

(イ) ワークショップ及びプログラム開発

身近な科学から先端科学まで、自分自身で体験できる「サイエンスワークショップ」や「ニュートリノコーナー」、また手軽に科学を学び楽しく体験できる「わくわくワークショップ」、「チャレンジワークショップ」などの体験教室を実施した。

(ウ) 広報

県内外に事業内容、イベント予定などを各種媒体を利用するなどしてPRした。また、インターネットやチラシ、パンフレット配布等による情報提供に努めた。

(エ) アドバイザリー委員会

平成20年2月10日に当センターで開催し、委員から平成19年度の運営状況及び今後の課題等に関する指導・助言を得た。

(オ) 出前実験講座（サイエンスコンテナ）

遠隔地等来館が困難な学校等に出向き、科学の不思議さ、面白さを体験する実験出前講座を年間150回（利用者15,461人）実施した。

企画事業

(ア) 「夢のたまご」を育てるサマースクール事業

児童・生徒たちが、世界最先端の研究を行っている研究者と交流できる場を設け、夢を持ち、夢を育む中で「自ら学び、自ら考える力」を身につける契機とすることを目的とし、夏休みを利用して普段実施できない、時間をかけた実験や見学等を楽しく体験するよう企画・実施している。

小学5・6年生	一泊二日	参加者 40人
中学生	二泊三日	参加者 36人
高校生	三日間	参加者 35人

(イ) 公開講座

科学技術に関心を持つ青少年や一般の方々が、科学の面白さ不思議さを自ら体験し、科学技術に関する理解を深める機会や親子のふれあいの場を提供した。

年間12回 参加者258人

(ウ) その他の企画事業

ゴールデンウィークや夏休み等に子供から大人までの幅広い層の人々に対し、以下のようなイベントを実施した。

ゴールデンウィーク特別企画

夏休み特別企画

お盆特別対応

科学研究相談

サイエンスフェア、科学研究フェスタ

瑞浪市科学作品展・発明工夫展

春休み対応

科学工作教室

(4) 岐阜県国際バイオ研究所での実施事業

プロジェクト研究事業

県民の健康増進と地域産業振興に役立つ研究開発を目指し、健康、医療及び生体環境分野において4つのテーマについて研究開発を行った。

(ア) 脳の健康維持に有用な植物ポリフェノールの評価システムの開発

(イ) 新しい癌診断マーカー及び標的分子の同定とその応用開発

(ウ) 酸化ストレスのメカニズムとその制御機構の解明

(エ) がんきつ類に含まれるフラボノイドの相互反応に関する研究とその応用開発

民間受託事業

県のバイオテクノロジー研究の研究開発拠点として、県内企業などが実施する研究事業を7社(健康食品、化粧品製造業)から受託し、技術的な支援を行った。

共同研究事業

県が地域産業の活性化を支援するために行う地域連携型技術開発プロジェクト事業「研究課題:天然由来の健康有用物質の探索と実用化」に参画し、機能性評価部門を担当した。

特許事業

研究成果の権利化と公表の推進、特許権等の戦略的实施及び発明者の高いインセンティブの確保を目指した特許戦略を展開した。

平成20年3月末現在の有効件数

特許出願中 38 件、登録済 1 件、計 39 件（うち延べ 19 件実施許諾済）

平成 19 年度特許出願等

- ・特許出願 7 件（出願 4 件、中国等移行 3 件）
- ・審査請求 8 件
- ・実施許諾 4 件契約（化粧品製造業 3 件、遺伝子受託検査業 1 件）

研究交流事業

「ぎふ E B B F フォーラム」など研究セミナーの開催やぎふ生命科学研究推進協議会の運営を通じて、国際バイオ研究所や関係機関の産学官研究者の成果について発表を行い県民への還元を行うとともに、研究者相互の交流を図った。

（ア）「ぎふ生命科学研究推進協議会講演会」（平成 19 年 7 月 20 日）

講演：科学に基づく疲労克服戦略

参加者 92 名

（イ）「ぎふ E B B F フォーラム 2007」（平成 19 年 11 月 1 日）

財団研究職員、県内産学官研究者による研究発表

講演：脳の栄養とその誤解

参加者 141 名

（ウ）「健康科学センター講演会・見学会」（平成 19 年 11 月 28 日）

講演：食の安全・安心と中国問題

参加者 95 名

（エ）「ぎふ生命科学研究推進協議会ライフサイエンスフォーラム」（平成 20 年 2 月 1 日）

講演：プリオン病の原因解明と治療薬開発

参加者 45 名

企画事業

産学官共同研究、受託研究及び研究成果の権利化、事業化などを積極的に推進した。

（ア）外部資金：JST 顕在化ステージ 1 件採択など

（イ）受託研究：8 件契約締結

（ウ）特許管理：出願（国内移行含む）7 件、審査請求 8 件
特許権等処分 3 件、実施許諾契約 4 件

（エ）講演会企画：4 件

公募型受託研究事業

国等が行う公募型研究開発制度に応募し、外部資金を活用したバイオテクノロジー分野の研究開発を行った。

（ア）採択課題「マイクロ RNA を用いた制がん戦略」

(5) 岐阜県音楽療法研究所での実施事業

音楽療法の普及・啓発事業

(ア) 第12回長良川音楽療法セミナーの開催

企業などのメンタルヘルス対策の取り組みについて学び、ストレス対処法としての音楽の活用方法について考えることを目的に、11月16日、17日に県民ふれあい会館会議室及びサラマンカホールにおいて開催した。

参加者783名

(イ) 公開講座等の開催

音楽療法の普及・啓発を推進するため、以下の講座等を実施した。

音楽療法公開講座(音楽健康講座・音楽療法普及講座・公開実践検討会)

岐阜、可児、多治見において一般県民向け音楽療法の演奏会等を開催した。

実施回数5回、参加者1,813名

音楽療法支援事業

(ア) 音楽療法士の認定

岐阜県音楽療法士の認定証交付式、認定委員会を開催した。

第13期岐阜県音楽療法士認定証交付式の開催

平成19年4月27日、40名に交付した。

平成19年度音楽療法士認定委員会の開催

平成20年2月8日に開催し、39名を認定した。

(平成19年度までの認定者数690名、うち岐阜県在住391名)

研修事業

音楽療法士の認定のための講座として、研修講座、現場実習等を実施したほか、すでに認定した音楽療法士の更新のための認定後講座を開催した。

(ア) 音楽療法士認定のための研修講座

研修講座実施回数129回、現場実習114回、延べ受講者数2,228名

(イ) 音楽療法士認定後の研修講座

音楽療法士の技能、資質の向上を目指して実施した。

研修講座実施回数106回、延べ受講者数2,114名

専門研究事業

(ア) 音楽の聴取時の人に与える生理的・心理的影響の研究として、下記のとおり調査研究を行った。

音楽表現の意味に視点を置いた適応指導教室における不登校児との音楽活動
慢性的な精神疾患の人にとっての効果的な音楽の効き方の検討

癒し系音楽を用いた聴取型の音楽活動

対象者の課題に沿った音楽療法のねらいの見直し

(イ) 研究員による研究成果発表会を行った。

(ウ) 研究員及び岐阜県音楽療法士の技術の向上、知識習得をめざし、専門研究講座、トレーニング講座を実施した。

専門研究講座実施回数 6 回、延べ受講者数 3 4 9 名

トレーニング講座実施回数 2 1 回、延べ受講者数 1 1 7 名

7. 組織体制

(1) 人員

平成 20 年 3 月 31 日現在

区分	現員数	県派遣	県OB	その他
常勤役員	4	1	2	1
正規職員	43	26	1	16
計	47	27	3	17

8. 事業状況

(1) 一般会計収支計算書

(単位：千円)

科目 / 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
基本財産運用収入	1	1	1	3	33
特定資産運用収入	-	-	-	-	29
事業収入	-	-	-	-	195
補助金等収入					
県補助金収入	268,584	238,036	232,685	156,277	260,714
国受託事業収入	1,142	-	6,555	-	-
県受託事業収入	243,774	253,885	218,894	118,561	18,656
県指定管理料収入	-	-	-	-	94,518
民間事業受託収入	-	-	-	-	11,528
その他の収入	29,009	28,943	28,941	1,000	1,800
補助金等収入合計	542,510	520,865	487,076	275,839	387,218
負担金収入	13,085	9,243	10,007	10,002	8,710
その他収入	2	6	1	15	65
事業活動収入計	555,599	530,116	497,087	285,859	396,252
2. 事業活動支出					
事業費支出					
研究開発支援事業費支出	38,619	26,146	46,335	35,461	26,741

先端科学技術体験センター事業費支出	98,362	125,064	94,551	98,601	94,018
音楽療法研究所事業費支出	22,679	21,185	22,649	19,284	15,574
国際バイオ研究所事業費支出	-	-	-	-	33,246
テクノプラザ管理運営事業費支出	147,734	135,856	135,664	-	-
エンタープライズ岐阜事務局事業費支出	69,289	48,697	39,022	-	-
～ 事業費支出合計	376,685	356,950	338,223	153,347	169,581
管理費支出					
事務局管理費	92,608	85,717	73,625	53,806	50,370
先端科学技術体験センター管理費	47,065	48,391	43,874	38,908	38,500
音楽療法研究所管理費	35,797	36,403	36,211	38,552	36,998
国際バイオ研究所管理費支出	-	-	-	-	98,630
管理費支出合計	175,471	170,512	153,711	131,267	224,500
その他	-	-	-	-	29
事業活動支出計	552,156	527,463	491,935	284,614	394,111
事業活動収支差額	3,443	2,653	5,152	1,244	2,141

科目 / 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
投資活動収支の部					
1 . 投資活動収入					
特定預金取崩収入	498	-	-	262	1,361
投資活動収入計	498	-	-	262	1,361
2 . 投資活動支出					
特定預金支出	460	791	820	688	2,191
固定資産取得支出	3,480	1,861	4,331	819	1,311
投資活動支出計	3,941	2,653	5,152	1,507	3,503
投資活動収支差額	3,443	2,653	5,152	1,244	2,141
財務活動収支の部					
1 . 財務活動収入					

特別会計貸付金返済収入	-	15,000	38,760	4,500	-
財務活動収入計	-	15,000	38,760	4,500	-
2. 財務活動支出					-
特別会計貸付金支出	-	15,000	38,760	4,500	-
財務活動支出計	-	15,000	38,760	4,500	-
財務活動収支差額	-	-	-	-	-
当期収支差額	-	-	-	-	-
前期繰越収支差額	-	-	-	-	-
次期繰越収支差額	-	-	-	-	-

(2) 一般会計貸借対照表(要約)

(単位:千円)

科目/年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
資産の部					
1. 流動資産	168,703	168,201	101,763	33,779	52,531
2. 固定資産	15,830	15,288	16,580	14,676	30,173
資産合計	184,534	183,489	118,343	48,456	82,705
負債の部					
1. 流動負債	168,703	168,201	101,763	33,774	65,617
2. 固定負債	3,770	4,561	5,382	5,808	12,913
負債合計	172,473	172,763	107,145	39,582	78,530
正味財産の部					
1. 指定正味財産	5,000	5,000	5,000	5,000	12,500
2. 一般正味財産	7,060	5,726	6,197	3,873	8,325
正味財産合計	12,060	10,726	11,197	8,873	4,174
負債及び正味財産合計	184,534	183,489	118,343	48,456	82,705

．外部監査の結果

(本部・テクノプラザ)

1．理事会について

(1) 概要

直近の理事会の出席状況は以下の通りであった。

		人数	出席者	欠席者の 表決 委任	欠席者の 代理出席	欠席者の 書面表決
第10回(平成20年3月) 次年度の事業計画及び 予算案の承認	理事	27(4)	10	3	2	12
	監事	2	1	-	-	-
	合計	29(4)	11	3	2	12
第4回(平成20年6月) 平成19年度決算の承認	理事	26(3)	13	2	-	10
	監事	2	1	-	-	-
	合計	28(3)	14	2	-	10

(注)平成19年度に係る理事会のうち、上記以外は書面決議のため掲載を省略している。
理事の人数欄の()は常勤理事の人数(内数)である。

(2) 監査の結果

理事の出席状況(指摘)

毎年数回開催される理事会のうち、2回は決算の承認及び次期事業計画案の承認を目的とする重要な議題であるため、出席を求める形式で理事会を開催している。しかし、実際には出席できない非常勤理事が多く、書面表決がなければ過半数出席という定足数が満たされず、理事会が成立しない状況である。これは欠席する理事は毎年のように欠席しており、名目上の理事が相当数名前を連ねている結果といえる。

非常勤理事は無報酬であることから、経済的負担はないが書面の入手に手間がかかるなど、財団の運営を非効率にしている面は否めない。理事の削減を図り、真に財団のことを検討できる理事のみによる円滑な意思決定が可能な役員組織にしていくべきである。

2．総務・経理部門の集約

(1) 概要

当財団は県内4か所に事業拠点を有し、それぞれに総務経理部門を置いている。

拠点名称	所在地	総務経理担当者数	参考
テクノプラザ	岐阜県各務原市	3人	本部
サイエンスワールド	岐阜県瑞浪市	3人	
音楽療法研究所	岐阜県岐阜市	1人	
国際バイオ研究所	岐阜県各務原市	2人	
合計		9人	

(2) 監査の結果

総務・経理部門の集約（指摘）

当財団は事業拠点が4箇所に分かれており、総務経理担当者もそれぞれの拠点で1～3人程度が業務を行っているため、財団全体としては人員60人に対し延べ9人の総務経理担当者を抱えていることになる。例えば50人程度の事業所であれば、通常5人以下で対応できると考えられることから、現在の人員は過剰と思われる。

サイエンスワールドにおいて僅かに現金を扱う他は、全て口座振替により入金や決裁が行われていることから、経理の拠点を統合することは比較的容易だと考えられる。複数の財団が統合した目的の一つに経費の削減が意図されていることから、その効果を高めるため総務・経理部門の集約に早期に着手すべきである。

3. 経済産業省受託事業

(1) 概要

平成19年度において、経済産業省の受託事業として行った事業は次の2つである。

地域新生コンソーシアム研究開発事業（事業期間 平成18年度～平成19年度）

当事業は、地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、大学等の技術シーズや知見を活用した産学官の共同研究体制の下で、実用化に向けた研究開発を行うことを目的とするものであり、当財団は管理法人として、プロジェクトの管理運営、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理及び研究開発成果の普及を行った。

研究テーマ 「眼底立体画像を用いた眼科健康診断支援システムの開発」

コンソーシアム体制 [産] 省略、[学] 岐阜大学、[官] 岐阜県研究開発財団

成果 企業が眼底立体画像撮影装置、眼底立体画像表示装置及び眼底立体画像蓄積装置の3装置をシステム化し、薬事の指定管理医療機器の認証を取得し、販売を開始した。

地域資源活用型研究開発事業（事業期間 平成19年度～平成20年度）

当事業は、地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、地域における産学官の共同研究体制を組織して行う、地域に存在する資源を活用した新製品の開発を目指す実用化技術の研究開発を行うことを目的とするものであり、当財団は管理法人として、プロジェクトの管理運営、コンソーシアム構成員相互の

調整、財産管理等の事務的管理を行った。

ア． 研究テーマ 「特定保健用食品を目指した低分子量寒天の開発」
共同研究体制〔産〕省略、〔官〕岐阜県産業技術センター

イ． 研究テーマ 「ゾーン加熱方式による美濃和紙の炭化と導電性材料への応用」
共同研究体制〔産〕省略、〔官〕産業技術総合研究所、岐阜県産業技術センター

(2) 監査の結果

経済産業省受託事業の企業との契約内容（指摘）

財団は平成 19 年度において 4 つの特別会計を実施しているが、この内「地域新生コンソーシアム研究開発事業」と「地域資源活用型研究開発事業」は経済産業省からの受託事業であり、補助金の使用方法等について次の 2 点で共通している。1 つは、国庫補助金が後払いとなる点である。つまり財団が年度途中に必要な資金を立て替えて支払い、経済産業省からは受託事業の対象となる研究が契約どおり進められたことの確認がとれてから、年度末に財団に対して支払われる。このため、もしも企業が契約に従って研究活動を進めない場合、国庫補助金は支払われなくなり、財団は研究資金を持ち出す結果となる。このため財団は企業と交わす契約書上、研究活動の不履行の場合には委託金の返還請求ができる旨を定めている。

もう 1 つの共通点は、企業が研究開発のために使用する機械設備は財団が購入し、財団所有のもとで企業に使用させるルールになっている点である。これは契約不履行の場合に国や財団の損失リスクを最小限に留めるためであると考えられる。しかし、一旦使用に供された機械設備は中古品としての市場価格かスクラップとしての価格でしか換金できず、財団に機械装置の所有権が留められていても、契約不履行の場合には購入費用の多くの部分が損失となる可能性が高い。

このため、財団は企業と契約を交わすに当たり、契約不履行の場合には支出した研究資金のほか、機械装置の価値減少部分についても損害賠償請求ができるよう契約内容を見直すべきである。

4. 県補助金収入について

(1) 概要

当財団の県補助金収入の内訳は以下のようになっている。

<平成 19 年度 財団の県補助金収入の事業費別内訳>

(一般会計)

(単位：千円)

項目	研究開発課	産業政策課	備考
事業費	36,370	6,525	

研究開発支援事業費	15,337	6,525	知的所有権センター運営事業費は産業政策課
国際バイオ研究所事業費	21,033		
管理費	215,627		
事務局運営費	50,337		
先端科学技術体験センター管理費	36,144		
音楽療法研究所管理費	31,663		
国際バイオ研究所管理費	97,482		
特定資産取得支出	2,191		
合計	254,189	6,525	

(知的クラスター創成事業会計)

項目	研究開発課	産業政策課	備考
事業費	7,299		
合計	7,299		

(都市エリア産学官連携促進事業会計)

項目	研究開発課	産業政策課	備考
事業費	1,644		
合計	1,644		

(2) 監査の結果

補助金の窓口について (意見)

財団の補助金の窓口は、上表にあるように研究開発課と産業政策課の2つの課があり、交付申請を行う財団本部の総務部門において事務負担が大きくなっているとのことである。実務上、1つの補助金について交付申請、交付決定、分割の収受、確定に伴う精算など様々な事務手続があり、これらが2倍となることでその負担は相当程度あると考えられる。

従って、補助金窓口の一括化により、財団の事務負担の削減が可能となり、人件費の節減にもつながると考えられるため、その実現にむけて検討してほしい。

5 . 産学官共同研究助成事業の公平性

(1) 概要

県研究開発課からの補助金を財源として、産学官共同研究を促進し県内企業の研究開発の活発化、技術水準の向上を図ることを目的に、共同研究を行う企業に対し助成金を交付するものである。

平成 19 年度の実績は、助成対象団体 4 件、助成金総額 9,935 千円である。
 交付要綱上、対象者、対象事業、対象経費等について以下のように定められている。

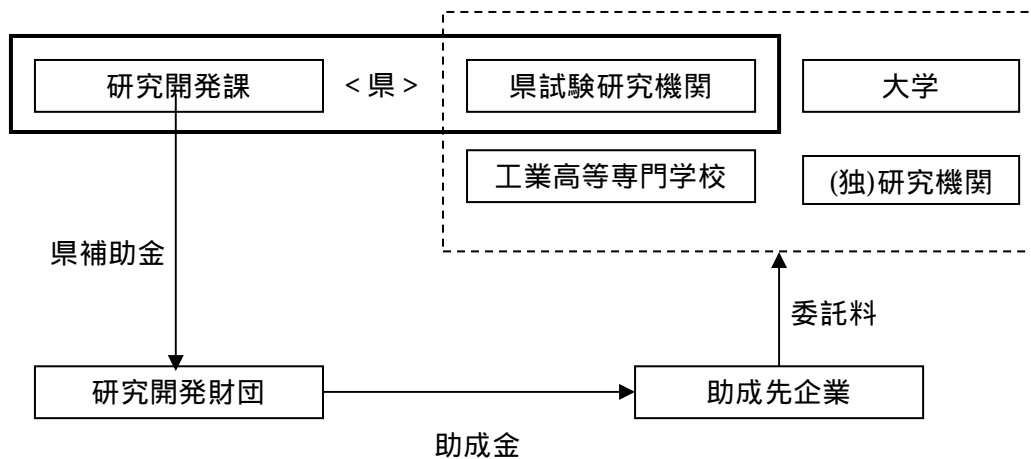
事項	内容
対象者	県内に所在する企業等で、大学等又は研究機関等の技術シーズを活用し実用化するため、大学等又は研究機関等と共同して研究開発を行う者
対象事業	1)メカトロニクス、新素材、バイオテクノロジー等の先端技術に関する研究開発 2)福祉機器、環境保全機器、リサイクル技術等に関する研究開発 3)その他、県内産業の高度化に資する研究開発
対象経費	1)大学等との共同研究、大学等及び研究機関等への委託経費 2)原材料及び副資材、部品及び工具器具の購入経費 3)機械装置、試験機器の購入・借用・修繕経費 4)外注加工経費 5)助成事業の結果生じた工業所有権に関する申請・取得経費 等
助成額	2 カ年以内 研究経費（人件費を除く。）の 3 分の 2 以内 （うち委託経費は助成金総額の 4 / 1 0 限度） 1 年 1 件当たり 5 0 0 万円を限度

(2) 監査の結果

助成対象の認定の公平性について（指摘）

当該制度は、助成申請団体である企業の共同研究先が県の試験研究機関であるケースもあり、今年度も助成団体 4 件中 2 件が該当している。この場合、試験研究機関は共同研究企業より受託収入を受ける立場にあり、全体では下図のような関係となることから、共同研究企業への助成の可否は、県研究開発課にとって傘下の試験研究機関の事業実績および収入の獲得に直結していると考えられる。

< 産学官共同研究助成金の流れ >



助成対象の認定にあたっては、公平性を保つため、助成申請団体の直接の関係者や、同団体の影響を大きく受ける関係にある者は関与しないこととすべきものと考えられる。

しかし、当該助成金認定審査会の審査委員（５名）の中には、県研究開発課の課長が含まれているため、県の収入確保あるいは傘下の試験研究機関の事業実績の確保を考慮に入れた判断を行うことにより、助成対象の認定の公平性が害される可能性がある。

従って、このようなケースにおいては、県研究開発課関係者を上記審査会の委員にしないことを明確に規定すべきである。

6．産学官共同研究助成事業の採算性

(1) 概要

この事業は県内企業等が大学や研究機関等の有する優れた技術シーズを活用し、共同で研究開発を行う際に必要な経費の一部を助成することにより、県内企業の研究開発の活性化、技術水準の向上を図ることを目的としている。

当財団は平成８年度からこの事業を行っており、その成果は以下の表に示すとおりである。（事業者名、研究テーマの記載は省略している。）

出願：研究成果を特許出願したことを示す。

展開：研究成果をもとに新しい研究開発事業を展開したことを示す。

テ ー マ No	実施年度	事業化状況	
		平成 19 年度までの調査結果	成果
1	H8～H10	製品が販売されている	出願・展開
2	H8～H10	研究開発を終了した	出願・展開
3	H8～H10	研究開発を終了した	出願・展開
4	H8～H10	研究開発を終了した	
5	H8～H10	研究開発を終了した	
6	H9～H11	研究開発を終了した	出願・展開
7	H9～H11	継続的に販売実績があり利益を上げている	展開
8	H10～H11	研究開発を終了した	出願
9	H10～H11	研究開発を終了した	展開
10	H10～H11	研究開発を終了した	出願
11	H10～H12		
12	H11～H13	研究開発を終了した	出願
13	H11～H12	研究開発を終了した	出願・展開
14	H11～H13	研究開発を終了した	出願・展開
15	H11～H12	継続的に販売実績はあるが利益は上げていない	出願

16	H11～H13	研究開発を終了した	出願
17	H11～H12	研究開発を終了した	展開
18	H11	自社単独で開発を継続中	出願
19	H11～H12	研究開発を終了した	出願
20	H11		
21	H11	研究開発を終了した	展開
22	H12～H13	自社単独で開発を継続中	展開
23	H12～H13	継続的に販売実績があり利益を上げている	展開
24	H12～H14	製品販売に関する宣伝等を行っている	出願
25	H12	継続的に販売実績があり利益を上げている	出願・展開
26	H12	研究開発を終了した	
27	H13～H14	研究開発を終了した	出願・展開
28	H13	自社単独で開発を継続中	展開
29	H13～H14	研究開発を終了した	
30	H13	継続的に販売実績があり、利益を上げている	出願・展開
31	H13	自社単独で開発を継続中	出願
32	H13	研究開発を終了した	
33	H14	製品が販売されている	展開
34	H14	研究開発を終了した	
35	H14	研究開発を終了した	
36	H14～H15	研究開発を終了した	出願
37	H14～H15	自社単独で開発を継続中	出願・展開
38	H14～H15	継続的に販売実績があり、利益を上げている	継続中
39	H14～H15	継続的に販売実績があるが、利益は上げていない	出願・展開
40	H15	研究開発を終了した	展開
41	H15	研究開発を終了した	展開
42	H15～H16	研究開発を終了した	出願
43	H15～H16	助成事業と異なる共同研究先と継続中	展開
44	H16	試作を行い、製品販売の準備をしている	出願・展開
45	H16～H17	助成事業と同じ共同研究先と継続中	出願・展開
46	H16	自社単独で開発を継続中	展開
47	H16	試作を行い、製品販売の準備をしている	出願
48	H17～H18	助成事業と同じ共同研究先と継続中	出願
49	H17～H18	助成事業と同じ共同研究先と継続中	展開
50	H17～H18	助成事業と同じ共同研究先と継続中	出願

51	H17	継続的に販売実績があるが、利益は上げていない	展開
52	H17	注文（契約）が取れている	展開
53	H18	（共同研究実施中）	出願
54	H18	助成事業と異なる共同研究先と継続中	出願
55	H18	助成事業と同じ共同研究先と継続中	継続中
56	H18	助成事業と同じ共同研究先と継続中	継続中
57	H18	自社単独で開発を継続中	継続中
58	H18	製品が販売されている	出願・展開
59	H19	（共同研究実施中）	
60	H19	（共同研究実施中）	出願
61	H19	（共同研究実施中）	展開

この事業における過去5年間の事業費及びそれに含まれる助成金支出額は以下のとおりである。

（単位：千円）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
事業費	23,366	18,413	21,886	18,399	10,093
うち助成金	20,623	17,113	21,700	18,141	9,935

（2）監査の結果

産学官共同研究助成事業の採算性（指摘）

全61テーマのうち共同研究実施中の4テーマを除いた57テーマの中で「継続的に販売実績があり、利益を上げている」テーマは僅か5テーマ（8.8%）であり、利益面からの評価では成功割合が低い。その他の事業効果としては、共同研究を実施した31テーマについて企業が特許出願を行い、新しい技術シーズの知的財産化が進められている。また、当事業成果をもとにした企業の新しい研究開発が30テーマあるなど、企業の研究開発の活性化面での貢献もある。このような研究助成事業の成果をどのように評価するべきかについては意見がわかれるところである。

利益面から評価するならば、国レベルで行う基礎研究の場合、明確な成果が得られなくても基礎技術が蓄積されること自体に意義があるのかもしれないが、県レベルで行う応用研究の場合は、財源が県民の税金であることから、何らかの県民への還元が前提となると考えられ、本来ならば特定企業の研究開発活動に使われることは認められないはずである。それが取れて認められるのは、その企業が実用化に成功することによって最終的には助成した額以上の県税収入が県に還流すると期待できる場合に限られるはずである。そこで財団としては個別テーマごとには失敗することがあるとしても、全体としては上記採算ベースに乗るようテーマの選定や進捗

管理に注意を払う義務がある。

そのためには助成対象の選定をこれまで以上に厳格にし、実用化・製品化の確度が十分に高いと考えられるテーマに絞って助成を行う。或いは、「共同研究に要する研究経費（人件費を除く）の3分の2以内」としている助成割合を引き下げ、例えば「2分の1以内」や「3分の1以内」とすることで、応募してくる企業自身が負担するリスクをこれまでより高めに設定し、企業に従来以上の本気を求めていくなど、成果があがる体制を整えていく必要がある。

7. 収支計算書の表示

(1) 監査の結果

人件費の表示区分について（指摘）

一部の非常勤職員を除き、主要人件費（役員4名、プロパー職員17名、県派遣職員26名、嘱託員9名、日日雇用5名が「管理費」に計上されている。

しかし、実際には各事業費に計上されている事業に関与する職員が多数おり、これらの職員は「事業費」で計上されている各事業に主に従事している。他方、施設管理を除いていわゆる管理業務を行うのは、役員4名及び各部門総務課ライン（本部4名、サイエンスワールド5名、国際バイオ研究所4名、音楽療法研究所2名）のみである。

事業費に従事人件費が含まれないと、以下のような問題が生じると考えられる。

- (ア) 事業費が本来その事業実施に必要となるコストよりも少なく表示されるため、県補助金以外でその充当財源となる収入（参加者負担金、民間等からの助成金、受託収入など）との見合いで「コストに見合った収入が得られている」あるいは「県補助金のかからない事業である」といった誤った評価が導かれてしまう
- (イ) 上記の問題に関連して、参加者負担料の単価の妥当性の検討の元となる基礎データが歪められ、受益者負担の考え方に則した適切な料金設定が困難となる
- (ウ) 管理費が相対的に多く表示されるため、総支出額に対する管理費の割合が高くなり、実態以上に管理業務に無駄が多いという評価がなされてしまう

従って、各事業費に主に従事する課の人件費を合理的な方法で管理費から区分し、各事業費に計上することが、上記のような問題点を克服し、事業の実施・継続に係る意思決定や料金改定を適切に行う上で、望ましいものと考えられる。

8. 委託料について

(1) 概要

委託料の主な事業区分ごとの過去5年間の推移は以下の通りである。

(単位：千円)

事業区分 / 年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
事務局	109,169	93,532	91,417	7,266	5,973
先端科学技術体験センター	53,451	70,279	49,271	49,145	49,143
音楽療法研究所	9,230	5,932	8,206	8,265	5,573
国際バイオ研究所 1	-	-	-	-	918
エンタープライズ岐阜 2	60,278	42,400	29,721	-	-
一般会計 計	232,130	212,146	178,616	64,676	61,609
知的クラスター創成事業	71,365	439,937	473,042	495,361	453,337
地域新生コンソーシアム研究開発事業	-	6,727	80,324	23,805	306
都市エリア産学官連携促進事業	-	-	71,898	64,220	68,545
地域資源活用型研究開発事業	-	-	-	-	12,148
特別会計 計	71,365	446,664	625,266	583,386	534,339
合計	303,495	658,810	803,882	648,063	595,948

- 1 平成 19 年 4 月に財団法人岐阜県国際バイオ研究所を統合した。
- 2 平成 18 年 4 月にエンタープライズ岐阜事務所を(財)岐阜県産業経済振興センターへ移管した。

事務局の委託料が平成 18 年度から急激に減少しているのは、テクノプラザの管理運営を民間の指定管理者に移管したためである。特別会計としている各事業は、全て国からの受託事業である。

(2) 監査の結果

一回目の入札が不落の場合の予定価格の変更について(指摘)

知的クラスター創成事業において行われたハノーバーメッセ(ドイツのハノーバーで開催される国際的な産業見本市)への出展に係る委託業務については、一回目の指名競争入札結果が予定価格を上回ったため不落となり、予定価格変更のうえ日を改めて行われた二回目の入札で落札されている。この予定価格変更について、その積算資料は以下のように変更されている。

(単位：千円)

項目	変更前			変更後		
	個数	単価	金額	個数	単価	金額
展示ブース設計 1	1 式	700	700	1 式	1,300	1,300
招待状(印刷費) 2	1 式	72	72	1 式	530	530
招待状(発送、発送作業) 2	1 式	185	185	1 式	468	468

パンフレット 1	3	1 式	279	279	1 式	600	600
パンフレット 2	3	1 式	282	282	1 式	300	300
パネル	4	1 式	383	383	1 式	240	240
プレスカタログ (A4 版)	5	1 式	103	103	-	-	-
プレスカタログ (A5 版)	5	1 式	10	10	-	-	-
セールスマテリアル一式	6	1 式	250	250	1 式	400	400
デザイン、翻訳費	6	-	-	-	1 式	1,320	1,320
輸送業務	1	1 式	4,264	4,264	1 式	4,435	4,435
輸送保険		1 式	65	65	1 式	65	65
施行費一式	1	1 式	3,000	3,000	1 式	3,077	3,077
展示ブース小間代	1	1 式	2,023	2,023	1 式	2,075	2,075
ケータリング一式		1 式	69	69	1 式	69	69
アテンダント(独英語通訳) 1		2 人	299	599	2 人	307	614
アテンダント(独英語接客) 1		2 人	243	486	2 人	249	499
現地コーディネーター人件費 1		1 人	312	312	-	-	-
管理者渡航費		2 人	760	1,520	2 人	760	1,520
通信費		1 式	222	222	1 式	225	225
広告料 (1/5 面、3 回、英・独 訳) 7		1 式	509	509	1 式	518	518
保険 (展示物、スタンド、アテ ンダント)		1 式	1,235	1,235	1 式	1,235	1,235
付加価値税		1 式	1,606	1,606	1 式	1,579	1,579
小計				18,177			21,071
管理費 (小計の 10%)				1,817			2,107
合計 (消費税抜き)				19,994			23,178

< 仕様書の変更点 >

- 1 変更点なし。
- 2 招待状に招待入場券を同封する旨及び案内状を作成する旨を明記したのみで実質的な変更はない。
- 3 1,500 部から 3,000 部へ変更。
- 4 パネル数 5 枚から 8 枚へ変更。
- 5 削除。
- 6 1,500 部から 3,000 部へ変更。その他「原文及び図表・写真を元に翻訳、デザイン、製

作、印刷を行うこと」から「原文及び図表・写真、基本デザインを元に翻訳、製作、印刷を行うこと」に変更。

7 表現を3回から1回(3日分)に変更したのみで実質的な変更点はない。

上記のように、各項目の変更がなされていない(上記 1)または実質的な変更がない(上記 2、7)にもかかわらず予定価格が増加変更されているものが多く、結果、二回目の予定価格が一回目に比し税抜きベースで合計3,184千円増加している。

この経緯を見ると、二回目も不落となるのを避けるために根拠なく予定価格を増加変更しているとしか言えない。もし、予定価格の増加変更に合理的根拠があるならば、その旨を変更仕様書で明示するべきであるし、また、当該変更を審査しているはずの契約審査会は、不明瞭な変更を牽制するべきである。

9. 固定資産、物品について

(1) 概要

【財団法人岐阜県研究開発財団会計処理規程】(一部抜粋)

第7章 固定資産

(固定資産の範囲)

第59条 この規程において「固定資産」とは、次の各号をいい、基本財産とその他の固定資産に区分するものとする。

(省略)

(3) その他固定資産

イ 車両運搬具 ロ 什器備品 ハ ソフトウェア ニ 特許権 ホ 保証金
ヘ 投資有価証券(長期所有を目的とする県債、公社債等をいう。)

(省略)

2 その他の固定資産に掲記した有形固定資産は、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の使用目的の資産をいう。

(購入)

第61条 出納役は、固定資産を購入しようとするときは、第36条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 購入しようとする固定資産の名称、種類、数量等

(省略)

2 前項の書類には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添付しなければならない。

(固定資産の管理)

第66条 経理責任者は、職員のうちから固定資産及び次章の物品(以下「固定資産等」という。)の管理者を指名するものとする。

2 前項の固定資産等の管理者は、固定資産台帳に取得、移動、保全状況等について所要の記録をして管理しなければならない。

(売却等)

第 69 条 固定資産等の管理者は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称、種類、数量等
(省略)

2 前項の固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達していない場合に限るものとする。

(売却等に関する報告)

第 70 条 固定資産等の管理者は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄したときは、速やかに当該売却、撤去又は廃棄に関する報告書を作成して、理事長に報告しなければならない。

(現物との照合)

第 72 条 固定資産等の管理者は、固定資産を常に良好な状態で管理し、少なくとも毎会計年度 1 回以上固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合にはその旨を経理責任者に報告し、その指示を受けて帳簿の整備等を行うものとする。

第 8 章 物品

(物品の範囲)

第 73 条 この規程において「物品」とは、有形固定資産以外のもので、次の各号のものをいう。

(1) 消耗品 事務用消耗品、事業用消耗品等で、消耗什器備品以外のもの

(2) 消耗什器備品 耐用年数 1 年以上の物で、かつ、その取得価額が 2 万円以上 10 万円未満のもの

(物品の購入)

第 74 条 物品を購入しようとするときは、第 36 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 購入しようとする物品の名称、種類、数量等
(省略)

(物品の管理)

第 76 条 物品は、常に良好な状態で管理されなければならない。

2 固定資産等の管理者は、原則として、消耗什器備品台帳及び物品受払台帳を設けて、所要の記録を行い、その所在の状況及び残高を明らかにしておかなければならない。

(備品票の貼付)

第 77 条 固定資産等の管理者は、第 59 条第 1 項 3 号口の什器備品及び第 73 条第 1 項第 2 号の消耗什器備品に、品名、番号及び財団名を記載した備品票を貼付しなければならない。

(不用品の処分)

第 78 条 固定資産等の管理者は、不用となり、又は使用に耐えなくなった物品を不用品として整理し、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けて、これを売却することができる。ただし、買受人がいない場合、売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合その他売却することが適当でない認められる場合には、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けて、これを廃棄することができる。

(現物との照合)

第 79 条 固定資産等の管理者は、少なくとも毎会計年度 1 回以上消耗什器備品台帳及び物品受払台帳と現物と照合しなければならない。この場合において、差異があるときは第 72 条の規定を準用する。

(2) 監査の結果

固定資産、物品の現物照合について(指摘)

固定資産については現物実査が実施されているものの、その結果報告資料が作成されていない。現物とリストが全て一致していたとしても必ず結果資料を作成し役席者の承認を得たうえ当該資料を保存する必要がある。また、消耗什器備品については、各事業所の現物実査結果の事務局への報告を実施年月日のみで足りるとしているが、事務局が全体の現物管理状況を把握しておく必要があるので、少なくとも全件一致か否か、不一致があるならその物件名と原因の報告を要求するべきである。

その他、当年度に実施された現物実査の結果、管理シールの貼付漏れが 2 件あった旨のメモがあった。必ず、購入時台帳登録とともに現物へのシール添付がなされる必要がある。

(サイエンスワールド)

10. 出前実験講座事業

(1) 概要

遠隔地等のため来館が困難な体験希望者のニーズに応えるため、県内の学校等に向いて実験出前講座を、平成19年度は年間150回(利用者15,461人)実施している。利用料は無料であり、学校での理科の授業にも充当できることから、各学校や団体等から引合いが多く、利用回数を原則として一年に一度までという制限を設けて公平を図っている。

(2) 監査の結果

予約の受付方法(指摘)

利用状況一覧表を見ると、当施設がある瑞浪市に近い土岐市、多治見市、恵那市等の学校等へ出向いて実験講座を行っている例も多く見られる。近隣地域では当センターの認知度も高いことから、近くの学校等からの予約が入りやすいものと思われる。しかし概要でも述べたように出前実験講座の趣旨は、遠隔地等のため来館が困難な者にも科学実験を体験する機会を提供することにある。従って予約状況に余裕がある場合を除き、遠隔地の学校等を優先し、近隣の学校等に対してはできるだけ来館を促していく必要がある。

現在、出前実験の予約は準備の都合上1か月前までに行うよう定めているが、その他の条件は置いていない。このため、認知度に比例して近隣の学校等からの予約が先行し、それが実績となって表れていると考えられる。

当講座の趣旨である「遠隔地等のため来館が困難な者にも科学実験を体験する機会を提供する」ためには、いわゆる早い者順ではなく、複数の予約申込者の中から当センターが衡平を勘案しつつ選考できる制度が必要であると感じられる。そのためには、例えば3か月を超える先の予約は仮予約とし、複数の学校等からの仮予約を受け付け、残り3か月となった時点で当センターが地理的状況や昨年までの実績等を勘案して出前先を決定・通知し本予約とする等の工夫をすべきである。

受講者の負担(指摘)

現在、出前実験講座においては、当センターへの来館者と同様、その受講者から受講料を徴収していない。しかし、来館者は来館に要する交通費を自己負担して受講するのに対して、出前講座の利用者は交通費を負担することなく受講することができ、来館者との間で衡平を欠いている。

受講者負担額についてどのように定めるかについて、財団で検討中とのことであるが、交通費そのものを課したのでは、出前実験講座の趣旨が歪められてしまうであろう。また、効率的な運営の観点からは参加人数が多いほど一人当たりの負担額が少なくなるようにすれば、依頼者側はできるだけ多くの参加者を集めようとする

ため当センターの運営効率も高まると考えられる。これらを参考に合理的な料金体系を決定すべきである。

11. 入館者数の増加

(1) 概要

サイエンスワールドの開館(平成11年7月8日)からの入館者数の推移は次のとおりである。

年 度	入館者数(人)	主な増減要因
平成11年度	49,516	7月に開館
平成12年度	61,633	
平成13年度	76,727	
平成14年度	84,838	
平成15年度	84,983	
平成16年度	83,496	
平成17年度	78,025	愛知万博
平成18年度	89,685	
平成19年度	88,034	

また、当センターが掲げる7つの年次目標と事業実績の関係は以下のとおりであった。

(ア) 入館者数

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
目標(人)	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
実績(人)	84,983	83,496	78,025	89,685	88,034

(イ) 学校予約数

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
目標(校)	155	170	150	150	150
実績(校)	211	176	118	155	165

(ウ) 一般団体予約数

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
目標(団体)	190	210	160	160	160
実績(団体)	190	162	162	228	243

(エ) コンテナ回数(出前実験講座回数)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
目標(回)	40	40	50	50	100
実績(回)	47	57	103	140	150

(オ) 開発メニュー数(サイエンスワーク)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
目標(メニュー)	6	6	6	8	8
実績(メニュー)	8	11	17	4	6

(カ) 開発メニュー数(チャレンジワーク)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
目標(メニュー)	-	-	8	6	6
実績(メニュー)	-	-	4	4	5

(キ) 開発メニュー数(わくわくワーク)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
目標(メニュー)	8	8	8	8	8
実績(メニュー)	6	11	8	17	8

(2) 監査の結果

目標値の設定(指摘)

概要に記載した入館者数の推移から判るように、愛知万博があった平成17年度を除き、入館者数は過去5年間連続で80,000人台を記録している。このことから80,000人という数字は、特殊な要因が働かない限り従来通りの努力をはらうことによって達成可能な数字であると言え、目標値として掲げるにはやや保守的であると考えられる。今後の創意工夫をある程度織込んだ、やや高めの目標数値を掲げるべきである。

また、年次目標を設定するに当たってはセンター独自の中長期目標を定め、これを各年次にブレイクダウンする形で各年次の目標数値を設定することが望ましい。

コンテナ回数(出前実験講座回数)(指摘)

平成17年度から実績が目標を大きく乖離しているにもかかわらず、それ以前の目標水準とあまり変わらない目標水準が維持されている。出前実験講座のニーズの高まりは十分に認識しているのであるから、これに応じてそれなりの目標水準を設定すべきである。

サイエンスショーの新テーマ（意見）

現在実演している実験テーマは8テーマであり、平成11年オープン時に6テーマを用意し、その後平成14年と平成17年に各1テーマが追加されている。いずれもオープン当時のコンピュータOS（MS-DOS）上で動作するという、今となっては旧式化したシステムを用いており、また製作コストも1テーマ当たりかなり高額であったことを考慮すると、同じ方法で新テーマを補充することはもはや困難であるとの説明を受けた。

一方、先端技術は日進月歩であり、入館者に対して提供するにふさわしい斬新な実験テーマは年月の経過とともに変化してきており、本来ならテーマの入れ替えが順次進められるべきところ、上記理由により、その予定が立たない状況であるとのことであった。

しかし、サイエンスショーの中核部分は科学実験の実演であり、コンピュータと連動した映像システムは実験を印象深いものにするための補助設備に過ぎないことを考えると、必ずしもコンピュータ上で動く映像システムは必要ないはずである。これに代えてパフォーマーの役割に若干のトークや解説も加えるなど、マンパワーの比重を高めることによって新たなテーマを低コストで作成することは可能であると思われる。こうした方法により技術進歩に応じた柔軟なテーマの取捨選択を行い、時代に合った実験の実演を続けていくことが望ましい。

12. サイエンスショー、スペシャルワークショップ

(1) 概要

主要な体験メニューとして、サイエンスショーおよびスペシャルワークショップを実施している。これらの利用時間等は以下のとおりである。

メニュー名	平日	土日祝・学校休	所要時間	予約
サイエンスショー	予約必要 10:00 13:00	10:00 13:00 15:00	1時間	団体のみ可
スペシャルワークショップ	予約必要 11:10 14:10	11:10 14:10 16:10	30～60分	平日団体のみ可

(2) 監査の結果

平日の人員配置体制について（指摘）

平日の利用については、現在は1ヶ月前までに予約が必要としている。これは、当センターの主な利用客である小中高校生が平日に利用することは、教育活動の一環としての団体利用以外は少ないと見込まれること、また、必要な資材の準備等にある程度の余裕日数が必要であることから、事前に利用見込みを把握することにより、人員配置体制や準備作業を効率的に実施するための運用であると考えられる。

しかし、担当者に質問したところ、サイエンスショーは民間事業者に業務委託し

ており、事業者から派遣されるパフォーマーが毎日出勤しており、実演のない日は練習や他のコーナーの補助をしているとのことであった。また、スペシャルワークショップについても、財団の人員配置体制上、サイエンス課職員1名と補助者（職員、嘱託員、日日雇用職員、臨時インストラクターの内からシフト可能な1名）が確保されているとのことであった。

<平成19年度 平日の実演日数>

メニュー名	平日実演日数	平日実演のない日数	平日計
サイエンスショー	57	90	147
スペシャルワークショップ	43	104	147

上表のとおり、両メニューとも、平日は実演のない日が相当程度生じるのであるから柔軟な人員配置体制を採り人件費を節減する余地があるものと考えられる。よって、サイエンスショーの平日利用のない日は、ワークショップ関係業務や館の整理整頓等の業務に振り向けるなどして効率的な人員配置を図るべきである。

13. 岐阜県先端科学技術体験センター後援会

(1) 概要

平成13年2月に、以下の目的を達成するため、企業・経済団体・研究機関・教育関係者などからなる発起人により設立され、主にセンター1Fの一角を使用して関連商品を販売する「ミュージアムショップ」の運営や情報誌の発行を実施している。

<岐阜県先端科学技術体験センター後援会の概要（同会規約より）>

事項	内容
目的	センターの事業に協力するために必要な事業を行うことにより、青少年をはじめ広く一般の方々の科学技術に対する正しい理解と認識を高めることを目的とする。
事業内容	(1)センターが行う事業の宣伝・普及 (2)センターに対する技術・情報の提供、イベントの支援 (3)情報誌等各種刊行物の発行 (4)ミュージアムショップの運営 等
会費	団体 1口 20,000円 個人 1口 5,000円

会員の特典	(1)センターで行う事業の案内 (2)ミュージアムショップ等での会員割引 (3)情報誌の配布
-------	--

<ミュージアムショップ 概要>

事項	内容	備考
運営体制	窓口レジ係1名(アルバイト) その他：財団職員2名が対応	レジ係人件費のみ後援会で負担
使用面積	12 m ²	
使用料	年 47,556 円	1 / 2 減免あり 後援会事務局は免除 (県より目的外使用許可)
その他	電気代使用者負担	

また、後援会の過去3年間の収支実績は以下のとおりであった。

損益計算書(一般会計)

(単位:円)

科目		平成17年度 (1/1～12/31)	平成18年度 (1/1～12/31)	平成19年度 (1/1～12/31)
収入	会費収入	735,000	775,000	725,000
	受取利息	3	50	651
	繰越金	495,084	621,396	583,423
	計	1,230,087	1,396,446	1,309,074
支出	給与手当	4,840		
	広告宣伝費	502,544	627,900	544,200
	旅費交通費		1,776	16,707
	会議費	13,180	74,737	73,051
	渉外費		40,000	40,000
	支払手数料	1,575	3,150	2,205
	消耗品費	49,882	37,680	30,557
	通信費	26,670	22,780	32,220
	雑費		5,000	
	諸会費	5,000		
	寄付金	5,000		
	未処分利益	621,396	583,423	570,134
	計	1,230,087	1,396,446	1,309,074

損益計算書(ショップ会計)

科目		平成17年度 (1/1～12/31)	平成18年度 (1/1～12/31)	平成19年度 (1/1～12/31)
収入	売上	5,333,488	6,392,431	6,890,749
	受取利息	11	179	2,841
	前期未処分利益	1808942	2,142,857	2,609,079
	計	7,142,441	8,535,467	9,502,669
支出	売上原価	3,493,680	4,108,266	4,784,027
	(売上総利益)	(1,839,808)	(2,284,165)	(2,106,722)
	一般管理費	1,252,404	1,504,722	1,761,368
	給与手当	826,400	758,800	798,000
	荷造運搬費	3,780	2,280	10,922
	広告宣伝費	114,960		477,250
	旅費交通費		1,100	22,331
	支払手数料	28,770	28,350	25,040
	賃借料	61,863	61,863	47,556
	消耗品費	20,102	542,003	165,057
	修繕費	105,000		48,510
	諸会費		15,000	15,000
	水道光熱費	29,988	22,747	25,878
	租税公課		4,000	568
	寄付金	5,000	10,000	
	雑費	32,340		
	減価償却費	24,201	58,579	125,256
	法人税等	253,500	313,400	178,100
	(当期利益)	(333,915)	(466,222)	(170,095)
当期未処分利益	2,142,857	2,609,079	2,779,174	
計	7,142,441	8,535,467	9,502,669	

(2) 監査の結果

後援会の財団への統合等の検討について(指摘)

ミュージアムショップの運営については、窓口レジ係(アルバイト職員)以外の業務は全て、総務課の県派遣職員1名および日日雇用職員1名の計2名が、職務専念義務免除の手続きをとったうえで実施している。また、情報誌の発行業務は、同様の手続のうえで全面的にこれらの職員が実施している。

しかし、当該役務提供部分について後援会は財団に対し対価を提供しておらず、また当該業務従事時間分は上記職員の給与算定に当たり控除されていないことから、実質的に県からの給与の直接支給および県補助金にて当該人件費がまかなわれている。そのため、概要の表（後援会の収支実績）にあるとおり、給与手当はアルバイト職員1名分の約80万円であり、上記県負担分を考慮すれば実質的には每期赤字であったと考えられる。

同ショップを財団が直接運営しない理由について、財団は、後援会と財団との目的の相違を挙げる。（財団の目的とは、「研究開発立県の推進に寄与する」こと。）しかし、そうであるならば尚更、財団職員が当該業務に従事することには疑問がある。そもそも事務局機能は下表のとおり財団総務課が担っており、上記理由は形式的な議論に過ぎない。

<事務局（岐阜県先端科学技術体験センター内）>

役 職	財団上の所属
幹事	館長
事務局長	副館長兼総務課長
事務局員	課長補佐兼総務係長
事務局員	総務課主事
ショップ担当	日日雇用職員

後援会の目的はセンターひいては財団の目的にかなうものであることから、後援会を財団が統合して直接運営することに特に問題はなく、むしろその方が会費収入の拡大や経費の効率化も図りやすいと考えられる。

また、後援会による運営の形態を継続するとしても、業務の性質としては、県派遣職員でないとできないものとは考えられず、経済的な事業実施のためには他の職員の方が適切である。さらに、派遣法や県派遣条例との関係でも、給与の支給を受けることのできる地方公共団体関連業務と認めることが困難である当該業務に従事することは適切でないと考えられる。

従って、以下の事項について検討すべきである。

- （ア）後援会の財団への統合
- （イ）後援会が運営する場合、財団からの人的支援の廃止
- （ウ）財団からの人的支援が必要な場合、財団は対価を後援会より収受する
- （エ）少なくとも県派遣職員には関与させないこととする

14. 委託料について

（1）概要

サイエンスワールドに係る委託料の主な事業区分ごとの過去5年間の推移は以下の

通りである。

(単位：千円)

事業区分 / 年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
設備運転管理・保守点検業務	15,771	15,435	15,225	15,225	15,204
サイエンスショー・パフォーマー業務等	12,000	11,760	11,760	11,760	11,760
清掃業務	11,529	11,445	10,269	10,185	10,185
その他	14,542	31,639	12,017	11,975	11,994
合計	53,842	70,279	49,271	49,145	49,143

平成16年度の「その他」が例年よりも多いのは、単年度発生 of サイエンスショー作成費19,992千円が発生しているためである。これを除けば過去5年間の委託料総額は、概ね5千万円程度で推移している。

(2) 監査の結果

長期に亘る同一業者への委託について(指摘)

上記内訳に示した主要な業務は、以下のように長期に亘り高い落札率で同一業者に継続して委託する結果となっており、指名競争入札の実効性が失われている可能性がある。同一業者による長期間の受託は、業務遂行が効率的になる一方でサービスの低下を招く恐れがあるため、指名業者の入れ替えを増やす等、競争入札の実効性確保のための措置を講ずる必要がある。

(単位：千円)

事業名 / 年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
設備運転管理・保守点検業務	15,771	15,435	15,225	15,225	15,204
	A社	A社	A社	A社	A社
	平均落札率 98.8%				
清掃業務	11,529	11,445	10,269	10,185	10,185
	B社	B社	B社	B社	C社
	平均落札率 97.6%				

1 上記の表において、上段は落札金額、中段は落札業者、下段は落札率である。

特殊装置のメンテナンス業務について(意見)

液体窒素製造装置メンテナンス業務については、当装置の製造元の代理店が県内にD社一社しかないという理由で継続的にD社に対し委託している(平成19年度の委託料は1,081千円)。この装置は、購入時から相当期間経過していることもあり、故障も多くメンテナンス委託料のほかにも修理費用もかさんでいるとのことである。このように毎年発生するランニングコストを考慮すると、外部から実験等に必要な

分だけ液体窒素を購入する方が経済的である可能性が高いので、一度具体的に概算値を算出し比較検討するのが望ましい。

委託業務単位について（意見）

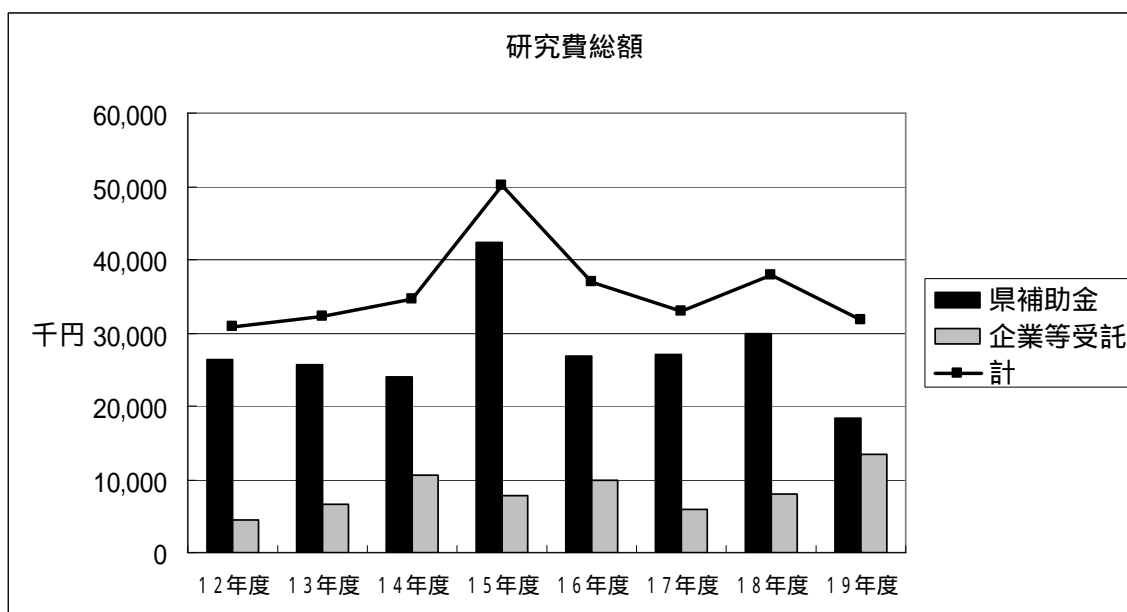
平成 19 年度における委託業務単位をみると、設備運転管理・保守点検業務と電気設備保安管理業務を区別しているが、これらの業務は一括して一本の委託業務とした方が手続上効率的であるし経済的であると考えられるため、一度検討するのが望ましい。また、電気設備保安管理業務の方は先方からの要請で委託料の前払いが行われているが、できる限り前払いは避けるのが望ましい。

(岐阜県国際バイオ研究所)

15 . 自主財源の確保

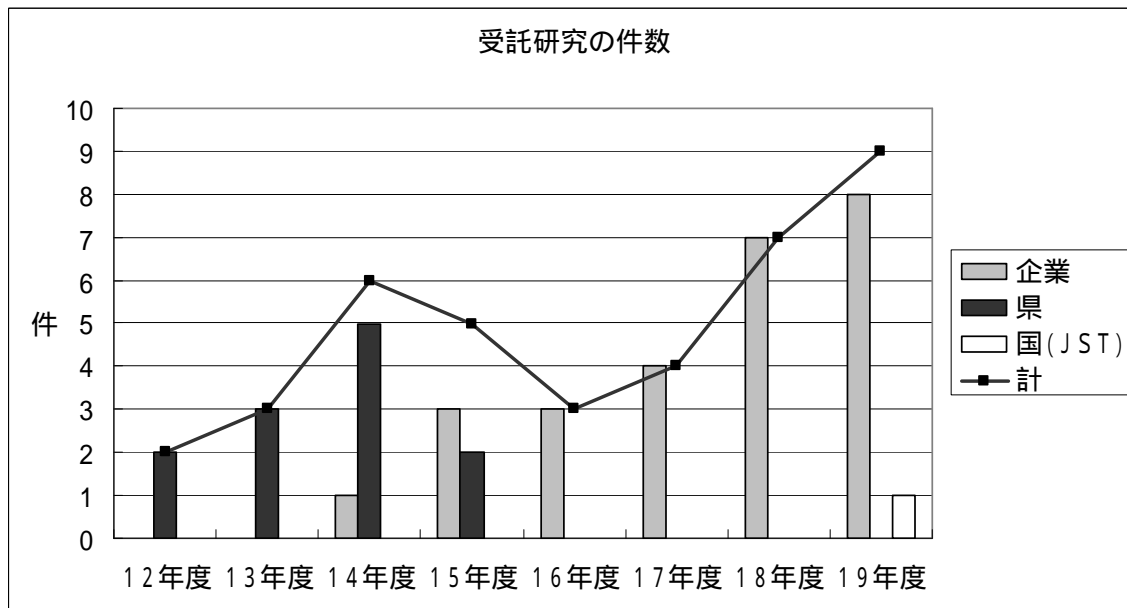
(1) 概要

当研究所の研究事業は大きく分けて、県補助金を受けて行うプロジェクト研究事業と企業等が研究費を負担する民間受託事業等に分類することができる。表に示したように県補助金は財政上の制約もあり頭打ち若しくは減少傾向が見られるが、反対に民間受託事業はその研究開発力が認知され始めたこともあり増加傾向が見られる。



(単位 : 千円)

区分 \ 年度	12	13	14	15	16	17	18	19
県補助金	26,304	25,742	24,025	42,377	26,883	26,955	29,918	18,416
企業等受託	4,585	6,513	10,661	7,663	9,983	5,998	7,959	13,329
計	30,889	32,255	34,686	50,040	36,866	32,953	37,877	31,745



(単位: 件)

区分 \ 年度	12	13	14	15	16	17	18	19
企業	0	0	1	3	3	4	7	8
県	2	3	5	2	0	0	0	0
国(JST)	0	0	0	0	0	0	0	1
計	2	3	6	5	3	4	7	9

(2) 監査の結果

自主財源の確保(意見)

県からの補助金が頭打ちとなるなか、民間受託事業は順調に金額と件数が伸びており、さらにJST(日本科学技術振興機構)を通じた国レベルの研究費獲得が期待できるなど、民間部門を主要相手先とする研究活動の可能性が高まっている。当研究所は実用化を念頭においた応用研究を中心に取り組んでいることから、県からの補助金に依存するのではなく、民間企業等から受託して研究活動を行う形態のほうが相応しいと言える。今後も民間受託事業を伸ばしていくことにより自主財源の確保を図っていくことが望ましい。

16. 庁舎管理費負担金支出

(1) 概要

国際バイオ研究所は県健康科学センター(各務原市)の研究棟1、2、4階のそれぞれ一部を使用して業務を行っており、同センターに入居している県保健環境研究所に対し、土地・建物使用料及び庁舎管理費負担金を支出している。

庁舎管理費負担金の算定方法は以下のとおりである。これは予算額であり、県保健

環境研究所の予算要求額ベースで算定した金額を千円単位で切り上げている。

年間管理費	×	(建物のうち使用部分の面積 ÷ 建物の延べ面積)	=	庁舎管理費負担金
115,694,000 円	×	(623.70 m ² ÷ 9,839.59 m ²)	=	7,334,000 円

(2) 監査の結果

負担金の精算について(指摘)

庁舎管理費負担金の積算資料を閲覧したところ、精算に当たり県保健環境研究所の決算額を入手することなく、予算要求額を根拠とした金額を円単位にしたのみの金額で支出されていた。これにより、あるべき負担金額より 660,738 円多く負担していたと考えられる。(下表参照)

上記超過負担金額については、県に対し返還ないし翌年度における精算時に控除することを請求すべきである。また、今後の庁舎管理費負担金の精算に当たっては、決算時にこうした作業漏れが生じないように、当初より精算方法を相互に確認する必要があることに留意すべきである。

< 県保健環境研究所 庁舎管理費の平成 19 年度予算要求額・決算額の内訳 >

(単位 : 円)

科目名	予算要求額	決算額	差引
庁舎管理委託業務費	54,732,000	52,887,360	1,844,640
消耗品費	1,256,000	914,837	341,163
燃料費	18,000	18,000	0
光熱水費	56,688,000	48,449,894	8,238,106
修繕料	3,000,000	3,000,000	0
合計	115,694,000	105,270,091	10,423,909

< 国際バイオ研究所負担分 >

(単位 : 円)

	決算額	あるべき負担金額	超過負担金額
上記合計 × 使用面積按分率	7,333,470	6,672,732	660,738

17 . 研究資材等購入支出

(1) 概要

主要事業として、以下の3種類の研究事業を行っており、これらの財源は、民間受託事業費のみ事業受託収入であり、その他は全額県補助金である。これらの事業費の大半は、以下に示すとおり、研究資材等購入支出である。

<平成 19 年度 研究資材等購入支出決算額>

(単位：千円)

科目	全体事業費 支出	うち研究資材 等 購入支出	割合
プロジェクト研究事業費	13,665	10,777	79%
民間受託事業費	10,217	8,957	88%
共同研究事業費	4,750	4,535	95%

(2) 監査の結果

年度末日直前の研究資材の購入について(意見)

事業費支出のうち研究資材等購入支出の総勘定元帳および関連証憑を閲覧したところ、年度末日直前の3月26日、28日および31日に納品された研究資材があった。また、予算・決算対比でみると、予算残額はごく僅かであった。(下表参照)

研究資材等購入は、当該支出年度において実施する研究に費消されることを前提になされるべきものと考えられる。しかし、以下の資材等については、予算残額がごく僅かであったことを考慮すると、予算の使い切りのために翌年度使用分まで購入したのではないかと、当該年度中の研究に実際に費消されていないのではないかとこの疑いが残る。

今後は、翌年度においてなされる研究に使用するための研究資材等を当年度中に前倒しで購入しないよう内部で周知徹底するとともに、その管理方法について検討してほしい。

<平成 19 年度 年度末日直前の研究資材購入取引>

(単位：円)

納品年月日	相手科目	金額	摘要
2008/3/26	未払金	67,200	液化窒素ガス購入
2008/3/28	未払金	52,478	研究用試薬他購入
2008/3/31	未払金	211,283	研究用試薬他購入

<平成 19 年度 研究資材等購入支出 予算額・決算額対比>

(単位：円)

科目	予算額	決算額	予算残額
プロジェクト研究事業費	10,778,000	10,777,954	46
民間受託事業費	10,857,000	8,957,000	1,900,000
共同研究事業費	4,535,000	4,535,000	0

18. 役職員の勤怠管理について

(1) 概要

財団の役職員の勤怠管理方法としては、県の方法（電子化される以前）に準じて、紙面の出勤簿に各自で出社時に押印し、休暇や出張については別途休暇届や出張伺いを提出し、上席者の承認後に庶務担当者が一括して事前に押印している。

また、時間外勤務については、別途時間外勤務命令簿に都度記載し上席者の承認を得ており、月次で庶務担当者が個人別に算出した単価を時間数に乗じて時間外勤務手当を算定している。

(2) 監査の結果

役員の出勤簿の運用について（指摘）

今年度の役職員の出勤簿と出張命令簿を閲覧したところ、研究所長の出勤簿と出張命令簿において下表のような不整合が見受けられた。

年月日	曜日	出張伺い	出勤簿	あるべき処理
2008/1/8	火	研究所 出張 研究所	本人押印のみ	出張印 + 本人押印
2008/1/31	木	研究所 出張 自宅	本人押印のみ	出張印 + 本人押印
2008/2/23	土	自宅 出張 自宅	[空欄]	出張印のみ

庶務担当者に質問したところ、「休暇」や「出張」の押印は、各役職員が提出し上席者が承認して回付される休暇届や出張伺いを元に庶務担当者が実施することとなっており、直前で日程変更がなされた場合にも、月次で庶務担当者が上記書類と出勤簿をチェックすることにより整合性を確認しているとのことであった。但し、月次ベースでもチェック項目の庶務担当者の事務負担は相当程度であると推測される。

当該ケースは担当者チェック上の見落としによるものと推測されるが、こうした運用誤りのリスクを軽減するため、以下のような対策を講じるべきである。

(ア) チェック実施者を複数とし相互牽制機能を働かせる

(イ) 庶務担当者による月次チェックの前に、各役職員本人による確認を周知徹底する

19. 固定資産、物品について

(1) 概要

上記（本部・テクノプラザ）9.(1)参照

(2) 監査の結果（意見）

物品購入等の支出のなかで大きなウエイトを占める試薬等の購入に関しては、閲覧した資料をみる限り、ほとんどの場合 A 社と B 社から相見積りを取り、また概ね A 社

の方が低い見積額を提示するため A 社から購入している。手続自体に問題はないが、相見積り先を増やすかある程度の頻度で入れ替えるのが好ましい。また、毎週のように購入している月もありその度に見積りをとっているが、月単位でまとめて購入するなどした方が手間もかからず、よりディスカウントした金額での購入を期待できると考える。

(音楽療法研究所)

20. 事業活動の効率性

(1) 概要

過去5年間について、音楽療法研究所の事業活動支出における事業費支出と管理費支出を比較すると以下のものであった。

(単位：千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
事業費支出 (a)	22,679	21,185	22,649	19,284	15,574
管理費支出 (b)	35,797	36,403	36,221	38,552	36,998
比率 a/(a+b)	0.39	0.37	0.38	0.33	0.30

(2) 監査の結果

事業の継続について(指摘)

岐阜県の予算的制約のもと事業費支出を絞らざるを得ない状況にあるが、人件費がほとんどを占める管理費支出は、ほぼ一定のままとなっている。また、事業費支出と管理費支出の合計額(a+b)に占める事業費支出(a)の割合は3割程度でしかなく、7割部分は管理費に消費されていることがわかる。

以上のことや、音楽療法が医学的に効果が証明されたものではないこと、岐阜県音楽療法士の資格は岐阜県を主として通用している資格であること等から、岐阜県の厳しい財政状況の中で事業を継続すべきか否かを再検討すべきである。

21. 音楽療法の実績

(1) 概要

岐阜県音楽療法研究所では、音楽療法士による平成15年度までの事後報告書を、児童・青年期・成人・高齢者の別に、それぞれ発達障害、知的障害、精神障害、身体障害、知覚障害、重複障害等に区分して、約400件の事例を一冊の本に纏めている。

(2) 監査の結果

実績数値の集計(指摘)

音楽療法は医学的に効果が証明されているわけではなく、音楽療法活動を行いつつ多くの成功事例を積み重ねることにより効果を証明しようとする、いわば臨床実験が必要な領域の療法である。このため、音楽療法の有効性を広く一般に周知させるためには、よく整理された多くの実証データとその内容を示していく必要がある。

しかし、年度ごとの事例報告の数が未集計であるなど、第三者に対する事例の定量的な説明ができる体制になっていなかった。音楽療法の普及啓発に対する熱意があっても、実績である事例の集計が不十分な状態では、個別的な事例で効果を示す

ことはできても、どれだけ多くの人々に効果が上がっているのかを示すことができないため、個別事例が偶然ではなく必然であることを社会一般に認知させることは難しい状況である。

地味な作業ではあるが、実証データの蓄積に加え、その統計も月次ベースか少なくとも年次ベースで行い、その結果をもとに音楽療法の有効性アピールに役立てていくべきである。

2.2. 講座受講料

(1) 概要

音楽療法を普及啓発することを目的とする事業では、できるだけ多くの人に知ってもらう必要から、無料で実施することもやむを得ないと考えられる。一方、音楽療法に対して既に相応の理解があり、参加者が自分自身の専門的能力を高める目的で参加する事業については、便益は直接的にはその参加者に帰属することから、受益者負担の観点から参加者から適切な参加料を徴収する必要がある。

(2) 監査の結果

認定前研修講座の参加料（指摘）

音楽療法研究所では、音楽療法の実践を通して福祉に貢献できる人材を育てるために平成6年から認定前研修講座を開催している。その主な内容は以下の表のとおりであり、民間が行う類似の学習講座料金と比べ非常に安い価格設定となっている。

年次	科目等	料金
1 年 次	ガイダンス	一科目 1,000 円
	基礎科目（11 科目）…楽典基礎、医学概論、発達心理、等	～2,000 円、
	専門科目（13 科目）…児童の音楽療法、高齢者の音楽療法、等	合計 34,000 円
2 年 次	ガイダンス	一科目 1,000 円
	専門科目（12 科目）…実践：大集団、実践：小集団、実践：個人	～6,000 円、
	基礎科目（7 科目）…音楽心理、音楽生理、障害児教育論、等	合計 37,000 円
3 年 次	専門科目（5 科目）…音楽療法の理論、音楽療法の評価、等	
	オリエンテーション	オリ 1,000 円
	現場実習（1 施設 3 回）	実習各 4,500 円
	現場実習（1 施設 3 回）	検討会 9,000 円
	実践検討会（9 回）	合計 19,000 円
	合計	90,000 円

音楽療法研究所では受講者から徴収した受講料を収支計算書に「音楽療法士研修講座受講負担金収入」として計上しており、これと「研修事業費支出」との関係は以下

のようにほぼ均衡している。

(単位：千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
音楽療法士研修講座 受講負担金収入	12,125	7,542	8,759	8,202	6,854
研修事業費支出	10,316	7,599	8,944	8,319	7,472
差額	1,808	56	185	117	618

しかし、研修事業費支出以外に間接費である管理費支出が多額に発生していることを考慮すると、受講料価格は割安であると言わざるを得ない。受講料の価格設定について再検討すべきである。

専門研究講座の参加料（指摘）

専門研究事業のうち、専門研究講座やトレーニング講座は研究所職員のほか、岐阜県音楽療法士等にも無料で参加を認めている。しかし、これらの講座は専門性が高く、一次的には参加者の専門的能力の向上に資するに留まる。受益者負担の観点から相応の参加料を徴収すべきである。

【財団法人 岐阜県教育文化財団】

．団体の概要

1．団体名

財団法人 岐阜県教育文化財団

2．所管課

岐阜県 環境生活部 人づくり文化課

岐阜県 教育委員会 社会教育文化課

3．設立年月日

平成3年4月1日

4．沿革

平成3年4月 財団法人岐阜県文化財保護センター設立

平成5年3月 財団法人岐阜県文化財保護センター飛騨出張所開所

平成6年4月 財団法人岐阜県文化財保護センター本部事務所移転

平成8年1月 財団法人岐阜県文化財保護センター飛騨出張所移転

平成10年4月 財団法人岐阜県文化財保護センター三田洞整理所開所

平成10年7月 財団法人岐阜県文化財保護センター本部事務所移転

平成15年4月 財団法人岐阜県文化財保護センターを財団法人岐阜県教育文化財団に改組し、主たる事務所を移転

平成15年11月 岐阜県生涯学習センターの機能を財団法人岐阜県教育文化財団に移管

平成16年4月 岐阜県歴史資料館及び岐阜県県政資料館の指定管理者として、財団法人岐阜県教育文化財団が両館の業務運営を開始

平成18年4月 財団法人岐阜県県民ふれあい会館の解散に伴い、同財団が所管していた音楽文化振興事業を財団法人岐阜県教育文化財団事務局に移管
財団法人岐阜県産業文化振興事業団の解散に伴い、同財団が所管していた文化事業を財団法人岐阜県教育文化財団事務局に移管

5. 設立目的

人口の減少及び少子化・高齢化を特徴とする21世紀の情報社会・知恵社会において、その重要な要素である人材養成を進めるとともに、岐阜県が有する文化施設の管理運営をはじめ、文化財の保護活用、県民文化及び地域文化の振興と発展を図り、人間中心のうおいと安らぎのある生活を提供することを通じて、心の豊かさを実感できる「誇りあるふるさと」岐阜づくりに寄与することを目的とする。

6. 主な業務内容

- (1) 21世紀の人材養成のために必要な研修及び環境整備
- (2) 生涯学習の推進
- (3) 生涯学習に必要な人材養成、学習方法等の研究
- (4) 県民文化・地域文化の振興
- (5) 人材養成及び県民文化・地域文化に関するイベントの実施並びに支援
- (6) 埋蔵文化財の調査研究及び調査技術の指導並びに出土品の収蔵等による埋蔵文化財の保護活用
- (7) 人材養成及び県民文化・地域文化に関する情報の収集並びに提供
- (8) 岐阜県から委託される岐阜県歴史資料館及び岐阜県県政資料館の管理運営に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

7. 組織体制

平成20年3月31日現在

区分	現員数	県派遣	県OB	その他
常勤役員	3		3	
正規職員	64	49	5	10
計	67	49	8	10

8. 事業状況

(1) 一般会計収支計算書

(単位：千円)

科目 / 年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
【収入の部】					
1 基本財産運用収入	1	1	1	1	12
2 特定資産運用収入	-	-	-	-	34
3 事業収入					
県民文化祭開催事業収入	-	-	-	5,120	5,795
音楽文化振興事業収入	-	-	-	7,953	5,731
事業収入合計	-	-	-	13,340	11,527

4 補助金等収入					
県補助金収入	100,097	173,642	163,598	234,269	188,754
県受託事業収入	21,280	128,375	89,957	77,179	33,092
民間助成金収入	-	1,000	3,006	10,708	8,202
県交付金収入	-	13,958	-	3,000	-
補助金等収入合計	121,378	316,975	256,562	325,158	230,049
5 負担金収入	636	386	400	2,951	4,089
6 雑収入	0	0	5	254	38
7 特定預金取崩収入	-	-	822	1,156	3,034
当期収入合計	122,015	317,363	257,791	342,862	248,786
【支出の部】					
1 事業費					
生涯学習推進費	7,834	32,177	27,019	15,373	8,098
総合文化推進費					
県民文化祭開催事業費	-	-	-	44,303	28,440
音楽文化振興事業費	-	-	-	35,014	16,606
その他	11,100	38,788	5,309	15,798	8,748
総合文化推進費合計	11,100	38,788	5,309	95,116	53,796
県民文化活動支援費	23,108	20,894	19,321	18,111	24,410
県有施設業務運営事業費					
歴史資料館施設管理費	-	35,795	33,390	8,393	8,439
歴史資料活用普及事業費	-	5,208	7,596	4,905	4,203
県政資料館施設管理費	-	21,843	21,977	9,921	-
県政資料活用普及事業費	-	1,258	1,060	1,193	-
県政資料館施設管理運営費	-	-	-	-	10,920
県有施設業務運営事業費合計	-	64,105	64,025	24,414	23,563
文化振興基金事業費	-	-	822	1,156	2,027
その他事業費	798	1,887	1,790	3,992	-
事業費合計	42,842	157,853	118,287	158,165	111,896
2 管理費					
人件費	56,672	108,678	101,951	123,084	113,768
理事会費	176	176	121	165	94
事務局運営費	8,486	10,813	9,587	8,230	7,476
生涯学習センター運営費	10,237	25,750	26,240	25,385	14,745
その他	-	-	-	24,589	-

管理費合計	75,571	145,417	137,899	181,454	136,085
3 固定資産取得	3,601	134	1,601	-	-
4 特定預金支出	-	13,958	2	3,242	804
当期支出合計	122,015	317,363	257,791	342,862	248,786
当期収支差額	-	-	-	-	-
前期繰越収支差額	-	-	-	-	-
次期繰越収支差額	-	-	-	-	-

(2) 一般会計貸借対照表 (要約)

(単位 : 千円)

科目 / 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
資産の部					
1 . 流動資産	15,973	29,953	22,478	51,168	32,066
2 . 固定資産	8,423	21,700	21,852	22,250	19,005
資産合計	24,397	51,653	44,331	73,418	51,072
負債の部					
1 . 流動負債	15,949	29,845	22,414	51,134	32,008
2 . 固定負債	-	-	-	237	-
負債合計	15,949	29,845	22,414	51,371	32,008
正味財産の部					
正味財産	8,447	21,808	21,916	22,046	19,063
(うち基本金)	(5,000)	(5,000)	(5,000)	(5,000)	(5,000)
負債及び正味財産合計	24,397	51,653	44,331	73,418	51,072

外部監査の結果

1. 理事会について

(1) 概要

直近の理事会の出席状況は以下の通りであった。

		人数	出席者	欠席者の 表決 委任	欠席者の 代理出席	欠席者の 書面表決
平成 19 年度 3 月通常理 事会 (平成 20 年 3 月) 次年度の事業計画及び 予算案の承認	理事	18 (3)	9	1	-	6
	監事	2	-	-	-	-
	合計	20	9	1	-	6
平成 20 年度 6 月通常理 事会 (平成 20 年 6 月) 平成 19 年度決算の承認	理事	19 (5)	14	-	-	5
	監事	2	2	-	-	-
	合計	21	16	-	-	5

(注)平成 19 年度に係る理事会のうち、上記以外は書面決議のため掲載を省略している。
理事の人数欄の()は常勤理事の人数(内数)である。

(2) 監査の結果

非常勤理事の出席状況(指摘)

欠席している理事を見ていくと、連続して3回欠席している非常勤理事も数人見られる。理事会においては本来出席して意見を述べることに意味があるため、できるだけ書面表決という手段ではなく、実際に出席してもらうようにすべきである。

欠席理事の対応(指摘)

平成 20 年 3 月 24 日開催の通常理事会では、欠席した理事のうち2名は書面表決や表決委任といった意思表示のための代替手段があるにもかかわらず、意思表示を行うことなく単に欠席している。何らかの事情があったとしても、通常なら書面表決はできるはずである。財団運営のため積極的な参加を促すべきである。

監事の欠席(指摘)

平成 20 年 3 月 24 日開催の通常理事会では、監事が2名とも欠席し監事不在で決議が行われている。議事運営の適正を担保するため、財団は監事に対して責任を十分に果たすよう注意する必要がある。

2. 生涯学習センター

(1) 概要

生涯学習センターは「地域づくり型生涯学習」実践事業と「地域づくり型生涯学習」支援事業をとおして、地域づくり活動を創出することのできる人材の養成、地域づくり型生涯学習モデル事業の実施、地域づくり活動に関する情報の収集・提供・相談等を行っている。平成19年度の事業費支出額は8,098千円であった。

「地域づくり型生涯学習」実践事業

実施事業	内容
岐阜県生涯学習コーディネーター養成講座 Aコース	地域で生涯学習に関する情報提供、相談、講座の企画・立案ができる人材を養成するため全9回実施した。
岐阜県生涯学習コーディネーター養成講座 Bコース	地域課題の解決を目指し、生涯学習で得た知識や技術を地域社会へ還元し、地域づくり活動を実践するためのモデル事業を全17回実施した。
これから始める地域デビュー講座	広く地域での活動を志す団塊の世代を中心とした方に地域づくりのきっかけをNPOと協力してつくり出す事業を5圏域で実施した。
子育てサポーター養成講座	安心して子どもを育てる地域づくりのため、子育てを支援する人材を育成する講座を3圏域において7コース実施した。
岐阜県の歴史と先人・先輩に学ぶ講座	岐阜県の歴史、先人・先輩に学び、岐阜県人としての誇りを養い、生き方を発見する講座を実施した。

「地域づくり型生涯学習」支援事業

実施事業	内容
生涯学習情報の収集と提供	生涯学習情報提供システムを運営して、生涯学習情報（学習機会、施設、指導者等）の収集・整理・入力を行い、県民に新鮮な生涯学習情報を提供した。
生涯学習相談事業	県民の自発的な学習活動を支援するため、生涯学習情報やボランティアなどに関する県民からの面接、電話、Fax、Eメールによる相談に対応した。
生涯学習展示事業	県民ふれあい会館第2棟2階の展示ホールに、個人、団体等の作品を2週間単位で展

	示し、生涯学習に対する県民の理解を深め、学習意欲の高揚を図るとともに、作品展を通じた人的ネットワーク構築の場として県民の地域づくりにつながる自発的な活動を支援した。併せて、文化財保護センター、歴史資料館の展示コーナーを設けPRを行った。
岐阜県生涯学習コーディネーター交流会	岐阜県認定の生涯学習コーディネーターが集い、情報交流・実践交流をすることで、地域における生涯学習を自ら推進するためのスキルアップやネットワークづくりを図る会を開催した。
生涯学習フェスティバル	各講座・作品出展者が集い、学習成果を発表・交流し、今後の活動意欲と方向性をもつ会を開催した。
生涯学習視聴覚フォーラム	県内の視聴覚ボランティア関係者が一堂に会し、ボランティアのあり方や地域情報発信、情報通信技術の有効活用についての研究・交流を深める会を開催した。
ITサポート事業	ITサポーターの地域実践力向上を目指した事業を実施した。

(2) 監査の結果(指摘)

地域密着型の生涯学習は、各地域の事情等に精通している市町村が十分に推進できるのであれば、各市町村が本来行うべき事業である。しかし、必ずしも十分に推進できるとはいえない市町村がある現状を踏まえて、県は補完的に広域的な人材の育成、先導的な事例の支援、広域的な情報の提供を果たしていくべきである。

3. 音楽振興事業

(1) 概要

世界に羽ばたく若手音楽家の育成とレベルアップ、世界を目指す機会の創出、音楽を媒介とした国際交流や友好関係の礎づくりなどを目的として、「ぎふ・リスト音楽院マスターコース」および「ぎふ・プラハ音楽院セミナー事業」などを実施している。

事業名	内容
ぎふ・リスト音楽院マスターコース	ハンガリーのリスト音楽院から教授を招聘し、サラマンカホール（岐阜県民ふれあい会館内）を中心にコンサート、公開レッスン、リスト音楽院への短期留学選考会を実施する。
ぎふ・プラハ音楽院セミナー事業	プラハ音楽院（チェコ共和国）から教授を招聘し、サラマンカホールを会場に公開レッスン、非公開個人レッスン及びプラハ音楽院への留学試験を実施する。

<ぎふ・リスト音楽院マスターコース 平成19年度事業実績>

（単位：名）

	マスターコース応募者		マスターコース受講者		受講率	
	全体	うち岐阜県出身	全体	うち岐阜県出身	全体	うち岐阜県出身
ピアノ部門	27	6	10	2	37.0%	33.3%
チェロ部門	15	2	10	2	66.7%	100.0%
バイオリン部門	10	4	10	4	100.0%	100.0%

（単位：名）

	留学選考会受験者		留学選考会合格者		合格率	
	全体	うち岐阜県出身	全体	うち岐阜県出身	全体	うち岐阜県出身
ピアノ部門	6	0	6	0	100.0%	-
チェロ部門	2	1	1	1	50.0%	100.0%
バイオリン部門	7	4	4	2	57.1%	50.0%

<ぎふ・プラハ音楽院セミナー事業 平成19年度事業実績>

（単位：名）

	留学試験受験者		留学試験合格者		合格率	
	全体	うち岐阜県出身	全体	うち岐阜県出身	全体	うち岐阜県出身
ピアノ部門	5	1	4	0	80.0%	0.0%
バイオリン部門	2	1	2	1	100.0%	100.0%

(単位：名)

	公開レッスン		非公開個人レッスン	
	全体	うち岐阜県出身	全体	うち岐阜県出身
ピアノ部門	4	3	5	0
バイオリン部門	5	3	2	0

(2) 監査の結果

2事業の目的・手法の重複等について(指摘)

概要で述べたとおり、「ぎふ・リスト音楽院マスターコース」および「ぎふ・プラハ音楽院セミナー事業」は、目的・手法がほとんど同じであり、重複した事業のように見える。

一方、今年度の事業実績を財源の面からみると、下表のとおり、「ぎふ・リスト音楽院マスターコース」の方が協賛金や受験料、入場料といった収入を多額に獲得しているのに対し、「ぎふ・プラハ音楽院セミナー事業」の方はわずかの受験料など以外すべて県補助金でまかなわれており、事業費でみると約4倍の開きがあるが県補助金充当額はほぼ同水準である。

前者は国内有数の音楽大学の在学生在が多く集まる事業であり、後者は県内の高校、大学や隣接する愛知県内の学生が多い事業である。

上述のとおり、「ぎふ・プラハ音楽院セミナー事業」は、ほとんどを県補助金収入すなわち県民からの税金に依存する事業であり、このような目的・手法が酷似した事業を実施することは、一般的な県民の常識に照らせば過剰なサービスといえるのではないかと考えられる。

従って、県税の活用の有効性・効率性の観点から、「ぎふ・プラハ音楽院セミナー事業」の必要性について再検討すべきである。仮に継続するのであれば、協賛金や受験料といった自主財源を獲得し、県税の投入をできる限り縮小するよう努力すべきである。

<平成19年度決算額 音楽振興事業 事業別財源内訳>

(単位：円)

科目		決算額合計	リスト	プラハ	長良川コンサート
支出合計		16,606,629	7,331,248	1,954,246	7,321,135
財源内訳	受験料収入	1,958,000	1,698,000	260,000	
	協賛金(民間企業)	1,995,000	1,995,000		
	協会等負担金	2,314,000	90,000	100,000	2,124,000
	他団体負担金(渡航費)	558,560	558,560		
	入場料収入	3,773,900	992,000		2,781,900
	県補助金	6,007,169	1,997,688	1,594,246	2,415,235

4. 岐阜県歴史資料館

(1) 概要

岐阜県教育文化財団は、平成16年度から岐阜県歴史資料館の指定管理者として維持管理業務と収蔵資料の保管・閲覧業務を実施している。また、平成19年度から歴史資料に関する調査研究業務を指定管理業務として実施している。

施設の管理運営

清掃、空調設備等保守管理業務、展示施設維持管理業務ほか

収蔵資料保存事業

(歴史民俗資料保存)

古文書等歴史資料及び民俗資料の調査・整理及び保存を行い、目録を作成する。

(行政文書保存)

県保管の行政文書で保存期間が終了した文書のうち、歴史的価値があると判断される文書を整理・保存し、目録を作成する。

(資料調査)

県内各地に史料調査員を任命し、地域に所在する歴史資料を調査し、目録を作成する。

収蔵資料活用事業

常設展示、企画展示、特別展示、小中学生を対象とした歴史教室・歴史サークル、出前講座、刊行物発行

入館者数の推移

(単位:人)

平成年度	公務員	教員	学生	一般	出前講座	合計
10	164	109	72	505	-	850
11	165	93	97	509	-	864
12	121	134	59	482	-	796
13	122	123	112	629	-	986
14	127	78	198	701	-	1,104
15	114	103	103	608	-	928
16	268	142	176	1,204	-	1,790
17	361	180	647	2,631	-	3,819
18	323	187	1,037	3,772	-	5,319
19	182	165	789	4,215	463	5,814

(2) 監査の結果

目標設定(指摘)

財団は岐阜県歴史資料館の指定管理者として同館の管理運営業務を行っている。「公の施設における指定管理制度の導入について」(平成18年6月13日、岐阜県総務部管財課)によれば、指定管理者の管理運営業務を評価するための主な視点の一つに「設置目的、使命がどの程度達成されたか。【利用者満足度、目標達成度、事業内容の質等】」が掲げられている。

岐阜県歴史資料館が行う業務の一つに展示施設の運営があるが、この業務を定量的に評価するための有効な指標として「入館者数」が考えられ、岐阜県歴史資料館は概要に示したとおり、入館者数のデータ入手に努めている。

しかし、同館は入館者数による明確な目標設定を行っておらず、入館者実績の増減についての原因分析も十分とはいえない状況であった。どちらもより良いサービス提供を行っていくために重要であることから、今後も展示施設の運営を続けるのであれば、毎年度入館者数の目標を明確に設定し、入館者実績の増減についての原因分析を行うべきである。

行政文書の保存(指摘)

岐阜県歴史資料館は収蔵資料保存事業の一環として、岐阜県の行政文書について所管部署での保存期間(最長30年)を経過した文書で、歴史的価値があると判断される文書の保存を行っている。しかし、歴史民俗資料も毎年各地から寄せられ、歴史資料館の保管スペースはほぼ限界に達しているとのことである。「岐阜県公文書規程」(昭和44年2月1日訓令甲第一号)によれば保存すべき公文書は文書またはマイクロフィルムとして保管する旨定められている(第39条)が、デジタル情報時代が到来した現代においては公文書自体もPCによりワープロソフトで作成されているはずであり、これを敢えて紙の文書やマイクロフィルムとして保管する必要性は低いと考えられる。PCの普及時期と所管部署での保存期間を考え合わせると、これまで運び込まれた公文書は文書として保存せざるを得ない事情があるかもしれないが、今後は順次デジタル情報のまま保存することができるはずである。岐阜県は経費節減の観点から行政文書の保存のあり方について再検討すべきである。

館内展示の必要性(意見)

建物の外観から受ける印象に反して館内の展示スペースは1階の一部フロアだけであり、レプリカ及びパネルが展示されているのみ(展示内容によっては実物展示の場合もある)である。

岐阜県歴史資料館は歴史資料及び行政文書の保管場所としてはすでに限界に近く、新たなスペースが必要であること、歴史資料等の展示場所として市民や観光客が足を運びやすい岐阜公園内に岐阜市歴史博物館が近くにあること等を勘案すると、岐阜県歴史資料館は敢えて展示スペースを設けることなく、展示資料の貸出までに留めても良いのではないかと考えられる。

5. 岐阜県県政資料館

(1) 概要

岐阜県は伊奈波・山県・本巢の3県事務所を統合し、山県県事務所が廃止されたため、山県県事務所であった建物を改造し、平成13年から岐阜県県政資料館として活用している。

岐阜県教育文化財団は県の指定管理者として、平成16年度から岐阜県県政資料館の維持管理業務を実施している。その主な内容は次のとおりである。

施設の管理運営

県との協定に基づく展示施設維持管理業務、清掃、空調設備等保守管理業務を行う。

地域住民の文化活動や生涯学習活動の場としてコミュニティルーム等の施設を開放する。

収蔵資料保存・展示事業

明治以降の県政資料等の保存と展示公開を実施するとともに、新しく収蔵する受入資料の展示替やデジタル・アーカイブ化に取り組み、来館者の視点に立った展示をしている。また、歴史資料館等との相互連携により県民にわかりやすく親しみやすい展示の実現に努めている。

自主企画事業

平成19年度は次の自主企画事業を行った。

- () 夏休み・親子でチャレンジ！楽しい折り紙工作
- () 山のおじゃまむしのふしぎな世界
- () 鶴匠山下哲司講演「人鶴一体」

入館者数の推移

年度	入館者数(人)
13年度	1,729
14年度	3,622
15年度	3,941
16年度	4,742
17年度	6,406
18年度	6,726
19年度	6,858

(2) 監査の結果

県政資料の展示(指摘)

岐阜県県政資料館の入館者数は利用目的別に集計されておらず、県政資料を閲覧する目的で入館する利用者数がわからない状況である。このため岐阜県県政資料館

という名称を付してまで常設展示する必要性があるか疑問である。

岐阜県県政資料館の維持運営には、平成 19 年度で事業費 10,920 千円と管理費(館長及び専門職員 2 名分の人件費)がランニングコストとして発生し、年間総額約 20 百万円発生していることから、常設展示館としての必要性に疑問が感じられる。このようなコストを負担してまで現在の場所で常設展示館を運営し続けるよりは、むしろ機会をとらえて人の多く集まる場所等で展示コーナーを設けるといった方法を採用するほうが、閲覧者数が多くコスト負担も少ないのではないかと思われる。

岐阜県は費用対効果の観点から常設展示の必要性について再検討すべきである。

コミュニティルーム、企画展示室(指摘)

財団は県との協定に基づき、地域住民の文化活動や生涯学習の場として活用を図ってもらうため、広く施設を開放し住民の利用に供している。コミュニティルームと企画展示室はどちらの部屋も十分に広く無料で使用できるため、地域住民が文化活動等に取り組むには恵まれた環境であると思われる。

しかし県は、伊奈波・山県・本巣の 3 県事務所を統合するに当たり、廃止する山県県事務所を有効活用することを主目的にコミュニティルーム等を設置・開放しているに過ぎず、積極的な地理的根拠に基づいてこの場所にコミュニティルーム等を設置したわけではない。地域住民の文化活動には公民館の利用が通常であることを考慮すると、岐阜市北部あるいは山県市在住の県民の利用が圧倒的に多いこの施設を維持することは、県民全体から見て不公平感がある。

従って、コミュニティルーム、企画展示室の必要性を再検討すべきである。

県政資料館の今後の方向性について(指摘)

県政資料館の維持運営には年間 20 百万円程度かかっており、これを入館者数 6,858 人で割ると、利用者 1 人当たり約 3 千円のコストがかかっていることがわかる。その上に上記、で指摘したように県政資料館は、費用対効果面及び利用者の公平性の面からも問題点があると考ええる。

従って、岐阜県は、当資料館について閉館を含めた抜本的な見直しを検討すべきである。

6. 文化振興事業助成金

(1) 概要

県民の文化資質の向上及び文化活動の促進を図るため、県内に所在する文化団体等が行う文化活動に要する経費に対し助成金を交付するものである。

助成対象事業及び平成 19 年度の実績は以下のとおりである。

(単位：円)

助成対象事業名	助成対象事業	助成額	件数	金額	1件当り助成額
文化鑑賞事業助成	県民への優れた芸術文化の機会の提供	15万円 あるいは 入場券30人分	12	684,500	57,042
総合文化活動事業助成	県内における文化団体の公演・展示活動及び青少年を育成する文化活動への助成	10～40万円 経費 - 入場料等 会場借上料・光熱費	132	8,421,000	63,795
岐阜文化の情報発信活動助成	県外での岐阜文化の公演・展示活動への助成	20～40万円 経費 - 入場料等 会場使用料・交通費・宿泊費	2	572,000	286,000
伝統文化後継者育成事業助成	後継者育成と人材確保への助成	25万円 経費 - 他助成金等 対象経費の3/4	8	1,669,000	208,625
県民文化振興事業助成	県民文化祭「 <input type="text"/> に親しむ文化のつどい」として行う事業	100万円 あるいは (経費 - 他助成金等)の1/2	13	8,220,000	632,308
文化振興特別事業助成	その他岐阜県の文化振興に寄与が大きい事業活動への助成	理事長が別に定める額	4	1,382,000	345,500
合計			171	20,948,500	122,506

助成額はうち最も少ない額が限度額となる

また、「助成対象外となる経費」として、以下を要綱上明記している。

飲食費、レセプション・パーティー等に関する経費、施設・設備等整備費、備品購入費

(2) 監査の結果

伝統文化後継者育成事業における超過助成について（指摘）

伝統文化後継者育成事業の助成対象団体の収支決算書を閲覧したところ、決算額を元に算定した助成限度額が交付決定額を下回っているが、交付決定額のまま確定させており、結果として少額ではあるが超過助成となっているものが対象8団体のうち2団体あった。（下表参照）

< 伝統文化後継者育成事業における超過助成額 >

（単位：円）

団体	交付決定額 (= 確定額)	助成対象 経費 ()	助成限度額 (× 3/4)	超過助成額
岐阜邦楽協会	170,000	213,900	160,425	9,575
岐阜県吟剣詩舞道 総連盟	137,000	182,050	136,537	463

< 伝統文化後継者育成事業の助成対象経費、助成限度額（交付要綱より） >

事項	内容
助成対象経費	講師謝金、講師旅費、教材費、会場使用料、附帯設備備品使用料、光熱費、楽器借料、楽譜料
助成限度額	25万円 事業に要する経費 - 助成金等の収入 助成対象経費の 3/4 のうちいずれか小さい額

実績報告書と関連証憑とのチェックは漏れなく実施されていた。それにもかかわらず超過助成が生じた原因としては、上表のとおり助成限度額の算定方法がやや複雑であり、また助成対象経費が事業に要する経費のうち一部に限られているが、実績報告書上でこれらを明示させる様式となっておらず、助成限度額の算定に誤謬が生じたことが考えられる。

従って、今後は実績報告書において助成限度額や助成対象経費を明示させる様式にするなど、チェックしやすい体制に改善すべきである。

県民文化振興事業における助成対象経費について（指摘）

県民文化振興事業の助成対象団体の収支決算書を閲覧したところ、助成対象外経費となる飲食費（関係者の弁当代を除く）が支出に含まれていた。なお、関連証憑チェックは漏れなく実施されており、また当該費用を除いて算出した助成限度額を交付決定額が超過している団体はなかった。（下表参照）

< 県民文化振興事業の実績報告書に含まれていた対象外経費 >

(単位:円)

団体	助成額	助成対象外となる飲食費
岐阜県合唱連盟	695,000	24,880
岐阜県民謡協会	620,000	50,499

実績報告書及び関連証憑のチェックにあたっては、助成金の精算金額の正確性の検討のみならず、対象経費として報告されているものの中に対象外経費が含まれていないかという観点でその妥当性を厳正に検討すべきである。

また、当該助成金交付要綱においては、助成対象外経費として「飲食費」が挙げられているもののそれ以上の具体的な定めはなく、出演者、関係者等弁当代や事業遂行上必要と認められる打合せ会議における弁当代等会議費については助成対象とし、また、打上げやパーティーにかかる飲食費は助成対象外とするとの内容を、財団理事長決裁を経た平成19年4月1日付の内規で定めていた。

しかし、財団理事長まで決裁するような重要な内容であれば尚更、こうした内容を要綱に明記し対象団体に認知させるのが適切であると考えられる。よって、内規ではなく要綱に飲食費の対象・対象外の内容を一括して明記すべきである。

県民文化振興事業における団体内部の準備会議等にかかる日当について(指摘)

県民文化振興事業において、日当は助成対象経費に含まれている。これは各助成団体が主催するイベント本番における日当と通常解釈されるものと考えられる。しかし、各イベント本番の日当ではなく、団体内部の準備会議等に参加した会員に対する日当が助成対象経費に含まれていた団体が13団体のうち3団体あった。(下表参照)

< 平成19年度 準備会議等にかかる日当の助成状況 >

(単位:円)

助成団体名	日当	備考
ヤングミュージックフェスタ実行委員会	なし	
岐阜県合唱連盟	114,400	準備委員会(6回、延143名) @800円
岐阜県女声コーラス連盟	なし	
岐阜県アマチュアオーケストラ連盟	19,000	準備会議(2回、延19名) @1,000円

岐阜県民謡協会	なし	
岐阜舞踊協会	なし	
岐阜県洋舞家協会	なし	
岐阜県ダンススポーツ連盟	16,000	打合せ（1回8名）@2,000円
岐阜県フォークダンス連盟	なし	
岐阜人形劇センター	なし	
岐阜県華道連盟	なし	
岐阜県菊花連盟	なし	
岐阜県芸術文化会議	なし	

本番前の段階における内部での会議は団体の自主活動そのものであり、実質的に助成対象とするのは適切でないものと考えられる。

従って、助成対象経費となる日当については、準備会議等含まずイベント本番における日当を対象とすることを要綱で明確に定めるべきである。

助成金認定審査会での議事録について（指摘）

助成対象の認定にあたっては、公平性を保つため、助成申請団体の直接の関係者や、同団体の影響を大きく受ける関係にある者は関与しないこととすべきものと考えられる。

当該助成金認定審査会の審査委員（5名）の中には、助成対象団体の代表者が含まれている。この代表者は、当該団体に対する助成の審議の場においては一時退席していたとのことであったが、当該審査会の議事録を閲覧したところ、その記録は残されておらず、各発言の発言者名も明示されていなかった。そのため、助成対象の認定の公平性が確保されていたか客観的に判断できなかった。

従って、このようなケースにおいては、審査会の議事録において、申請団体の関係者が上記審査会の場を一時退席した事実や各発言の発言者名を明確に記録すべきである。

文化振興特別事業助成の助成額について（指摘）

概要の表にあるとおり、文化振興特別事業助成の助成額について、要綱上「理事長が別に定める額」と定めてあるのみであり、上限額は定められていない。他の助成事業については全て上限額が定められており、当事業だけが定められていないことは整合性に欠ける。従って、一定の上限額を定めるべきである。

助成メニューの再編について（意見）

概要の表にあるとおり、文化鑑賞事業助成や総合文化活動事業助成については、1件当り助成額が5～6万円台と少額であり、一方で対象団体数は、文化鑑賞事業

助成は12団体であり、特に総合文化活動事業助成では132団体と多数に上っている。

一方、交付申請・決定・精算に伴う従事職員の事務負担は相当程度かかっており、担当者によると財団職員の当該事業従事時間数の合計は525時間と、勤務時間数ベースで職員0.3人分の人件費が費やされているものと考えられる。このため、人件費を含めた実質的な総コストは多額に上っており、より有効かつ効率的な事業執行の余地があるものと考えられる。

さらにいえば、事業の財源はすべて県補助金であり、県民の税金ですべてまかなわれている事業である。

従って、これらのメニューについては、文化振興に対する県税の活用の有効性・効率性の観点から、メニューの再編を検討してほしい。

7. 収支計算書の表示

(1) 監査の結果

一般会計の人件費の表示区分について（指摘）

一般会計においては、一部の日日雇用の職員を除き、主要人件費（役員2名、プロパー職員2名、県派遣職員27名、専門職11名、日日雇用3名が「管理費」に計上されている。

しかし、実際には各事業費に計上されている事業に関与する職員が多数おり、これらの職員は「事業費」で計上されている各事業に主に従事している。他方、施設管理を除いていわゆる管理業務を行うのは、役員2名、事務局長1名及び経営管理担当課4名のみである。

事業費に従事人件費が含まれないと、以下のような問題が生じると考えられる。

(ア) 事業費が本来その事業実施に必要となるコストよりも少なく表示されるため、県補助金以外でその充当財源となる収入（参加者負担金、民間等からの助成金、受託収入など）との見合いで「コストに見合った収入が得られている」あるいは「県補助金のかからない事業である」といった誤った評価が導かれてしまう

(イ) 上記の問題に関連して、参加者負担料や施設使用料の単価の妥当性の検討の元となる基礎データが歪められ、受益者負担の考え方に則した適切な料金設定が困難となる

(ウ) 管理費が相対的に多く表示されるため、総支出額に対する管理費の割合が高くなり、実態以上に管理業務に無駄が多いという評価がなされてしまう

従って、各事業費に主に従事する課の人件費を合理的な方法で管理費から区分し、各事業費に計上することが、上記のような問題点を克服し、事業の実施・継続に係る意思決定や料金改定を適切に行う上で必要である。

特別会計の収入の表示区分について（指摘）

平成19年度の収支計算書において、特別会計の当期収入は以下のように表示されて

いる。

<平成 19 年度決算額 特別会計 当期収入内訳 >

(収入)

(単位：千円)

科目	決算額	備考
県補助金収入	4,869	文化財保護センター運営費補助金
県受託事業収入 (発掘調査受託収入)	675,927	埋蔵文化財発掘調査受託料 国土交通省 572,210 県 103,717
合計	680,796	

収支計算書上「県補助金収入」4,869 千円の中に、教育普及事業に対する国庫補助金収入 1,011 千円（補助率 1 / 2）が含まれて表示されている。

当該補助金は、県がいったん受入れているわけでもなく、財団が国に直接交付申請して受けているものである。よって、収支計算書上、「国庫補助金収入」として独立掲記すべきであり、今後は適切な表示に留意すべきである。

8. 役職員の勤怠管理について

(1) 概要

財団の役職員の勤怠管理方法としては、県の方法（電子化される以前）に準じて、紙面の出勤簿に各自で出勤時に押印し、休暇や出張については別途休暇届や出張伺いを提出し、上席者の承認後に庶務担当者が一括して事前に押印している。

また、時間外勤務については、別途時間外勤務命令簿に都度記載し上席者の承認を得ており、月次で庶務担当者が個人別に算出した単価を時間数に乗じて時間外勤務手当を算定している。

(2) 監査の結果

職員の時間外勤務手当の算定誤りによる支給超過について（指摘）

時間外勤務手当の算定単価は、県に準じて、各職員の給与月額とそれに対する地域手当（平成 19 年度は 2 %）の合計額を基礎に算出されることとなっている。しかし、平成 19 年度の時間外勤務手当の算定資料を閲覧したところ、時間外勤務手当の算定単価に、給与月額とその地域手当に加えて、扶養手当に対する地域手当が対象者には含まれており、支給超過が生じていた。

庶務担当者が確認したところ、財団職員全体の時間外勤務手当の算定表エクセルファイルの計算式が、平成 18 年度以降、被扶養者を有する職員については扶養手当に対する地域手当を含めるように設定されていたとのことであった。これによる時

間外勤務手当の支給超過額は総額で18年度、19年度とも年数千円と少額であった。

時間外勤務手当については、毎月、庶務担当者が算定・集計した書類を事務局長まで決裁を取っているが、当該包括外部監査によるまで2年余り発覚しなかったことになる。その要因としては、上席者のチェック機能が実質的には働いていなかったことが考えられる。

上席者が実質的にチェック機能を果たせるよう、以下のような改善措置を講じるべきである。

(ア) 異動に伴う算定誤りのリスクを軽減するため、人件費算定に係る基本的事項について、財団としてのチェック項目を確立する

(イ) 上席者、担当者ともに、主要な関連規程やその改定事項について、その都度理解の共有を図るようにする

9. 委託料について

(1) 概要

委託料の主な事業区分ごとの過去4年間の推移は以下の通りである(当財団については現在の組織体制が整った平成16年度からの4年分を記載している)

(単位：千円)

事業区分 / 年度	16年度	17年度	18年度	19年度
生涯学習情報提供システム管理業務	2,859	2,926	2,910	2,910
オリベ編集学校実施業務 1	7,018	4,488	-	-
「アンヨはじょうず」テレビ放送業務 2	5,994	5,986	5,746	-
岐阜県クラフト・デザインミュージアム企画展設営・撤収等業務 3	2,940	-	-	-
円空大賞授賞式等の業務 4	10,114	-	-	-
円空大賞候補者選考業務 5	-	-	3,234	3,176
「創作音楽劇」舞台業務 6	-	-	5,448	3,700
「長良川ふれあいコンサート」公演業務 7	-	-	6,214	6,540
「マンガで見る日本まん真ん中おもしろ人物史」製作業務 8	-	-	3,249	-
県有施設利用予約システム維持管理保守業務 9	-	-	19,215	-
その他	18,482	15,121	21,387	18,620
一般会計 計	47,409	28,522	67,407	34,948
(以下 埋蔵文化財発掘調査支援務)				
櫛原村平遺跡	-	24,087	-	-

野内遺跡・三枝城跡	105,840	156,450	51,891	
赤保木遺跡	77,899	-	-	-
八幡前遺跡	23,824	-	-	-
東野遺跡	42,031	-	-	-
清願寺跡	7,140	-	-	-
中野大洞平遺跡	-	-	5,187	-
荒尾南遺跡	-	-	215,796	246,960
小洞遺跡	-	-	32,308	-
与島B地点遺跡・与島C地点遺跡・ウバガ平遺跡	-	-	-	102,039
広畑野口遺跡	-	-	-	38,923
有坂薬師堂遺跡	-	-	-	11,088
その他	13,671	12,243	5,978	7,987
特別会計 計	270,407	192,780	311,160	406,998
合計	317,816	221,302	378,567	441,946

- 1 平成 17 年度をもって事業終了。
- 2 平成 19 年度より県の子ども家庭課で直接執行。
- 3 平成 17 年度はワークショップ形式に規模縮小変更、18 年度から事業廃止。
- 4 平成 16 年度のみ授賞式レセプションを実施。
- 5 円空大賞は、1 年おきに選考されるが 17 年度は実施されず 18 年度に実施された。
- 6 平成 18 年度より岐阜県民文化祭運営協議会から移管を受け当財団で実施。
- 7 平成 18 年度より任意団体から移管を受け当財団で実施。
- 8 財団法人岐阜県産業文化振興事業団の廃止に伴い事業移管を受け、平成 18 年度のみ実施し以後事業見直しにより休止。
- 9 財団法人岐阜県県民ふれあい会館の廃止に伴い事業移管を受け、平成 18 年度のみ実施し以後県の人づくり文化課で直接執行。

上記の通り、一般会計分については事業廃止、事業移管等により各年大きく増減している。また、特別会計分は、全て文化財保護法に基づき（財）岐阜県教育文化財団文化財保護センターが県から受託（県は国から受託）する埋蔵文化財発掘調査事業について、その支援業務の外部委託により発生する委託料である。

（２）監査の結果

委託業務単位について（指摘）

毎年開催される岐阜県美術展の会場設営等に関する委託については、以下のよう
に「会場構成・作品展示業務」と「作品搬出入・輸送業務」とに分割されている。

(単位：千円)

事業名	事業内容	予定価格	契約金額	契約方法	委託先
				見積業者数	
岐阜県美術展一般部作品展示等業務	第 61 回岐阜県美術展一般部 会場構成・作品展示業務	1,000 以下	987	随意	A 社
				2	
岐阜県美術展一般部作品輸送業務	第 61 回岐阜県美術展一般部 作品搬出入・作品輸送業務	1,000 以下	976	随意	A 社
				2	

上記のように、業務単位分割により予定価格がぎりぎり 100 万円以下となり、契約方法が随意契約で足りる結果となっている。美術展開催のための美術品搬入から会場設営・展示までの業務を上記の内容に区別することも考えられなくは無いが、一連の作業として同一業者に委託するのが作業効率や委託コストの面で優れているはずであるし、自然である。しかも、上記の表に記載の通り結果的に両業務とも A 社が受託しているため、実際上も一連の業務として行われているはずであり、業務を区別する合理性は認められない。従って、今後は両業務を一括し本来なされるべき指名競争入札による契約方法に変更すべきである。

指名競争入札時の事務手続について（指摘）

入札関係資料を閲覧したところ、入札書から入札執行一覧表への転記ミスが 1 件あった。具体的には、業務名「与島 B 地点遺跡・与島 C 地点遺跡・ウバガ平遺跡埋蔵文化財発掘調査支援業務」について、A 社の入札書記載額 104,400 千円が一覧表へ 104,000 千円と転記されていた。入札結果等に影響はなかったものの、入札執行一覧表は、全ての指名業者の入札結果が転記され比較・決定が行われる重要な書類であるので、転記ミスは絶対ないようにする必要がある。なお、この一覧表は、5 名分の承認印が押されているが、5 名ともミスに気付かないということは、承認行為が形骸化している可能性がある。

10 . 固定資産、物品について

(1) 概要

【財団法人岐阜県教育文化財団会計処理規程】(一部抜粋)

第 7 章 固定資産

(固定資産の範囲)

第 58 条 この規程において「固定資産」とは、次の各号をいい、基本財産とその他の固定資産に区分するものとする。

(省略)

(3) その他の固定資産

イ 什器備品 ロ 電話加入権 ハ ソフトウェア

2 その他の固定資産に掲記した有形固定資産は、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の使用目的の資産をいう。

(購入)

第60条 出納役は、固定資産を購入しようとするときは、第36条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務処理規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 購入しようとする固定資産の名称、種類、数量等

(省略)

2 前項の書類には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添付しなければならない。

(固定資産の管理)

第63条 第6条第1項又は第2項の経理責任者は、職員のうちから固定資産及び次章の物品(以下「固定資産等」という。)の管理者を指名するものとする。

2 前項の固定資産等の管理者は、固定資産台帳に取得、移動、保全状況等について所要の記録をして管理しなければならない。

(売却等)

第66条 固定資産等の管理者は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務処理規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称、種類、数量等

(省略)

2 前項の固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達していない場合に限るものとする。

(売却等に関する報告)

第67条 固定資産等の管理者は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄したときは、速やかに当該売却、撤去又は廃棄に関する報告書を作成して、理事長に報告しなければならない。

(現物との照合)

第69条 固定資産等の管理者は、固定資産を常に良好な状態で管理し、少なくとも毎会計年度1回以上固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合にはその旨を第6条第1項又は第2項の経理責任者に報告し、その指示を受けて帳簿の整備等を行うものとする。

第8章 物品

(物品の範囲)

第70条 この規程において「物品」とは、有形固定資産以外のもので、次の各号のものをいう。

(1) 消耗品 事務用消耗品、事務用消耗品等で、消耗什器備品以外のもの

(2) 消耗什器備品 耐用年数1年以上の物で、かつ、その取得価額が2万円以上10万円未満のもの

(物品の購入)

第71条 物品を購入しようとするときは、第36条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務処理規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 購入しようとする物品の名称、種類、数量等

(省略)

(物品の管理)

第73条 物品は、常に良好な状態で管理されなければならない。

2 固定資産等の管理者は、原則として、消耗什器備品台帳及び物品受払台帳を設けて、所要の記録を行い、その所在の状況及び残高を明らかにしておかなければならない。

(備品票の貼付)

第74条 固定資産等の管理者は、第58条第1項3号イの什器備品に、品名、番号及び財団名を記載した備品票を貼付しなければならない。

(不用品の処分)

第75条 固定資産等の管理者は、不用となり、又は使用に耐えなくなった物品を不用品として整理し、事務処理規程の定めるところにより決裁を受けて、これを売却することができる。ただし、買受人がない場合、売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合その他売却することが適当でない認められる場合には、事務処理規程の定めるところにより決裁を受けて、これを廃棄することができる。

(現物との照合)

第76条 固定資産等の管理者は、少なくとも毎会計年度1回以上消耗什器備品台帳と現物と照合しなければならない。この場合において、差異があるときは第69条の規定を準用する。

(2) 現物実査について(指摘)

固定資産については現物実査が実施されているものの、その結果報告資料が作成されていない。現物とリストが全て一致していたとしても必ず結果資料を作成し、役席者の承認を得たうえ当該資料を保存する必要がある。

【社団法人 岐阜県森林公社】

・団体の概要

1. 団体名

社団法人 岐阜県森林公社

2. 所管課

岐阜県 林政部 治山課

3. 設立年月日

昭和41年11月1日

4. 沿革

昭和41年11月	「(社)岐阜県林業公社」設立
12月	第一期分収林計画により分収林契約を開始
昭和42年6月	林道測量受託事業開始
昭和44年1月	(社)木曾三川水源造成公社が設立
昭和49年10月	県より白山スーパー林道の移管を受ける
昭和50年11月	治山事業の測量受託を開始
昭和51年4月	第一期分収林計画を策定
昭和52年4月	高山出張所を飛騨総合庁舎に開設
8月	白山スーパー林道供用開始
昭和59年12月	森林整備法人に認定される
昭和61年4月	第一期分収林計画を策定、間伐事業を開始
昭和62年11月	白山スーパー林道の2車線化が完成
平成5年7月	白山林道施設整備計画検討委員会が開催
平成8年4月	第一期分収林計画を策定、グリーンバンク事業を開始
平成9年3月	「(社)岐阜県森林公社」に改称 林業労働力確保支援センターを設置
12月	分収林機能高度化資金の利用により支払い利息を軽減
平成10年4月	公社理事長、専務理事、総務課長が木曾三川公社の役職を兼務
平成11年3月	県営林受託事業の実施を決定
5月	第一期分収林計画を見直す
平成12年5月	新規分収造林にかかる分収割合の変更を決定(7:3)
平成13年4月	県借入金の金利が軽減(3.5% 2.0%)措置される
平成14年4月	県借入金の金利が軽減(2.0% 0%)される 新規借入先が県から市中金融機関へ変更措置される 市中金融機関からの借入金に対する利子補給制度が措置される

平成14年 5月	新規造林計画を凍結する
9月	県に公益森林整備協議会が設置される
平成15年 5月	保育事業施業基準の一部見直し
9月	公益森林整備協議会より「森林公社経営改革のための提言」を受ける
9月	利用間伐を開始
平成16年 3月	「森林公社経営改革のための行動計画書」を作成
4月	長伐期施業へ施業体系を見直す 「飛騨・加賀花街道整備5ヶ年計画」(白山スーパー林道)を開始
8月	施業転換資金活用により借り換えを実施(公庫支払利息の軽減)
平成17年 4月	分収契約期間及び主伐開始時期の延長手続きを開始
6月	公庫借入金の任意繰上償還を実施
平成18年 5月	第 期分収林計画を策定(新規造林計画はなし、長伐期施業)
平成19年 3月	林道及び治山事業の測量等受託事業を休止
10月	白山スーパー林道経営改善計画を作成(整備5カ年計画を含む)
平成20年 3月	森林公社経営改善プランを作成

5. 設立目的

(1) 定款に定める目的

公社は、岐阜県における造林又は育林の事業及び分収方式による造林又は育林の促進その他県土の緑化の推進並びに特定森林地域開発林道の維持管理を行うことにより森林生産力の増大を図るとともに、水資源の確保、県土保全及び林野の高度利用並びに森林整備を担う林業労働力の確保を図りあわせて農山村経済力の振興と住民の福祉の向上により産業の進展に寄与することを目的とする。

(2) 設立の経緯

昭和41年11月に、県、市町村並びに県森林組合連合会等を社員として、社団法人岐阜県林業公社が設立され、平成9年4月に、社団法人岐阜県森林公社と名称を変更した。

設立当時は、戦前戦後の大量伐採による森林の荒廃、社会経済の急速な発展に伴う木材需要の急増、薪炭需要の激減と広葉樹パルプ用材の需要拡大、を背景として、未立木地や旧薪炭林を人工林に転換する拡大造林が森林整備の大きな課題となっていた。

このため、国においては、昭和33年に分収造林特別措置法が施行され、木材の安定供給と森林復興のための森林資源造成政策が推進された。

また、分収造林推進要綱において、昭和55年度末までに、全国で50万haの分収造林目標が提示され、こうした国策を受けて、公社は、民間ではできない奥地の森林整備に取り組むこととなり、資金上の制約や組織の弱体等から、森林所有者や森林組合等

による自主的な造林が困難な場合に、県、市町村に代わって、分収方式による造林を行うこととなった。

6. 主な業務内容

(1) 定款に定める事業内容

造林又は育林に関する事業

分収方式による造林又は育林の促進に関する事業

森林の管理及び経営、森林及び林業に係る調査、森林土木事業の設計積算及び施工管理等それらの受託に関する事業

特定森林地域開発林道の整備及び維持管理に関する事業

林業労働力の確保に関する事業

森林、林業に関する啓蒙普及及び緑化の推進に関する事業

農山村の経済及び文化の振興のために必要な事業

その他公社の目的を達成するために必要な事業

(2) 具体的な実施事業

分収造林事業

分収造林特別措置法（昭和33年法律57号）に基づいて、土地所有者から預かった土地に、公社が造林者と費用負担者となり、スギ、ヒノキ等を植え、育て、将来成長した木材を伐採したときに土地所有者と収益を分収する事業である。

事業を実施するための財源は、補助金の他は農林漁業金融公庫及び県からの長期借入金を財源としている。なお、平成14年度からは県に代わって市中金融機関からの借入金となっている。

1団地は概ね5ha以上の規模の土地に造林をする。分収割合は、土地所有者が4割、公社が6割である。（平成12年5月29日以後の分収造林契約においては、土地所有者が3割、公社が7割である）分収造林地の造成は、県下28市町村で実施され、昭和41年度から平成17年度までの実績は、14,347haである。植栽樹種別の面積割合は、スギ32%、ヒノキ64%、その他4%となっている。所有形態別の面積は、公有林14.9%、私有林85.1%で、私有林のうち個人有林が45.1%、記名・慣行共有林が22.6%、会社等法人6.7%、神社寺有林5.4%、組合有林5.3%、学校有0.1%となっている。年齢別面積では、4年齢級（16～20年生）から9年齢級（41～45年生）の占める割合が90%を占め、分収林の全てが今後も間伐を主とした保育施業を実施していく必要のある育成途上の森林である。

なお、長期借入金の増嵩のため、現行の分収方式の新規造林契約は平成14年以降凍結し、今後は既契約森林を適正に維持管理していくこととしている。

また、平成16年度からは、森林の持つ公益的機能をより高度にかつ持続的に発展させるため、施業体系を、標準伐期施業から長伐期施業に全ての契約地において転換した。

長伐期施業転換に伴い、分収造林契約期間及び主伐の時期を延長するための契約変更をする必要が生じ、平成17年度から実施しているが、平成20年度、国の支援施策「美しい森林共同整備特別対策事業」に則して、分収造林契約の長伐期化及び非皆伐施業の推進を目的として「美しい森林共同整備岐阜県協議会」を設立し、協議会事業として契約変更の支援を実施している。

分収育林事業

昭和58年に改正された分収林特別措置法に基づき、公社が育林地所有者から預かった育成途上にある造林木を、一般から募集した「緑のオーナー」(育林費用負担者)と土地所有者と公社が契約を結び、公社が伐期まで育林管理し、伐採したときに得られる収益を三者で分収する事業である。

分収割合は、費用負担者：土地所有者：公社 = 50 : 45 : 5 である。都市住民などの参加による山村地域の活性化と健全な森林づくりに貢献してきた事業である。

家族ぐるみの森林造成事業

昭和63年度に実施された「ぎふ中部未来博」の記念として、家族ぐるみの労力提供による植栽から保育までの一貫作業を実施し、森林に対する愛着と認識を深めるための分収方式による事業である。

土地所有者から土地を借り、一般募集した各オーナーに対して、保育作業の指導を行いながら、造林地の管理を実施している。分収割合は、費用負担者：土地所有者：公社 = 55 : 40 : 5 である。

白山林道事業

特定森林地域開発林道「白山スーパー林道」の維持管理及び整備をする事業である。

昭和49年、森林開発公団が建設し県に移管、その後公社に移管されたもので、再整備後、昭和52年から有料道路として供用開始した。

石川県白山市と白川村を結ぶ、全延長 33.3 km の林道で、岐阜県側 14.7 km 区間の管理及び運営をしている。

林業労働力対策事業

県内の森林技術者数は、林業の採算性の悪化や山村の過疎化、高齢化の進行により、減少している。このため、林業労働力の確保を図るための各種対策事業を実施する組織として、県から「林業労働力確保支援センター」として指定され、平成9年度から、公社が関連事業を行っているものである。

支援センターの業務として、新たに林業に就業しようとする者や林業技術の習熟度に応じて、林業就業支援研修、緑の雇用担い手対策事業の集合研修及びリーダー養成のための林業就業者リーダー養成研修等を実施している。

雇用する側である林業事業体に対しても、雇用管理の改善を促進するための雇用管理セミナーの開催や雇用情報の収集、提供を実施している。

林業就業希望者に対し、相談窓口の設置や森林の仕事ガイダンスを開催し、就業に関する相談等を実施している。

受託事業

県、市町村からの受託により、林道・治山の調査、測量及び設計等の事業を実施する。

公社が行う事業は、公共事業のうち特に民間企業の参入が難しい部門を補うことなど、行政の補完機能を果たすために取り組んできた。

最近では、公共事業の予算縮減による事業量の減少や、民間企業の育成による参入者が増え業務執行体制が整ったことから、平成 18 年を以て測量設計等の業務を休止することとした。今後は、林道災害の対応や森林経営に関する調査等、社員の緊急要請に対応できる体制としている。

グリーンバンク事業

公共事業の施工に伴い不用となった既存樹木を緑化木として有効活用するため、県からの情報提供を受けて、公社が調査・移植をするシステムの事業である。

平成 8 年度から実施しているが、樹木のストックヤードが無いため、樹木の提供者と受け入れ先の調整が困難で、対象となる事業がここ数年発生していない。

県営林受託事業

平成 11 年度から、143 箇所、7,795 ha の県営林（県有林及び県行造林）の保育及び管理事業を県から受託して実施しているものである。

7. 組織体制

(1) 人員

(平成 20 年 3 月 31 日現在)

区分	現員数	県派遣	県OB	その他
常勤理事	2	-	2	-
正規職員	18	5	-	13
計	20	5	2	13

正規職員には業務管理指導員 6 人、嘱託員 1 人、日日雇用職員 3 人は含まない。

8. 事業状況

収支計算書及び貸借対照表は以下の通りである。平成 15 年度～平成 18 年度の事業報告書は旧方式で作成されていたが期間比較のため下記の表では新様式に組替している。

(1) 収支計算書総括表

(単位 : 千円)

科目 / 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
事業活動収支の部					
1 . 事業活動収入					
事業収入					
分収造林事業	10,059	8,770	11,092	14,875	20,724
白山林道事業	131,248	105,529	114,448	116,474	98,157
その他	241,980	180,185	133,728	111,528	94,604
事業収入合計	383,288	294,484	259,269	242,879	213,486
補助金等収入					
分収造林事業	836,581	650,513	534,878	616,927	499,841
白山林道事業	36,798	45,939	46,219	14,624	65,816
その他	4,300	2,952	22,939	2,062	2,424
補助金等収入合計	877,679	699,405	604,037	633,613	568,081
会費収入	5,868	5,484	5,450	5,006	5,128
負担金収入	4,881	661	410	422	440
保険金等収入	6,506	9,289	5,742	3,295	3,631
その他	1,555	1,564	1,563	1,688	2,082
事業活動収入計	1,279,778	1,010,890	876,472	886,905	792,850
2 . 事業活動支出					
事業費支出					
分収造林事業	1,566,183	1,328,573	976,948	992,870	823,622
白山林道事業	142,925	148,279	146,115	120,451	107,107
その他	242,825	230,581	209,532	289,051	97,144
事業費支出合計	1,951,933	1,707,433	1,332,595	1,402,372	1,027,874
管理費支出					
分収造林事業	159,728	163,903	139,844	147,577	44,308
白山林道事業	-	-	-	-	4,350
その他	-	-	-	-	4,751
管理費支出合計	159,728	163,903	139,844	147,577	53,410
事業活動支出計	2,111,661	1,871,337	1,472,440	1,549,950	1,081,285
事業活動収支差額	831,883	860,447	595,968	663,044	288,434

科目 / 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
投資活動収支の部					
1 . 投資活動収入					
特定資産取崩収入	41,172	276,121	22,522	204,981	145
固定資産売却収入	-	-	-	115	-
投資活動収入計	41,172	276,121	22,522	205,096	145
2 . 投資活動支出					
特定資産取得支出	66,298	309,190	57,470	42,722	8,552
固定資産取得支出	6,206	4,506	699	3,461	177
投資活動支出計	72,504	313,696	58,169	46,183	8,729
投資活動収支差額	31,332	37,575	35,647	158,913	8,584
財務活動収支の部					
1 . 財務活動収入					
借入金収入					
分収造林事業	1,126,773	6,042,109	2,762,183	2,279,771	692,811
白山林道事業	-	-	-	-	-
その他	276	313	333	313	313
借入金収入合計	1,127,049	6,042,422	2,762,516	2,280,085	693,125
財務活動収入計	1,127,049	6,042,422	2,762,516	2,280,085	693,125
2 . 財務活動支出					
借入金返済支出					
分収造林事業	231,445	5,147,212	2,169,203	1,695,177	399,933
白山林道事業	28,765	30,119	31,537	22,848	70,137
その他	345	527	519	519	519
借入金支出合計	260,555	5,177,858	2,201,260	1,718,545	470,590
財務活動支出計	260,555	5,177,858	2,201,260	1,718,545	470,590
財務活動収支差額	866,494	864,564	561,256	561,539	222,535
当期収支差額	3,278	33,457	70,359	57,408	74,484
前期繰越収支差額	306,148	309,427	275,969	205,610	263,018
次期繰越収支差額	309,427	275,969	205,610	263,018	188,534

(2) 貸借対照表総括表

(単位 : 千円)

科目 / 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
資産の部					
1 . 流動資産	683,108	618,792	470,291	618,756	349,546
2 . 固定資産					
(1) 基本財産	5,480	5,480	5,480	5,480	5,480
(2) 特定財産					
分収造林勘定	33,904,898	34,737,318	35,317,775	35,853,697	36,204,699
その他	266,022	298,683	333,444	170,789	179,061
特定資産合計	34,170,921	35,036,002	35,651,219	36,024,487	36,383,761
(3) その他の固定資産					
構築物	1,644,157	1,644,157	1,644,157	1,644,157	1,644,157
その他	229,945	232,761	226,848	175,705	174,874
減価償却累計額 *	980,098	986,432	990,748	948,913	1,546,069
その他の固定資産合計	894,003	890,486	880,257	870,948	272,962
固定資産合計	35,070,405	35,931,968	36,536,957	36,900,916	36,662,203
資産合計	35,753,513	36,550,761	37,007,248	37,519,672	37,011,750
負債の部					
1 . 流動負債	373,681	342,823	264,681	355,738	168,671
2 . 固定負債					
公庫借入金	12,536,526	12,579,041	10,789,917	9,507,831	9,286,925
市中銀行借入金	1,625,990	2,448,253	4,798,818	6,585,427	6,998,762
県借入金	15,237,496	15,237,283	15,237,098	15,294,114	15,324,221
県借入金未払利息	5,489,109	5,489,109	5,489,109	5,489,109	5,489,109
その他	275,332	265,837	262,762	165,802	174,209
固定負債合計	35,164,455	36,019,524	36,577,706	37,042,285	37,273,227
負債合計	35,538,136	36,362,347	36,842,388	37,398,023	37,441,899
正味財産の部					
1 . 指定正味財産	5,480	5,480	5,480	5,480	5,480
2 . 一般正味財産 *	209,896	182,933	159,380	116,168	435,629
正味財産合計	215,376	188,413	164,860	121,648	430,149
負債及び正味財産合計	35,753,513	36,550,761	37,007,248	37,519,672	37,011,750

* 新公益法人会計基準の施行に伴い、平成 19 年度に白山林道事業の過年度減価償却費 571,205 千円を計上している。

・外部監査の結果

1. 分収造林事業について

(1) 概要

分収造林事業は、上記の「 〃 団体の概要」で記載のとおり、当初国の施策により発足し以後、県及び公社で国の施策に沿った事業を実施している。当該事業は長期にわたる事業であり、事業の中途にあたる現在では多額の借入金が累積されているのが現状である。最近5年間の分収造林事業の長期借入金の金額は以下の通りであり、毎年増加している。

分収造林事業の長期借入金の最近5年間の推移 (単位:千円)

科目 / 年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
公庫借入金	12,449,882	12,522,516	10,764,930	9,505,693	9,286,925
市中銀行借入金	1,625,990	2,448,253	4,798,818	6,585,427	6,998,762
県借入金	14,293,194	14,293,194	14,293,194	14,350,415	14,448,727
県借入金未払利息	5,488,173	5,488,173	5,488,173	5,488,173	5,488,173
合計	33,857,240	34,752,137	35,345,116	35,929,710	36,222,588

借入金が大きく増加してきている中、公社は分収造林事業に対して以下の経営改善の取り組みを行っている。

平成16年度を始期とする森林施業計画において、全ての公社造林地を長伐期施業に転換して計画を樹立し当該市町村の認定を受け、市町村森林整備計画では、全ての公社造林地が「長伐期施業を推進すべき森林」として位置付けられている。長伐期施業へ転換したことにより、今後、分収造林契約の変更(契約期間=100年間、主伐時期=標準伐期齡×2-10年にそれぞれ延長する変更)と地上権設定期間の変更登記を土地所有者と協議のうえ実施している。平成20年度からは、国の支援施策に則して「美しい森林共同整備岐阜県協議会」を設立し、協議会事業として契約変更の支援を実施している。

また、公社では毎年、分収造林事業の長期収支計画を作成または更新している。当該計画の主伐収入等で用いる木材の予定売却金額は、当該計画の作成時における市場価格を基礎に合理的に算出して用いている。但し、収入に計上される木材は、公社が契約している森林造成面積の95%以上を伐採対象面積とし、基本的に伐採対象面積に育成されている木材を伐採・売却することを想定している。当該計画では、長伐期施業とし、間伐や択伐を繰り返しながら林内に広葉樹の発生を促しつつ、最終的には、広葉樹または針葉樹と広葉樹の混交林として契約を解除することを想定しており、環境保全や災害防止効果等に十分配慮している。

なお、「 〃 団体の概要」でも記載したとおり、現在の公社と地主の契約では、伐採した木材の60%を公社の収入、40%を地主の収入としているため、計画作成上も

売却額の60%を公社の収入としている。

公社の作成している長期収支計画は以下の通りである。この長期収支計画によると借入金は全額返済できることになっている。

公社作成の長期収支計画（平成19年作成、便宜上20年ごとに集約）（単位：千円）

区 分		S41～H17	H18～H57	H58～H97	H98～H109	計		
収 入	伐採 収入	主伐収入	-	108,071	72,112,416	5,494,148	77,714,635	
		収種間伐収入	-	8,831,892	13,844,590	-	22,676,482	
		利用間伐収入	15,533	1,697,210	22,580	-	1,735,323	
		計	15,533	10,529,102	13,867,170	-	24,411,805	
		造林補助金	17,944,078	9,533,499	59,111	-	27,536,688	
		支援交付金	367,065	433,128	-	-	800,193	
		市中銀行利子補助金	84,642	10,390,833	12,694,781	-	23,170,256	
	借 入 金	公庫資金	19,992,300	4,054,309	-	-	24,063,959	
		県資金	14,310,135	3,018,871	-	-	17,329,006	
		銀行資金	4,798,818	57,886,409	-	-	112,111,242	
		計	39,101,253	64,959,589	-	-	153,504,207	
	そ の 他 収 入	他会計繰入金収入	22,293	6,545	-	-	28,838	
		その他収入	985,653	550,227	50,226	772	1,586,878	
		計	1,007,946	556,772	50,226	772	1,615,716	
	合 計	58,520,517	96,510,994	148,227,069	5,494,920	308,753,500		
支 出	直 接 事 業 費	新植費	9,330,639	23,259	-	-	9,353,898	
		保育保護費	22,629,003	6,797,865	19,994	-	29,446,862	
		育成天然林費	39,482	-	-	-	39,482	
		作業路開設費	2,380,814	1,754,313	-	-	4,135,127	
		利用間伐費	30,289	4,426,996	56,466	-	4,513,751	
		管理事業費	-	482,365	-	-	482,365	
		支援交付金事業費	226,393	358,421	-	-	584,814	
		現況調査費	35,302	49,645	-	-	84,947	
		分収契約対策費	2,028	305,373	320,000	96,000	723,401	
	計	34,673,950	14,198,237	396,460	96,000	49,364,647		
	間 接 費	一 般 管 理 費 他	一般管理費	2,895,332	3,749,047	3,468,400	1,040,520	11,153,299
			森林保険料	653,459	201,267	901	-	855,627
			固定資産取得	107,141	37,566	40,000	12,000	196,707
		小 計	3,655,932	3,987,880	3,509,301	1,052,520	12,205,633	
借 入 金 利 息		公庫利息	10,047,184	5,537,942	1,236,990	8,740	16,830,856	
		県利息	572	2,747,635	2,740,539	-	5,488,746	
		市中利息	84,642	10,390,833	12,694,781	-	23,170,256	
	短期借入金	310,492	80,556	479	-	391,527		
小 計	10,442,890	18,756,966	16,672,789	8,740	45,881,385			
計	14,098,822	22,744,846	20,182,090	1,061,260	58,087,018			
元 金 償 還	公庫資金	9,227,370	10,202,979	4,546,575	87,035	24,063,959		
	県資金	16,940	3,582,831	13,729,235	-	17,329,006		
	銀行資金	-	41,321,610	70,789,632	-	112,111,242		
	計	9,244,310	55,107,420	89,065,442	87,035	153,504,207		

その他支出	他会計繰入金支出	214,321	312,280	280,000	84,000	890,601
	その他支出	176,151	225,204	2,123,534	130,334	2,655,223
	計	390,472	537,484	2,403,534	214,334	3,545,824
分収交付金		90,043	3,945,927	33,024,646	1,666,011	38,726,627
合 計		58,497,597	96,533,914	145,072,172	3,124,640	303,228,323
当期収支差額		22,920	22,920	3,154,897	2,370,280	5,525,177
次期繰越収支差額		22,920	-	3,154,897	5,525,177	5,525,177

(2) 監査の結果

多額な借入金等の存在と長期収支計画の公表について（指摘）

現在、森林公社では上記の長期収支計画について県民に対して全くディスクロージ（公表）していない。

上記に記載のとおり、借入金額（未払利息等を含む。以下同じ）はH19年度末の公庫・県・金融機関合計で360億円を超えるほど多額である。現在の長期収支計画では借入金が木材の伐採収入等により全額返済できることになっているが、長期の計画であり社会情勢や経済状況については不確実なため、将来的に岐阜県からの借入の債権放棄、または公庫や金融機関からの借入金に対して岐阜県が返済を肩代わりする可能性も否定できず、県民に対して負担を強いる可能性がある。

一般的に資金を預かる立場の者は、資金を提供した者に対して説明責任（アカウントビリティ）を負う。岐阜県は県民の税を預かる立場にあるから、県民に対して公社及び県は説明責任を果たす必要がある。

現在、森林公社では毎年最新の時価情報等に基づき長期収支計画を更新しているが、公社での内部資料を更新しているに過ぎず、長期収支計画そのもの及び長期収支計画の更新内容について全く公表していない。ホームページ等で公表し、広く県民の意見を反映させる仕組みを構築する必要がある。

県及び公社の方針について（指摘）

現在、分収造林事業に対する岐阜県及び公社の方針が、環境を保全するための公益性を重視した事業なのか、採算を考慮した投資事業なのか説明およびPRが不十分な状況である。公益性を重視した事業であれば、広く一般県民に対して環境保全及び災害防止効果などをPRし、多額の負担を県民に強いる可能性が生じることに理解を求める必要がある。また、後者の方針であればより現実的なリスクを特定して計画を作成し投資に対する回収予定額を正確に測定する必要がある。一般的に計画は長期になればなるほど不確実性リスクが生じ正確性に欠ける。

平成19年度の公社のPR活動はホームページによる公社事業の公表や、県民向けに年に1回開催されるイベント「森と木とのふれあいフェア」における公社事業のPRのみで環境保全及び災害防止効果などのPRとしては不十分な状態である。また、公社は平成16年度より分収造林契約期間を当初の50年から100年へ変更しているため、結果として長期収支計画の正確性は低下しているといえる。岐阜県

は分収造林事業について公益性の高い事業と位置づけ、将来県民に対して負担を強いる可能性を示唆しながらも、採算性を確保できるという長期収支計画は計画が長期化しているため結果として正確性が低下し、公益性以外に岐阜県の目標としている採算確保については信頼性が低下している状況であるといえる。

公社を廃止し、県が事業を引き継いだ県もある。具体的に紹介すると、岩手県、大分県は平成 19 年度に森林公社（または林業公社）を廃止した。また、岡山県は平成 16 年度末に公社の公庫等債務を県が一括立替えている。他の約 40 団体の森林公社は、現在廃止等の決定を行わず、従来どおり分収造林事業を継続している。

また、森林公社の問題は、全国的な課題であり、国（林野庁等）が公社支援のための対策（補助金、交付金）を講じていることから、現在の状態を勘案すると、国の支援を受けながら経営改善を図ることが有利であるといえる。このため、公社を存続させ、県と公社とが連携し、次のような経営改善策を進めていく必要があると考えられる。

- （ア）累積債務軽減のための経営改善計画を策定し、毎年、実行・評価・検証を行う。
- （イ）所有者との間の契約変更（分収率の見直し）を集中的に進める。
- （ウ）食害等のため今後の成長によっても十分な価格での売却が見込めない森林について、契約解除、繰上げ償還等によってコスト削減を図る。
- （エ）収入間伐を積極的に行う。
- （オ）他の類似団体との管理部門の統合等を検討する。
- （カ）分収林の新規事業は行わない。
- （キ）分収林を調査・評価し、今後の管理の継続・契約解除等を検討・決定する。
- （ク）公社が有している森林管理機能を活用し、社会貢献の検討を行う。

なお、上記のほか、森林公社の経営改善の課題を抱える他県とも連携して、分収林制度が抱える問題の抜本的な解決に向け、国に対して提言をしていく必要がある。

いずれにせよ、公社の経営状況は極めて厳しい状況であるから、岐阜県及び公社は今後の方針について基本施策で方向性を示し、県民の理解を得られるよう努力する必要がある。

2. 白山林道事業について

（1）概要

白山スーパー林道は、岐阜県と石川県の両県にまたがり、出入り口が各県それぞれに存在する。料金所もそれぞれの出入り口にあり入場する際に利用料を徴収する。このため利用料収入については、岐阜県森林公社と石川県林業公社がそれぞれ徴収した金額を合算し、一定の基準で按分している。事業費等については、県境で林道が区分され各県公社で各々負担している。

石川県林業公社と協議した現行（平成 15 年度から平成 20 年度）の利用料配分率は以下の通りである。

項目	岐阜県側	石川県側	計	備考
整備事業費	24.03%	75.97%	100%	平成 13 年までの開設・改良事業費等の累計実績
管理費	40.38%	59.62%	100%	平成 13 年までの維持補修費、人件費等の累計実績
利用料収入	44.70%	55.30%	100%	平成 13 年までの各県ゲートでの利用料金の累計実績
配分率	36.37%	63.63%	100%	上記 3 項目の単純平均

また、白山林道事業の収支状況及び期末借入金の高は以下の通りである。

最近 5 年間の白山林道事業の要約収支計算表 (単位：千円)

科目 / 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
利用料収入 A	131,088	105,369	114,288	116,314	97,997
補助金等収入	36,798	45,939	46,219	14,624	65,816
その他収入 B	21,743	23,405	583	634	719
収入計	189,629	174,714	161,091	131,573	164,533
維持補修費支出	87,703	91,248	93,018	67,209	65,731
その他支出	76,258	93,591	55,190	56,543	46,042
支出計 (借入金返済支出前) C	163,962	184,840	148,208	123,753	111,774
当期収支差額 (借入金返済支出前)	25,667	10,125	12,882	7,820	52,758
借入金返済支出	28,765	30,119	31,537	22,848	70,137
当期収支差額	3,097	40,245	18,655	15,028	17,379
借入金期末残高	1,018,316	988,196	956,658	933,809	863,671
公社自力収支 (A + B - C)	11,130	56,065	33,336	6,803	13,057

平成 19 年度より岐阜県は公社に対する補助金支給方針を変更し、公社の維持補修費の全額を補助対象としている。

(2) 監査の結果

利用料収入の配分割合について (指摘)

配分割合について、岐阜県森林公社と石川県林業公社では過去から協議により算定因子を模索してきた。しかし、現在の方法では、整備費や管理費の金額が算定因子に算入されており、経営努力により整備費や管理費を削減すればするほど、配分割合が悪化し利用料収入の配分が減少してしまう。今後、石川県林業公社と再度協議し、経営努力が反映される方法へ変更するよう交渉し、結果についてはホームページなどで公表する必要がある。

利用促進のための活動について（指摘）

利用を促進するためにPR活動を行う必要がある。現在、東海北陸自動車道の全線開通に関連し、白山スーパー林道のPR及び割引キャンペーンを実施している。しかし、PRを行うにあたり知名度、利用頻度などの事前調査を行っていない。効果的なPRが不十分な状況であるといえる。本来であれば、無作為に抽出した一般人に対して、白山スーパー林道の利用実態、認知度、評判などをアンケートし、その結果に応じてPR方法を検討していく必要がある。現在、公社がおこなっているアンケートは白山スーパー林道を利用した者に対してのみであり、トイレなどの施設の整備状況などの満足度に関するものであった。利用者に対するアンケートも施設改良、満足度向上のために必要であるが、白山スーパー林道は観光施設であるから、公社は無作為抽出のアンケートを入手し不特定多数の関心を調査する必要がある。

またホームページでもPRを集中的に行う必要がある。検索で白山スーパー林道が抽出されることやバナーなどでPRすべきである。また看板などを多く設置し利用者を増加させる必要がある。

事業計画の正確性（指摘）

公社は平成19年10月に『白山スーパー林道経営改善計画』を作成している。その中に記載されている平成20年度以降の損益見込計画は以下の通りである。

損益見込計画（要約版、平成26年度以降は省略）（単位：百万円）

科目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用台数（千台）	90	95	100	105	110	120
利用料収入	124	124	127	129	132	139
補助金収入（維持補修費の100%）	65	65	65	65	65	65
収益合計	189	189	192	194	197	204
運営費	114	114	114	113	114	113
減価償却費	20	18	17	15	14	13
費用合計	134	132	131	128	128	126
当期損益	55	57	61	66	69	78

平成26年度以降の利用台数は120千台を計画している。

なお、白山スーパー林道の最近20年の利用台数は以下の通りである。

年度	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
利用台数（千台）	112	82	115	100	127	121	118	104	92
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
利用台数（千台）	102	112	110	90	92	74	85	88	77

最近 20 年で利用台数が 120 千台を超えた平成 6 年度及び平成 7 年度は、平成 7 年に白川郷が世界遺産に指定され観光客が増加したことによる。

過去の利用台数実績と比較すると、現在公社が作成している『白山スーパー林道経営改善計画』における将来の利用台数目標である 120 千台は特別なイベントが無い限り、現実的に達成が困難な指標であるといえる。利益計画は実現可能な指標を設定し、将来実績と比較分析を行い、計画と実績の差異について原因を追究する基礎となるものである。また、将来計画は、今後公社が経営判断を行う上での最重要指標であり、また、岐阜県からの補助金支給の決定判断材料となりうる重要なものである。

公社は計画を見直し、実現可能な指標に基づいて将来計画を作成する必要がある。

岐阜県から公社へ支出する補助金について（指摘）

岐阜県は平成 19 年 3 月 27 日に『県単白山スーパー林道改良事業取扱要領』を改正し、従来から公社への補助金に関する補助対象事業であった部分の補助率を上昇（従来は 80%、改正後は 100%）させるとともに、新たに公社の白山林道事業にかかる維持補修事業を補助対象事業（補助率 100%）とした。これらの改正後の補助金収入（毎年 65,000 千円程度）により、公社には白山スーパー林道の維持補修費の実質的負担は全くなかったといえる。

しかし、上記「(1) 概要」の最近 5 年間の要約収支計算書の「公社自力収支」に記載のとおり、利用料収入により事業費の相当割合を回収しており、近年（直近 2 年）では 10,000 千円程度収入が不足している程度である。今後の収支見込においても利用台数の増加を見込み事業費相当額以上の利用料収入を得る予定となっている。岐阜県から支給される当該補助金のうち「公社自力収支」を超える部分（平成 19 年度の場合 52,758 千円）について、結果として公社の収支計算上の余剰金となり、公社の県借入金（平成 19 年度期末残高 863,671 千円）の返済財源に充当されている。

つまり、本来公社自身の経営努力により獲得した収支余剰金を財源として県借入金の返済を行うことができる可能性があるにもかかわらず、岐阜県が補助金を支給することにより実質的に公社の県借入金の債務免除を行っている状況であるといえる。公社が経営努力を行わなくても、結果として、公社の県借入金を県民の負担で債務免除してしまう仕組みは問題である。岐阜県は補助金の補助対象事業及び補助率を見直し、簡単に債務免除してしまうのではなく、緊急を要する道路補修等の著しく公益性（安全性）に影響を与えるものを除き、公社の経営努力で県借入金を回収できるよう再度検討する必要がある。

白山林道事業の民間企業の活用（または売却等）について（指摘）

白山林道事業は、上記に記載のとおり、経営努力により利用台数が一定数以上になれば、利益を生み出す事業である。現在、公社は『白山スーパー林道経営改善計画』を作成し、経営努力により利用台数を増加させようと試みているが、PR 等を除き、具体的な施策に乏しい可能性がある。有料道路事業は、独立して採算を確保

でき、民間でも実施可能な事業である。近年、外資系企業で日本国内の林道事業を買収しているものも存在する。これらの企業は、買収した事業をファンドに組み入れ、投資家より収集した資金に対して利益を配当している。事業から利益を捻出するため、企業は積極的な経営改善施策を実施する。このため、民間企業は経営改善施策のノウハウを十分に保有しており、効率的な運営を実施することにより事業の経営改善を図ることが可能である。

有料道路事業としては経営条件がきびしい白山林道事業においても、効率性にすぐれた民間企業への委託や売却も視野に入れ、民間企業のノウハウを十分に活用することを検討していく必要がある。

3. 理事会について

(1) 概要

直近の理事会の出席状況は以下の通りであった。

		人数	出席者	欠席者の代理出席	欠席者の書面表決
平成 20 年 3 月 平成 19 年度補正予算及び 平成 20 年度予算案の承認	理事	15 (2)	12(2)	1	2
	監事	2	1	-	-
	合計	17(2)	13(2)	1	2
平成 20 年 5 月 平成 19 年度決算の承認	理事	15 (2)	8(2)	3	2
	監事	2	1	-	-
	合計	17(2)	9(2)	3	2

当初から書面投票による決議を予定している理事会は掲載していない。

理事の人数欄の()は常勤理事の人数(内数)である。

(2) 監査の結果

理事の代理出席、書面表決について(指摘)

平成 20 年 5 月の理事会について、理事人数 15 人、出席者 8 人、欠席者の代理出席 3 人、欠席者の書面表決 2 人となっている。代理出席も書面表決もしていない欠席者が 2 人いる。

欠席理事については代理出席または書面表決を促し、少なくとも情報交換を交わすようにすべきである。

4. 出勤簿の記載について

(1) 概要

「社団法人岐阜県森林公社常勤役員就業規程」には以下のように記載されている。

第 9 条 常勤役員は、始業時刻までに出勤し、自ら出勤簿に押印しなければならない。

この規程において「常勤役員」とは、定款 12 条に規定する役員（理事長を除く。）で、常勤勤務に服するものをいう。

(2) 監査の結果（指摘）

当社において常勤役員に該当するものは理事長と専務理事の 2 名である。上記概要に記載のとおり、社団法人岐阜県森林公社常勤役員就業規則上の常勤役員として理事長は除かれるため、常勤理事としては専務理事のみが該当する。

専務理事の出勤状況を調査するため専務理事の出勤簿を閲覧したところ、本人による押印がなされておらず、白紙となっていた。

専務理事は森林公社と同じフロアの隣接する（社）木曾三川水源造成公社の事務局長も兼務しており、当該公社の出勤簿には自ら押印をしていた。しかし、専務理事は（社）岐阜県森林公社の専務理事として森林公社の出勤簿にも自らの押印が必要である。

5 . 保育保護事業費支出の契約について

(1) 概要

(単位:千円)

科 目		合 計	分収造林事業	その他
事業費支出		1,027,874	823,622	204,252
	保育保護事業費支出	396,975	396,975	—
	下刈費支出	26,550	26,550	—
	除伐費支出	58,088	58,088	—
	枝打費支出	63,428	63,428	—
	保育作業路開設費支出	50,152	50,152	—
	保育間伐費支出	146,490	146,490	—
	その他	52,267	52,267	—
	支払利息支出	276,238	276,140	98
	その他	354,661	150,507	204,154

事業費支出 1,027 百万円のうち、分収造林事業の事業費は 823 百万円である。分収造林事業の事業費 823 百万円の主な内訳は保育保護事業費支出 396 百万円、支払利息支出 276 百万円である。

支払利息の減少を行うには借入金の元本を減少させる必要があり、保育保護事業費支出 396 百万円を減少させるには、保育間伐費や枝打費等の費用の削減を行う必要がある。

保育保護事業は請負契約で外部の業者（主に森林組合）が行っている。

「岐阜県森林公社造林事業請負契約の方法に関する取扱要領」第 4 条によれば、請負契約の相手は原則として、当該分収林契約地を管内とする公社の社員である森林組

合とするとされている。すなわち、原則として属地森林組合との随意契約をすることとされている。

随意契約をする理由は、以下とおりである。

設立目的の達成と社員の役割分担の発揮

社員（出資者）である県、市町村、森林組合等が一体となりそれぞれの役割分担を発揮することにより、ひいては公社の利益増進につながるものが合理的である。

公庫融資制度における特典の活用条件

森林整備活性化資金の無利子融資または低利融資を受けられる条件は、その前提である市町村毎に樹立する森林整備合理化計画において施業受託者をあらかじめ特定しておく必要があり、施業受託者は当該市町村の森林組合とする。

分収林契約、実行、管理面における当該森林組合の必要性

分社造林事業を実施するプロセスにおいて、全て森林組合を窓口としており、公社の現行執行体制からして「事業実行」だけ分離して言及することは、公社造林事業実施上不合理である。

公社造林事業の特異性

公社造林事業は超長期的な事業であり、継続事業を前提とした責任施行的な含みがある。公社にとってより効率的な事業運営が図られ利益の増進につながる。

公社は以上を理由として、森林組合との随意契約を長年にわたり実施している。

（２）監査の結果

相見積もりの実施（指摘）

指名競争入札を実施し、森林組合だけではなく民間業者による施業または森林組合と民間業者との共同による施業に移行することが、現状ではすぐにはできないということであれば、その前段階として森林組合以外の他の民間業者からの相見積もりを取るべきといえる。

現在の随意契約による請負価格の決定は森林組合から見積もりをとり、社団法人岐阜県森林公社が自ら積算する請負価格と比較検討することにより、請負価額が決定されている。

森林組合以外の業者からの相見積もりは現在行われていない。請負費を削減するために、他の民間業者から相見積もりを取り、森林組合との請負価額の決定において参考資料とすべきである。

随意契約の見直し（意見）

保育保護事業費支出（396,975 千円）の財源の大半は保育保護事業補助金収入（309,897 千円）で賄われている現状を考えると補助金なしでは事業の運営ができ

ない状況にある。換言すれば、県の補助金支出を削減するには事業費支出をいかに節約できるかがポイントになる。

事業費支出を削減するにはその中心的な事業である保育保護事業の請負契約について森林組合による随意契約を継続することは経済的合理性が害されている可能性がある。

「(1)概要」に記載の随意契約を行う理由にはそれなりに正当性はあると思われる。

しかし、今後は随意契約を見直し、指名競争入札を実施し、森林組合だけでなく民間業者による施業を実施するかまたは森林組合と民間業者との共同による施業を行い、事業費（請負契約金額）の削減を図ることを試みることは有益と考える。

民間業者との価格競争原理を取り入れ、従来から当たり前とされてきた事業単価、工数等を見直し事業費の節約努力が望まれる。

民間業者のノウハウを取り入れて少しでも経費削減を行うことが望まれる。

6. 入札について

(1) 概要

白山林道事業においては、春季除雪事業、維持補修事業、改良工事等の執行業者選定にあたって、予定価格公表のもと各指名業者に通知がなされた上で指名競争入札が行われている。以下の表はその過去5年の推移である。

(単位：千円)

事業名/年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
春期除雪事業	12,600	11,917	11,130	11,865	8,190
	A社	A社	A社	A社	A社
	96.7%	97.7%	97.9%	96.8%	95.6%
道路維持補修事業 (単価契約)					12,180
					A社
					95.8%
舗装補修事業	18,375	18,795	20,265	20,265	18,165
	E社	F社	B社	B社	B社
	96.7%	89.9%	92.9%	97.3%	96.1%
県単林道改良事業	3,675	33,180	12,600	13,020	19,740
	D社	G社	D社	C社	C社
	96.4%	91.9%	90.2%	94.9%	94.1%
県単林道改良事業	3,465	11,550	29,715	3,255	
	H社	A社	C社	D社	
	90.0%	97.5%	92.5%	92.5%	

県単林道改良事業	29,715	1,890	7,927		
	C社	I社	J社		
	97.6%	96.7%	98.8%		
合計	67,830	77,332	81,637	48,405	58,275

(上掲の表において、上段は落札金額、中段は落札業者、下段は落札率である。)

春季除雪事業については過去5年同じ業者が落札しており、落札率も全て95%以上と高い。また平成19年度の道路維持補修事業も同社が落札しており95%以上の落札率である。

舗装補修事業については過去3年同じ業者が落札しており、落札率も95%程度の高水準で推移している。

県単林道改良事業については過去5年で12回執行されているが、最も多い業者で12回中4回、次に多い業者で12回中3回落札しており、落札率も常に90%以上である。

(2) 監査の結果(指摘)

指名競争入札の実施状況を検討した結果、白山林道春季除雪事業に関しては、白山林道開通から30年以上継続して同じ業者が落札していた。落札率は上掲の通り95%以上と高落札率で推移している。

また他の事業に関しても落札率は高く、落札業者も複数年連続して落札していた。

これらを勘案すると現状の入札方法では、入札の実効性が確保されていない可能性が高い。そのため指名業者の選定にあたり、地元業者に限定せずに入札を実行するなど、入札の実効性が確保されるような仕組みを整える必要がある。

7. 委託料について

(1) 概要

委託料の主な内訳ごとの過去5年間の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名/年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
(分収造林事業)					
公社造林地現況調査業務	8,560	13,072	7,070	7,043	-
造林管理システム維持管理	5,410	-	-	-	-
歩道補修及び境界確認	-	-	-	-	32,914
会計・税務処理確認指導委託	-	-	-	-	1,114
その他	2,965	3,187	3,875	3,919	4,065
事業計	16,936	16,259	10,946	10,963	38,094
(県営林受託事業)					

県営林地巡視調査等業務	-	-	-	5,162	4,967
その他	4,618	6,605	6,809	1,858	1,813
事業計	4,618	6,605	6,809	7,021	6,780
(白山林道事業)					
料金徴収等業務・便所清掃業務	13,021	13,563	12,901	12,383	14,076
三方岩隧道調査業務	4,481	-	-	-	-
衛星非常電話保守管理委託	-	-	-	-	1,123
その他	1,384	1,573	1,588	2,939	2,845
事業計	18,886	15,136	14,489	15,322	18,044
(林業労働力対策事業)					
雇用対策研修に関する実技研修の委託	2,030	-	-	-	-
緑の雇用担い手育成対策事業	2,310	-	-	-	-
きこり養成塾支援事業	-	-	18,789	-	-
その他	499	262	1,369	-	6
事業計	4,839	262	20,158	-	6
(受託事業)					
治山林道測量設計業務	29,067	16,674	8,678	-	-
保安林整備測量業務	-	-	1,046	-	-
その他	328	958	938	5,600	-
事業計	29,396	17,632	10,663	5,600	-
合計	74,678	55,896	63,065	38,907	62,924

上記の推移のとおり、分収造林事業については平成 19 年度に多額に発生している。また県営林受託事業、白山林道事業については毎年度同程度の金額で推移している。さらに林業労働力対策事業、受託事業については近年ほとんど委託料が発生していない。

(2) 監査の結果

白山林道事業について(指摘)

白山林道事業についてはその契約額が過去 5 年同程度で推移しており、主なものは料金徴収等業務・便所清掃業務である。当該業務の委託先は白川村で、「会計規則取扱要領第 141 条関係 1-(二)」「(特殊技術を要する契約)に従った 1 者随意契約となっている。しかし現在、白川村では人員不足等のため当該業務を外部の業者に再委託しており、指名競争入札を行って業者を選定しているが、結果として再委託開始年度である平成 5 年度から現在まで継続して同一業者が選定されている。

このような公社の選定方法は規程には準拠しているが経費削減の努力が充分なされていないとは言い難い。そのため今後は規程の見直しを含め、委託先の選定やその単価、工数の見直しを行い、経費削減に努める必要がある。

分収造林事業及び県営林受託事業について（意見）

平成 19 年度の委託料の約半分を占める分収造林事業では、歩道補修及び境界確認の実施に 32 百万円ほど発生しているが、これは平成 18 年度まで請負契約として実施されていた業務を経費削減のため委託契約に変更したものである。平成 18 年度は当該請負契約に 50 百万円程度支出されているため支出は減少している。なお当該業務の実施に関しては市町村と協定を結び支援交付金を受けて 5 年単位で実施しており、平成 23 年度までは実施する予定であるが、支援交付金を受けられなくなればその後は実施しない見込である。

県営林受託事業については毎年 5 百万円から 7 百万円程度で推移しておりそのほとんどは県営林地巡視調査業務である。この業務は従来、土地の所有者を管理人に任命し報酬で支払っていたものと、各森林組合に委託契約で実施していたものと 2 方法の業務形態で実施していたものであるが、合理化のため平成 16 年度から各森林組合への委託契約に一本化している。

これら分収造林事業、県営林受託事業の委託先はそのほとんどが属地森林組合であり、契約方法も 1 者随意契約である。これは公社の内部規程である「森林整備地域活動事業実施要領」「分収造林契約更改業務委託要領」「分収造林地管理業務委託要領」に従った取扱ではあるものの、森林組合に対する委託料の見直しは近年行われておらず、またどの委託契約も予定価格と契約価格が近似している。そのため今後は、入札の実施や森林組合に対する委託料の見直しなど、経費削減の可能性を検討することが望まれる。

8. 固定資産、物品について

(1) 概要

公社では、「社団法人岐阜県森林公社会計処理規程」(以下「規程」という。)が定められており、これは公社の経理処理の基本を定めるとともに、収入及び支出の状況並びに財政状態について、それぞれの内容を正確かつ迅速に把握し、公社の事業活動の計数的統制とその効率的運営を図ることを目的としている。

【社団法人岐阜県森林公社会計処理規程】(一部抜粋)

第 7 章 固定資産

(固定資産の範囲)

第 57 条 この規程において「固定資産」とは、次の各号をいい、基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分するものとする。

(省略)

(3) その他固定資産

イ 建物 ロ 構築物 ハ 車両運搬具 ニ 工具、器具及び備品 ホ 土地
ヘ 建設仮勘定 ト 電話加入権 チ ソフトウェア

2 その他固定資産に掲記した有形固定資産は、耐用年数が 1 年以上で、かつ、取得

価額が 10 万円以上の使用目的の資産をいう。

(購入)

第 59 条 出納役は、固定資産を購入しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 購入しようとする固定資産の名称、種類、数量等

(省略)

2 前項の書類には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添付しなければならない。

(固定資産の管理)

第 66 条 経理責任者は、職員のうちから固定資産及び次章の物品(以下「固定資産等」という。)の管理者を指名するものとする。

2 前項の固定資産等の管理者は、固定資産台帳に取得、移動、保全状況等について所要の記録をして管理しなければならない。

(売却等)

第 69 条 固定資産等の管理者は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称、種類、数量等

(省略)

2 前項の固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がいらない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達していない場合に限るものとする。

(売却等に関する報告)

第 70 条 固定資産等の管理者は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄したときは、速やかに当該売却、撤去又は廃棄に関する報告書を作成して、理事長に報告しなければならない。

(現物との照合)

第 72 条 固定資産等の管理者は、固定資産を常に良好な状態で管理し、少なくとも毎会計年度 1 回以上固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合にはその旨を経理責任者に報告し、その指示を受けて帳簿の整備等を行うものとする。

第 8 章 物品

(物品の範囲)

第 73 条 この規程において「物品」とは、有形固定資産以外のもので、次の各号のものをいう。

(1) 消耗品 事務用消耗品、事業用消耗品等で、消耗什器備品以外のもの

(2) 消耗什器備品 耐用年数 1 年以上の物で、かつ、その取得価額が 2 万円以上

10万円未満のもの

(物品の購入)

第74条 物品を購入しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類によって、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(1) 購入しようとする物品の名称、種類、数量等

(省略)

(物品の管理)

第76条 物品は、常に良好な状態で管理されなければならない。

2 固定資産等の管理者は、原則として、消耗什器備品台帳及び物品受払台帳を設けて、所要の記録を行い、その所在の状況及び残高を明らかにしておかなければならない。

(備品票の貼付)

第77条 固定資産等の管理者は、第57条第1項3号二の工具、器具及び備品並びに消耗什器備品に、品名、番号及び公社名を記載した備品票を貼付しなければならない。

(不用品の処分)

第78条 固定資産等の管理者は、不用となり、又は使用に耐えなくなった物品を不用品として整理し、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けて、これを売却することができる。ただし、買い受け人がいない場合、売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合その他売却することが適当でないと認められる場合には、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けて、これを廃棄することができる。

(現物との照合)

第79条 固定資産等の管理者は、少なくとも毎会計年度1回以上消耗什器備品台帳及び物品受払台帳と現物を照合しなければならない。この場合において、差異があるときは第72条の規定を準用する。

(2) 監査の結果

資産管理体制の整備について(指摘)

公社ではこれまでに取得した資産に関し不明な点が多く所有している資産に関する認識が不十分であるため、過去の固定資産台帳や取得の証憑からリストを作成し現物と突合することで実態把握を進めている段階である。しかし所有資産が明らかでないことは大変重要な問題であり、どういった資産をどのような状態で有しているかを把握する事は適切な資産管理をするための前提条件である。そのためまず実態把握を早急に完了させ、公社として所有している資産の実態を明らかにする必要がある。

資産計上について(指摘)

平成19年10月に取得した蓮如茶屋公衆トイレ発電機は、耐用年数1年以上かつ

取得価格 10 万円以上であるため、規程第 57 条 2 項によれば固定資産として計上すべきことが要求される。しかし現状では「白山スーパー林道維持補修事業費」として一括費用計上されてしまっているため、一括費用処理すべきではなく固定資産台帳に資産計上し償却処理して行く必要がある。

備品票について（指摘）

公社では備品票の様式が定まっていないことに加え、貼付されているものとされていないものが混在しており規程第 77 条に従った適切な管理がなされていない。そのため規程上の必要事項を具備した備品票の様式を定めた上で各資産に貼付し、適切な管理ができるよう改善する必要がある。

台帳整備について（指摘）

公社では固定資産については固定資産管理台帳、物品については備品管理台帳、物品受払台帳を作成し管理している。しかし備品管理台帳は 10 万円未満の資産に関し取得の事実を記録しているだけであるため、備品管理台帳を規程第 76 条の定める消耗什器備品管理台帳として用いるには、取得の記録だけでなく管理ナンバーの付与や現物照合、処分の記録等の処理も継続して行って行く必要がある。

また平成 18 年 12 月に取得した取得価格約 145 千円の PC は、規程第 57 条 2 項によれば固定資産に該当するため、規程第 66 条 2 項に従って固定資産台帳に計上し管理することが要求されるにも拘らず費用で落とした上で備品管理台帳に計上されてしまっている。そのため当該 PC については固定資産管理台帳に資産計上し減価償却を行って行く必要がある。

現物照合について（指摘）

先に述べた通り公社では未だ所有資産の把握が不十分であり、固定資産の現物との照合は実施途上にある。そのため規程第 72 条に従った取扱いがなされておらず、まず現物照合が適切に実施できる環境を整備する必要がある。また現状では照合に当たり現物の状態は確かめているが遊休資産か否かなどの使用状況の確認がなされておらず、これでは不要な資産の早期処分等が適切に実施できないため、使用状況の確認も併せて実施すべきである。

物品に関しては台帳の補助簿である物品払出表綴りで払い出しと転記のチェックは行われているが、現物との照合の証跡が一定でないため適切に実施されているか不明である。そのため物品の現物との照合についても、照合の証跡や記録に関し一定のルールを定め、規程第 79 条に従って適切に実施する必要がある。

購入について（指摘）

規程第 59 条は固定資産の購入に際し必要書類を添付の上で適切な決裁権者の決裁を受けることを定めているが、平成 18 年 7 月取得の PC 購入にあたり必要な添付

書類である「(別紙2) 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書」の添付漏れなどがあり、書類不備が散見される。また経費支出伺いにおける専務理事の押印もれや「(別紙2) 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書」における理由記載欄の記載漏れ、予定価格欄の記入漏れなど記載不備も散見される。さらに平成18年6月の支出金調書添付資料「(別紙2) 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書」には予定価格10万円を超えるにも拘らず、10万円を超えないと記載されているなど記載誤りも認められる。必要書類の不備については決裁が適切になされているか否かに関し疑義を抱かせるため、規程を周知徹底して改善する必要がある。

また平成19年8月に外付けHDDが2回に分け個々の取得を10万円未満としたうえで相見積りなしで取得されている。2回に分けて取得された資産については、1回で取得するならば10万円を超過するため、相見積りをとる必要がある。

なお固定資産や物品の取得にあたり適切な決裁を受けている案件についても、当該決裁書が決裁書綴りと固定資産管理台帳に分かれて保管されており一元管理がなされていない。そのため決裁書に関しても決裁書綴りに綴るなどルールを定め管理を適切に行うべきである。

売却、除却、廃棄について(指摘)

公社では、固定資産や物品の売却、除却、廃棄にあたり、10万円以上のもののみ決裁を受けており10万円未満のものは決裁を受けていない。しかし規程第69条、78条によれば固定資産や物品の売却、除却、廃棄にあたっては金額の多寡に拘らず事務決裁規程の定めるところにより決裁を受けるものとされている。そのため10万円未満のものに関しても適宜、適切な決裁権者の決裁を受ける必要がある。

また、平成19年3月に売却の決裁を受けている車両や、同月に廃棄の決裁を受けているPC等44点など決裁を受けている事案に関しても、所定の添付資料「随意契約説明書別紙4」が付されていないなど書類不備が認められるため改善する必要がある。

さらに規程第70条で求められている固定資産の売却、撤去、廃棄に関する理事長への報告書が一切作成されていない。そのため今後は規程に従って適切に実施する必要がある。

リース資産について(指摘)

公社では保有するリース資産についてリース資産台帳を作成の上で管理しているが、リース資産台帳上管理ナンバーは付されておらず管理票の貼付もなされていない。また現物との照合も実施されていない。リース資産についても管理責任を負う以上、管理ナンバーを付した上で毎会計期間に1回以上は台帳と現物を照合しその実在性や状態を確かめて適切に管理する必要がある。